

会 議 録 目 次

平成24年第4回曾於市議会定例会

会期日程	1
○12月4日(火)	
議事日程第1号	3
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
仮議長の選任を議長に委任する件	7
陳情第3号	7
報告第8号	8
承認案第7号	9
同意案第1号	14
議案第58号	16
議案第57号、議案第59号～議案第78号	17
散 会	25
○12月6日(木)	
議事日程第2号	29
開 議	31
一般質問	
五位塚 剛 議員	31
今 鶴 治 信 議員	51
迫 杉 雄 議員	63
散 会	79
○12月7日(金)	
議事日程第3号	81
開 議	83
一般質問	
海 野 隆 平 議員	83
徳 峰 一 成 議員	94
土 屋 健 一 議員	122

散 会	134
○12月10日（月）	
議事日程第4号	135
開 議	137
一般質問	
九 日 克 典 議員	137
大 津 亮 二 議員	153
散 会	180
○12月11日（火）	
議事日程第5号	181
開 議	184
議案第63号	184
議案第58号	185
議案第59号～議案第62号	194
議案第64号、議案第71号	204
議案第65号、議案第66号、議案第72号～議案第74号	221
議案第57号、議案第67号～議案第70号	231
議案第75号	238
議案第76号～議案第78号	249
議案撤回の件	250
散 会	252
○12月21日（金）	
議事日程第6号	253
開 議	256
発言の取消について	256
議案第58号	256
議案第59号～議案第62号	262
議案第71号	271
議案第65号、議案第66号、議案第72号～議案第74号	272
議案第57号、議案第67号～議案第70号	278
議案第75号	285
議案第76号～議案第78号	295
発議第6号	297
議員派遣の件	299

閉会中の継続調査申出について	300
閉 会	301

平成24年第4回曾於市議會定例会

会 期 日 程

平成 24 年第 4 回曾於市議會定例会会期日程

会期 18 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	4	火	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	5	水	休 会	
	6	木	本 会 議	○一般質問
	7	金	本 会 議	○一般質問
	8	土	休 日	
	9	日	休 日	
	1 0	月	本 会 議	○一般質問
	1 1	火	本 会 議	○議案審議・表決・委員会付託
	1 2	水	休 会	常任委員会
	1 3	木	休 会	常任委員会
	1 4	金	休 会	常任委員会
	1 5	土	休 日	
	1 6	日	休 日	衆議院議員選挙
	1 7	月	休 会	
	1 8	火	休 会	
	1 9	水	休 会	
	2 0	木	休 会	

月	日	曜	会 議	摘 要
1 2	2 1	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成24年第4回曾於市議會定例会

平成24年12月4日

(第1日目)

平成24年第4回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月4日（火曜日）
午前10時開会
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 仮議長の選任を議長に委任する件
- 第6 陳情第3号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書」
(建設経済常任委員長報告)
- 第7 報告第8号 専決処分事項の報告について
(鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更)
- 第8 承認案第7号 専決処分事項の承認を求めることについて
(平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号）)
- 第9 同意案第1号 教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第58号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

(以下21件一括提案)
第11 議案第57号 団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）
第12 議案第59号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
第13 議案第60号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）
第14 議案第61号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）
第15 議案第62号 指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）

- 第16 議案第63号 曾於地区介護保険組合規約の変更について
- 第17 議案第64号 曾於市の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第65号 曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第66号 曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第20 議案第67号 曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
- 第21 議案第68号 曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第69号 曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 第23 議案第70号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第71号 曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第72号 曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第26 議案第73号 曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第27 議案第74号 曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 第28 議案第75号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）
- 第29 議案第76号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）
- 第30 議案第77号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第3号）
- 第31 議案第78号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 今 鶴 治 信 | 2番 九 日 克 典 | 3番 八 木 秋 博 |
| 4番 土 屋 健 一 | 5番 山 下 諭 | 6番 原 田 賢一郎 |
| 7番 山 田 義 盛 | 8番 大川内 富 男 | 9番 西 川 熊 則 |
| 10番 大川原 主 税 | 11番 吉 村 幸 治 | 12番 （ 欠 員 ） |
| 13番 渡 辺 利 治 | 14番 海 野 隆 平 | 15番 久 長 登良男 |
| 16番 五位塚 剛 | 17番 漆 間 純 明 | 18番 大 津 亮 二 |
| 19番 迫 杉 雄 | 20番 坂 口 幸 夫 | 21番 徳 峰 一 成 |
| 22番 谷 口 義 則 | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男
参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	神宮司 寛
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	堀之菌 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開会 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより平成24年第4回曾於市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、大津亮二議員及び迫杉雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。私、議長と渡辺副議長が、株式会社メセナ食彩センターの取締役就任しているため、議案第58号については除斥に該当しますので、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

それでは、本日の仮議長に、久長登良男議員を指名します。

日程第6 陳情第3号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書」

○議長（谷口義則）

次に、日程第6、陳情第3号、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書」を議題といたします。

本件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

建設経済常任委員会付託事件の審査を終わりましたので、報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託された継続審査中の陳情1件について、11月16日に委員会を開き慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

陳情第3号、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書」

陳情書にある3項目のうち、1項目めの地方分権については、拙速な結論を出さず情報は事前に開示すること。2項目めの防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・充実は当然のこととして、3項目めの国土交通省関係の出先機関の廃止と地方移譲は行わないことについて、意見が集中した。

主な意見としては、次のようなものがありました。

1、陳情主体は国土交通省管理職ユニオン九州支部大隅分会である。国家公務員の身分保障が目的ではないか。

2、地方分権の意義は分かるが、これに伴う財源移譲が明確でない。

3、国の出先機関廃止後の受け皿とされる道州制や広域連合の詳細が不明。

4、本陳情にある大隅河川国道事務所は本市とどのようなかわりがあるのか。

5、新聞報道では全国市議長会、全国市長会も慎重な態度である。

これらのほか、次期政権は本問題をどのように取り扱い進捗させるかわからない、本陳情を採択することは現状維持となるので、今後も議論ができるのではないかと、といった意見も出されました。

以上、審査を終え、本委員会は本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第3号、安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書は採択することに決しました。

日程第7 報告第8号 専決処分事項の報告について（鹿児島県市町村総合事務組合

規約の変更)

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、報告第8号、専決処分事項の報告について（鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第7、報告第8号、専決処分事項の報告について説明いたします。

鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更については、平成25年4月1日から非常勤職員の公務災害補償等業務に、西之表市を加えることに伴い地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については、以上で終わります。

日程第8 承認案第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第3号））

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、承認案第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第3号）について）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第8、承認案第7号、専決処分事項の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は平成24年度曾於市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月21日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

去る11月16日の衆議院の解散に伴い、第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査を執行するため、議会の議決すべき事件について、特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであります。

歳入については、県からの選挙費委託金を2,836万7,000円、前年度繰越金を9,000円計上しています。

歳出は、衆議院議員選挙費を2,826万9,000円、最高裁判所裁判官国民審査費を10万7,000円計上しています。

この結果、歳入歳出予算の補正額は2,837万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ223億1,222万4,000円となりました。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

1点だけ質問をしたいと思います。

今回は突然の国会の解散によって、衆議院選挙が行われるというための専決処分の提案でございますが、11月の21日に専決処分されたという提案でございますけど、歳入については県からの補助金が主なようでございますけど、この歳入については、いつ付で入ってくるのか、もう既に入っているのか、確認を求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

まだ、試算でございまして、今から決定がありまして下りてきますので、まだ入っていないところでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

今、総務課長の答弁では、まだ入っていないということでございますけど、もと一般会計補正予算を、きょう提案して専決で承認をするという、これ自体がいかげなものかという疑問も感じるわけでございます。

まあ、議会が21日までで終わりますから、それまでに予算の執行をしなければならない、しかし、まだ予算の歳入については、いつ入ってくるかわからない、それをきょう、今のこの段階で採決をするという、この矛盾点をちょっと私疑問に感じるんですけど、誰か、副市長でもそのあたり説明できる人がおったら、説明していただきたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

選挙の歳費につきましては、国の予算枠の中で下りてくるのが決定していると思っております。

また、21日の執行ですが、選挙をするための今までの作業というのがございます、臨時職員さんを来ていただきまして、投開票の準備、それから計算機等の入札関係、

それから入場券の出力、それから選挙管理委員会の開催もろもろのものが、もう21日からスタートしているわけで、予算がないとこの作業ができないということで、21日から専決で予算を執行させていただいているところでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

事情としてはよくわかるんですね。予算のない状況の中で国会を解散されて準備をしなければならない。まあ、例えば掲示板等をつくるためにその準備、ベニヤを買ってその作業をシルバーか業者に委託をする、しかし、予算はまだもらっていない。しかし、その予算はいつ入ってくるかという裏づけもないわけですけど、そういうのが私たち議会との関係で正しいのかなという疑問を持っていたんですよ。

要するに、いつ付でちゃんと国・県から含めて予算が入ってきますという確約書みたいなものがなくて、架空の予算書を出して認めてくださいという、この提案が果たしていいのかなあという疑問を感じましたので、再度、総務課長お答え願いたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

従来、過去何十回と選挙があったわけですが、国の選挙につきましては国の予算の歳費ということで、従来どおりやってきておりますので、間違いなく入ってくるものと思って予算組みをしたところです。また、県のほうにも予算枠の執行の申し出ということでやっておりますので、確実性は従来どおり高いというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

今の質問は、この補正予算を組んで専決処分が妥当か、あるいは予備費計上で歳出、支出するのが妥当であるか、完全ということはこの場合はあり得ないと思うんですけども、ちょっと検討が必要かと思います。

質問の第1点でありますけれども、今回の衆議院選挙でも、この公営掲示板の箇所については、まだ十分な見直しがされておられません。先ごろ全員協議会でも、この公営掲示板の箇所の変更等については一定の説明提案がありましたけれども、この間ずっと見てみて、曾於市においては人口の減、有権者の減、特に農村地域における減少を含めて大きな変化があります。

単純に人口の多いところに掲示板の数を機械的にふやすということは、もちろん

考えなければいけませんけれども、単純にそうした判断はすべきではないですけれども、しかし、この小さな集落に、けさほども私チェックをしてきたんですけれども、2カ所も掲示板が見られるところが幾つもあります。

そういったところ等について、どれだけ今回の衆議院選挙では見直しがされて、より適切な形で公営掲示板の設置等については配置がされたのか、当然、検討・見直しはされていると思いますので、この1点だけ報告してください。

○総務課長（大窪章義）

掲示板の設置箇所については、従来の衆議院選挙とおおよそ同じところに立っております。まあ、見直しをしたかということでございますが、設置箇所につきましてはシルバー等々の設置場所の指定もございまして、実際はしていないと、していないと申しますか、従来のところでよいという考えのもとに立てているところがございます。

ただ、地権者との関係で場所を少し移動したところがございます。そういう箇所以外は従来のおりということで、この前も全協でお話しましたとおり見直しにかかっておりますので、再度検討していきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

誰が見ても、もう見直しをすべき今の実態、これは地域の実情を知ったら、誰が見ても見直しをすべきことがはっきりしているのに、そう時間はかからないわけがありますから。

選挙というのは、やはり1年に何回か開かれるわけではないですので、ですからそのあたりは、そう労力もかからんでしょうから、しっかりと見直しをした上で一つ一つの選挙には対応するべきではないでしょうか。これは、次回の選挙からはそのようにしていただきたいと思います。どなたでもいいですので、責任ある方の責任ある答弁をしてください。だらだらしてはいかんですよ。

○総務課長（大窪章義）

掲示板の設置場所につきましては、それぞれ面積、地区ごとに数が決まっておりますので、その範囲内の中で設置しているわけですけど。もう今、議員がおっしゃいましたように、目の前の近くに2カ所も立っているというような状況等があるということですので、再度、確認をしまして、次回の選挙のときに再度検討していきたいと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（大窪章義）

調査はしているんですが、そういう状況にあるのかどうか、再度確認をさせてい

ただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○21番（徳峰一成議員）

ちょっとくどい質問になりますけれども、受けとめ方が弱いですね。今後検討ではなくて、曾於市というのは広い地域ではないんですよ。ですから、どれだけあるかというのは2日間くらいかけたらチェックができるんですよ。

ですから、それをやるかどうか、事務的なことを含めての問題でありますので、あえてやることではそうないですので、地権者との関係がありますけれども。次回から、よりしっかりした形で見直しをした上でしていただきたいと思います。もっと責任ある答弁をしてください。だらだらとしないということで。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

先般、見直しのために全体を調査をいたしております。したがって、その調査に基づき今も見直し体制を検討しているところです。

今おっしゃいましたように、次の来年度の選挙に向けまして、十分そこを、調査は終わっておりますので、内部で検討しまして修正できるところは修正していくというふうに考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、承認案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第7号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第3号）について）は承認することに決しました。

日程第9 同意案第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、同意案第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第9、同意案第1号、教育委員会委員の任命について説明いたします。

教育委員馬場雅子氏の任期が、平成24年12月26日をもって満了することに伴い、同氏を再任するため提案するものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、同氏の任期は4年となります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、同意案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は20人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に坂口幸夫議員及び徳峰一成議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。坂口議員及び徳峰議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。投票総数20票、これは先ほどの出席議員の数に符合いたしております。そのうち賛成19票、反対1票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意案第1号、教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

日程第10 議案第58号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、議案第58号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）を議題といたします。

ここで議長席を、仮議長と交代します。

（議長交代）

○仮議長（久長登良男）

地方自治法第117条の規定によって谷口議長及び渡辺副議長の退場を求めます。

（谷口議長、渡辺副議長 退場）

○仮議長（久長登良男）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第10、議案第58号、指定管理者の指定について説明いたします。

平成25年度からの指定管理者について、公募施設3施設、非公募施設2施設につきまして選定委員会を開催し、指定管理者の選定を行いました。その結果、「ゆず搾汁センター」については、平成25年度から29年度までの5年間を、株式会社メセナ食彩センターへ指定管理者として指定するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○仮議長（久長登良男）

谷口議長及び渡辺副議長の入場を許可します。

(谷口議長、渡辺副議長 入場)

○仮議長（久長登良男）

ここで議長席を議長と交代します。

(議長交代)

-
- 日程第11 議案第57号 団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）
- 日程第12 議案第59号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
- 日程第13 議案第60号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）
- 日程第14 議案第61号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）
- 日程第15 議案第62号 指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）
- 日程第16 議案第63号 曾於地区介護保険組合規約の変更について
- 日程第17 議案第64号 曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第65号 曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第66号 曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第67号 曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第68号 曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第69号 曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第70号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第71号 曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第72号 曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第73号 曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第27 議案第74号 曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

日程第28 議案第75号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

日程第29 議案第76号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）

日程第30 議案第77号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第3号）

日程第31 議案第78号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第11、議案第57号、団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）から日程第31、議案第78号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）についてまでの以上21件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第11、議案第57号から日程第31、議案第78号まで一括して説明いたします。

まず、日程第11、議案第57号、団体営土地改良事業の施行について説明いたします。

農山漁村活性化対策整備に関する事業により、大隅町立馬地区の圃場整備を実施するに当たり、土地改良事業の計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき本案を提案するものであります。

この事業は、曾於市大隅町と霧島市福山町との境に位置する水田の圃場整備を行うものであります。事業費2億3,430万円、受益面積9.3ha、関係戸数は41戸で89筆の事業となります。

補助率といたしましては、国55%、県15%となります。なお、事業計画書・事業費の細目・計画平面図等を添付しておりますので御参照ください。

次に、日程第12、議案第59号から日程第15、議案第62号までの指定管理者の指定について一括して説明いたします。

日程第12、議案第59号の恒吉地区診療所については、平成25年度から平成27年度までの3年間を、曾於郡医師会立病院へ。日程第13、議案第60号のそお生きいき健康センターについては、平成25年度から27年度までの3年間を、株式会社メルヘンスポーツへ。日程第14、議案第61号から日程第15、議案第62号の市立図書館と歴史民俗資料館及び郷土館については、平成25年度から27年度までの3年間を、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社へ、それぞれ指定管理者として指定するも

のであります。

次に、日程第16、議案第63号、曾於地区介護保険組合理約の変更について説明いたします。

障害者自立支援法の題名等が改正されたことに伴い、曾於地区介護保険組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、規約第3条であり、第2項の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援審査会の判定業務」を「市町村審査会の審査判定業務」に改正するのが主なものであります。

この規約の一部を改正する規約の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第17、議案第64号、曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

公共団体や公共的団体、またはその他の団体等が地域経済の活性化に資することを目的に事業を行う場合等で、市長が特に必要があると認めるときに、普通財産の譲与または無償貸付を行うことができることとするため、本案を提案するものであります。

この条例の一部を改正する条例の施行日は、平成25年1月1日であります。

次に、日程第18、議案第65号、曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

深川学校給食共同調理場の業務を財部学校給食センターへ統合することに伴い、給食共同調理場が、大隅学校給食センター及び財部学校給食センターのみとなることから、規定の整備を図るため、本案を提案するものであります。

今回の改正は、題名及び条文中の「給食共同調理場」を「給食センター」に改め、別表中財部学校給食センターの配食する学校に、深川小学校、諏訪小学校、光神小学校、柳迫小学校の4校を加えるものであります。

これに伴い、附則において「曾於市非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給に関する条例」の一部を改正し、「学校給食共同調理場運営委員会委員」を「学校給食センター運営委員会委員」に改めるものであります。

この条例の一部を改正する条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第19、議案第66号、曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。

旧財部北中学校、旧財部南中学校及び旧南之郷中学校の運動施設と財部中谷地区の運動施設をあわせて曾於市地区運動施設として条例を制定し、これに伴い曾於市

財部中谷地区体育館の設置及び管理に関する条例の廃止と、曾於市財部城山総合運動公園運動施設等の管理に関する条例の一部を改正するため、本案を提案するものであります。

第1条と第2条は条例の趣旨と名称及び位置について規定し、第3条から第5条は管理の所管、使用時間及び休館日等について、第6条から第9条は使用の許可、条件及び制限、目的外使用の禁止について、第10条と第11条は使用料、使用料の減免について、第12条から第16条は施設等の変更制限、使用許可の取り消し、現状回復及び損害賠償の義務、免責についてそれぞれ規定するものであります。附則においては、曾於市財部中谷地区体育館に関する条例を廃止する等、関係条例を整備するものであります。

この条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第20、議案第67号、曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅及び共同施設の整備基準を条例で定めることとされたため、本案を提案するものであります。

本案は、これまで国土交通省令で定める基準を参酌して制定するものであり、第1章は総則、第2章は敷地の基準、第3章は市営住宅等の基準を規定しており、基準省令については一戸当たりの床面積は、これまでの 19m^2 以上から 25m^2 とされたところですが、本市の一戸当たりの床面積は最も狭いもので 28.9m^2 となっており、基準省令を満たすものとなっております。

この条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第21、議案第68号、曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、公営住宅法の一部が改正され、入居者資格のうち収入基準の裁量階層の対象者と、その金額及び本来階層の金額を条例で定めることとされたため、本案を提案するものであります。

収入基準の金額については、これまで本来階層の収入額15万8,000円で固定されていた額と、裁量階層の収入額21万4,000円を上限とした額とされていましたが、改正後は裁量階層の額は収入額25万9,000円を上限として、事業主体の判断により条例で基準額を定めることになりました。

本市の基準額は、平成23年度においてほとんどが15万8,000円以下の本来階層に該当しておりますので、現行の基準を条例に定めるものであります。

この条例の一部を改正する条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第22、議案第69号、曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、水道法の一部が改正され、布設工事監督者の配置基準及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準について条例を定めることとされたため、本案を提案するものであります。

第1条は条例の趣旨について規定しております。第2条は布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事等の範囲について定めるものであります。第3条は布設工事監督者が有すべき資格について、第4条は水道技術管理者が有すべき資格についてそれぞれ規定するものであります。

この条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第23、議案第70号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準について条例で定めることとされたため、本案を提案するものであります。

第3条の2から第3条の5までは排水及び処理施設の構造の技術上の基準について、第3条の6は適用除外について定め、第3条の7は処理場の維持管理について定めてあります。

この条例の一部を改正する条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第24、議案第71号、曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準を条例で定めることとされたため、本案を提案するものであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定により、条例で定めるべき技術管理者の資格を環境省令で定める基準を参酌して、新たに第4条に第1号から第11号まで定めるものであります。

この条例の一部を改正する条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第25、議案第72号、曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたため、本案を提案するものであります。

第1章は総則で、介護サービス事業に共通する趣旨・定義・一般原則について規定してあります。第2章は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、第3章は「夜間対応型訪問介護」について、第4章は「認知症対応型通所介護」について、第5章は「小規模多機能型居宅介護」について、第6章は「認知症対応型共同生活介護」について、第7章は「地域密着型特定施設入居者生活介護」について、第8章は「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」について、第9章は「複合型サービス」について、以上8種類のサービス事業について、それぞれ基本方針等、人員に関する基準・設備に関する基準及び運営に関する基準を規定してあります。

厚生労働省令において、サービス関係記録の保存年数2年間とあるのを、条例においては5年間とし、厚生労働省令において、多床型の特別養護老人ホームの居室の利用定員2人とあるのを、条例においては4人以下とするもので、その他の基準については厚生労働省令のとおりであります。

この条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第26、議案第73号、曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、条例で定めることとされたため、本案を提案するものであります。

第1章は総則で、介護予防サービス事業に共通する趣旨・定義・一般原則について規定してあります。第2章は「介護予防認知症対応型通所介護」について、第3章は「介護予防小規模多機能型居宅介護」について、第4章は「介護予防認知症対応型共同生活介護」について、以上3種類のサービス事業について、それぞれ基本方針・人員に関する基準・設備に関する基準・運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定してあります。

厚生労働省令において、介護予防サービス関係記録の保存年数が2年間とあるのを、条例においては5年間とし、その他の基準については厚生労働省令のとおりで

あります。

この条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第27、議案第74号、曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

介護サービスの基盤強化のため介護保険法等の一部を改正する法律において、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を条例で定めることとされたため、本案を提案するものであります。

第1条は趣旨で、第2条は地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下とするものであり、第3条から第4条は地域密着型の介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定に関する申請者を法人とするものであります。第2条から第4条まで厚生労働省令の基準どおりであります。

この条例の施行日は、平成25年4月1日であります。

次に、日程第28、議案第75号、平成24年度曾於市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億2,895万7,000円を追加し、総額を224億4,118万1,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、曾於市有機センタータイヤショベル貸借料について、期間及び限度額を5ページの第2表のとおり設定するものです。

第3条は、地方債の補正でありまして、農業体質強化基盤整備促進事業負担金ほか3件について、6ページの第3表のとおり限度額を設定するものです。

それでは、主な予算について、補正予算提案理由書により説明いたしますので1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入においては国庫支出金の障害者自立支援事業費補助金2,997万6,000円、県支出金の障害者自立支援事業費補助金2,218万8,000円、森林整備加速化・林業再生事業費補助金1,020万円の追加が主なものです。

歳出においては、相談支援事業等の増による地域生活支援事業1,088万4,000円、療養介護や生活介護費の増による障害福祉サービス費5,995万2,000円、森林整備加速化・林業再生事業の追加による森林・林業振興事業1,020万円、小学校施設の修繕料や改修工事費の増等による小学校管理費1,010万円の追加が主なものです。

次に、日程第29、議案第76号、平成24年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第

2号) について説明いたします。

特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に96万6,000円を追加し、総額を48億1,399万3,000円とするものです。

それでは、主な予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正は、緊急通報システムの設置数の増によるものが主であり、歳入においては国庫支出金33万8,000円、県支出金16万9,000円、繰越金24万2,000円の追加が主なものです。

歳出においては、緊急通報システム設置数の増により地域支援事業費を90万3,000円、介護保険事業費の精算により諸支出金を6万3,000円追加しています。

次に、日程第30、議案第77号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に130万2,000円を追加し、総額を3億934万円とするものです。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、下水道浄化センターの設備修繕に伴う追加が主なものであり、歳入においては繰越金を130万2,000円追加し、歳出においては、下水道浄化センターの設備修繕や水中ポンプの購入等により施設管理費130万2,000円を追加しています。

次に、日程第31、議案第78号、平成24年度曾於市水道事業会計補正予算(第3号)について説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の既決予算額に1,033万1,000円を追加し、予定額を5億678万3,000円とするものです。

それでは、予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出であり、水道事業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費ともに今後の施設修繕を見込んだ修繕費の追加が主なものです。営業外費用については、企業債の利息を追加しています。

以上で、日程第11、議案第57号から日程第31、議案第78号まで一括して説明しましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(谷口義則)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月6日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時03分

別紙

議 長 諸 般 の 報 告

平成24年12月4日

曾於市議会議長 谷口 義則

9月7日	市 内	末吉地区農業者年金受給者会グラウンドゴルフ大会（代理：副議長）
9月18日	市 内	曾於地区秋季畜産共進会
9月21日	市 内	秋の交通安全立哨、北別府学氏歓迎会
9月22日	市 内	第6回「北別府 学 野球フェスタ」
9月23日	市 内	各小学校運動会
9月27日	市 内	県共進会・全国和牛能力共進会壮行会
9月28日	市 内	（株）D I Oジャパン事業所に係る立地協定調印式
	市 内	新規就農者支援対策協議会
10月4日	市 内	思いやり そお市民祭実行委員会
10月5日	市 内	弥五郎どん祭り全体会
10月9日	市 内	木材需要拡大の要望活動
10月10日～12日	愛媛県	全国議長会研究フォーラム（副議長、追議員、山田議員）
10月11日	市 内	阿蘇郡市7市町村議会事務局職員行政視察研修
	市 内	秋の全国地域安全運動出発式
10月12日	市 内	全国和牛共進会の出品者激励会
10月15日	鹿児島市	市町村政研修会
10月17日～19日	富山市～ 金沢市	県市議会議長会政務調査
10月20日	市 内	第7回曾於市子どもフェスタ（代理：副議長）
10月24日	市 内	市戦没者追悼式
10月27日～29日	佐世保市	全国和牛能力共進会
10月30日	鹿児島市	県戦没者追悼式
	市 内	第3回商工行政懇談会
10月31日	湧水町	第11回環霧島会議
11月2日	市 内	関西弥五郎会との懇談会
11月3日	市 内	弥五郎どん祭り、市中パレード
11月6日	市 内	合同金婚式並びにひとり金婚者の集い

	市 内	県共進会・全国和牛能力共進会反省会
11月7日～8日	東京都	県市議会議長会臨時総会及び国会議員との意見交換会
11月9日	市 内	岩手県大船渡市長来庁
	市 内	芙蓉部隊戦没者追悼式
	鹿児島市	鹿児島やごろう会
11月10日	市 内	市民祭、「税を考える週間」作品展表彰式
11月11日	市 内	郷土出身者会との懇親会
11月12日	市 内	第2回消防組合議会定例会
11月15日	東京都	都城・志布志道路提言活動
11月16日	東京都	全国過疎自立促進協議会理事会及び総会、陳情活動
11月19日	市 内	岡山県笠岡市議会行政視察研修
11月20日	市 内	健康づくり対策協議会
	市 内	交通安全市民運動推進協議会
11月23日	市 内	末吉豊祭武道大会（代理：副議長）
11月25日	都城市	財部町茶業を語る会（代理：議運長）
11月28日	鹿児島市	県市町村総合事務組合定例会
12月1日	市 内	恒吉城跡保存研究シンポジウム
12月3日	市 内	曾於市枝肉（肉牛）共励会及び表彰式（代理：建経委員長）

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 3 号	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連 予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める 陳情書	全会一致 採 択

平成24年第4回曾於市議會定例会

平成24年12月6日

(第2日目)

平成24年第4回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成24年12月6日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 五位塚 剛 議員

通告第2 今鶴 治信 議員

通告第3 迫 杉雄 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今鶴治信	2番 九日克典	3番 八木秋博
4番 土屋健一	5番 山下諭	6番 原田賢一郎
7番 山田義盛	8番 大川内富男	9番 西川熊則
10番 大川原主税	11番 吉村幸治	12番 （欠員）
13番 渡辺利治	14番 海野隆平	15番 久長登良男
16番 五位塚剛	17番 漆間純明	18番 大津亮二
19番 迫杉雄	20番 坂口幸夫	21番 徳峰一成
22番 谷口義則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎 次長 小濱昭二 係長 田平五月男

参事補 山口弘二 参事補 宇都正浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池田孝	教 育 長	植村和信
副 市 長	中山喜夫	教育委員会総務課長	安田徒務
副 市 長	末廣光秋	学 校 教 育 課 長	森山勇
総 務 課 長	大窪章義	社 会 教 育 課 長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	小濱義洋	市 民 課 長	切通宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池 之 上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	神 宮 司 寛
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 之 蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

16番議員、五位塚です。私は、日本共産党議員団として、池田市長を中心に4項目質問をいたします。

12月4日から日本の歴史を大きく変える衆議院選挙が始まりました。3年3カ月前に自民党政権から民主党政権に変わりました。しかし、残念ながらマニフェスト、政策を含めて、民主党には大きく裏切られました。でも、自民党政治にも戻りたくない。また、選挙目的のための新党にも、政策や中身がよくわからないというのが、国民や市民の気持ちではないでしょうか。

この数カ月前、民主党は自民党、公明党と裏取引をして、消費税を10%に値上げを決めました。このことで長引く不況をさらに深刻化させ、商売を続けることができないう企業と中小業者がたくさん出てくることは確実でございます。

また、昨年、東日本大地震、大震災以来の原子力発電に対する考え方が大きく変わろうとしています。今でも16万人の福島の人たちが、自分の家に帰ることができずにいるのに、なぜ原発を推進するのでしょうか。ことしの夏は、原発を1カ所も稼働させなくても十分電力は足りたのでございます。このことを真剣に考えるべきでございます。

そして、さらに問題なのは、民主党野田政権が進めているTPP交渉参加でございます。農業団体、医療団体、保険組合、あらゆる階層の方々が反対を表明しています。なぜ国民が反対をしているのを進めていくのでしょうか。また、アメリカの国を中心とした圧力に負けて、日本経済を大きく左右する、とんでもない政策でございます。

曾於市はTPP参加による影響額は、23年度の農業生産額の実績に基づくと、

165億円の影響額になるようでございます。農業を中心とする曾於市は、壊滅的な状況になります。

今、このような政治経済を進める中で、どの政党が国民の命と暮らし、農業を守る上でぶれない政党があるでしょうか。私たち日本共産党は、90年の歴史の中で、いろんな弾圧を受けながら、全国隅々で住民生活を守り、要求実現をその先頭に立って活動している政党でございます。-----

それでは、第1項目の国保税など減額減免規定に基づいての質問を始めたいと思います。

第1点目は、農業、商工業者など収入の割に国保税など負担が非常に高くなっておりませんが、税率の改正を含めて見直しはできないか質問をいたします。

第2点目は、国保の被保険者が前年度の所得と比較した場合、所得が大きく落ち込んでいる場合、減額・減免を認めるべきであると考えます。確認を求めたいと思います。

第2項目は、合併浄化槽設置で事業所などへの支援を求めるものでございます。

末吉、大隅地域において事業所などがトイレなどの合併浄化槽を設置しても市からの補助がありません。ぜひ新年度からの対策を求めたいと思います。

第3項目は、曾於市のユズ生産加工について質問をいたします。

第1点目は、曾於市の全体のユズの生産加工について、現状と今後の見通しについてどう考えているのか伺うものでございます。

第2点目は、ユズ搾汁機の生産ラインの増設が必要であると考えますが、見解を求めます。

第3点目は、ユズの振興を進める上でも、ユズ製品の加工と販売開発が今重要であると考えます。目標値を決めた具体的対策が必要であります。見解を求めたいと思います。

最後に、フラワーパーク建設は再度中止を求める立場からの質問をいたします。

その第1点目は、今日の段階において、市長は市民の声を尊重する気持ちはあるのか、改めて確認を求めたいと思います。

第2点目は、フラワーパーク建設について、特別委員会は9月19日に、胡摩地域は不適であると決議されましたが、どう考えておられるのか、市長の見解を求めます。

第3点目は、予算凍結解除について議会は12対8で認めましたが、この予算の執行については保留すべきであると考えております。できないか見解を求めます。

最後に、この事業は、市民の合意を得られておりません。多くの市民が反対して

いるフラワーパーク建設は、勇気を持って中止するよう要求いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず大きな1番目の国保税についての①農家の方など国保税など負担が高くなっているが、見直しはできないかということではありますが、税率につきましては、平成22年度改正し現在に至っております。

県内19市の税率を見ますと、医療・支援・介護の合計所得割税率については、県内でも低いほうですが、資産割が上位となっている状況です。均等割、平等割については、ちょうど中間あたりとなっております。

年々被保険者数の減に伴い、税収の落ち込みも比例している現状であり、医療費においては逆に増となっている状況です。

税軽減につきましては、平成24年度11月現在で、国保世帯7,581世帯のうち、7割、5割、2割軽減世帯が67.6%、23年度におきましては71.3%となっております。

平成23年度決算を見ましても、一般会計より2億8,000万円の繰り入れをしている現状でもあり、これらの実情を御理解をいただきたいというふうに思っております。現在では見直しは考えておりません。

②の前年度所得と比較した場合、所得が大きく落ち込んだ場合などの減額を認めるべきではないかということではありますが、減免規則により前年の所得に対して、当該年の所得見込みが5割以下に減少すると見込まれ、かつ前年合計所得300万円以下である世帯の場合、減免規則はありますが、担税力の関係から預貯金など調査を行うと、該当しないケースが発生しております。ほかにも該当が少ないというような御意見もあり、減免規則の見直しを今後検討いたしてまいります。

大きな2番目の合併浄化槽の事業所への支援をとということで、①末吉、大隅地域における事業所などトイレなどの合併浄化槽に補助はできないのかという問題がありますが、市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、末吉、大隅地域では、曾於市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により、処理対象人員5人槽から10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者、また補助金交付対象住宅として、居住を目的とした住宅、または小規模店舗等を併設した住宅と定義されております。

この要綱については、鹿児島県浄化槽整備事業交付金要綱に準じて事業を行っているため、ほぼ同様の内容となっていることを踏まえ、現状では交付できない状況であります。

今後、旧3町の制度の相違もあることから、見直す時期に来ていますので、今後検討をしてみたいと思います。

大きな3番目の曾於市のユズの生産加工について、①曾於市の全体のユズの生産加工の現状、今後の見通しであります。本市のユズの現状につきましては、作付面積が現在93ha、会員数436名となっております。生産量につきましては、平成21年度960t、22年度620t、23年度780t、24年度、ことしですが、715tとなっております。

収穫期が10月から始まり、主に加工用として搾汁センターへの出荷が11月の下旬まで行われ、搾汁センターでは日量約24tを処理しております。今後は、現在の幼稚園が収穫され始めますと、生産量は最大1,600t程度と見込まれます。

現状の搾汁センター処理能力から考えますと、日量40tを処理していかなければなりません。搾汁センターの2交代、または3交代制などで十分対応できると考えております。

また、栽培面積については、現在増反を制限させていただいております。今後は状況を見ながら判断していきたいと考えております。

②のユズ搾汁機の新ラインの増設は考えてないかということですが、生産量が増加してくることは確実ですが、現在搾汁センターだけの出荷だけではなく、香料会社への出荷も行っております。

今後は他の用途向け出荷もふやしながら、搾汁センターでは可能な限り2交代、または3交代制で時間延長しながら、対応していきたいと考えております。

③のユズ製品の加工と販売開発が今重要であるが、対応、対策はということですが、現在、メセナ食彩センターでは、24種類の商品を販売しております。今年度は観光特産開発センターを中心にユズ製品の販売促進を重点的に実施しております。今後も引き続きPR販売に努めていきたいと考えています。また、新商品の開発と販売ルートの拡充についても検討をしてみたいと思います。

大きな4番目のフラワーパーク建設は中止をということですが、①市長は市民の声を尊重する気持ちがあるのかということですが、これまで市民の御意見を十分に尊重し、市政運営に当たってきたと思っております。この事業についても、推進の声が数多くあることも承知しており、また市民の代表である議会の御意見も尊重してきたと思っております。これからの市政運営におきましては、市民、議会の御意見を尊重してまいります。

②のフラワーパーク建設について、特別委員会は胡摩地区は不適と決議されたが、どう考えるかということですが、胡摩地区に対する特別委員会の会議での御意見に対しましては、中間報告であったというふうにとらえております。

③予算凍結解除について、12対8で可決された予算の執行について保留すべきではないかということではありますが、議会の本会議で可決されましたので、執行をしてみたいと思います。

④の市民の反対の多いこの事業は、中止すべきではということではありますが、市民の憩いの場、健康づくりの場、交流の場、特産品のPRとして、また地域の振興、活性化につながるものと思っておりますので、推進をしてみたいと思います。

以上で終わります。

○16番（五位塚剛議員）

それでは、国保税の問題について質問したいと思います。

この間、池田市長も国保会計が厳しいということで、一般会計からの繰り入れを進めてまいりました。それについては高く評価したいと思っております。

しかし、一方では、22年度に国保税の8%の値上げをして、約6,800万円の、市民に対して、被保険者に対して値上げをしたわけですけど、現状は値上げをしたわけですから、市民の立場、被保険者の立場から考えた場合には増税になった、負担が大きくなったということについては認められるでしょうか。

○市長（池田 孝）

市民に負担を税率を変えて求めたわけですので、当然市民はそれだけの重みがかかっていたかとは考えております。

○16番（五位塚剛議員）

特に農家の方々が非常に国保税に対する負担が大きいと考えております。それは畜産で牛を生産されている方々は、100万円の所得税に対する控除はありますが、しかし、牛の場合は国保の所得のカウントがされます。そういう意味では、市長も先ほど言われましたが、資産割が高いのと、農家の方々は畜産農家のいろんなものを含めて資産割が高いのと、そういう牛の売却のこのことが影響してるんじゃないかと思っております。このことについて、どう考えられるでしょうか。

○市長（池田 孝）

牛の売却に対する所得、また市民税の免除であります。これは特例でございますが、当然払うべきものを、特例でこれは払わなくていいですよ。牛は今後、国として、もうちょっとふやすべきだ、これは守っていかないといけないという措置であろうというふうに受けとめております。

ですから、国保税については、この特例措置がなされておられません。これはみんな加入者が被保険者で支え合うということが基本であります。ですので、牛の所得についても、これは当然かかってくるものというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

だから、現状は、特に農家の方々が収入の割に負担が高いという。所得の、場合によっては2割近い、2割を超える人たちがいるという現実があるわけですね。これについては資産割が高いということで、これは見直しをすべきだと思うんですけど、そのあたりは検討されておられませんでしょうか。

○市長（池田 孝）

先ほども言いましたように、資産割というのを22年度に軽くして改正をいたしております。できるならば所得が、市民がもっともっと高いならば、これは資産割というのとはなくていいんじゃないかなというふうに考えております。

けども、今の現状の曾於市の状況など考えると、資産割というのは導入しなければやっていけない状況であります。ですので、行く行くはまた見直ししなければならぬ時期もあろうかと思いますが、現時点では考えておりません。

○16番（五位塚剛議員）

国保税の問題では7割、5割、2割の軽減がありますが、これは所得に対して33万円が基本なんです。年間の所得の、その家庭の33万円が基準であって、33万円ない人は7割の軽減、5割は33万円プラス、人数でプラスされておりますけど、わずか33万といたら1年間にですよ、月3万もないわけですよ。そういう人たちは、当然ながら法的な減免は大事だと思います。これはしなくちゃならないわけですから。

しかし、昨年度の所得と比較したときに、大幅に所得が落ち込んだ場合に、本市の場合は50%の制限があって、もっと2割、3割、4割の落ち込みについての見直しをすべきだと思うんですよ。全国的にいっぱいやってるし、そのことは検討されておりますか。

○市長（池田 孝）

国保税の場合は、前年度の所得に応じて賦課しておりますので、これは当然前年度所得があったわけですので、当然これは掛けていくべきだというふうに考えております。

しかし、今おっしゃったような特例の場合は、減免をしておるということでありますから、この制度でよいというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

市長、最初の答弁で5割以下、300万円以下については見直しを検討していくと言われたんですよ。私は、だから見直しを検討されているんですかと言ったんですよ。

当然ながらこの問題は、2のところ質問したわけですから、1回目、そういう答弁されたんだから、前向きに、私は具体的に入るべきだと思うんですよ。最初、

そういう答弁されたんだから。お答えください。

○市長（池田 孝）

現在のところ、前年度所得が300万円以下の場合に、そのような措置がありますが、この300万というのがどんなものか。もうちょっと上げるべきなのかというふうに考えております。ですので、このあたりの見直しはしていきたいというふうに考えております。

①と②とのチャンポンになった形の質問になりましたけれども、そこの考えはしっかりとしていきたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

国保税の問題は、曾於市だけの問題じゃありません。大きな要因というのは、本来出すべき国の負担金が大きく減ってるために、地方の自治体でも国保会計が圧迫されてるのは、全国的なんですね。

だから、同時に国に対しても、もとの補助金のほうに戻せというのを、市長会でもぜひ強く言ってもらって、同時に本市における被保険者の救済をする意味では、先ほど市長が答弁しました300万円の問題と5割以下の問題を、もっと段階的に分けて、本当に払えない方が払えるようにしてあげるという減免は、手だてをすることによって、国保税の滞納を防ぐという意味でもなっていくと思うんですよ。これはぜひ税務課長、保健課長のほうに指示をして、前向きに取り組んでいただきたいと思うんですけど、お答えください。

○市長（池田 孝）

地方において国保の運営というのは非常に厳しくなっております。おっしゃるとおりです。固定資産割というのがないのは、鹿児島県では鹿児島市ぐらいだろうというふうに思っております。

ですので、今市長会においては、これを市町村型で運営する健康保険税じゃなくして、運営じゃなくして、県なり国全体でやるべきだという意見を毎回、毎回、お願いをいたしております、要請をいたしているところです。私もその方向で考えておりますし、長くしないうちに、その方向で国も考えてくれるんじゃないのかなというふうに思っております。引き続きこの問題は要望してまいりたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

国保の問題で最後に、この間、国保税を滞納して分納をしている。しかし、過年度分については延滞金が科されている。しかし、真面目に払っている。そういう方々に対して、志布志市では、来年度から真面目に支払いをしている人については、課税分の延滞料を減額するということが今検討されて、条例化されようと思ってお

りますが、本市もそういう立場に立って検討すべきだと思いますけど、お答え願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

そのようなお話は聞いております。だけど、曾於市においては、とにかく保険税を上げないという気持ちのもとに、基金といいますか、積んで繰り入れ、一般会計からの繰り入れで補っておりますので、方法は違うかと思いますが、その方向で今後、これは検討してまいります。

○16番（五位塚剛議員）

またこの問題は、またお聞きしたいと思います。

次に、合併浄化槽の事業所への支援をと立場からの質問ですが、今行っている制度は、県の補助金制度に基づいてやってるから、そうであるということでございました。また、住宅を一部併用したものについては認めるけど、事業所だけは認めない。しかし、見直す時期に来ているので、検討はしていくということでした。

お聞きしますが、末吉町は一方では公共下水道事業を推進していますよね。公共下水道地域において事業所は、合併浄化槽から、単独浄化槽から公共下水道へつないでいけば、使用料だけで済むんですよ、事業所も。財部においては、市町村型設置型において、事業所だけでも市が合併浄化槽を設置して、使用料だけで設置してあげてるんですよ。

同じ曾於市において、公共下水道事業で事業所も支援をしている。財部もそういう形で事業所を支援している。大隅町やら末吉町の、公共下水道地域を超えたところについても、平等にやるのが、合併浄化槽の推進の目的にあうんじゃないでしょうか、お答えください。

○市長（池田 孝）

今おっしゃったような状況であります。ですので、旧3町の総意がありますから、検討してまいりますと答えたところです。その方向で進めたいと思います。

○16番（五位塚剛議員）

基本的には、私の言ってる理屈のほうが当たり前なんですね。合併浄化槽の推進というのは、河川の汚濁防止を推進していく。家庭内のトイレの問題やら洗濯、また台所の排水をきれいにして自然を守るという目的の制度ですので、ぜひこれは実現をさせていただきたいと思います。強く要望したいと思います。

次に、ユズの問題に入りたいと思います。

基本的には、市長もユズの実態については、よく認識をされているようでございます。曾於市全体が、今、財部、大隅も入ってきて93haにふえておりますが、実際はもっとユズをふやしたいという農家の方々もおられれば、財部、大隅からもユズ

をやりたいんだという声があるんだけど、先ほど言ったように、生産調整を今してるわけですね。それはなぜかという、これ以上ふやしたら、処理ができないという現状があるわけですよ。

そのことについて、どうするかという質問については、市長の場合は面積については現状でいきたいけど、今後考えると言われましたけど、今の93haの中のまだ幼木が33haあるわけですから、これがなったときには大変な、大変な生産になると思うんですけど、この対策を今やるべきだと思うんですよ。

だから、1,600 tになったときには、1日40 tの生産をして、2回交代から、場合によっては3交代で処理をすると言いましたけど、これは無理があるんじゃないかと思うんですけど、2交代はあるかもしれんけど、24時間体制の3交代で処理ができますか、お答えください。

○市長（池田 孝）

民間企業だったら、ほとんどやると思います。ですので、これも第三セクターの会社ですけれども、その方向でいくべきである。それで処理し切れないときに、また増設など考えるときじゃないかなというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

この2のところのユズの搾汁機の問題を取り上げましたが、ことしも搾汁機が故障しまして、11月15日だったですね、一時、1日ストップをして修理を行いました。今でさえも非常に故障が多かったわけですけど、同じ機械で24時間回すというのは無理があると、そこを私は言ってるんですよ。

だから、少なくとももうラインふやして、安定的な供給をしないと、ユズの収穫というのは、もう一時期なんですよ。そこにみんな集まってくるわけですから、これはラインをふやすしかないと思うんですよ。ふやして安定的な生産、果汁を搾るとするのは大事だと思うんだけど、全く増設は考えておりませんか。

○市長（池田 孝）

ユズの収穫を、例えば1週間早める、そして1週間延ばす、そのようなことも考えていくべきじゃないのかなというふうに思いますし、24時間体制でやるならば対応できるというふうに思っております。

故障したとき、一緒に2台ともということは考えられませんが、それはそれなりにまた対応を考えなくちゃならないかと思いますが、今ここでユズ搾汁機をもう一台ふやすとなりますと、また相当な負担がかかります。今冷蔵庫を今工事中であります、これも2億幾ら投資したところでありますし、できる分は節約しながら、そしてどうしてもこれが対応し切れないということになったら、これは判断して増設なり考えなければいけないというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

21年度のときに960 t、今後は1,000 tをどんどん超えてくると思うんですよ。そういうときに1,600 t、全て今のユズがなり出したら、とんでもないことになると思います。だから、そのことを今、これは市は第三セクターですけど、その第三セクターの一番重要な部分を市が関与しているわけですので、ユズの振興は曾於市の大きなシンボルであると思います。

だから、ユズを生産をして、農家の方々に所得を上げてもらう。所得を上げてもらうためには、安定した収穫と生産ラインと販売を確実に進めていくというのが、今行政がやるべき仕事だと私は思うんですね。そのことを本当に真剣に考えないと、とんでもないことが私は起きると、このことを心配してるわけです。

ぜひもう一度、メセナのユズの会社を含めて、またユズの同好会を含めて、この問題については、ぜひ検討していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○市長（池田 孝）

かねての五位塚議員だったら、逆に民間型で24時間でやらんかとおっしゃられるんじゃないかなというふうに思っておりましたけれども、きょうは逆に言われていらっしゃるようですが、やるべきところはやって、できない分はちゃんと整備していきます。それが基本だと思っております。

ですので、まだ21年度の960 tにまだ達しておりません。これはこれよりかふえる可能性が来年来たとしても、そのようにしていけば対応はできるというふうに思っております。

また修繕、軽い修繕等は、今でもまたやらなくてはならない部品の交換等も出てきている状況でありますから、そうしたことは的確にして対応してまいりたいと思います。ですので、24時間体制でできない分は増設していきます。今のところ、それで対応できるというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

私は民間活力を生かすという意味では、非常に大事だと思っております。ただ民間活力が3交代の夜の、夜中の仕事をしろということとは、また別な問題なんですね。それはユズを推進される会社と、また当局が最終的にそれが正しいと思えばやればいいんだけど、私はもうラインをふやして、安定的、昼間に、昼間に持ってきたものをちゃんとその日に搾るというのが大事だと思ってるんですよ。

昨年はいろいろおくらせたために腐敗が進んで、中止をもしましたがね。ユズの生産ストップさせましたですがね。課長、覚えてらっしゃるでしょう。現実はそのような問題があるから質問してるんですよ。だから、これはぜひ今後また検討していただきたいと思います。

ユズの問題で、今後の対策で加工と販売の問題です。現在、24種類の加工品があるとされましたけど、私はもっと中身の濃いものを数多くつくるべきだと思っております。高知県の馬路村は、ユズだけで60億近い売り上げをしてるわけですよ。それで、私たち曾於市はまだ1億も満たないんですよ。9,700万なんですよ、ユズで。それはなぜかという、加工品が少ないからなんですよ。

それと同時に、販売先、販売ができる営業マンがいないからですよ、営業マンが。専属の、ユズの加工を含めた販売員をつくるべきだと思うんですよ、販売員を。そこに力を入れるべきだと思うんですよ。ぜひそういう営業マンを今つくるべきだと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○市長（池田 孝）

先ほどの、昨年腐敗が出たという問題は、これは計画出荷がなされてなかった。自分で都合のいい日に収穫して、どっと集まってしまった。だから、そのようなことになったということで、今年度は計画の出荷をお願いしてやったということで、それは解消済みだというふうに思っております。

馬路村も、私、2年前ですかね、行ったんですが、面積は曾於市と同じぐらいです。だけど、60億ちゅうのは、私、三十数億だったというふうに、その当時は思っております。あれは収穫したユズの金額じゃなくして、全て出荷した後の金額はそれだけということのようで、あそこはそれ以外に産業というのがほとんどない。山の中、山ですから、耕地面積もほかにないちゅうぐらい、ユズだけでやっている町であるようです。

ですので、特に全国どこ行っても、私も見て回る機会がよくあるんですけども、馬路村のがよく出ております。なるほどなというふうに思うところです。ですので、新しい製品をつくるということは、大変大事だというふうに思っております。

最近では、インターネットによる販売等も相当曾於市も力を入れております。会社が私のところでやるからといって来てくださった横浜の会社もありますし、東京でやっていらっしゃる会社もありました。また、最近では財部にできましたコールセンターが、これで売りをかけますということ、協力しますということも言っております。

そしてまた新しく万田酵素、ここはことしになって初めて販売をしてくれています。全てここは加工まで食彩センターでして、それを向こうが販売するという形であります。大分これが伸びておりますし、また今後も伸びていくんじゃないかなと思います。

先ほども言いましたように、特に今観光特産開発センターで、いろんな面でも力を入れております。そのようなことでさらに、おっしゃるとおりさらに努力をして

いきたいというふうに思っております。

しかし、余りこれを販売、宣伝ばかりしていくと、2年ぐらい前に不足した時期がありました。注文に応じることができません。そうなるにせつかくのものが、せつかく相手方、販売しようとして努力していらっしゃるのに、原料不足のためにありませんということで、原料を送ることはできないとなりますと、せつかくのお客さんが別なほうに流れてしまうということもあり得るわけですので、あの教訓はまた生かしていきたいなというふうに思っております。

ですけれども、今の状況では、とにかく販売のセールス的なもの、やり方をどんどん努力してまいりたいと思います。やり方も変えていくべきは変えていきます。

○16番（五位塚剛議員）

気持ちは基本的には一緒だというふうに思っております。私の勘違いかもしれませんが、高知県の馬路村のこういう商品とPRが全国にインターネットを含めて、通信販売を含めてされております。金額は私の勘違いかもしれませんが、数十億の単位の売り上げをされてるのは間違いありません。同時に、市長も言われたように、販売、PRについては努力をしていきたいということでありましたが、その中心となる、本当にユズを売り歩く人をつくり上げる必要があると思うんです。

数年前に品不足を言われましたけど、それはそのときの理由が私もわかりませんが、そうしないために、今度貯蔵庫をつくるんだと思うんですよ、貯蔵庫をつくるんですよ。貯蔵庫をつくって、ユズの生産を、場合によってはこれ93haだけど、100町歩にふやさなきゃいかんと思うんですよ。だから、このための対策が今必要だと思うんですよ。

だから、市長も努力されてることは十分わかりますので、ユズを植えて、農家の方々に所得をふやしてもらおうという、これを今やるべきだと思ってます。今後の、担当課を含め、市長の気持ちはわかりましたので、問題提起だけにしておきたいと思います。

それでは、最後のフラワーパークの問題について質問を始めたいと思います。

市長は、市民の声を尊重する気持ちはあるのかということについて、市民の声を尊重していきたい。推進の声もたくさんありました。また議会の声も聞いており、議会を尊重しているということでありました。それは事実だと思います。否定はいたしません。議会の皆さんたちの声もあるし、市長に対する市民の声もあると思います。

しかし、私は現実に曾於市内を回ったときに、議会のこの結論の状況と市民の本当の声は、かなりの乖離があると思っております。市民の声は、今フラワーパーク、あそこに胡摩に公園づくりは必要ないというのが、多くの私は声だと思っておりま

す。

つい先日、福祉施設に仕事の関係で行きましたら、開口一番に私に、何で今ごろ胡摩にフラワーパークをつくるんですかって、私たちお年寄りに行くこともないし、もっと身近なところで、ゲートボール含めてやりたいんだって、わざわざ行く人はいませんよって、花を、その管理費が物すごいお金かかるというのが予想されるけど、本当に大丈夫なんですかって、やめていただきたいという声は、70、80のおばちゃんから私に言われたんですよ。これが本当の市民の声だと思います。

池田市長、市民の声というのは、もっと別なところに反対の声が相当あると思いますけど、どう認識されておりますか。

○市長（池田 孝）

私には議会の状況が報道されてから、よかったですねって、早くやらにやいかんですよという声をいっぱい聞いております。ですので、あなたの把握されてる分と私が把握してる分の違いがあらうかと思えます。ですので、私としては市民の声、また議会の意見を尊重して推進をしてみたいです。

また、先ほど言われました、そうしたユズなどをひっくるめた観光と特産品の販売、それとも十分結びつけていきたいというふうに考えております。ただ花のことでだけ考えるんじゃなくして、その施設が及ぼす、曾於市に及ぼす経済効果というのを考えております。ですので、推進してみたいです。

○16番（五位塚剛議員）

池田市長に推進してほしいというのは、池田市長を支持されている一部の方やら、将来建設に携わる人たちかもしれません。基本的には、市民の声は、建設はやめていただきたいというのは、圧倒的に多いということだけは言っておきたいと思えます。

それでは、具体的に質問したいと思えます。今市長は、予算は凍結解除が本会議で可決されたから、進めていくと言われましたが、具体的に土地の買収や測量は、いつから始めるのか。また、どの職員たちがするのかお答えください。

○市長（池田 孝）

可決していただいて1カ月経過しております。今段取り中で、いろいろと職員も大変なときです。どの時期からというのは、企画課長から答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず用地の取得の作業ですけれども、今議会開会中ですけれども、早ければ来週、再来週ということで、年内には1回、入りたいと思っております。設計につきまして、設計も御質問があったと思えますけれども、その用地取得の状況を見ながらの、

結果を見ながらというような形になるかと思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

担当課長の話だと、来週かその後、年内には1回は土地の買収について相談に行きたいというか、ということでございますが、それは本契約をしていくのか、確認を求めたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

現在の考えでは、一応契約というような形をとりたいと思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

地権者の中には、相続ができてないところが、共同名義を含めて34筆ありました。また中には売りにたくないという方もありますが、当然そうなったら、その土地には測量含めて市の職員でさえも、また工事関係者、業者は立ち入りができないと思っております。そのことは間違いありませんでしょうか。

○企画課長（岩元祐昭）

先ほど申しましたように、測量等については契約というか、地権者の同意が、議員がおっしゃるとおり、そういった形になるかと思っております。相続等についても、さきの議会でも述べましたように、議員の御承知のとおり、二十数名いらっしゃいますけれども、こういった方々についても、私どもいろいろと誠意を持って取り組んでまいりたいと、今のところ思っているところです。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

今の考えは、この約30haのうちに開発は半分の15ha、一部縮小はすると言われましたけど、この面積について、売買については本契約をしていく。一方では、相続はなおらないところについては、立ち入りはできないけど、誠意、努力をしていくという。要するにもう事業は具体的に進むわけです。

そうなったときに、最終的に、最終的な話ですよ。この前出された図面の中で、部分、部分に未登記のところがいっぱいありました。よく頭の中に入れてください。あの広大なところに山が、杉山が1反、2反、3反とあって、何ほかその現状のままなあって、一方は買収して行って事業を進めていく。最終的に売らないという人が出てきたときは、相続を含めてなおらないといったときは、非常にアンバランスな、とんでもないことが起きるんじゃないかと思っております。市長、それでも強行に土地の買収を本契約していく考えですか。

○市長（池田 孝）

これはどの程度買えないものがあるのかわかりませんが、ちゃんとした形の中で進めてまいりたいと思います。どうしても了解を受けられない場合は、おっしゃるように、残さなければならないかというふうに思いますが、公園の中には、木陰というのも大事でありますし、それがあつたから、それこそ設計の中に、これがここは手をつけられないというところがあれば、それは除いた形での設計というもの、考えられるんじゃないかなというふうに思っております。ですので、十分その状況を活用しながら進めていくという方向でいきたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

イメージとしては、これは非常に大変な問題になるだろうというように、今忠告したいと思っております。

それでは次に、大方が山林でございますので、当然森林法に基づいた林地開発の手続が必要だと思っておりますが、その林地開発の手続はいつされるのでしょうか。許可はいつおられるのでしょうか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず先ほど申しましたように、用地の取得が先行するかと思っております。それで基本設計、設計ですけれども、それを委託しますけれども、用地買収がうまく年内、月、年明けぐらいにうまくいければ、それから基本設計の発注となりますけれども、それと同時に設計書ができないと、開発行為の申請ができないと私ども聞いております。それが大体半年から10カ月と、設計と開発行為の許可申請まではなっているということですので伺っているところです。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

流れとしては、土地買収がうまくいって、6カ月から10カ月後に林地開発の許可がおりるということですのでございますので、それは見守りたいと思っております。

次に、当然ながら、これだけの面積を開発するとなると、発掘調査が必要になってくると思っておりますけど、発掘調査については、どういうふうに具体的にされる予定であるのか。25年度の予算でしていくのか、人的な体制はできるのか、確認を求めたいと思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

現在、教育委員会と協議を行っているところでございます。担当の職員のほうも、ほかの発掘の現場とかいろいろと抱えている状況で、時間をそっちのほうに割いているという状況は、私どもも確認いたしております。

流れとしましては、お願いしてるのが分布調査ですね。表面上に遺物がないかというような調査になるかと思えますけれども、それを年度内に完了していただきまして、それで発掘等の調査が必要ということになれば、25年度になるかと思っております。それがはっきりしないものですから、予算措置といいたいまいしょうか、まだできない状況でございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

今、担当課長は分布調査を年度内に完了したいということでございました。年度内というのが24年度の3月末を言っているのか、この12月までのことを言っているのかわかりませんが、まずはっきりさせていただきたいのはそのことと、職員がほかで忙しいということも言われました。実際、職員が、そういう専門家は1人しかいらっしゃらない状況の中で、本当の分布調査ができるのか。いいかげんなこととしては困るんですよ、分布調査自体もですね。分布調査によって本格調査をしなきゃならないかどうかというのがしてくるわけですよ。

だけど、分布調査はあくまで表面上であって、遺跡というのは、その下に埋まっていることがほとんどですから、そういう意味で分布調査はいいかげんにされちゃいかんと思うんですけど、その分布調査に入るにも、地権者の同意と予算が必要なんだけど、どうされるんでしょうか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

分布調査、私も旧末吉町時代の教育委員会で文化財の係を7年ほどやってて、この発掘の担当もしておりますので、流れというのは、私もよく理解してっております。忙しい中で、表面上ですけども、表面にあったときに試掘、それから本格発掘という流れになるかと私、理解してしておりますけれども、地権者の皆様については、立ち入りをお願い、御協力というような形で、私ども文書を差し上げたいと思っております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

次に、調整池、排水事業について質問したいと思います。

まだ具体的な予算というのが、測量設計をしてみなきゃわからんということがありますが、現段階においても、調整池とまた下の白毛川に流す排水事業と、場合によっては、白毛川を場合によっては大きくしなきゃならないこともあり得るのか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

今、五位塚議員も御理解いただいていると思いますけれども、設計といいましょうか、私ども設計のほうに携わっておりませんが、図面ができて排水、計画地内の排水とか、その水量、今までの降雨量とか計算してはじき出されると思うんですけども、それが今できない状況でありまして、ここで即答できないのが残念なんですけれども、将来的、今まで計画地内に雨が降ったのを調整池で受けとめるわけですので、その分が白毛川に流れる量というのは、私の考えでは、今までからすると少なく、受けとめるから少なくなると考えております。

そして、それを少しずつ流していくわけですけども、現状の白毛川が幅とか、そういった深さとか、そういうのが十分かというのは、私も理解できません、わかりませんが、今の現状で受けとめて流すわけですので、十分対応できるんじゃないかということで考えております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

今の担当課長は、現状としては調整池で調整をして流すから、白毛川の現状で対応できるということを、今本会議で答弁されましたので、これ以上はきょうは質問いたしません。

それでは、下流の白毛の人たち、六町、中原の人たちの用水路にこれが流れるわけですけど、少なくとも花公園にまいた薬、これが米をつくる人たちの用水に流れてくるわけですよ。これはどう考えても、農家の方々は納得できないと思います。

仮に今後、農家の方々が白毛川にこの水利権、水を使う権利を持っております。これは未来永劫に農家の権利です。この農家の方々の水利権に市が薬を流すということにならざるを得んわけですね。これについて仮に反対運動が起きたらどうされるでしょうか。水は流せないとなると思います。お答えください。

○市長（池田 孝）

農薬の使い方だと思います。これは使用許可の出てないものはふりませんし、ちゃんと処理できる期間というのがあるわけですから、そのようにこれが用水路に行って、稲がまた被害を受けたとか、米が収穫できないとか、そういうことはあり得ないと思っております。

どこのゴルフ場、いろんな公園、畑でも薬というのはふるわけですよ。そうしたものが将来は用水路に流れていくわけですから、それと一緒にというふうにつまみ取っていただければと。何も強い薬を、そんなに販売できないものをふっていくわけでもございませんので、そこはそれなりの考えをいただきたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

きょうのところは、本会議でそういう答弁をされましたので、具体的に農家の相談が来ておりますので、それは御説明したいと思います。

しかし、稲に影響を及ぼさない農薬といっても、花につく虫、害虫を駆除する農薬です。芝を保存するための農薬ですので、これは一つの農業に対する、米づくりに対する影響は絶対ないと私は言い切れないと思うんですよ。影響はあると思います。そういう意味で、現状はそこまでとどめておきたいと思います。

次に、この問題の最後ですけど、私は相続の問題、地権者がどうしても売らないという問題ができたときに、この事業は非常に問題があると思っておりますが、池田市長、どうしても推進をするということを言われておりますが、来年は7月に市長選挙がありますが、この7月の市長選挙で池田市長のフラワーパーク公園づくりは市民の合意を得てませんので、市民の中からフラワーパークは中止をしたい、中止をさせようということで、仮にそういう候補者が当選した場合は、この事業は中止せざるを得ないと思っております。そうなったときに、今この事業がスタートして、ことしから買収を始めるけど、場合によってはそれが白紙に戻ったときは、この事業の責任については、誰がどう考えるんですか、お答えください。

○市長（池田 孝）

そのようなことにならないように、私はこの前の選挙でちゃんと書いておったところであります。そして当選させてもらいましたから、すぐ着手しようというふう考えたんですが、いろいろな事情で遅くなっております。ですから、また次の選挙までまたがってしまうという形になりました。それはそれなりに、また市民の皆さん方に訴えていきたいというふうに思っております。

それが逆に、これは推進しないという方が当選されれば、それはその人が考えることであって、私がどうこうと言える問題じゃないと、私は推進していく方向で訴えていきますので、逆に別な方向の答えは出せない状況であります。

○16番（五位塚剛議員）

このフラワーパーク建設の問題は、何度も言うように、池田市長みずから市民に信は問うてないんですよ。このことを前面に掲げて当選されているんでしたら、私もこのことについて反論はいたしませんけど、市民の合意を得なくて、あなたのパンフレットにも、3年前の南日本新聞の公約の中でも、あなたの演説の中でも出てきてないから言ってるんですよ。だから、市民の人たちが怒っているんですね。

仮に7月は、この政策を掲げて出られるということですけど、それについては、もし仮に別な候補者が勝った場合は、責任はとれないと言いましたけど、先ほどから言ったように、この事業は来年の7月以降に先送りをして、正々堂々と政策掲げて当選したら、事業に着手したほうがいいんじゃないですか。買収したほうがいい

んじゃないですか。それだったら市民に負担をかけないということですがね。市民に税金の負担をかけないということですがね。あなたがもし、どうなるかわかりませんが、万が一のことが起こったときは、大変な事態になるわけですよ。そのことをよく考えたことありますか、お答えください。

○市長（池田 孝）

さきの議会で、一般質問で議員からも、次の選挙に出るのか出らんのかという質問がありました。私としては、非常にまだ早いというふうに考えておったところですが、これを推進するためには、ここでしっかりと意思表示をしたほうがいいだろうということで、フラワーパークをちゃんと完成させるために、立候補しますということをお願いしました。それを受けて、議会の皆さん方も判断をしていただいたというふうに思っております。

ですので、私は強い気持ちを持って、今後これは推進していきたいというふうに思っております。ですので、自分が敗れたときの、選挙に敗れたときの姿、そうしたものは予想いたしておりませんし、またそこをどうこうと言え、私は今後の行政のかじ取りは何もできない。この問題ばかりじゃなくして、全てができなくなってしまおうというふうに思っております。先ほど言いました、見直しもいたしますと言ったことも、これは振り出しに戻さなければならないかというふうに思います。

ですので、それは自分が今までやってきたことを評価していただく。そしてまた批判をしていただく、そのような選挙になるものと。それはこのことについて批判的な人が当選したら、その人が当然考えるべきだというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

特別委員会で胡摩地域は不適であるということを一且結論を出しました。これは物すごい重みのあることなんです。市民の代表である議員が、胡摩地域は畜産振興の地域であるから、この池田市長が考えてるフラワーパーク建設については、問題があるということで議員が一且結論を出しました。

しかし、すぐに池田市長は、見直しを表明されましたけど、基本的には議会を半分、この問題で割らざるを得ない状況。場合によっては、市民が私、8割がこれは反対だと思っております。こういう状況を市政に持ち込むべきではないんですよ。このことは首長として真剣に受けとめて、それだけ厳しい市民の声、議会の声があるんなら、もっと慎重にして、来年当選したら、7月にこのことについて新たに出そうというのが、賢明なる市長の行動だと思うんですよ。そうしたら池田市長、あなたの行動は高く評価されますよ。

もう一回、今の段階で白紙に戻して、7月に再選されたら、それからスタートしても遅くないと思いますけど、再度、最後にこのことを確認したいと思います。

○市長（池田 孝）

選挙で選ばれた者は、私はその任期中に執行する権利があります。計画をして執行する権利があります。ですので、任期中に、選挙のときに、ちゃんと私は私の支持者には訴えております。ですから、あなたは当時、私と選挙を争いました。ですから、あなたは私のことは、ほとんど知らなかったと思います。ずっと別々に回っているわけですから。

それをここでこのような対抗した形で言われても、私は当然権利が出てきた以上は、その期間中に何でも進める権利がありますし、また見直すべきは見直すべき、前の人からの分は見直すべき、特に我々曾於市というのは、新しくできた、市政をしいた町であります。ですので、この市政をしいた意味、そして今後、本当に夢と希望の持てるまちづくり、そして経済効果も上がらなければなりません。

いろんなことで、農業は農業で中心とした産業の振興も、そして住宅の居住等の状態も、雇用の状態も大変よくなってきておりますので、人口は減少しておりますが、そのようなこと等もひっくるめて、私はさらに大隅半島の拠点となる、そうした観光的なものも必要だというふうに思っております。

ですので、私はそういう意味でまた評価されて、2期目も当選させていただいたというふうに思ってます。ですから、予算も3月の予算では多数の、3分の2以上の議会議員の皆さん方の賛成で、これは可決をいただいております。ですので、私は自信を持って進めていいんじゃないかというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

市長として当選されたわけですから、自分の掲げた政策を実現していく、それは大事なことであります。そのことは否定しておりません。ただこのフラワーパークの建設問題については、自分の支持者には言われたと言いますが、一般の有権者、市民には、あなたのパンフレットにも新聞の告示日の内容見ても、一つも書かれていないんですね。それが現実だと思っております。一部の方にはお知らせしたんでしょうけど、あなたの出された内部資料の中に、A4版に小さく書かれたのが現実だったと思います。そのことは、私は市民はわかってらっしゃると思っております。

今、曾於市の振興を進めていくという意味では、これは共通の思いでございます。どういうふうにして人口をふやしていくか、農業を進めていくか、若者を育てていくか、企業誘致していくか、いろんな意味で共通する部分があります。

また、大事な問題では、私も積極的に池田市長に問題提起をして、いいものはお認めもらっているわけです。そういう意味では、池田市長も高く私も評価したいと思っております。

しかし、このフラワーパーク建設の問題については、隣の小林市にコスモス牧場

というのがありまして、これがことしで閉鎖されます。それはなぜかという、新燃岳、口蹄疫の問題、いろんな不況の問題で、観光客がどんどん減って対応できなくなって赤字になって、市ももうこれ以上の赤字財政に対して投資することはできないということで、第三セクターに中止を決めたんですね。

現実はそのような状況ですので、真剣に受けとめていただいて、また議員の方々もことしの当初で認めたけど、問題があるということで、予算の執行については、基本的には執行をやめていただきたいということの附帯決議が出された、その重みをもっと市長は考えるべきだというふうに思っております。

答弁はよろしいです。これで終わりたいと思います。以上です。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○1番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、1番、今鶴です。私は、大きく二つの項目について、市長、教育委員長に質問をいたします。

まず第1に、旧南之郷中学校跡地利用について、①ことし3月に南之郷中学校が末吉中学校に統合され閉校になり、地元では子供たちの通学時の明るい声や中学校での授業やクラブ活動で元気に活動する姿も見えなくなり、すっかり寂しく、活気がなくなったような気がしていましたが、今回、旧南之郷中学校跡地に小規模特別養護老人ホームと認知対応型グループホームが計画され、地域福祉の向上が地元でも大変期待されているところでありますが、これまでの経過と今後の進め方についてお伺いします。

②二つの施設で何人くらいの雇用が見込まれるかお伺いいたします。

大きく二つ目の項目は、高校再編について。

①昨年の3月の定例議会の私の一般質問で、曾於市内3校の県立高校の再編問題について質問したとき、曾於市教育活性化対策委員会高校部会で、まず第1に、末吉、財部高校を再編統合し、岩川高校はここ二、三年、自助努力を発揮して存続を目指して、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会に報告しているとの教育長の答

弁でありましたが、先ごろ新聞等で鹿児島県教育委員会が曾於市の末吉、岩川、財部の3高校の統合を検討しているという報道がありました。市ではこれについて、どう考えておられるか。

②統合した場合の新設高校の場所、またそれぞれの学科は、これまでどおり全て存続できるか伺います。

③曾於市内の中学校から今年4月の市外高校、市内高校への進学状況はどうなっているか。

④末吉、岩川、財部高校3校のそれぞれ平成24年3月卒業生の進学率、就職率はどうかをお伺いします。

以上、第1回目の質問を壇上から終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず大きな1番目の旧南之郷中学校跡地の利用についてということで、①の中学校跡地に小規模特別養護老人ホームと認知症対応型グループホームが計画されているが、経過と今後の進め方についてということですが、平成25年度において、旧南之郷中学校跡地に整備します地域密着型サービス施設整備について、これまでの経過と今後の進め方についてを説明いたします。

整備する施設は、小規模特別養護老人ホーム29床と認知症対応型グループホーム9床の併設施設であります。一般公募を本年6月から8月まで行った結果、2事業者の応募があり、末吉町南之郷8804番地1の富永勇次氏に内定をいたしました。

今後の進め方としては、まず社会福祉法人格を来年3月ごろまでに取得してもらいます。

次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の当初協議を3月に国・県へ行い、国から7月ごろに内示通知、9月に交付金の決定通知を受ける予定であります。10月以降に工事着工をし、平成26年4月開設の予定であります。

②の二つの施設で何人くらいの雇用が見込まれるかということですが、小規模特別養護老人ホームに34人、グループホームに11人、合わせて45人の雇用が見込まれるところであります。

次の大きな2番目の高校再編につきましては、教育委員会と打ち合わせておりますから、教育長より答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○教育長（植村和信）

お尋ねの高校再編についてお答えいたします。

①から④までございますが、まず①の鹿児島県教育委員会が曾於市の末吉、岩川、財部の3高校の統合を検討している報道があったが、市ではどう考えているかとい

うお尋ねでございますが、県教育委員会では、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会を設置され、曾於市では曾於市教育活性化対策委員会高校部会を立ち上げました。まず第1段階としましては、末吉・財部高校を再編統合し、岩川高校はここ二、三年自助努力をするということで、市のほうでは意見をまとめました。この意見を大隅地域の公立高校在り方検討委員会に報告したところでございます。

ところが、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会では、3校統合を視野に入れながら、魅力ある高校づくりに取り組むべきであると、まとまったところであります。

それを受けて、県教育委員会では2014年度の生徒募集を停止して、新設校への統合を検討し、新設校は末吉高校のところを有力候補としているという説明がありました。

市といたしましては、市教育活性化対策委員会高校部会と大隅地域の公立高校在り方検討委員会の両方の考え方を尊重しながら検討してまいります。

次に、高校再編について、②新設校の場所、学科はこれまでどおり存続できるのか伺いたいということでございますが、新設校の場所については、報道されたように、末吉高校のところを有力候補として検討しているという説明がありました。

なお、学科については、勢いのある魅力ある高校となるための学科を導入できるよう、今後検討していくということでもあります。

曾於市内の中学校から現在の市外高校、市内高校への進学状況ということでございますが、平成24年の3月卒業生342名おりましたが、市内の高校に123名、36%でございます。市外の高校に219名、64%が進学したところでございます。

最後、④でございますが、末吉、岩川、財部高校3校それぞれの平成24年3月卒業生の進学率と就職率を報告されたいということでもあります。

それぞれ3校の平成24年3月卒業生の進学率を申し上げます。末吉高校46.3%、岩川高校43.3%、財部高校44.9%。次に、就職率であります。末吉高校が53.7%、岩川高校が47.8%、財部高校が51%ということでございます。

以上でございます。

○1番（今鶴治信議員）

南之郷中学校の跡地の有効利用ということで、第5期介護保険事業計画の地域密着型サービス整備事業を実施する事業者の公募をしたところ、今回、小規模特別養護老人ホーム29床と認知症対応型グループホーム9床の併設型を申請した富永氏が内定事業者に決定したという、今市長からの答弁がありました。

当初、旧校舎は教育財産から普通財産に所管がえをしてから、無償貸し付け契約の説明でありましたが、今回校舎、特別棟敷地を事業者へ無償譲与になった理由は

何かを伺います。

○保健課長（大休寺拓夫）

御説明申し上げます。

当初無償貸与ということで考えておったわけですが、事業者を募集しまして、ほとんどの場合が自己資金がないということもありまして、貸し付けが必要になるということになります。ほとんどの社会福祉法人におかれましては、融資を借りての施設整備ということになりまして、自己資金があれば全てできれば一番ベストなんです。それができないという事情がございまして、融資を受けるためには、建物について担保設定が必要ということがございまして、担保設定をするためには、市の財産には担保設定はできませんので、その関係で建物について譲与をしたいということになります。ただ土地については、そこまでの制約はございませんので、建物についてだけの譲与を考えております。

○1番（今鶴治信議員）

先日の全員協議会の資料では、敷地も書いてあったので、敷地を聞きましたけど、今回は建物だけということですね。無償譲与する校舎などの普通財産の評価額は幾らぐらいであるかをお伺いいたします。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えします。

公共施設については評価額がございませんので、こういう場合は一つの目安として、法務局の基準表により算出をするという方法はございます。これでいきますと、耐用年数を引いて計算をしますと1億2,000万ほどということになります。法務局の基準表を使った場合の算出評価額であります。

○1番（今鶴治信議員）

中学校の建物は、学校で利用しているので価値があるもので、ほかの閉校になった学校などは利用されていない場合、解体などをする場合は、その評価額以上に解体費用もかかるわけですが、今回の無償譲与は、市の重要財産の処分に当たりますが、議会の議決は必要があるかないかをお伺いします。

○保健課長（大休寺拓夫）

市の条例でいきますと2,000万円、あと5,000m²という制約がございまして、かつというのはありますが、2,000万かつ5,000m²という制約がありますので、それでいきますと面積要件が該当しておりませんので、市の条例にかける必要はありませんが、そこあたり、また議会の御意見をお伺いしたいと思います。

○1番（今鶴治信議員）

今回、条例改正案も議案に出たのは、この件に関するところもあると思われ

ます。

続きまして、今回、公募が確定されました事業者が中学校跡地を利用するに当たってのメリットとデメリットはどう考えられるかお伺いいたします。

○保健課長（大休寺拓夫）

まずメリットでございますが、建物が既に耐震性が備えてある建物でございますので、その構造を利用できるということと、あと地域の出身の方でございますので、南之郷地区に対しては非常に知られている方でありますから、そういう地域の活性化にはつながると思っております。

あと農業法人等をやられていらっしゃいますので、そこのまた連携とか、そういうのはメリットがあるかと思えます。

デメリットとしましては、旧校舎を使用をする関係で、構造上、構造の変更はできないということになりますから、外見上はほとんど変わりはないんですが、内部については全面改装は必要になってくるということで、実際新築を建てたのと同じぐらいの費用がかかってくるのかなと。そこはデメリット。

あと面積的に、国が示してるのがユニット化、個室化を言っておりますが、ユニットができないということで、比較的単価が、負担金が安い多床室、これはまた地域のためのメリットになると思えますが、そういうところの制約がかかるというのがございます。

以上です。

○1番（今鶴治信議員）

今回、併設型ということで、小規模特別養護老人ホーム29床、また認知症対応型グループホーム9床のベッド数でございますが、現在の待機待ち状況、また平成26年4月にオープンした場合、入所が満床、満床はすぐは難しいかもしれませんが、軌道に乗る入所率はどのぐらいが採算ラインと思われませんか。

○保健課長（大休寺拓夫）

まず待機状況から申し上げますと、一番近い数字で、重複なんかもとって、除いてあるんですが、ことしの6月1日現在が特別養護老人ホーム関係が、待機者が337名と、これは重複しておりますので、かつ介護の3以上ということで申し上げますと、106名ということになります。実質は106名の方が対象の方で待っていらっしゃるという状況です。あとグループホームにつきましては、大体40名ぐらいということになっております。

採算ラインでございますが、今まで29床のミニ特老が3カ所、開設をしておりますが、いずれも2カ月程度で満床になっております。この富永氏におかれましては、収支計算上は9月ごろまでに満床になる計画を立てていらっしゃいますので、今ま

での経験からいきますと、あと待機者の数からいけば、ほぼ2カ月後には満床になる。ただグループホームにつきましては、若干金額が高いですので、そこらあたりの9人を満床にするには、結構3カ月程度かかるのかなと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

先ほど市長より雇用に関して、小規模特別養護老人ホームのほうが34名、また認知症型グループホームが11人、あわせて45人の雇用が見込まれるという答弁がございました。

そこで旧財部南中学校跡地では、サイバーウェーブ社とD I Oジャパンの2社の企業誘致が決まり、建物の改修や電気工事に3,080万円の市の助成金が9月定例議会で決定しましたが、この地域密着型サービス施設にも、先ほど無償の建物の譲与はございましたが、市の助成金が必要であると思われませんが、これについては検討されているかお伺いいたします。

○保健課長（大休寺拓夫）

この事業につきましては、今までと同じく国からの補助金がつきます。これはまだ確定ではないんですが、通常ですとほとんどついておりますので、ただその金額については、ここ21年から23年度まで3カ年間については緊急基盤整備ということで、非常に補助率が高かったというのがございます。従来 of 平成20年度までの補助金スタイルに戻りましたので、その差額が結構あります。

そういうこととまた地域振興と廃校跡地を活用したということで、そこあたりは、あと解体費用とか、そこを参考にし、あと財部のコールセンターの分もありますので、そこらを総合的に勘案をして、今、助成金を検討中ということでございます。

○1番（今鶴治信議員）

私たち文教厚生委員会の所管事務調査で行った石川県輪島市の知的障害者授産施設ふれあい工房あぎしは、閉校した小学校跡地に建設されておりました。施設運営は開設当初から軌道に乗る数年間は、行政からの助成があったということでありました。

今、保健課長からも検討してるという話がございましたが、やはりこの中学校の跡地利用する福祉事業という特別な今回の場合でありますので、学校施設をほかの用途に転換する場合は、改修費用も含め多大な経費を要するため、行政からの何らかの助成が必要であると思われまますので、ぜひ助成のほうも考えていただきたいと思ひます。

そしてまた、私たち地元南之郷の住民にとりまして、学校跡地に介護施設ができることは、地域福祉、地域活性化のためにも大変重要でありがたいことでもあります。施設が建設されることでもありますが、一番大事なことは、長期的に施設運営

が継続され、地域福祉のためにこれからもずっと期待される施設でございますので、ぜひ市のほうの助成も考えていただきたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、今鶴議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○1番（今鶴治信議員）

先ほど中学校跡地利用については、一応終了したところでしたが、なお、あと一、二点確認をしておきたいのでよろしくお願いします。

先ほど保健課長より、校舎などの重要財産の処分については、必要ならば議会の要望があれば議決を要するかもしれないという答弁でございましたけど、今回は財産として2,000万円は超えていると思われまして、これだけでも議会に諮るべきではないかと思われまして、どうお考えでしょうか。

○保健課長（大休寺拓夫）

先ほど申し上げましたが、条例上は2,000万かつ5,000m²、かつです、2,000万かつ5,000m²、両方そろった場合の条件でございまして、今回は面積要件がありませんので、特にかける必要はないんですが、そこは御意見を伺いたいということでもあります。

○1番（今鶴治信議員）

わかりました。もう一点、最初のほうでうっかりしてたんですけど、最初全員協議会におきましては、普通財産のうち校舎、特別棟、敷地も譲与に含まれるような説明を受けたような気がしますが、今回、公募の決定を受けました富永氏は、建物の敷地まで含む抵当を担保に融資を考えて、これが減額になったとお聞きしておりますが、この敷地を、最初から含まれてなかったのかもしれませんが、この公募のときの説明では、どういう説明でございましたか。

○保健課長（大休寺拓夫）

公募のときには、原則無償貸与ということで募集をかけたところでございます。しかしながら、公募をやった結果、資金的に、どの事業団もなんですけど、もしできれば無償貸与で対応したかったんですけど、そうもいかずに、要はほとんどの社会福

社法人が融資を借りないといけないというのがありまして、そこに抵当権が必要ということで、原則ということでありましたので、今回譲与に切りかえたと。

当初、土地までということで考えておったわけですが、融資事業団、独立行政法人の地域医療福祉機構に問い合わせをしましたところ、特段土地までは必要ないということでございましたので、建物だけについては担保設定が必要ということでありましたから、必要最低限におさめたいと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

先ほども述べましたが、私たち文厚委員会で輪島市に行った場合、このところが最初、ほかの事業所もやって、経営していたおかげで、校舎は貸与ということで、もし学校の譲与があれば融資がまだ受けられたという説明がございましたので、これは前向きに取り組んでいただいたこととっております。

もう一点だけ、先ほど市の単独助成も保健課長は、今後検討したいという説明でございましたが、市長にもう一度確認をしてみたいと思います。市長のほうではどうお考えか、そこら辺のことはどうお考えかお伺いいたします。

○市長（池田 孝）

前の議会において、そのような方向で検討すると申し上げておりますので、今そのような方向で検討中であります。幾らになるか、補助金が、検討中です。

○1番（今鶴治信議員）

先ほど学校跡地については終了しましたと言いましたけど、二、三、疑問の点を質問いたしました。

引き続きまして、高校再編問題について質問いたします。

先ほど教育長より、今年度342名の卒業生のうち、市内が123名の36%、市外が219名の64%の地元3校への進学率というのが発表がございましたが、この数字に対してどう思われるか、見解を求めます。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

私どももかねてから地元の高校を大切にしていかなきゃならないということで、中学校、あるいは地域で地元の高校に目が向くように、いろいろ指導もお願いしているところでございますが、市内に残る生徒数が余りにも少ないというふうに捉えているところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

先ほどの説明で、2014年度の市内の3校への生徒募集を停止し、新設校への統合を検討していることは、県の教育委員会から発表があり、また新聞等で曾於市内の小中学校のPTA役員を対象にした説明会があったとありましたが、この説明会に

は曾於市教育委員会も出会されたかお聞きします。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

教育委員会も私が出席いたしました。

○1番（今鶴治信議員）

この会の中で、非公開となってるように書いてございましたが、役員また保護者の中で、どういう意見が、主な意見があったかがもしお聞かせ願えればお願いいたします。

○教育長（植村和信）

できれば市内の高校が存在、存続できればありがたい状況でございましたが、大隅地区の検討委員会での答えが、3校を1校にというような方向も出ておρισして、質問と意見等につきましては、勢いのある、子供たちが魅力を持っていける、そういう高校をつくってほしいというような意見がたくさん出たところでございます。

なお、中学校と違ひまして、高校は募集を停止して、1年生、2年生がいなくなつて、最後は3年生だけの高校になるわけでございます、先輩、後輩という関係があつて、生徒は大きく成長するんじゃないかと、そういうところも何とか御配慮はできないものでしょうかというような意見も出たところでございます。

以上です。

○1番（今鶴治信議員）

先ほど県のほうでは、中心的である新設校が建設されるなら、末吉がいいんではないかという意見が出たということでございますが、現在財部高校も、私のこの前の質問で、かなり都城市の生徒が来てるという説明でございましたが、もし財部高校、岩川高校もですが、なくなって末吉の一つの高校になるとした場合、今後も交通アクセス、また学校の学力的なものとして、都城市、また市外の方が市内の高校に、これまでどおり来るものかどうか、そこら辺はどうお考えかお聞きします。

○教育長（植村和信）

お答えします。

これは県の教育委員会がこのように検討しているという答えでございました。そういうことで当然1校にするからには、県内外からいい学校だということで魅力を感じてもらふように、努力をしてまいりますということですので、交通のアクセスも含めて、そして内容的にも、今の状況よりもさらに充実した高校を目指すというふうな説明であつたというふうに捉えております。

○1番（今鶴治信議員）

7月に実施した来春の中学校卒業予定者の進路希望状況調査によりますと、前年

度募集定員に対する倍率は、財部高校普通科80人の定員に対しまして0.14倍、末吉、普通科40人の定員に0.95倍、生物生産科40人の定員に0.73倍、情報処理科が40人の定員に対し0.75倍、岩川高校普通科40人の定員に0.55倍、電子機械科40人の定員に対して0.7倍であるとありました。

7月の時点でございますので、いざ願書受付のときは、まだこの数字がふえてくるものではないかと思いますが、先んじて財部高校と末吉高校を統合して、二、三年は自助努力で岩川高校を残す努力をするという方向性の発表は、こうして財部高校普通科0.14倍という数字に顕著にあらわれているのではないかと思います、この点についてはどうお考えかお聞きします。

○教育長（植村和信）

おっしゃるとおり、一生懸命市内の高校に目が向くように努力をしている、あるいはしてもらっている状況でございますが、7月の段階での希望者数は大変厳しいものがございました。そういうことで何とかその後、努力、調整をしまして、希望者数がふえてくれていけばありがたいところでございますが、まだ最終的な結果も出ませんし、何とも言えないところでございますが、ただ子供も親もたくさんの生徒が行って、勢いのある高校に出したい、行きたいというのが子供や保護者の願いであるようですので、非常に厳しい状況であるなというふうに思っているところでございます。

○1番（今鶴治信議員）

また、岩川高校の場合、電子機械は0.7倍、普通科がちょっと0.55倍で少ないですが、本当に自助努力をされていると思われま。そういう中で、今回PTAの保護者、その中で2014年度には生徒募集を停止するという、県の教育委員会が、決定ではないとしても、大きな流れが出て、こういうことでは自助努力が台なしになって、岩川高校、また財部高校もですが、末吉高校、ますますもって募集、入学願書が減ってくる可能性があると思われま。

その中で、きょう新聞に高山高校の併設型中高一貫高校を開設する記事が出ておりましたが、方向性が出た以上、このまま手をこまねいて待っているより、積極的に、先ほど新しい科も導入する案もあると言われましたが、具体的にその辺については、まだ何も決まってないということでしょうか。

○教育長（植村和信）

お答えします。

学科等につきましては、完全にこれから検討するというところでございました。また説明や本日の報道を受けますと、学科の導入に当たっては、国立大学に多数合格するような大学進学ニーズに十分応えられる学科を導入する。それから、農業、

工業、商業についても学べる。なかなかこういう学校はないんだそうですが、ないわけですが、そういうような学校にできないかと検討していく。

あるいは学校の教科学力もそうでございますけれども、部活というものも非常に大事な要素でございますので、勢いのある高校にして、部活動でも魅力があって、たくさんの生徒が集められるようにと、そのように検討していくというような説明があったところでございます。

以上です。

○1番（今鶴治信議員）

これはこういう、この問題は曾於市だけの問題じゃなく、この少子化の時代、先ほど大学の新設の問題でも、新聞等で報道はありましたが、なかなか少子化で子供が少なくなっていく時代に、生徒の奪い合いというか、生徒がどうしても行きたい学校づくりが大変重要だと思われまます。

曾於市内の近辺には、私立の特徴ある看護科、介護科を持っている学校もございます。また都城のほうには自動車科、調理科、同じ地区に難しいこともあるかもしれませんが、今介護施設もたくさん今できつつあり、そういう需要はたくさんあると思われまますので、そういう新しい科も検討できないものかお伺いいたします。

○教育長（植村和信）

そこら辺につきましては、意見を交換する中で、魅力ある高校というのは、どういう高校なのかということで、数多い意見も出されて、当然そういうこともお願いはしてきたつもりでございます。ただ教科の検討、決定というのは今後であるということで、また引き続き私どもも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（今鶴治信議員）

先ほどの答弁で、進学率、就職率を説明していただきましたが、いずれも就職率が若干上回っておりますけど、今専門知識を擁しないと、なかなか就職活動も難しいということで、進学率が今後ますます高くなってくると思われまます。

先ほど教育長のお話にもありましたが、普通科が実際のところ、3校で相当数の教室があるわけでございますが、そこに隣の志布志高校の普通科、また都城の進学校の普通科などと比較しても、国公立大学への進学率が高まるような実績を上げれば、わざわざ遠くに行かなくても、地元の高校に進んでくれる可能性が高くなると思われまます。

そこで全てのみならず、学力の問題もありますので、全ての皆さんがそういう特進クラスじゃないけど、1クラスぐらいは優秀な生徒のクラスをぜひつくっていくべきだと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○教育長（植村和信）

当然そういうことをございます。大学進学ニーズに応えるというのは、先ほども述べましたとおり、国立あたりにたくさん合格できる。そのためには特進クラス等、特に力を入れて学習に励む学級がないと、それは実現できないんじゃないか。当然検討してもらえるものと思っておりますし、強く働きかけをしてまいりたいと思います。

今3校のどの学校の普通科も、そういう大学への合格を目指して、夜遅くまで学校のほうに電気がとまり、頑張ってる姿を見ているところでございます。

以上です。

○1番（今鶴治信議員）

これまでそれぞれの高校は、伝統あるたくさんの卒業生を輩出し、それぞれの分野で活躍されております。少子化の中、高校の再編、統廃合は避けられないところに来ていると思います。やはり今までのそれぞれの高校の、特に末吉の生物生産とか岩川の工業機械、また情報処理、普通科も進学率のことで、これからますます頑張っていたかかないとにならないと思いますが、それぞれの歴史ある科も残しながら、また新しい科を検討していただきまして、まだこういう報道が新聞等でされて、保護者や生徒の中で本当に不安、また進路に対するイメージが既存の3校に対して、なかなか魅力は持たれなくなりつつあります。

できるだけ早く積極的に、高山の中高一貫ではないですけど、市のほうも今後の曾於市の高校のあり方を検討する時期が来てるのではないかと思います、その辺を教育委員会としては、どうこれから取り組んでいかれるつもりかお伺いいたします。

○教育長（植村和信）

それぞれの高校の同窓会関係者が、それぞれの立場で一生懸命頑張ってくださいっております。そういう気持ちも大事にしながら、私たちとしては当初申し上げましたとおり、市の考え方、検討委員会の出したまとめ、そして大隅地区の出したまとめ、こういうものを尊重しながら、さらに努力は続けてまいりたいと思っております。

○1番（今鶴治信議員）

最後に、それぞれの高校でも同窓会、また学校関係者の方々が一生懸命、存続に向けてこれまで頑張ってきた。これから新しく魅力ある高校づくりに、積極的に市の教育委員会も携わっていくことを願って、私の一般質問を終わります。

○保健課長（大休寺拓夫）

先ほどの答弁で訂正を1点お願いいたします。

南之郷中学校の校舎の評価額というのでお答えしましたが、床面積を倍に考えておまして、延べ床面積で計算した場合に、法務局の基準により6,672万3,000円という金額になります。2階がありますので、その倍掛けておりましたから、それも全て延べ床面積でしたので、約6,600万ということになります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○19番（迫杉雄議員）

私は今定例会の一般質問におきまして、2項目を5点に分けて市長に質問いたします。

まず2011年3月11日の東日本大震災から1年9カ月がたちますが、復興はなかなか進まない上に、大震災は福島原発をメルトダウンさせて、今後、政治経済並びに人間生活にとって、とてつもない放射能問題を抱えることになりました。今後は自然エネルギーによる再生可能エネルギービジョンにスタンスをシフトする対応が急激に広まっている社会情勢になりましたことで、本市の対応を市長に質問いたします。

まず、再生可能エネルギーの推進について、①に再生可能エネルギービジョンについての今後の取り組みについてはどうであるか。今後の省エネの取り組み施策はどうであるか、市長の見解を伺います。

次に、②で太陽光パネル設置並びにメガソーラー等の現在本市の状況で、民間事業者の用地の確保やら、旧大隅北中並びに農村公園に対しての賃貸借についての内容はどうか伺います。

③で民間同士でのメガソーラー等の設置について、本市はどのような対応が望まれるか伺います。

次に、通告の環境保全型農業推進についてであります。本市は農業振興を基幹産業として今日まで発展してきたことは言うまでもありませんが、農業・農村を取り巻く情勢は、農家の高齢化に対し、福島原発による放射能問題や農薬による出荷停止等は、やはり食の安心・安全が問われます。

本市においても、農業用廃プラ、空き缶等適正処理対策が行われておりますが、できますなら徹底した対応、取り組みが必要ではないかと思えます。まずは市長におかれましては、環境保全型農業推進について、本市の現状をどのように捉えておられるか、見解を求めます。

次に、②の今後本市の農業生産向上を目指し、農業粗生産額を高めることを鑑み、適正処理推進協議会はどのような議論対応がされているか伺い、壇上からの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

再生可能エネルギーの推進についてということで、①であります。再生可能エネルギーのビジョンについての見解、今後の取り組みなどありますが、今のところ、再生可能エネルギーについての計画は持っておりません。東日本大震災による原発事故により、再生可能エネルギーの議論があり、原発に頼らない社会づくりが国においても検討がなされているところであります。私も原発のない社会が訪れることを願っております。

現在、曾於市内において幾つかの太陽光発電、いわゆるメガソーラーの設置及び計画があるところです。今後の推移を見守っていきたいと思っております。

また、省エネへの取り組みとしましては、無駄なエネルギーをなくすため、庁舎内の蛍光灯を減らしたり、節電対策に対する協力について広報誌を通じ、市民の方々にも呼びかけているところであります。

②の太陽光パネル設置並びにメガソーラー等の現在の取り組み状況で民間事業者の用地の確保や、大隅北中、農村公園に対しての賃貸借についての内容はどうであるのかということですが、メガソーラー設置における事業者からの問い合わせ、用地等の確保については協力をしているところです。

大隅北中及び農村公園への設置については、現在事業者において、九州電力等への申請中であり、本決定とはなっていないところです。

なお、設置予定の用地については、賃貸借を希望されているところであります。

③の民間同士のメガソーラー設置に対して、どのように市は対応するのかということですが、民間同士でのメガソーラー設置に対しては、積極的なかかわりは持っておりません。今後の対応も情報収集程度になるかというふうに思っております。

大きな2番目の環境保全型農業推進についての①本市における農業用廃プラ、空き缶等適正処理について、今日ではどのように捉え、把握してるのかということですが、農業用廃プラ、空き缶等適正処理については、環境負荷の軽減と資材

の有効利活用という観点から、不法投棄や野焼きを禁止するためにも、一斉集荷を実施いたしております。

現在では、主にカンショを主体とした露地野菜等のマルチ、ハウスビニール、畜産飼料のラップ等が主体に集荷されております。

平成23年度の集荷実績については、ポリエチレン489 t、塩化ビニール26 t、農業用空き缶1,862缶となっており、特にポリエチレンについては、22年度と比較して26 t増加している状況であります。

また、集荷については農家の意識と利便性を考慮して、最高、年6回に分けて集荷体制を整えるとともに、有線放送、使送便、広報誌での適正処理の啓発を実施しております。

②の農業生産向上を目指す本市の今後の対応について、生産向上と環境保全についての適正処理推進協議会ではどのような議論がなされたかということですが、農業用廃プラ、空き缶等適正処理協議会では、関係機関が連携した廃プラスチック類の処理体系を確立するための適正処理推進を行っており、集荷実績を見ると環境保全という観点では確立されてきていると思います。

また農家の経費軽減のため処理経費の3分の1助成を行っており、マルチ等の利用により生産量の増加や雑草等の抑制による労力の軽減など生産性の向上にもつながっていると考えております。

以上で終わります。

○19番（迫 杉雄議員）

2回目、質問に入ります。

まず通告しておりました①についての再生可能エネルギービジョンについてでございますが、先ほども申しましたように、地球温暖化と再生可能エネルギービジョンはセットで考えて進めるべきだという観点から、鹿児島県におきましては、川内原発を抱えておりますが、本市においては20km、30km範囲内に入っていないという位置ですけれども、放射能によるいろんな農作物等の懸念は払拭できないわけです。

その観点から、次の世代のエネルギービジョンを立てるべきだという考えのもとですが、東日本震災後の全国的な再生可能エネルギーに対する導入が急激にふえてると。また、今国政選挙中ですが、それについてもいろんな角度から議論されております。

先ほど市長の答弁の中に、対策的な会はまだ立ち上げてないというようでしたが、本市におきましても総合振興計画等にも顔出しするべきではないかと。そして、エネルギービジョンの方向づけを早い時期に示すべきではないかということ強く言いたいんですが、現段階での市長の見解を再度お聞きいたします。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、大震災以降のエネルギー問題というのは、国を挙げて今取り組んでいるところでございます。本市においても、今、先ほど市長の申されたとおり、メガソーラーの設置を希望される事業所等がたくさん入っているところでございます。

本市においても、こういったエネルギー問題については、再度計画等を持って、持つべきだと私自身も考えておりますけれども、まだ私どもいろいろと勉強不足でありまして、この実態をもうちょっと把握し、いろんなエネルギーの方法、曾於市に合った、風力、地熱、いろいろとエネルギーの発生源というのはあるわけですが、それらをもうちょっと勉強させていただいて、それからこういった計画等立てたいと思っておりますので、今は現在検討中ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

検討中というのは理解できるわけですが、先ほど言いますように、本市の今後の方向づけとしまして、新エネルギービジョン策定委員会なるものを早い時期に立ち上げるということが考えられるわけです。勉強して次年度、次年度送りであれば、様相を呈してないというような気がするわけですが、現段階で本市の取り組みを、いろんな形で市民の立場やら、私、議会議員の立場なんかで考えますと、市報等になかなかこれといった記事といたしますか、啓発が出てこない。

ここ1年の間の市報をめくりますけど、文言的に薄い文言といたしますか、言葉は悪いですが、そういうのが12回のうちの2回か3回かは、文言として読み取ることができそうですが、先般11月の1日号の中には、再生エネルギーについての内容が広報的に出ております。こういうぐらいのことであれば、もう一步深める必要があると思えますけど、今担当の企画課長が答弁されましたが、広報紙を通じての、もう一步突っ込んだ企画はできないものか。ここに先般11月号の切れ端を持っておるわけですけど、中身について何か薄いんですが、もし先般11月号の内容がわかれば、課長からの答弁を求めたいと思えます。

○企画課長（岩元祐昭）

迫議員の言うように、先ほども申し上げましたとおり、こういった再生利用可能というようなことについては、私どももまだ意識が薄いということは反省いたしております。この大震災を受けまして、太陽光発電、再生利用ということで注目を浴びておりますけれども、それに向けた取り組み、それと市民向けの広報というよう

な形でも、もうちょっと内容等を詳しく、いろんな再生可能のエネルギーの種類があるんだよということなんかも、一応広報してまいりたいと思っております。

現在、私どもこのメガソーラーの関係で、今対応をそちらのほうに中心を移しておりますので、今後それも視野に入れながら、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

再度ですが、私の手元にあるのが11月1日の市報で、市民が目を通したんですが、これについては広報の内容ですので、ここで一々議論せんでもいいんですが、「ストップ！温暖化。みんなでチャレンジ、エコ活動！」と、こういう見出しでやっておりますが、私が今質問の中に出てます新エネルギービジョンの検討策定委員会というのは、これとは別に進めなければ、この広報が出してるのは、本市の一番最前線での今の段階かというようなふうに取り受けるわけです。

俗に言いますと、再生エネルギーが太陽光パネルのソーラーだということについての記事しか載っておりません。そのほかのずっと市報を見てもみましますが、これが出てこなかったのが、何か不思議だなという感じがしますが、市長、再度新エネルギービジョン策定等にかかわる立ち上げは、副市長を通じてでも対応していく考えはないか、再度聞きたいと思っております。

○市長（池田 孝）

国のほうでも最近になりまして、このエネルギー問題が強く言われて、買う電気についても42円という高値で買うと。これまでは20円台だったと思います。そのようなことから、一向に進んでいなかったというふうに思いますが、曾於市にも、市の土地も民間から貸してくれんかというところが3カ所、今来ておりますし、また民間同士でここにこのようなのをつくりたいが、どうだろうかということで3カ所ですかね、現在来ておるのは、合計6カ所はつくられていくんじゃないかなというふうに思っております。

そっちのほうは今進んでおる状況で、ほかのものについては検討、民間のほうで場所を、ここあたりはどうだろうかということで、調査してもらったらということでは指示を出しております。風力において、どこあたりが、どことどこぐらい調査してもらったらということで、まだ民間のほうも、そっちのほう、余り強く望もうとしておらない、進んでいないというふうに考えております。

水力についても、余り急流があるわけでもないし、民間のほうからお願いも来ておりません。ですので、今メガソーラーの発電による、そっちのほうを今急ピッチで進めておるといふ状況であります。協議会的なものが必要かどうか、今後必要

であれば、また内輪だけでも早急に検討させていただきたいと思います。まだそこまで考えておりませんでしたので、今後の検討課題とさせていただければというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

市長の現状の答弁だということで受けとめますが、再生可能エネルギーと、省エネに対してというような角度から、本市として対応していくと。市長が口に出しました風力なり、またバイオマスなり、水力といいますと、水力的なものが見当たらないという感じがしますが、以前はバイオマスも計画に顔を出してたような気がするけど、最近バイオマスという言葉が全然なくなりましたので、そこらあたりも再度検討すると。いろんな角度から検討していかなければいけない時期ということで判断しますれば、内々でも検討委員会などはぜひ立ち上げて、そして今後の人間社会の、また経済を含めた対応ということになりますので、ぜひ必要なことだと思います。そういうことで検討した上の対応を進めてください。

次に、②で通告しておりますが、パネル設置等につきましては、量的なもの、規模的なものがあるわけですけど、今、市内の内容を見ますと、先ほど市長が答弁されたような箇所だと思います。

あと一方は角度を変えますと、民間の家庭用というのもありますので、とりあえずメガソーラー並びにパネル設置について、今さっきの答弁では、大隅北中もしくは南之郷の農村公園等の申請がなされているということですが、なされているということであれば、内容をお聞きしたいと思います。まず両方の面積等、もしくはモジュール枚数の規模、そして通告しておりました賃貸借等については、どういう基本的な考えがあるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、末吉町の南之郷、平沢津の農村公園ですけれども、あそこの事業者の面積が約3haでございます。それに事業者が希望されているのが2MWの発電量ができるんじゃないかということで承っているところでございます。パネルの枚数については8,200枚ほどということでございます。

それと大隅北中の事業者については、大隅の支所長にお願いしたいと思います。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

現在、大隅北中学校については、先ほど説明がありましたように、事業者のほうで申請中ということで、現在、事業者のほうで検討されているパネルの枚数という

のは大体4,000枚ということで、あそこの面積につきましては1万2,000m²から約1万3,000m²というような話でございます。

以上でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

一応申請中ということで、ある程度は打ち合わせが進んでおるとは思いますけど、賃貸借的なものはどういうふうになるのか、そこも打ち合わせが進んでおるとなれば、一応仮とってでも、聞かせてもらいたいと思います。

○市長（池田 孝）

業者によってばらばらで提示されたところでしたけれども、市というこの行政でやる中で、バランスをとらなくちゃいけないんじゃないかということで、平方メートル当たり月に120円ということで提示をしておるところです。

（「年間がですね」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

年間120円です。月に10円ということですよ。

○19番（迫 杉雄議員）

ここで計算ができないんですが、平方メートル当たり120円ですか。先ほどの面積で言われた3町歩に対しての枚数が8,200枚、この計算でいいわけですね。計算は今ちょっとぱっとできませんけど。

（「土地の面積掛ける」と言う者あり）

○19番（迫 杉雄議員）

土地の面積掛ける。土地の面積ですね。それじゃまた後であれですが、そういうふうに一応取り組んでおるわけですよ。ですから、当然今度は民間同士についても、いろいろ、先ほどの答弁にありましたように出ておるわけですが、この公的、市有地、市有地をこういうふうに計画で申請となると、大隅北中におきましては、現在ドクターヘリの発着場になっているんだらうというふうには私は理解しておりますし、そっちのほうはドクターヘリの場所はどうなっていくのか。

それといま一点は、南之郷の農村公園ですが、公園ということで地域住民が今日まで利用してきたという経過がありますが、その後の地域住民に対する対応と申しますか。あそこでは私も参加したことはありますが、グランドゴルフ大会も行われておりましたし、その類いのものはどのような地域住民の声、要望があるのか、まず聞きたいと思います。

○市長（池田 孝）

農村公園ですけども、名称は公園となっておりますけれども、中岳ダムの捨て土をどうしたらいいのかということで、公園という名称のもとに造成されたという

ふうに記憶をいたしております。

今、平沢津の方々がグラウンドゴルフ場として、しょっちゅうじゃないようですが、たまに使われておるといことでもあります。非常に石ころなんかが出て、余りグラウンドゴルフ場にも適した土地とは言えないようでもあります。

そのようなこともありましたので、地元のほうから何とかかえる土地はないのかと、交換してするようなどころはないのかといことでもありましたので、面積は幾らぐらい必要かといことでも言ったら、そう広くも要求されませんでした。

ですので、業者のほうにこの前、会うたときに、このような要望が出てますが、見返りとして、その業者のほうに借りて、そして提供してもらえませんかと言ったら、快く、そのようなのは対応いたしますといような形で返答があったところですので、それは問題なく進むんじゃないかなといふうにも思っております。

ヘリポートといひますか、そっちのほうは大隅支所長のほうにお願いします。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

議員が申されますように、ドクターヘリの発着場といことに指定をされておりましたけれども、これにつきましては、この話が出てから、消防署等とも協議をいたしまして、現在、近くに大隅北小学校がございますので、これらのところに移行するような形で、今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○19番（迫 杉雄議員）

今ドクターヘリについても、一応対応がなされると。そして、農村公園につきましても、進出業者との打ち合わせ、地元打ち合わせだといふうにも思いますが、1点だけ気がかりなのは、あそこに植えられた桜は、日本さくらの会から以前100本植えられたといことでも、先般見に行ったんですけど、そこらあたりも太陽光のメガソーラーのパネルと桜の木が成長することは合わないわけですが、何か感慨深いものがあるなど。そこらあたりもちゃんと業者との打ち合わせはすべきじゃないかなとい気がしておるところですので、対応をしてもらいたいと思ひます。

次に、先ほどから口に出しておひます再生可能エネルギーといことでも、民間もしくは家庭におきまして、曾於市もまだ取り組みが出されていないわけですね。先ほど申しました11月1日の市報が一番目新しい、市民に対する情報だなどと思っておりますので、今後の対応を早急に示されないものか。

俗に言ひますと、民間業者はあくまでも企業業者ですので横におひても、家庭に省エネに対するパネル設置についての対応は考えておられないのか。他市町村では補助を交付して、目的とする省エネのほうに努力がなされておるわけですけど、

先ほどから申しますように、検討委員会なるものもまだ動いてないということですので、市長としましては、どういう今後の対応を考えられるか。パネル設置への補助交付についても、まず端的にお聞きしたいと思います。

○市長（池田 孝）

家庭の屋根に取りつける太陽光発電、大変これもつくっていただきありがたいわけですが、売電ということで価格は相当上がっておるわけですので、これは民間の活力でやっていただければと思っております。これまでも全て補助なしでやっておられた方々がいらっしゃるわけですので、市の補助はなくても、十分売電でやっていけるというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

民間で、家庭でということですが、社会情勢は急激に動き出したと。自然エネルギー、もしくは再生可能エネルギーということですね。それにつきまして、先々不透明な原発の行方も全然見当がつかないし、先日、ほんの最近、九州電力も来年の4月1日をもとに8.51%電気料を値上げするという再三の周知徹底、値上げのお願いといえますか、回っておるようです。

そうなりますと、家庭でのいろんな生活が圧迫されるような気がしますし、どうせ今後省エネ方向づけになりますと、今の段階から検討する必要があると私は思います。家庭や市民が、それぞれ生活の中で支出すればいいという考えも一理にはあると思いますが、行政として対応すべきじゃないかなと思います。

ちなみに、隣の志布志市が早い時期から、1kWに対する3万円の補助交付をしておることやら、聞けば聞くほど、今後対応していきだろうというような気がしてなりません。

そういう意味から、本市については、今、市長の答弁を再度聞くわけですが、どうしても考えられないかお聞きしたいと思います。

○市長（池田 孝）

以前、この事故が発生する前から、メガソーラーつけていらっしゃる方々がいらっしゃいます。売買契約の中で、非常に安い値段で、20年たって元が取れるか取れないかというぐらいだというふうに伺っておりましたが、きのう来られた業者の話を見ると、あそこで大体500戸、約500戸分の家庭の電気料が生産できるんじゃないかと言われていらっしゃいました。それを参考にすると、曾於市内に3,000戸ぐらいの発電能力が出てくるかというふうに思っているところです。

ですので、相当県内でも有数といいますか、大きいそのような設置がなされるというふうに思っております。ですので、市としては、そういう面では相当協力的に進んでおると思っております。売る電気も、家庭用で売る電気、買う電気、九州電

力でも値上げに踏み切るようですけれども、売る電気も今度は家庭から発生したものを売るものも高くなるわけですので、十分それは今まで以上に成り立つんじゃないかなというふうに思っております。ですので、補助金はなしで何とかいけるんじゃないかなというふうに考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

市民が望むところだし、こういう施策を本市が打ち出せば、また市民にも元気が出るだろうというふうに考えますが、若干九州電力のたつてのお願いが、今申しましたように8.51%の値上げが来年4月1日からとなりますと、大体どの辺に落ちつくのかなと、これ読み上げるようなものですが、普通の家庭、夏場が1万円を超えて、1万何百円相当の電気料に対しては1,300円の値上げというような、数字的にも掲げてあります。一番電力を使わない家庭でも378円という数字が出ておりますし、それを裏返しますと、今の段階で九州電力自体が3,700億の赤字と。

この穴埋めにどうしても原発電力がないとということの訴えだと思いますが、こういう数字を出してまでも九電がやっていくということは、末端の庶民にはかなり生活にかかわる圧迫が生じると思います。そういうときこそ全国的にといいますと過ぎますが、取り組みというのは必要じゃないかなと思います。

そのほかにまた省エネという角度から本市が進めるのであれば、何かほかにあるかということで、検討委員会等を立ち上げてでも進めなきゃいけないけど、今の段階で検討委員会なるエネルギービジョン的なものも立ち上げてないとなると、どうしても議論した上に取り組んでいかなければいけないと思います。

市長の見解が補助交付までは必要ないんじゃないかなということですが、市民の生活を思えば、その議論も次なる検討委員会設置のときでも進めるべきではないかと思えます。

今、今後の検討課題だということでしたが、その検討課題につきましても、本市はソーラーに対する補助交付はするかするべきでないか、議論に乗せるかということとで考えを聞きたいと思えます。再度。

○市長（池田 孝）

私1人の見解を述べたところであります。今後、検討する機関が必要であれば、そこで協議をして、そして方向づけをしたいというふうに思っております。検討する機関を立ち上げる方向で考えて進めたいと思っております。

○議長（谷口義則）

ここで迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 2時03分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

続けて質問に入ります。

次に、2項目めに出しておりました環境保全型農業推進についてに入りますが、全体的な予算というのが、今年度は昨年23年度よりも少な目の983万5,000円ということで事業がなされておりますが、私はこの一般質問につきましては、通告いたしましたように、農業用廃プラ、空き缶等の適正処理について、本市の今後の対応ということで質問をしたいということです。

まず本市におきましては、準農村地帯ということで、農業環境が売り物で、農業生産活動をしながら、今日までの発展があるわけですが、この中に本市が合併以来柱にしております、豊かな自然の中で命の鼓動を感じる曾於市ということで考えますと、どうしても自然というものとの向きで、町の発展を考えなきゃいけないわけです。

そういう意味から、今回通告しております、今日まで対応されてきております農業用廃プラ、空き缶等の適正処理はですね。けど、余り表面的に対応され過ぎて、一方のほうから見ますと、農家においては面倒くさいという立場やら、また処理金額的には、ほかの市町村からすれば高いほうでもないわけで、金額的なものではないんじゃないかなと思いますが、家庭か、各農家で処分されている状況が市民の口から聞こえるわけです。

そういう意味から、今日までの最大限の努力といたしますか、現在努力されている中で、市長はどのように農業用廃プラについての対応を考えているのか、再度お聞きしたいと思います。昨日も対応されたようです。答弁に対しての見解があれば、まず伺っておきたいと思います。

○市長（池田 孝）

先ほど申し上げましたように、曾於市は割とハウスビニールというのは少ないんじゃないかなというふうに思います。しかし、それも集荷しておりますし、特にカンショや露地野菜、こうしたときのマルチ、これが非常に多いようです。そうしたものを集荷して、業者のほうに委託してお願いをしておるということであります。今後もこの方法で考えていきたいというふうに思っております。集荷日というのが、いつでもどこでもできるわけじゃありませんし、集荷してあれしていきますから、期日をちゃんと決めた中で、そのようにして持っていきたいというふうに思ってお

るところです。

○19番（迫 杉雄議員）

市長が捉えて、今答弁される内容で進んできてると私は一応理解しておりますし、今申しましたように、中にはそういうのが見えます。例を挙げますと、山の中に押し込んであるとか、野焼き的に民家の近くで燃やすとすぐ通報が行くわけです。けど、民家においとか煙が見えないようなところでやれば、通報はいかないし、またいろいろ市民課のサイドでも聞きますが、廃プラに対する野焼きの通報はないと、ここが私は問題だと思います。ないからいいじゃないかという議論じゃなくて、見る人は見てるし、ただ通報はないなというだけだと思っております。

そのような中から、対応ですが、24年度については、ほぼ処理ができてるかと思えますけど、今後の対応につきましては、たばこの廃作にあわせたカンショ、もしくは里芋、これはかなりふえているはずですし、またそうなるマルチの廃ビニールもふえてるはずなんですけど、昨日までの集荷も集計されてるのか。予算的には、ことしは恐らく500tを超えるんじゃないかという気がしてますが、担当課長でそこあたりが把握されておるのであれば、答弁を求めたいと思います。

500tは今まで超えておりませんが、今後私の危惧するところは、集荷は必ず500tは超えるだろうという考えを持ってますが、担当課長としては、どういう見解を持ってるか答弁を求めます。

○経済課長（富岡浩一）

お答えいたします。

確かにたばこの廃作に伴いますカンショへの転作転換ということで、栽培面積等もふえておりまして、当然、廃ビニール等も増加してるのは考えられることだと思います。

ただ24年度の実績につきましては、12月の集荷が昨日までというようなことがございまして、まだその集計とか済んでおりませんので、今この手持ちということで、ちょっとお示しすることができないということがございます。

○19番（迫 杉雄議員）

今手元の、答弁ができないということですが、それはそれとしまして、先ほど市長が1回目の答弁の中で、この件に関しては関係機関との連携が必要だという文言を答弁されましたが、この関係機関の連携というのは、当然市民課やら、経済課と市民課という関係、もしくは曾於市の農業用廃プラスチック処理推進協議会、これとの連携を尋ねるところです。市民課との連携はどのように捉えているのか、そこを聞きたいと思います。

○経済課長（富岡浩一）

市民課のほうでは環境係ということで、いろいろなこういう廃プラの焼却、あるいは堆肥の異臭等の問題、こういったものが通報が来るということでございます。直接経済課のほうに来ることもございますけれども、そのときは環境係と連絡をとりまして、一緒に現地に向かうというようなことで対応いたしております。

○19番（迫 杉雄議員）

当然連携されているというふうに捉えます。先ほども言いましたが、本市においては、この廃プラの適正処理については十分だと思います。けど、これからが大事だということで、先ほども申しますが、農業生産の向上を図る、もしくはそれには環境並びに安心・安全という言葉が必要ということは、私が言うまでもないと思います。その観点から見れば、徹底した曾於市における環境保全型の農業を他市町村、全国に知らしめる必要があると思います。そのために取り組みはいいんですが、なかなか市民に徹底してないというのが、今回の質問の議論になるところです。

今後、この件について、今日までもですが、どう対応されたか。普通なら適正処理協議会のほうとの連携で、市内市民に当然アピールするのは当たり前だと思いますし、今日までこの件について、どのような啓発をされた経過があるか。啓発がないから表面には出てこないけど、裏に回れば市民の中で処理せずに自家処理といたしますか、自分でどうにかしてるというのが見聞きされるんじゃないかなという気がしてなりませんが、担当課長のほうで、これに対する啓発をどのようにされた経緯があるのか、まずそれを聞きたいと思います。

○経済課長（富岡浩一）

市民への啓発というようなことでございますけれども、私どもといたしましても、処理につきましては有線放送、あるいは使送、広報紙等で随時広報のほうを行っているところでございます。またその中で法的な問題、野焼き等につきましては、法律で禁止されてるというようなこと等もつけ加えて、そういった不法投棄、あるいは焼却がないような形で、啓発等を行っているところでございます。

また、集荷の回数につきましても、以前より回数が少ないんじゃないかというような御意見もいただいておりますので、それぞれここ数年、回数をふやしてきて、農家の方が少しでも出しやすいような形で対応をしてきたところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

今課長が答弁されましたが、先ほどから言ってるんですけど、広報による啓発は、一番手身近なのは市報だと思います。それと市報は先ほどから言いますように、ここ12回、12回、1年分を見てもみると、それらしき文言は、特別な農業用廃プラ適正処理という周知啓発はないんですね。私がずっと12部目を通したところ、3分の2は農薬の適正な管理とかあります。それがただ一般廃棄ごみと一緒にような内

容に受け取られておると思いますが、これは特別管理の処理ですので、特別に広報で啓発するべきじゃないかということ、再三考えてみたところです。

1点例を見ますと、これが最近出回ったわけですね。この中で見ても、今言ってる農業用廃ビニールの適正処理というのは、1行、漢字で書いてあるばかりですね。私たち市民は、一般ごみと農業用廃プラ的な処理に対しては混同してるんじゃないかなど。農家については、まだまだ集荷日をとってもらって、そして補助金的には3分の1ということで対応してるんですが、農家の人たちは十分これはほかのごみ等の意識、分別を持ってるんだと思います。けど、それでもなかなかみんながそれに推進的にとり行われなるとなると、我々市民ももう一歩、啓発に踏み込んでいかにやらないと思います。

先ほどの再生可能エネルギーの段階でも申しましたが、市報に載ったら取り組みがわかるけど、さっきの企画課長の答弁の中でも、エネルギーに対しても、それらしき広報啓発は読み取れないし、この件についても、なかなか文言的に市民が理解しとるのかなという内容なんです。

ですから、今課長が答弁された集荷とか対応については、十分私なんか、私はそれは立场上理解はできておりますが、それが市民に周知徹底、啓発されないと。言いかえれば、一般ごみの感覚で見られていると。そして、よく今まで持っております、ごみを捨てたら罰金ですという看板は、同じ文言でやっておりますので、これと区別して対応すべきでないかという考えです。

市民課のほうがどうやって取り組むかわかりませんが、今までの文言は、数年来の立て看板であって、一線を画した農業用廃プラは違法で罰金に処せられますよというような、農業用廃プラという言葉が曾於市内には出したほうがいいんじゃないかと思いますが、どういうふうに捉えるか。市民課長も理解できるんじゃないかと思いますが、答弁できるものなら答弁をしてもらいたいと思います。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、先ほど一般廃棄物とはまた別な取り扱いをというようなことでございましたけども、確かにちょっと弱い部分もあったかと思います。このあたりは一般廃棄物とはまた別な形で、産業廃棄物、農業用の産業廃棄物の処理ということで、強くそのあたりは工夫をしてみたいと思っております。

また、農業者につきましては、回覧板のほうで、A4サイズで集荷の日程等をお知らせいたしております、処理料金含めて。そして一番下のほうに罰則ということで、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金と。またこれらの併科というような形でうたいまして、こういった不法投棄あるいは焼却については、重いんだよというような形で載せてはいるところです。このあたりは前、なかったもんですか

ら、このあたりはもうちょっと工夫したほうが良いというような形で、こういう文言を追加して処理をしたところです。

先ほどの繰り返しになりますが、一般廃棄物とはまた別な形で、創意工夫を表現には加えていきたいと思えます。

○市民課長（切通 宏）

市民課といたしましては、一般廃棄物という捉え方をいたしておりますけども、農業用廃プラに対する不法焼却と申しますか、そういうものにつきましての苦情というのがここ3年、4件ほど発生いたしております。これにつきましては即座に係課と現地調査をいたしまして、不法焼却している場合には、野焼きは禁止されておりますということ、それと農業用廃プラの回収日が指定されておりますので、その日に回収するよという指導をいたしております。

また、広報紙につきましても、産業廃棄物ということにつきましては、あえて載せてない部分もあろうかと思えますけども、今後、年に1回ほど掲載してを年2回、3回ほど掲載するよという形で、事前的にそういう不法的な処理ができないということを広報させていただきたいと思えます。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

この件について、課長のほうに求めますが、先般、園芸振興大会がありました、その中で振興会のほうの総会でしたので、23年度、もしくは24年度についての事業計画が出されたわけですね。その中で23年度は、今議論してる農業用廃プラの適正処理に対応するという文言で、23年度事業経過報告でしたけど、24年度に関して、この文言が削除されておるわけですね。そこらあたりから、何か今後の対応が、インパクトが薄いよというよな気がしておるところです。そこらあたりには何か意図があるのか。

その項目には、食の安心・安全システムの推進強化、生産履歴記帳100%回収という文言が差しかえられておるようですが、今言っています、さっきから言っています、農業生産を売り物にする曾於市という立場からいけば、食の安心・安全については、農業の環境を最大限生かして取り組むものだというふうには私は思っていますけど、この文言が差しかえられたのは、何か意図があるんですか。そうすると農業用廃プラに対する取り組みが薄いよという気がしてなりません、もしあったら答弁を求めたいと思えます。

○経済課長（富岡浩一）

園芸振興大会の資料、総会の資料の中で、廃プラに対する表現が弱くなっているよというよなことでございますが、その原因、私どももちょっと、私もその事業計画

を、そのあたりはよく見ておりませんでしたので、そこにつきましては、その経緯等はなかなか申し上げられないところでございますけども、ただ取り組みがそれで弱くなったということではありません。

先ほども議員のほうからもありましたとおり、その使用量というのは増加しているはずでございますので、当然そのあたりの回収につきましては、さらに強化すべきだというふうに考えております。ただ文言が少し弱くなったということについては、もうちょっと私もよく検討すればよかったなと考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

ちょっとしたことですけど、そのように受けとめて、また議論になりますので、この段階で、曾於市の園芸振興会が農業生産の向上は一番最前線におるわけですので、ぜひこのあたりから進めてもらいたいと思います。

先ほど市民課長のほうの答弁もありましたが、最後になりますけど、看板の作成、もしくは文言がえはいかがなものか。市民課のほうは一般廃棄物として見直すというようなことですが、いよいよそうなりますと、園芸振興会のほうの適正処理協議会のほう等では考えられないものか。地域、田畑等にすぐぽんと建てれば、同じごみ捨てはだめの看板と色が違うんじゃないかと思いますが、そこらあたりは検討されないか。今後の問題です。ぜひ適正処理協議会のほうの努力にかえてもらいたいと思います。そういうことが可能であれば、答弁を求めたいと思います。

○経済課長（富岡浩一）

農業用の廃プラの適正処理、それに対する看板等の設置ということでございますけれども、24年度の総会が既に終了しておりますので、新年度の事業で取り組めないものか、検討をさせていただきたいと思います。

○19番（迫 杉雄議員）

最後になりますが、先ほどから今後の曾於市の農業振興、もしくは農業生産の向上について、ぜひ進めていってもらいたいと。と申しますと、曾於市の農業振興は、農業が基幹産業という中には、畜産が70%以上のウエイトを占めてる。反面、耕種農家の園芸的な粗生産は30%あるのかと、こういうような状況を私は理解しておりますが、30%が金額的にも大きくならにゃいかんということを考えますが、市長の考え方、今後の取り組みで、園芸振興のほうの農業生産のほうを高めていくという見解があればお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（池田 孝）

農業の振興は大変大事ですし、また付加価値の高いものを生産しなければならないかと思えます。ただ露地でやるというよりも、ビニール等は十分活用した中で、高品質のものを生産することが大事だというふうに考えております。そのようなこ

とで、今までも力を入れてきておりますが、今後も大事だと思います。

しかし、公害があってはなりません。絶対環境を汚染しない形でやっていくということは、大変大事だというふうに思っております。そのようなことで環境保全型の農業、またこれも大事ですし、また畜産においては、土着菌等の利用、またいろんな方法を関係、連携を組みながら、環境保全には努力をしていきたいと思っております。

農業あって生活ができておるわけですが、公害でまたいろいろなところを汚していく、またそういう悪い点があるといけませんので、ぴしゃりとした形のもとにできるように指導をしてまいりたいと思っております。どうかこのところ、御指導よろしくお願いいたします。

○19番（迫 杉雄議員）

終わります。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日7日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時39分

平成24年第4回曾於市議會定例会

平成24年12月7日

(第3日目)

平成24年第4回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成24年12月7日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第4 海野 隆平 議員

通告第5 徳峰 一成 議員

通告第6 土屋 健一 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男
参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池 之 上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	神 宮 司 寛
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 之 蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第4、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○14番（海野隆平議員）

通告いたしておりましたので、大きくは2項目について質問をいたします。

まず、曾於市クリーンセンターの利用状況と今後の運営について質問をいたします。

焼却、破碎処理施設である曾於市クリーンセンターは、平成8年9月に竣工してから本年度で17年が経過いたしております。住民の消費生活が豊かになり多様化するにつれ、一般家庭、企業などから排出されるごみの量は年々増加いたしております。

ごみ処理においては、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を、資源の浪費を抑え資源の有効利用とともに、環境への負荷を低減させる環境型社会の構築が求められております。

国は、平成12年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法の改正を初め各種リサイクル法を制定いたしております。本市もこのような社会情勢に対応すべく、平成23年5月に一般廃棄物処理基本計画を新たに策定し、長期的総合的な視野に立ち、さらなる一般廃棄物の減量化、再利用化に取り組んでいるところであります。

曾於市の人口は、合併当初からいたしますと急激に減っておりますが、住民の生活水準は向上いたしており、企業、一般家庭から排出されるごみの量はふえ続けており、当然クリーンセンターに持ち込まれるごみの量はますますふえ続けている状況にあるといえます。

そこで質問の第1点であります。クリーンセンターに持ち込まれる大量のごみの実態について、どのような見解をお持ちかお聞きしたいと存じます。

次に、クリーンセンターに持ち込まれる一般廃棄物の搬入状況について、年度別、旧町ごとに数字でお示しいただきたいと存じます。

3点目の質問であります、クリーンセンター内のごみの量の増加とともに処理施設の機械の摩耗等の確認がされておりますが、クリーンセンター管理費の中の施設修繕費について年度ごとに詳しく示していただきたいと存じます。

4点目の質問であります、クリーンセンターも竣工してから17年が経過いたしており、機械の摩耗、劣化が年々進んでおります。今まで2基の焼却施設、破碎機械類施設などに対し、毎年多額の予算を投入いたしまして機械の長寿化、延命化を図っております。

そこでお聞きするところであります、今後のクリーンセンターの管理と運営についてどのような見解をお持ちかお聞きしたいと存じます。

次に、大隅弥五郎の里内にあるスキッドレーシングカートサーキット場の管理運営について質問をいたします。

平成8年にオープンした弥五郎の里は、今や桜の景勝地として地域住民の触れ合いの場として多くの市民に親しまれ、利用されております。また、本年度はライトアップ用の照明等の整備や男女浴場の拡張整備とさらに施設内の整備が充実いたしており、多くの市民の利用が期待されるところであります。

しかし、そうした施設内の整備とは裏腹に、子供の施設と隣り合わせにあるサーキット場とレーシングカーの存在に気づいたところであります。サーキット場はあるもののほとんど利用されておらず、1台100万円以上するレーシングカーも倉庫の中に放置された状態であり、傷みも激しく既に使えないものも数台あると聞いております。旧大隅町時代から引き継いだものとはいえ、曾於市の財産として大事に使用すべきものと考えるところです。

そこで質問の第1点であります、この施設はいつ設置され、当初の利用状況はどうであったのかお聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります、この施設はいつまで利用され、いかなる理由で利用されなくなったのかお聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります、この施設の今後の対応についてどのようなお考えであるのかお聞きいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目のクリーンセンターの利用状況と今後の運営についてということですが、①の持ち込まれる大量のごみの実態についてであります、曾於市総合振興計画で掲げた将来像である豊かな自然の中で命の鼓動を感じるまち、また曾

於市環境基本計画で掲げた人と豊かな自然が共有してみたくなるまち曾於市を実現するために、環境への負荷を軽減する方策として貴重な資源であるごみを、分ければ資源、混ぜればごみをスローガンに、循環型社会の実現を図っているところであります。

現在では、大量生産、消費、廃棄型の社会経済活動を見直し、資源の浪費を抑え、限りある資源を有効に利用するとともに、環境への負荷を低減させる環境を基調とした循環型社会の構築が求められております。

人が生活していく以上、ごみはなくなるものとは認識しています。平成23年度に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づいて、ごみの減量化、再生利用及び適正な処理に努めるために可燃、不燃、資源に分別し、リサイクルの推進に努めているところであります。

②の、センターに持ち込まれる一般廃棄物の搬入状況の年度別また各町ごとでありますが、平成21年度から平成23年度分までの実績でお答えいたします。

可燃ごみは、平成21年度、末吉町2,702 t、大隅町1,289 t、財部町895 t、その他170 t、合計5,056 tでありました。22年度であります、末吉町2,633 t、大隅町1,277 t、財部町953 t、その他で190 t、合計5,053 t、平成23年度、末吉町2,927 t、大隅町1,209 t、財部町997 t、その他209 t、合計5,342 tであります。

不燃ごみは、21年度、末吉町567 t、大隅町104 t、財部町107 t、その他124 t、合計902 tであります。22年度、末吉町584 t、大隅町87 t、財部町119 t、その他で113 t、合計903 t。平成23年度、末吉町で619 t、大隅町が90 t、財部町が83 t、その他で129 t、合計で920 tとなっております。

その他につきましては、クリーンセンターに直接搬入されるために各町ごとに把握できないところであります。

資源ごみにつきましては、旧町ごとに区別していないところですが、平成21年度で133 t、平成22年度135 t、平成23年度139 t、以上の搬入の実績となっております。

③の、ごみの量の増加とともに処理施設の機械の摩耗など確認がされておるが、管理費の中の施設修繕費について年次ごとに示せということではありますが、平成21年度は5,800万円で、主なものは灰出しコンベア取りかえ補修費1,500万円、施設の屋根防水改修工事費980万円、1号炉耐火物補修費880万円、飛灰搬送コンベア取りかえ修繕費760万円となっております。

平成22年度は3,700万円で、1号炉耐火物補修費1,150万円、粗大ごみ処理施設補修費1,160万円が主なものであります。

平成23年度では4,920万円で、主なものは1・2号炉耐火物補修費1,750万円、粗

大ごみ処理施設修繕費1,430万円、灰バンカ、固化バンカ取りかえ補修費860万円です。

また、今年度におきましても、施設修繕的な工事費を4,900万円、修繕費を500万円計上し、計画修繕や緊急的な修繕等に対応しております。

④のセンターの管理と運営のあり方について、どのような見解を持っているかということですが、曾於市クリーンセンターは平成8年9月に本稼働して16年が経過しております。

一般的に、ごみ焼却施設における耐用年数は15年から20年とされているところですが、旧大隅町・旧財部町との合併により建設時の計画人口以上を対象とする中で、曾於市内で発生した可燃ごみを集約して、本施設で焼却処理することになったことが、日常的に厳しい状況下での操業を余儀なくされている現状であります。

そのため、平成23年度に作成した施設整備計画書をもとに、主要機器について状況に応じた適切な更新、整備を実施することにより、今後10年もしくは15年の施設を維持することは十分可能といえます。

今後、さらにごみの減量化を推進し、施設整備計画書を踏まえながら機器の老朽化及び寿命によって修繕、更新が必要な機器は今後ふえてくることが予想されますが、定期点検及び日常点検においては機器等の状態を見ながら対応する必要があると考えます。

次に、大きな2番目の大隅弥五郎の里のスキッドレーシングとサーキット場の管理運営についての①いつ設置され、利用状況はということですが、弥五郎伝説の里は平成3年度から7年度までの5カ年間で整備が行われ、平成8年4月にオープンしております。

伝説の里は、健康ふれあい館や弥五郎銅像、多目的広場やいこいの広場、遊びの広場や水の広場などが整備されております。スキッドレーシング場は、平成7年度事業により遊びの広場の一角に整備され、平成8年4月オープンのと時から運用を開始しております。オープン後、3年間の利用状況につきましては、平成8年度5,542名、9年度が2,912名、10年度が2,394人となっております。

②の、この施設はいつまで利用され、いかなる理由で中止したかということですが、スキッドレーシング場は平成20年7月上旬まで利用されております。

中止の理由は、平成19年11月と20年7月に事故が発生したため対応を協議した結果、カートの老朽化や部品の調達不能などにより今後重大な事故を招く危険性があると判断したため、平成20年7月19日から利用を中止いたしました。

③の、この施設の今後の対応についてということですが、スキッドレーシングにつきましては、老朽化や部品の調達不足等により今後の再利用はできないも

のと考えております。

跡地の利用につきましては、現状を生かした活用、または幼児を含めた子供が遊べる施設への転換、花の植栽などによる景観整備等がありますが、具体的な活用についての方向性は出ていない状況であります。

以上で終わります。

○14番（海野隆平議員）

市長のほうからただいま説明があったところでありますけど、クリーンセンターに持ち込まれる可燃ごみ、また不燃粗大ごみ等今数値をお示しいただきましたけど、徐々に減っているというふうには思うわけでありますけど、合併当初に比べまして人口も大幅に減少しておりますので、ごみの搬入量、ごみの入る回数、搬入量の数値からしてさほど減っていないのではないかなあというふうに思うところです。

23年5月に一般廃棄物処理10カ年の基本計画がされまして、計画から1年もたっていないわけでありますけど、クリーンセンターへのごみの搬入処理については、現在計画どおり進んでいるのか。そしてまた、策定に対する今後の見通しはどのようなのかお聞きしたいと存じます。

○市民課長（切通 宏）

お答えいたします。

市が作成いたしました一般廃棄物処理基本計画では、平成22年度の実績をもとに中間目標を平成27年度、目標年度を32年というふうに設定いたしております。

初年度の23年度におきましては、若干ふえている状況でありますけども、合併いたしました平成17年度から23年までのもろもろのデータを見ましても、ほぼ横ばいの状態であると言えます。

今後、32年の目標年度に向けまして、さらなるごみの減量化に努める必要があろうかと思っております。計画どおりいくように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

この基本計画の実施に対しましては、一般家庭と企業の協力とが必要なわけでありまして、継続的持続的なPRと事業の啓蒙、いわゆるPRの浸透が必要となるわけでありますけど、この基本計画の策定実施に当たってどのような方法で浸透を図っていくのか、現在もいろいろパンフレット等やら、また家庭、企業に対してはごみの処理の方法等について詳しく掲載された分もあるわけですが、やはり持続的継続的にやっついていかないとこのごみの量は減らないというふうに判断するわけでありまして、10カ年計画でありますけど今後こういった方向で、新たな考え方の中で浸透を図っていくのかどうなのか、再度お聞きしたいと存じます。

○市民課長（切通 宏）

お答えいたします。

この計画書につきましては、昨年度策定されたわけでございますので、これを一度に広報誌等で周知するということが不可能でございますので、その市民に対するもの、それと事業者が行うもの、そして市が行わなくてはいけない役割というのがございます。

それにつきまして逐一広報紙等で周知することと、それと5年目をめどとして中間発表ということで行う予定ですが、とりあえず1年目2年目ということでその目標値に少しでも近づける努力を、それぞれの三者で協力をしていただくようなことで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

23年度からスタートした事業でありますけど、22年から3カ年見ただけでもクリーンセンターへの回収、また搬入量とも減っているというよりも横ばい、ふえているのかなあと思うような状況であるわけでありまして、市民の生活水準の向上とともにごみの量もふえてまいるわけでありまして、人口の動態は別としてごみの搬入、ごみの処理とも数値的な目標は今後計画どおり推移していくと見ていいのか、再度お聞きしたいと存じます。

○市民課長（切通 宏）

実際に見ましても、23年度につきましては若干ふえてる状況でもございますので、目標値をそれぞれ定めておりますので、1人当たりのごみの減量という具体的な数字等をお示ししながら御協力をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

クリーンセンターの次に、修繕費関係について質問いたしますけど、クリーンセンター内の焼却施設の施設修繕費につきましても、ただいま市長から答弁がありましたように毎年多額の予算を投入してると。いわゆる増え続けているんじゃないかなあというふうに思っております。

総合振興計画にありますように、毎年多額の予算を投入いたしておりますが、ごみの量の増加とともに焼却施設、破碎機等の修繕費もふえるのは当然であります。今後の修繕費の見通しについてどうなっていくのかお聞きしたいと存じます。

また、計画的に多額の修繕費も必要となりますけど、今後の修繕費の中でどの部分が多額の予算を伴うのか検討されていると思っておりますので、あわせてお聞きしたいと存じます。

○市民課長（切通 宏）

お答えいたします。

クリーンセンターの施設整備計画書に基本的には基づいて、修繕並びに更新することが必要ではございます。ここ10年間の計画によりますと、ほぼ9億円ほどの修繕改修費が見込まれております。ただし、例年でありますと5,000万程度の修繕料ということで予算措置させていただいて修理をしておるわけですが、100%の更新ということはできておりません。

そういったようなことで、施設の延命化を図るためにはある程度の時期に来ましたら大規模的な改修工事をする必要もあろうかと思えます。そういうことをやりますと、再度10年ほど延命して施設を使用できるということが言えるということであります。

それから、今後の修繕につきましては、1号炉2号炉の耐火物の補修というのが、これは毎年更新しなくてはいけない状況でもあります。また、機械施設の中では1回も更新してない、修理してないという部分もありますので、そういったようなところを点検等で確認しながら、修繕補修を進めて延命化を図りたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

これは以前同僚議員から質問があったものなんですけど、大隅町、財部町の粗大ごみの回収の進捗状況、これについて以前質問があったわけなんですけど、検討するというような答弁だったわけなんですけど、どうなっているのかということで再度お聞きしたいと存じます。

○市民課長（切通 宏）

お答えいたします。

以前も同じような御質問があったわけなんですけども、具体的なプロジェクトチーム等をつくって検討はいたしておりませんが、課内もしくは環境系のほうで周辺地域を確認しながら調査を進めてる状態でもあります。

具体的に、高齢者それから車が運転できない方々からの直接の依頼というのも余り聞かないところもあるもんですから、今後将来的にはそういう方がふえてくるわけですので、それなりの対応というのを考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

クリーンセンターで焼却、破碎した焼却灰は、現在大隅町の一般廃棄物最終処理場で埋立処分いたしておるわけでありまして、今後焼却灰がふえる中で最終処分

場の現在の状況ですね。それと今後の見通しについてはどうなっていくのかお聞きしたいと存じます。

○市民課長（切通 宏）

お答えいたしますが、大隅の最終処分場につきましては現在ちょっと手元に資料はないところですが、今後残容量、持込量と申しますか、それにつきましては30年ほど持ち込みは可能であるというふうに理解しております。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

続きまして、クリーンセンターの起債償還についてお聞きするところでありますけど、クリーンセンターの起債償還でありますけど、全体の起債償還額と最終年度はいつであったのかお聞きしたいと存じます。

○市民課長（切通 宏）

お答えいたします。

起債につきましては、一般廃棄物処理事業債ほか借入がございまして、15億5,830万円の借入をいたしております。その中で、交付税の算入ということで10億2,616万7,000円交付税算入があるところでございます。

償還につきましては、平成23年度で完済いたしているところでございます。

以上です。

○14番（海野隆平議員）

3番目に移りますけど、クリーンセンターの長寿化計画でありますけど、ごみ焼却施設の耐用年数は、先ほど市長のほうからもお話がありましたけど、一般的には15年から20年程度というふうにされているところであります。

それでいきますと、クリーンセンターの耐用年数はあともう4年程度と、単純に言えばそういうふうになるわけではありますが、しかし環境庁の出した焼却施設の耐用年数では建物については50年、それからまた焼却炉内部については、部分的な改修で保全度を回復することが可能なものが多いというふうに明記されているわけではありますが、今後クリーンセンターの延命化、健全化を図るには、毎年のように多額な予算を伴うことが予想されますけどそれでよしとされるのか。それとも、新たなごみ焼却施設を新設するお考えがあるのか。

先ほどは、延命化長寿化については機械を更新しながら長く使っていきたいというような答弁であったわけではありますが、新たなごみ焼却施設の新設ということについては市長のお考えはないのか、再度お聞きしたいと存じます。

○市長（池田 孝）

先ほどお答えしましたように、延命化ということでいろいろ努力をしてきておる

ところ。ですから、部品の交換等も投資しながらやってきております。今のところ、そのような方向でいって新たに新設するという考えは持っておりません。

○14番（海野隆平議員）

新たに新設する考えはないという御答弁でありますけど、先ほどから何度も申し上げておりますけど、ごみ焼却施設の新設となれば、場所、多額の予算と十分な検討が必要になるわけでありまして、全国的にはごみの分別なしで焼却できるいわゆる溶融炉というのがありました。最近ではごみ焼却により発電機能を備えた焼却施設が全国には既にもう300カ所以上あるというふうに聞いているところでありますけど、本市もクリーンセンターの長寿化計画とあわせて新設の焼却施設と検討委員会でも設けて、今後検討されてみてはいかがかなあというふうに思うところでありますけど、再度市長の答弁を求めましてこの項の質問を終わりたいと存じます。

○市長（池田 孝）

先ほど答弁いたしましたような気持ちを持っておりますが、今後どの程度まだ対応できるのか、そこらあたりから検討して、また建てかえる、新設する場合はどのような方向でいくべきなのか、基本的な計画の検討をするようなチームを組みたいと思います。

○14番（海野隆平議員）

続きまして、大きな2項目め、大隅弥五郎の里にあるスキッドレーシングカーとサーキット場の管理運営について質問をいたしますけど、スキッドレーシングカーについては現在利用されておらず倉庫に眠った状態というふうになっておるわけでありまして、オープン当初は乗客数が平成8年が5,542名、9年が2,912名、10年が2,390人と多くの利用者の方々に利用されていたんだなあというふうに思っているところでありますけど、レーシングカーの導入に至っては1台100万円以上かかったともいうふうに聞いておりますけど、そこでお聞きいたしますが、現在実際の台数は何台ありまして稼働可能な台数は何台なのか。あわせて維持管理は現在どこが行っているのかお聞きしたいと存じます。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

スキッドレーシングカーの台数でございますが、導入時につきましては11台ということでございます。

現在、稼働可能な台数ということでございますがこれは5台ということございまして、これは平成20年に中止をした段階での稼働可能台数でございますので、その以後については全然メンテナンス等も行っていない状況でございます。

維持管理につきましては、ここは社会福祉協議会に指定管理を行っておりますの

で、社会福祉協議会のほうで管理を行っております。

以上でございます。

○14番（海野隆平議員）

車の車体からして、サーキット場としては余りにもこう手狭に感じるわけであり
ますけど、当初、平成8年ですかね計画の段階でもっとこう広げて利用する計画ち
ゆうのはもうなかったのかな、最初からもうあの状態でやろうというふうであった
のか、お考えはどうであったのかお聞きしたいと存じます。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

当時の建設につきましては、私も直接携わっておりませんが、これにつき
ましては専門業者によるいわゆる提示というような形でございまして、それらによ
る提示でこういう規模になったというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○14番（海野隆平議員）

先ほどの市長の答弁では、平成19年でしたかね、あと20年に事故が発生したとい
うことで説明を受けたわけでありまして、具体的に私ども全然わからんわけであ
りまして、事故があったという説明であったわけです。具体的にどのような事故
であったのか。その後なぜ改善され、そして再度再開されなかったのか。

もう事故が発生したから危なかったというふうに判断されたんだろうなあという
ふうには思うんですけど、どういう検討がなされたのか当時、お聞きしたいと存じ
ます。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

先ほど市長答弁にもありましたように、平成19年11月の事故につきましては、小
学生の男子児童というようなことでございます。これらの内容につきましては、児
童が運転するカートが遊戯中にコーナーを曲がり切れずに壁に激突したという事故
でございます。

それと、平成20年7月の事故でございますが、これにつきましては、友だち同士
の児童2人がそれぞれカートに乗りましてみずから運転をしておりましたけれども、
その2人の児童の運転するカート同士が衝突いたしまして、その反動で1台のカー
トがまた壁に激突したというような事故でございます。

それと、再開されなかったかということでございますが、これは先ほども市長答
弁にありましたように車の老朽化等もございまして、やはり今後また重大な事故が
発生する恐れがあるというようなことから、一応現在まで中止をいたしていること

ろでございます。

以上でございます。

○14番（海野隆平議員）

2カ年にわたって大きな事故が発生したというようなことで理解できるわけでありますが、この施設の今後の利用についてでありますけど、オープン当初は利用者も多く名物の施設であったかというふうに思うところでありますけど、スキッドレーシングカーはサーキット場と比較した——スキッドレーシングカーは、今現在のサーキット場と比較したときに、スピード、車体も大きく、サーキット場が手狭に感じるところでありますけど、施設の再利用となればサーキット場の拡張も必要かなあというふうに思うところでありますけど、今後その考えはないということですのでそれはいいとしまして、今後、これは私の個人の考えなんですけど、施設の運営につきましては第三セクターによる管理運営とか民間委託による運営、土日型の運営とかいろいろ考えるとありますけど、施設の再開となれば市といたしましても相当な予算を伴うことは考えるわけでありまして、もうこの件については再開はしないということで一応お聞きしましたので、そのような方向で今後されていくんだらうというふうに思うところでありますけど、もう市長その考え方で、はっきりもうしないということによろしいんでしょうか。イエスかノーかでお答えください。

○市長（池田 孝）

弥五郎の里、いろいろと今投資をいたしておるところです。今温泉のほうの改修も行っておりますし、今度は花のほうの桜の照明、これのほうにまた取りかかるといふことにいたしております。

また、市場のほうも、農土家市のほうもこれからまた大分金を投じなければならぬ施設になってきております。そのようなことを考えると、今これを休止しておりますがそう大きな要望もなく来ておるところですので、当分はこの中止した形で置いておかさせていただきたいというふうに思っております。

また、第2次の整備期間としてやるときが来たら、そのときは再度また検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（海野隆平議員）

今のところ凍結というな答弁でありましたけど、旧大隅町から引き継いだ施設とはいえ、今は曾於市の大切な財産であるわけでありまして、再利用する考えがないわけでありまして、スキッドレーシングカー等につきましても倉庫に置かず、機械のある程度使えるうちに早目に売却なら売却すべきじゃないかなというふうに思うところでありますけどいかががお考えか。

また、インターネットで全国に配信してオークションにかけるとか、それから民間施設に売却するとか、早目の処分を検討すべきじゃないかというふうに思うわけですが、サーキット場についても同じでありますけど跡地利用をどのようにするのか、サーキット場の跡地ですよ、どのようにするのか。もう早目に検討すべきじゃないかなあというふうに思うところでありますけど、判断を私は急ぐべきじゃないかなと。どうするかを早く、検討会でもつくって早く判断すべきじゃないかなというふうに思うわけですが、再度市長の見解を求めまして私のこの一般質問を終わりたいと存じます。

○市長（池田 孝）

稼働が可能かどうかわかりませんが、またそのままで売れる状況であればまたそのような方向で検討したいと思います。

そして、先ほど述べましたように今のところ再び稼働させるといいますか、施設を利用する考えは持ってませんので、跡地利用をどのような方向性で持っていくか、先ほど言いましたようにチームを組んでまた検討させていただきたいと思います。

○14番（海野隆平議員）

もう1点だけ。早目にひとつ御検討いただいて、結論を出していただきたいと存じます。

以上で終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

私共産党議員団を代表して、大きくは3項目にわたり一般質問いたします。

最初に、フラワーパークはやめていただきたいという立場で今回も質問いたします。

市長は、去る10月23日の議会特別委員会の場で、フラワー公園は規模を縮小したい、またその金額についてはその後の特別委員会の場で、企画課長が規模の縮小額は2億円ほどにしたいといった説明がありました。

しかし、縮小後のフラワー公園の年度ごとの利用計画並びに事業計画、そして収支計画はまだ示されておりません。このため、1人当たりの入場料を含めてそれぞれ説明をまず求めるものであります。

さらに、規模を縮小することで事業計画は変更となります。平成24年度以降の事業計画についても重なりますが説明をしてください。

2点目、市民が今最も心配し疑問に感じている点の1つは、フラワー公園はどれだけ利用されることになるか、あるいは維持管理費がどれだけかかり、結果として赤字になるかが最も心配し、そして疑問に感じてる点でございます。これが反対の大きな理由の1つでございます。

こうした市民の疑問や心配を取り除く、払拭するためには、全国の曾於市のフラワー公園に類似した事例を私は徹底的に調べるべきだし、そして研究すべきだと考えております。

年間を通したフラワー公園の中で、曾於市が参考にしていきたい全国の事例をまず報告してください。これまでもたびたび質問いたしておりますが、この点が全く弱い点があるから今回も質問をいたします。

あわせて、これら全国の事例の施設の教訓点なども報告してください。これら施設の教訓点を今後にも、もしつくとしたら生かしていかなければならないからでございます。これはもう最低限のことでございます。

次に3点目、私はこれまでパークゴルフを愛好する市民は何名かと、これも再三質問いたしました。まだ、しかし答弁と説明がなされておりません。これから市長、パークゴルフを建設するというのに、これは全くおかしな市の対応でございます。

さらに、市民のパークゴルフの愛好者がわからないままパークゴルフの利用計画や収支計画をこれまで発表しております。これも地についてないと言いますか、おかしな対応ではないでしょうか。このため市民のパークゴルフの愛好者は現在何名であるのか、改めてお聞きをいたします。基本的な初歩的な点でございます。この点は。

次に、質問の大きな2点目、職員採用試験の改革を求める立場で質問いたします。

その1、曾於市の現在ある職員適正化計画は、お手元の資料にもありますけれども平成18年3月に策定されておりますが、実情にこの数年来そぐわなくなっております。この二、三年来。

この点は、この二、三年間の退職者、新規採用者数を見ましてもこれははっきりいたしております。市当局は、節目となる来年の3月をめどに見直すべきではないかと思えます。所見を求めます。

さらにお手元の資料にありますように、今後数年内にまず技術職員が数名退職い

たします。また、今曾於市の状況から見て、新たに技術職員をふやす必要があるかもしれません。新規の若い職員には、現場で経験を重ねることが必要であり、技術職員は早い段階で採用していくべきではないか。これらの点を考慮して、今後の見直しされた職員の適正化計画については作成すべきではないかと考えますが、所見を求めます。

さらにこれも、私はたびたび質問してきた点であります。絵画、音楽、文芸など、これまで市は文化の分野に精通した詳しい職員を育てておりません。今後文化の振興を目指す立場から言いまして、この分野に関心あるいはやる気、情熱のある職員を採用する、あるいは今いる職員を育てていく、そうした長期的な立場での文化問題での取り組みが私は必要ではないかと強く感じております。市長の見解を求めます。

最後に、大きな3点目、脱原発、曾於市における再生可能エネルギー対策は、腰を据えて積極的に取り組むことを求めて質問をいたします。

昨日の迫議員の質疑におきましても、非常に私は率直に言って対応が弱いと感じました。私の前回の9月の一般質問に対して市長は、再生可能エネルギーの取り組みは副市長を中心とせずチームをつくりたいといった答弁がありました。これは大事なことであります。

さらに、今後の一般市民あるいは農家、企業などに対する再生可能エネルギーに対する市のいわゆる支援策については、これも今後チームをつくり、そして方向性が見えたら市は支援したいといった市長答弁がありました。これも大事な観点であると思っております。ご承知のように今全国の自治体は先を争う形で再生可能エネルギーの分野に大変力を入れております。曾於市はこの分野で遅れをとってはならないと考えております。

世界や日本の例を見るまでもなく、20世紀にかけまして石炭、石油、そして原子力といった大きなエネルギーの流れと転換がありましたけども、現在は間違いなく長期的な流れから見まして原子力から新しいエネルギーへ、今模索している段階ではないかと思えます。これは共通の——私は市長とも——認識でありたいものでございます。

質問であります。9月市議会以降副市長をキャップとした対策委員会はこれまで何回開かれましたか。ここではどのような議論と検討がなされてきましたか。残念ながら、12月市議会までそれを踏まえた補正予算が全くゼロ計上であるから心配してる点でございます。これまでの対策委員会の取り組みについて、まず報告を求めます。

これで私の1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず1番目のフラワーパークはやめよということではありますが、①の特別委員会で縮小の表明があったが、縮小後のフラワー公園の年度ごとの利用計画と収支計画などではありますが、規模を縮小したときの利用者数は約3万9,000人と見込んでおります。収支計画は概算で、入場料を大人200円、子供100円とした場合、収入が約900万円、支出が約1,900万円と推計しております。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

24年度以降の事業計画は、平成25年度実施設計及び造成整備、平成26年度造成及び管理施設等の整備を計画していますが変更もあり得るものと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝） 20年度。

（「26」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

24年度以降の事業計画また25年度実施設計及び造成整備、26年度造成及び管理施設等の整備を計画しております。

②ではありますが、年間を通したフラワー公園で曾於市が参考にしたい全国のフラワー公園の実例と教訓などではありますが、今まで見てきましたフラワー公園においてはそれぞれに特徴があると思います。花と食、四季ごとのイベント開催など、工夫を凝らした運営がなされていると聞いております。

また、民間施設においては、管理運営等について経費節減に努めているものと思っておりますので、教訓とさせていただきたいと思っております。

③ではありますが、パークゴルフの市民の愛好者は何名かということではありますが、パークゴルフ愛好者の団体が曾於市には結成がありませんので、数については把握できておりません。

大きな2番目の職員採用試験の改革をということではありますが、現行の職員適正計画は実情にそぐわなくなっているが、来年3月をめどに見直しをすべきではないかということなどではありますが、職員適正化計画は合併効果を上げるため職員数の抑制と財政計画等を考慮し作成されました。

合併後、おのおのの業務調整を行いながら実施してきており、現年度はおおよそ計画どおりとなっております。また、計画は作成から6年がたち、社会情勢の、市の業務状況が変化する中、見直す時期と考えております。

専門の技術職員の職員数については、退職者の人数も考慮し、新規採用を行って

おりますが、専門の技術職員が不足しないよう今後も採用を行ってまいります。

また、そのほかの分野につきましては、市民や民間の力を借りて推進していくことも考えております。

②であります。職員採用試験は試験の厳格かつ公平性というあり方からいって、改善改革をすべき点が見られるということではありますが、職員採用試験については、現在教養試験と作文試験、そして面接試験を行い、専門職については専門試験も行っております。

1次試験の教養試験及び専門試験については、公益財団法人日本人事試験研究センターが行う統一採用試験で実施し、問題の提供及び採点までお願いをしております。

作文試験の課題については鹿児島県町村会にお願いし、採点については株式会社日本経営協会総合研究所に委託しております。

2次試験の面接は三役で実施しているところであります。

採用に当たっては、将来の市政を担う人材の発掘でありますので慎重に調整し、採用をしております。

大きな3番目の脱原発、再生可能エネルギーの取り組みであります。①でありますけれども、曾於市においては、現在民間事業所によるメガソーラーの設置計画が進んでおり、現状を見守っているところであります。

このような中、再生可能エネルギーの対策委員会の設置については至っていないところです。曾於市の現状、国の方向性等を見きわめながら、検討委員会の設置について今後考えてまいります。

以上で終わります。

○21番（徳峰一成議員）

全く不十分な1回目の答弁でありまして、まずフラワー公園については、市長正式に発言通告用紙の中で、2億円ほどを規模縮小した後の利用並びに収支並びに事業計画を聞きたいってことで正式に通告用紙を出してるわけですよ。年度ごとの計画ってことですよ。だからこれはもう準備して答弁してください。そうでないと前に進めませんので。それを前提として、議会は多数で一応凍結を解除したわけですよ。

○市長（池田 孝）

私が特別委員会に参加して縮小の方向を表明いたしましたけれども、その後企画課長が呼ばれていろいろと数字的なもの、2億円ぐらい減になるんじゃないかということも言ったそうですが、それらについては企画課長が私案といいますか、自分の考えを試算を出したのを発表したということですので、まだ変動はあると思いま

すが企画課長より答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

（「ちょっとゆっくり答弁してください」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

特別委員会の中でも、今市長が申しましたとおり私の試算ですということで御報告、事業計画のほうには申し上げたところでございます。事業計画の内容については、先ほど市長が申し上げたとおりだと思っておりますけれども、この縮小案というのが、私的に2町歩を考えて試算しておりますということで述べさせていただいたところでございます。

それで試算したわけですが、取り急ぎ私のほうもやったところでございます。これを、今設計を、最初これを数字をいただきましたところをお願いをしておりますので、その数値的なものについては流動的になるかと思っております。

それと収支計画案ですが、これも私が特別委員会でも述べましたとおり、2町歩縮小する計画、2町歩で出したわけですが、入場料を200円と100円取ることになればこういった試算ができるということで申し上げたところでございます。

それと2町歩についての、うちの課、三役ともいろいろとお話をしてるわけですが、規模を縮小したときにこれ入場料もとれるのかというようなのもまたあがってきますので、それは今後十分に検討していきたいと思っております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

全く話にならん答弁ですよ。2億円ってこと、正式に市長から特別委員長に出席の要請をされて、そして特別委員会はこれを認めるかどうか議論したんですよ。そして、最終的に聞こうってことで認め、聞いた。そして2億円って初めて提起されて、これが引き金、発端となって、結果として予算凍結解除になったんですよ。その過程の中で、担当課長も呼びまして必要最小限、今出された利用料を含めて質疑があったんですよ。

既にそれを踏まえて、昨日の答弁にあったように12月中からも用地買収に入りたいといった答弁もらったんですね。もう今動いてるんですよ。2億円を前提として縮小。

ですから、今縮小後の利用計画等はどうなっているか。これはもう議員、私を含めてどなたも知らないんですよ。どなたも知らないまま、いわばゴーサインを出した。このこと自体私は議会の対応が甘かったと思うんですが、ですから私が個人的

に代表する形で議員と議会を。利用計画等はどうなってるんですかって。縮小後に。聞いてるんですよ本会議の場で。通告用紙を出して。そらもう責任ある答弁してもらわないかんですよ。

議長、休憩挟んで答弁させてください。これはもう。経過から見て、いきなり単発急の質問じゃないんだから、これ議長の責任において答弁させてください。

○市長（池田 孝）

私が特別委員会で述べたのは、やはり当時このつくったときの後の環境の問題、これが大きな問題となっておりましたので、観光的な花公園のほうにおいては縮小をして、そしてスポーツ的なパークゴルフ、グラウンドゴルフ、こちらを先行した形でオープンさせて、その状況で花のほうは縮小した形でやってみて環境がどのようなものか、利用者がわかるんじゃないかと。だから、最初の縮小した形でもし悪影響があるようならば、そのまま据え置いていきますと。そして、環境的に問題がなければその後花のほうについては拡大していくということを説明させてもらったというふうに思っております。

ですので、急遽……

（「急遽じゃないでしょう」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

その試算的なもの、そうしたものは全く出しておりません。ですので、私はただ特別委員会に参加させてもらって、答弁したのはこれだけだったというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

ちょっと、議長これじゃ議会軽視ですよ。質問できんですよ。特別委員会の場で2億円で言っちゃったんだから。それを前提として覚えてんだから。

だけど、過疎振興計画を含めて総合振興計画2億円を加えた13億円で着手されてるんですよ。情勢の状況変化が今現在あってるんだから、それに沿った答弁をしてもらわないかんとですよ。

○議長（谷口義則）

徳峰議員の通告の中に、規模縮小後のフラワー公園の年度ごとの利用計画と収支計画を聞きたいということは明記されておりますので、これが答弁できるのかできないのかしばらく休憩をとった上で回答していただきたいと思っておりますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時26分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（岩元祐昭）

どうも申しわけございませんでした。これ、縮小したときの2億円の関係ですけれども、これも私の試算ということで御理解いただきたいと思っております。

当初25年度が9,300万ほど減額ということで3億1,000万。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

はい、25年度です。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

はい。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

はい。これも試算ですのでそういう御理解いただきたいと思います。3億1,000万、26年度が5億4,000万。約ということで私のほうは試算しております。

今現在、設計のほうにフラワーパークの縮小案ということで示してある程度今試算をさせておりますので、この数値というのは私の試算ですので流動的な数値ということで御理解いただきたいと思います。

それと、年度ごとの収支計画ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり縮小したときの入場者数というのはなかなか困難でございます。私のほうで当初試算をしておりました数値から入場者数とのパーセントを落としまして試算しておりますので、これが初年度ということで、あと次年度以降についてはまた今から検討してまいりたいと思っております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

初年度のフラワーパークのほうが約3万9,000人でございます。収入のほうが約870万、それに対する維持経費が1,900万ほどと見込んだところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

市長、本会議で試算でことで答弁がおかしいんですよ。これから事業を行うって言うんだったら、試算というのはこれまた昔から幾多の答弁がありますよ。しかし

もう事業は動いてるわけだから、予算ももう執行されようとしているわけですからね。ですから、そうした中で試算というのはおかしいんですよ。

事業計画も、本年度を含めて正式にもう、総合振興計画、過疎振興計画に入ってるわけだから、それが変更をしなけりゃいけないんですからね。ですから、まず第1点として質問と要求したいのは、本来だったら、原則といった立場で質問いたします。

正式に利用、収支、事業計画が議会に出されるまでは、事業は引き続き凍結すべきなんですよ。私は凍結を要求したい。その理由は今申し上げた立場からでございます。まだ準備が正式にされた上で答弁がされてないからであります。市長の見解を求めます。凍結すべきであります。

○市長（池田 孝）

凍結を解除していただきまして、今1カ月です。これは、今から設計などしていただくわけでありまして、試算で出したのが悪いと言われればもう全てが、通告書に出てきたものが発表できない状態であります。

ですので、課長の私案を出したということでありまして、これを凍結しなさいと言われればもう全て進まない、設計もできない、いつまでたっても進んでいかないということになるわけでありますので、また月日をください。ぜひ月日をくださって、そして後に幾ら縮小されるのか、年度ごとの経費はどうなるのかというそうした質問にしていただけであればできるかと思いますが、きょう現在ではそれができないところであります。

（「凍結はできないんですね」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

御理解を賜りたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

凍結できないんですね。凍結してくださいって。

○市長（池田 孝）

はい。できません。

○21番（徳峰一成議員）

では、議会にいつ正式に事業、過疎振興計画の変更等を含めて提案と発表ができるんですか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。総合振興計画については3月ということで議員の皆様にはお渡ししたいと思っております。過疎計画については6月の議会になるかと思っております。以上です。

○21番（徳峰一成議員）

お互い考えたいのは市長、だから計画が後なんですよ、後回し。事業がもう本年度から先行してるんですよ。本当やったら計画が先にあって、それを踏まえて事業でしょう。私その根本的なこと言ってるんです、おかしいんじゃないかってことで。以前も議会人だったからその理屈はわかると思うんですよね。ですから、凍結すべきだということを原則的立場で要求したんですよ。

そして、予算がなくても総合振興計画は策定できるんですよ。課長、そうですね。来年の3月ってことは、計画変更のための予算措置はゼロ計上なんです。予算の問題じゃないんですよこれはもう。基本のいろはですよ。予算はなくても総合振興計画を含めて議会に発表はできるんですよ、変更後の。それをしてない。厳しく言ってさぼっている。市長の所見を求めます。さぼってるんですよ。

○市長（池田 孝）

3月議会で附帯決議で凍結されました。ですので、全てを休止いたしたところがあります。ですので、今解除されて1カ月しかたっておりませんので月日をください。そうなりますと、しっかりとした形で発表できるというふうになります。

○21番（徳峰一成議員）

この点は基本的な点として強く、今後のことありますので批判として供してまいりたいと思います。3月議会で、じゃあ詳しくはお聞きいたします。

その前提として、担当課長を含めて質問をいたします。2億円縮小ってこと言われました。3億円でもなければ1億円でもない、2億円っていう根拠はどこから来た数字ですか。これは検討されてる上の2億円。

○企画課長（岩元祐昭）

先ほどから何度も申し上げております。私技術的な専門ではございません。当初の計画が6.5から7のフラワーパークの計画だったと記憶しておりますけれども、2haというようなことでございます。それ3分の1ずつ、この事業はフラワーパークについては減るんじゃないかということで、私が試算したところでございます。以上です。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあお聞きしますが、フラワー公園については当初の何haから何haに規模を縮小する、そして事業費はフラワー公園については何億円から2億円ほど削減して何億円に、この2つを、4つですよ、何億円から何億円、何億円なのか4項目数字を答弁してください。これはできます。きょうで答弁ですね。2億円が前提だともうはっきりしてるから。

○企画課長（岩元祐昭）

試算しました私の2億円というようなことですがけれども、先ほど言いました事業費で花公園だけの減額でございますので、これが2億円というようなことで御理解、全体事業で。

○21番（徳峰一成議員）

だから何億円から何億円、面積が何haから何ha。

○企画課長（岩元祐昭）

7haから2haということで、これも試算ですので今後面積等については、立地条件等が絡んできますのでそれを見ながら平米数等についてはまた検討が必要かと思っております。

それと、フラワーパークにつきましては、当初7ha計画いたしていたところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

事業費が総体で当初が3億約4,000万あったんですけれども、それを1億4,000万ほどというようなことで、私のほうでは試算したところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

課長はよろしいと思うんですが、フラワー公園の7haから2ha、事業費の2億円減を含めて、それを前提とした考え方、市の方針は答弁がきょうはできんですね。できないですね課長。できなかつたら3月待ちます。

○企画課長（岩元祐昭）

これも先ほど来、前回の議会とかいろいろ申し上げてますけれども、設計ができないとこの数字というのはなかなか私どもも把握できないところがございます。いろんな総合振興計画に、道路等の計画等もあるわけですがけれども、あれもほとんど概算で、設計をしてみないと実際の数字というのはなかなかつかめないということでございます。そこは議員も理解していただいておりますので、その辺は3月議会というようなことで、これも概算になるかもしれませんが設計がまだ多分終わらないと思いますので、そこらあたりは御理解いただきたいと思っております。

○21番（徳峰一成議員）

一つの側面としては課長わかるんですよ。わかるんです十分。わかるんですけど、くどいようでありますけども事業が進んでるから私言ってんですよ。事業はこれからだったら十分時間かけて、設計等含めてやってください私は当然ながら指摘するんですよ。

しかし、もう本年度予算が凍結されて今月中からもう買収に入りたいと先行してるから私は言ってんですよね。逆立ちした中で議論してるから申し上げてんですよ。その点は特に市長は考えていかなければいけないと思っております。

続いて関連いたしまして、私はいずれにいたしましてもフラワー公園は規模が大きかろうか小さかろうか、私を知る全国見るまでもなくこれは非常に難しいと思っておりますが、具体的に1回目の答弁をもっと掘り下げて答弁してください。

1年間を通した全国のフラワー公園の中で、実際調査、足を運んで調査したところはどこどこありますか。足を運んで。足を運んでこそ本当の調査ですよ、必要最小限。年間を通したフラワー公園の中でどこどこありますか。上げてください。

○企画課長（岩元祐昭）

足を運んだのが、鹿屋のバラ公園でございます。

（「年間を通した」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

は。

（「年間を通じたフラワー公園ですよ、年間を通した」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

ええ、私どもが行ったところ、今先ほど述べているところでございます。生駒高原、それと天ヶ瀬、くじゅう花高原等に足を運んだと記憶しております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

課長、曾於市の場合年間を通したことですからね、年間を通したのと時期的なのとは全然違いますよ維持管理が。年間を通したので、今4カ所の中で天ヶ瀬だけです。それ確認してください。

○企画課長（岩元祐昭）

私が今言いましたところの、いけば年間を通してといえは四季折々足を運んだかということによろしいのでしょうか。

○21番（徳峰一成議員）

年間を通して利用料を取っているところはどこどこか。

○企画課長（岩元祐昭）

くじゅう花公園のほうでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

天ヶ瀬とくじゅう花公園の2カ所ですね。大変少な過ぎます。市長を含めて考えていただきたいんですが、10億円単位の施設をつくる場合は全国の事例をいっぱい

研究しますよこれは。過去現在ですね。たった2カ所、しかも失敗してるところだけじゃ不十分じゃないか。

お聞きしますが、ほかに全国にはありますか。1年間を通して花公園で今運営してるところはどこどこありますか。調査以前の問題として上げてください。1年間を通して、指宿ありますけれどもほかにどこどこありますか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

私の間違いかもしれませんが、青島の花公園ですね、それとくじゅう花公園が冬の時期、これ2カ月か3カ月寒い時期だけ閉園ということで、考えれば年間を通してと思っておるところでございます。

あとについては、四季折々そのときのというような開園というようなことで私記憶いたしているところがございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

市長に提案いたします。もしつくるんだったら、もっと全国の事例を研究しなけりゃいけないと思うんですよ。これは反対の立場からであってもこれ進めます。いっぱい教訓点をつかんだ上でやるべきですよ。恐らくそうしたら、もうやる気がなくなっちゃうっていうかフラワー公園についてはもう断念すると思うんですね私は。

いずれにいたしましても、次の議会か6月議会まで予算を立てて、もっと調査費を、研修の、これは計上すべきですよ。提案と質問いたします。

○市長（池田 孝）

今おっしゃっていただいたとおりであります。調査費、そうしたものがなかったわけありますので、今後そのように調査をしながら、また設計業者のほうとも組んでタイアップしていきたいというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

3月議会は間に合わないかもしれんけど今後これは聞きたいと思います。

いかに年間を通したフラワー公園が厳しいかがはっきりすると思うんですね。かみ合った議論をしたいと思っております。本来だったらその段階まで私は予算は凍結すべきだと思いますよ。

これ以上進みませんので、次の関連した質問に移ります。

2億円削減したいといった市長答弁がありましたけども、やはりこの利用状況が悪かったら市長の考え方ではもうそれ以上は、2億円でとどめて追加はしないって花公園については。そうした考え方ということで解釈してよろしいですか、理解してよろしいですか。利用状況が悪かったら、もうそれ以上は追加事業を行わないっ

てことで。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたように、私は環境問題を中心に縮小ということをおっしゃっています。道路をつくるにしても、全部開通しないと利用は少ないです。全部開通してこそ利用が100%なるというふうに思います。

この花公園も、全てができ上がって整備されて入場者がどうかということは把握できると思います。ですので、この2haでは恐らく金がとれるかどうか、ちょっと私は疑問に思うところで、そこらあたりは今後協議をさせていただきたいと思いますが、オープン的なものであってこれは試行的なものとして無料化でいくべきかなあというふうにも考えております。

そのような形で考えて、やはり全てが整備されるということがゆくゆくは立派な公園として評価をいただくものじゃないかなあ。中途半端では評価というのも難しいんじゃないかなあというふうにも思っております。

○21番（徳峰一成議員）

非常に2億円縮小の捉え方が曖昧模糊としていますね。では、最終的には11億円じゃなくて13億円前後に戻る可能性も十分あるというふうに、きょう現在考えてよろしいわけですね。そういうこともわからないんですかまだ。

○市長（池田 孝）

ほかの施設を利用された方々が、環境問題は差し支えないようだなという状況であればそのような形になります。

○21番（徳峰一成議員）

環境じゃないでしょう、花公園を縮小して2億円ですよ。さっき答弁が課長あったように、環境に話題も議論もすりかえちゃいかんですよ。花公園の規模を縮小したための2億円ですよ。環境じゃないでしょう。

ですから、一応市長の考え方では3年後の事業終了後に、2億円縮小でもうストップするか、それとも新たに2億円追加するかは環境じゃないですよ。花公園の利用状況も全く少なかったということであつたら、2億円はもう追加しないで潔く11億円前後でとどめるというふうに解釈理解してよろしいのかどうか、市長の考え方それを確認方々私はお聞きしてんですよきょう段階での。

○市長（池田 孝）

私も数多い公園を見てきておりますが、それぞれ一長一短あります。ですので、やはりいいところを採用しながら多くのもののいいところを採用しながらつくっていくということが大事じゃないのかなあというふうに思います。

ですので、私としては特別委員会に参加させてもらったときも、花公園の利用の

状況を見ながら拡大するとか縮小、それは言っていないと思います。ただ、環境がよくなったということであればそこで判断いたしますと、拡大を判断いたしますと申し上げてきたところでありますし、その後も縮小された形ですとちなるのは環境が悪かったときだというふうにとらえていただければというふうに思います。

先ほど言いましたように花公園やるなら、やはり議員もおっしゃいました。やるからにはしっかりとした規模のものをやれと言われたのも記憶しております。中途半端じゃいけないということをはっきりと議員もおっしゃったことを覚えておりますし、やはり、だからと言って規模をぐーんと大きくする気持ちもありませんけれども、曾於市としてふさわしい公園づくり、面積から花からそのようなものを選考をしていきたいというふうに考えております。

○企画課長（岩元祐昭）

事業費のことについてですけれども、私が先ほど試算しました数値等ですけれども当初は13億ということで、これも基本、実施設計等をしないと数値というのは流動的な数字だということで御理解いただいておりますので、この数値としては流動的だということでお考えいただきたいと思います。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

2点申し上げます。気になった言葉で、私はやるからには規模を大きくするというのは、まあ機会があったら後日言ってください。そういった単純な形ではもう絶対言っていないつもりであります。

2点目は、流動的って言ってもこれはさじ加減ですよ課長、ですね。議会とのこの間のやり取り、審議といいますかいう形ですね。流動的でこれがまた規模が結構膨らんだらばとんでもないことであって、それは考え含んだ上での流動的って言葉使っていただかなければ困ると思っております。

いずれにいたしましても、くどいようでありますけれどもさっき課長答弁にもありましたけれども、花公園は7haから2haに、もう3分の1以下に縮小ですよ。そして約2億円を減額して、3カ年で13億円から11億円ほどで一応計画を第一段階としては終えたいと。

そして、その段階で引き続き2億円を増額するかどうかは、市長答弁とは重ならないですけども花公園を面積をふやすかどうか、こうしたことに考え方としてならざるを得んでしょう。

2haを7haにふやすかどうか、つまり2億円を新たに追加するかどうかというのに考え方としてはならざるを得んとですよ。ですから、そういった流れの中で私は再三質問してるんですよ。2haを7haにふやすかどうかは、利用状況が悪かつ

たらもうきっぱりと断念するという事で解釈を確認していいんですかってことを確認してるんですね。

本日はもうこの段階で止めます。しかし大事な問題であります。議会は、そのことによってわずか四十数日の間に胡摩不適地から胡摩適地に180度転換したわけがありますこのこと。このことが発端となりまして。

ですから、これは私個人だけじゃなくて賛成する議員、そしてあのとき反対された議員を含めて共通の関連とかかわりがありますので、結果として私は代表する形で質問する形に今なっておりますので、今後もしも取り上げてまいりたいと思っております。

次に、パークゴルフについて。

これもおかしな話だと思いますよ。私は、パークゴルフをつくりなさい、やめなさいってことは一言も言ってないんですよ。また共産党議員団もそうした立場です。フラワー公園とは違うんですよ。またグラウンドゴルフとも違います。グラウンドゴルフはしっかりした足場があります利用者のですね。

少なくとも、パークゴルフをつくるからにはまず市外の人が利用するためのパークゴルフじゃないでしょう。第一義的には市民のパークゴルフの愛好者に利用してもらうための施設でしょう。ですから、愛好者が何名いるんですかって。もう団体がいないとか把握できないとかいうレベルのものじゃないんですよ。

やはり億単位のお金をかけて、そして今後特に維持管理を間違いなく行っていくためには、どれぐらいの愛好者がいて、そしてどういったその方々が要望をされてるという、それを踏まえて本来だったら計画を策定するべきだと思うんですよ。そうした責任持って議会にも答弁されたいと思うんですよ。

そしたら、恐らくパークゴルフについても全会一致で賛成もしてるかもしれんですよ。実態がわからんわけだから。だから、実態がわからないままじゃあお聞きいたしますけども、これまで本会議で答弁がありましたパークゴルフの1年間の利用者は、3万7,500人という発表があります。

収入が500円のプレー料で、初年度が1,875万円といった答弁がありました。お聞きいたしますが、3万7,500人の中で一番大事な、市外と市民の中の市民の利用者は何名ですか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

このうちの約8割、約3万人ほど市内の方々というようなことで考えております。以上です。

○21番（徳峰一成議員）

じゃあ課長でも市長でもよろしいです。お聞きします。課長、3万人てことですよ初年度の市民の利用者が。よく考えていただきたいんですよ。今曾於市内でパークゴルフの愛好者が何名いるということが発表ができないんです、つかんでないから。発表できない、つかんでないまま3万人て、どっから来るんですかこの数字は。

3万人の前提としての何名、裾野広く利用者がいるってことが定かでないわけですよ。定かでないまま3万人と発表はどっから来るんですか。これは基本ですよ数字の、いろはですよ、土台がないわけだから。土台がないまま3万人だけが空中でふわふわ、ちょうちょみたいに動いてるようなことですよこの3万人ていうのは。どっから来てるんですか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員も視察にいろいろと、パークゴルフ場出かけられておると思います。愛好者をつかむというのは、本当難儀なことですよ。一つ一つのところに、曾於市の人が何人くるかというこういうのを調査も本当大変なことですよ。

私どもはスポーツ用品の方々、パークゴルフ場なんかの担当をしているの方々にお会いすることができましたので、曾於市の大体のというようなことで試算をしていただけませんかということでありましてけれども、やはり700人程度は愛好者てのはいるんじゃないかというようなことで考えているということですよ。

全国でパークゴルフの愛好者というのは、推定ですけどもパークゴルフ協会が発表してるのが124万人ですよ。それに鹿児島と宮崎、これが推定で1万7,300人ということですよ。

やはりこの曾於市の愛好者は、熊本とか大分とか出かけてプレーをされる方がいらっしゃると思うんですけども、やはりその数値の確実な数字をつかめるというのは、つかめるということはやっぱり難しいということですよ。御理解いただきたいと思っております。ちなみに、福山のパークゴルフ場等行かれたと思っておりますけれども、市内の利用者方が約80%ということですよ。私どもはこれで試算をしたところですよ。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

私は非常に甘い、お寒い対応ですね。それをお聞きする限り誤解を招くかもしれませんが、あえて申し上げますけれども、現状でパークゴルフをつくるのはいかなものかと思っておりますよ。やめるべきだということは言っていないんですよ。何回も言うように。愛好者おられて、そして強い要望があったら検討されたらいいと思うんですよ。

しかし、何名愛好者がいるかもつかまないと、つかまれないまま計画が策定されて、

既にもう本年度からそのための用地買収が始まろうとしてるって、このことを言ってるですよ。

例えば、畜産課サイドで考えていただきたいと思うんですよね、あるいは農業サイドで。何かの農業、あるいは畜産関係の施設をつくる場合は、どれだけ利用者がいるだろうってことを前提として今後の利用計画も考えながら、運営状況も。そして規模等についても検討した上で計画立てて策定っての、これは当たり前でしょう。その前提となる人がいるんですよ人が。

先日、論議があったユズの場合もそうですよ。どれぐらいの施設を冷凍庫含めてつくるかって。利用する人たちはいるんですよ。ですから、どうしてもパークゴルフをつくりたいんだったら私はやめなさいってことは言ってないんですよ。

まず愛好者を含めて育てていかなければいけないって、曾於市においては、行政が。グラウンドゴルフがありますがね。そうして育てていく中で、うんこれだったらやれるだろう、そうした中で計画とそして提案をされたらいいと思うんですよ。それだったら話はわかるんですよ。私の考え方間違っていますか。

そうでないと一般市民は理解できないんですよ、今のやり取りを聞いて。そこまでは私は凍結すべきだと思いますね。つくるなってことは言ってないんですよ。凍結、何年も凍結する必要ないんだから。市長の見解を求めます。

○市長（池田 孝）

本当に、課長が答弁したように把握するのが難しいわけです。同好会とか愛好会とか何とかグループというのができておればこれは調査がしやすいわけですが、まだ市内に全く施設がないわけで、外に行っていらっしゃるということでもあります。

ですので、大体大ざっぱに言うとどこ自治会で何人ぐらいで、四、五人で行っていらっしゃる。どこ自治会もよく行ってる。よくあそこで出会ったとかいう話はよく聞ききますけれども、それを把握するというのは現段階では難しい状況であります。何のことも、初めてスタートするときにはそれはしっかりしたものはつかめないと思います。

今課長が答弁したように、愛好家っていうのは700名ぐらいなのかなあということではありますが、これは今後やはりこのような施設をつくるためにやはり研修、勉強というのをしていかなければならないかと思えます。やってみようという方々への指導というのもまた大事だろうと思えます。

ルールというのがありますし、また上達の方法っていうのがありますから、そのような段階でふやしていく。オープンに合わせていくということが大事だろうというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

くどいようですが、何名ぐらい利用者がおられるってことを前提として、そして課長答弁にありますように市民が8割でしょう、利用者がですね。大方が市民なんです。そこをつかまなければ、どれぐらいのパークゴルフの規模にしたらいいていうのも、いわば絵にかいたもちになるんですよ。それが大きい小さいかが判断できないわけですよ。その根本問題引っ張って私は申し上げてんですよ。

本来だったら、これは凍結して、そして今市長が言われた愛好者等の実態をつかみお互い研修をする中で、そして要望事項も聞きながらよりしっかりしたやはりパークゴルフの計画を議会に私は発表するべきだと思いますよ。それだったら、私もそれなりに納得できます納得。頭からつくるなってことは全く言ってないんです。最初から。

次の、はい。じゃあ一応この点で、最後の1点だけ申し上げます。

市長も多くの市民の方々と日常お話をされ、また陳情も受けておられると思うんですけども、今私が個人的に感じる場所は、このフラワー公園については特に維持管理について疑問や心配点があります。

もうこれは今申し上げましたパークゴルフを含めてなんですけども、これも維持管理費なんですよ、建設よりもより疑問が強いのは。そうした中で、一方においては昨日の課長答弁でありましたけども、老人問題、高齢者問題が非常に深刻であって、実人員としても、安い入所料が、安い特別養護老人ホームであつたら5万7万ぐらいで入れますので、入りたいってことで待機者が100名を超えております。なかなか部屋があいてないって。

10万円のグループホームだとなかなか入れない、実際空き部屋があります。ですから、そうした特に高齢者の方々を中心として、フラワーパークをつくるお金があるんだつたら老人対策、あるいはこうしたお年寄りが入れる施設を充実してつくっていただきたいって、そうした要望が満ち満ちております。

専門的にいったら、制度は違いますよ。しかし一般市民はそういった中身のことは関係ないんだから、もういっしょくたに当然されてるわけですよ。ですから、そうした市民の声があるってことは非常に強いつてことは考え含めていただきたいと思います。ですから、共産党議員団はそうした率直な市民の声を代表する形で反対してるんですよ、現状において。

次にもう、質問は午後に移します。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、徳峰議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午後 零時 02分

再開 午後 1時 00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

限られた時間でありまして、もう質問項目を絞っていたします。

次に、職員採用試験の改革をという立場で質問いたします。

まず市長に伺いたいのは、率直に申し上げて給料と雇用などが保証されている市職員にとって、市民特に就職を希望する若者や家族にとっては、現在の市職員は最も魅力ある職業ではないかと思っております。だから、特に昨年ことしと受験者が非常にふえております。

このため、職員採用試験においては特に市長は公平、そして厳格でなければならないと思っております。市民から見て疑問点や問題点があるとしたら、また客観的にもそのことが言えるとしたら、指摘できるとしたら、私は市長は全て改善改革の先頭に立つべきじゃないかと思っております。この点での市長の所見を求めます。

○市長（池田 孝）

公正、公平そして厳格にやっているつもりであります。改善すべき点があれば、対応できるのであればやります。

○21番（徳峰一成議員）

1回目の質問の中で申し上げました。曾於市にとってはやはり、大きな観点から見て現在の、そして今後の市の職員が総体、全体で何名で、専門職員含めて何名で対応したほうがいだろうっていうことは常に検討を、副市長をキャップとしてされていると思っております。

それを前提とした計画が、先ほど指摘しましたお手元に配付いたしました、平成18年3月に策定したいわゆる職員の定員適正化計画でございます。先ほども指摘いたしました、これがここ二、三年来実態にそぐわない内容となっております。

例えば、端的な一例では、職員採用試験がナンバーの3ページの上のほうでありますけれども、昨年は予定では6名でありましたけれども、結果的にはその2倍近い11名が採用されております。また本年も、この計画では7人となっておりますが採用予定が、その2倍以上の16人となっております。

一、二名の違いはともかくとして、2倍前後も計画に比べて数が違うということは、これはもう明らかに実情にそぐわない内容であります。特に、この職員適正化計画の中でも何名職員を採用するかっていうのは一番大事な項目の1つでしょ。

ですから私は先ほど申し上げたように、これは来年はもう使わないでほしいと思うんですよ。ですから、節目となる来年の3月までに見直しは当然これはすべきだと思うんですね、これは。もうこれは副市長でも市長でもいいでありますので、的確な適切な答弁をしてください。

○市長（池田 孝）

ただ数字を合わせるために、1回目のこれは適正化計画はなされたと思います。そうした中に、今後の定年退職者が非常に多くなる、そしてまた希望退職も時々出てくる。そうなりますと、一挙に二十数名採用しないとこの数に合わせることはできません。ですので、緩やかなカーブのもとでやっていくという形のもとで、前倒ししながら徐々に合わせていくということに対応したわけでありまして。ですので、この数と採用人員は多くなってきておろうかと思いますが、全体の計画に対する数というのはオーバーはしてないというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

副市長何かあったら。ちょっとかみ合わんです答弁が。よろしいですか。

○副市長（中山喜夫）

この計画は、当初18年3月に策定したということでございまして、その後、そのときに予想しながら、やめる方、やめる職員等を予想しながら立てたつもりでありますけれども、そのあと今市長からあったようにいろいろと事情も変わったり、早期に退職したりするそういう職員も多くなりまして、実態に合わないといえそういう時期に来ているのかなあと思っているところで、そろそろ最後の形を見据えて職員の適正なこの計画を立て直す、見直しをする時期に来ているのではないかとというような判断はしておるところです。

○21番（徳峰一成議員）

来年の3月は無理ですか。

○副市長（中山喜夫）

できればそういったところをめどにしていきたいと思いますが、きょうは確実にそこまではまだ言えないところです。

○21番（徳峰一成議員）

率直に申し上げて、やっぱり目的姿勢が必要だと思うんですよ、市長も副市長もですね。何年をめどに見直しを行うって、来年の3月しなかつたらまたこの不十分なまま職員採用も一つとしてせざるを得ないって。

あるいは、最も肝心の総体としてやはり300、計画ではずっと職員は減らしていきまして320名ってなってるでしょう。実際やれっこないでしょう、住民サービス考えた場合は。私やっぱり、一つの側面として職員採用も上げたし、2つ目の職員

として、もちろんそっちが大事ですけども、職員の総体数も実情に合わんのじゃないかって。

ですから、やはりめどをいつやるか定めて、目的姿勢を持って見直しをすべきじゃないかという問題提起と質問なんですよ。もっとこの実態に合った答弁していただきたいんですね。一応3月をめどにっていうことで要望しておきます。やるかやらんかは一応当局の問題として、市長ちょっと決意を含めてお願いします。そうせんとまた1年ずれちゃうからこれが。再来年ですね。

○市長（池田 孝）

総体の数に合わせておりますから、採用人員というのはこの計画どおりにはいかないかと思えます。数が、途中退職者が出たりしてきておりますから、採用人員はこの計画より多くなってきておるといふふうに思いますし、これはちょっと合わせることは不可能だと思っております。途中退職者が希望退職ということでちょこちょこ出てくるわけでありますので、それはこの計画どおり数字をびしゃっと合わせることは不可能です。ですから、総体的な数を合わせる方向で採用を行っているところです。

○21番（徳峰一成議員）

トップの責任者として、私は弁明に聞こえるんですよ、厳しい言い方ではありますが。一、二名の違いだったら私もいいんですよ。倍違うわけだから採用者がですね。だから、市長答弁は聞く方から見たら説得力かけますよ。

それともう1点は、320名がいいかどうかは非常に不十分でしょう、結論が。320名、将来曾於市の職員をしていきたいっていう計画なんです。これも実態に合わないじゃないですか。そういったのを含めて、来年の3月をめどに見直しをすべきじゃないかといった提起と質問なんです。くどいようでありますけども再度答弁してください。

○副市長（中山喜夫）

最後の形が320ということで今まで進めてまいりましたけれども、その辺は今市長からあったとおり、最終の形を総合支所でいくのか支所でいくのかということまで及んでくるわけでございますので、その辺がはっきりとまだ決めてないからそういうことはっきり、先ほど3月末にできるということを申し上げませんでしたけれども、確かにそこあたりを含めて3月の末をめどにして、大体考え方はまとめて市長に提言してみたいと考えておるところです。

○21番（徳峰一成議員）

25年には342名でことであと20名減らすてことですよ、実質20名近く。これいいのかっていうことなんですね。

次の質問に移ります。特に以前から何回も取り上げておりますが、文化関係の職員がいないんじゃないでしょうか。教育長にお聞きいたします。絵画、そして文芸、音楽に精通した詳しい職員が今何名おりますか。

○教育長（植村和信）

精通したと言われるとなかなか難しい状況でして、そのように言える職員は今のところおりません。

○21番（徳峰一成議員）

市長に質問いたします。先ほど、市民や民間の力を借りるっていうことでした。聞こえはいい。またこれを否定はいたしません。しかし、それを使いこなせと聞いていますか。使う職員がやっぱりないと、精通あるいは詳しい、十分な力借りることはできないと思うんですよ。

ですから、私はそうした詳しい職員を、市になった以上は採用すべきじゃないかって。それができないならば今いる職員の中でやる気のある職員、こういった関係ですね、を育てていくっていうか。そしてそれが、その職員が育ちながら、レベルアップしながら民間の力も借りるって、それが本来のあり方だと思うんですよね。そうした方向ではできないでしょうか。

○市長（池田 孝）

専従的に、例えば絵が得意だという人を採用しても、一般職員として採用するならばやっぱり異動が出てくるわけでありまして。ですので、そこにずっと長く置くわけにいかない、配置がえしなければなりません。

選考するときには特技というのも重視します。そして、そうした中で採用するんですが、ずっとそこに置けないというのはいっぱいあるわけで、教職員免許を持っている人も大分多く採用いたしておりますが、その中で得意は何かということでありまして。

最初はそこに置いたり、また途中でそこに配置したりしておりますけれども、年月がたっていくとやはりそこも忘れてしまうのか、取り組みが薄くなっていくようになります。

ですので、おっしゃるようなことじゃなくして今議員があとのほうでおっしゃった、やっぱり熱意のあるそのような職員をそこに配置するということが大事じゃないかというふうに思っております。

そのようなことから、先ほど市民や民間の力を借りてということを行ったのは、今までの経験者、退職者、そうした方々を時給といいますか、何かの催しをするために何か月間の雇用とか、または時間で雇用とか、そのようなことで協力をいただければというふうに思っております。現在も数人そのような方々がいらっしゃる状

況であります。

○21番（徳峰一成議員）

市の職員を、やる気のある、育てるという観点が弱い中においては、それは長期的に見て文化の振興って非常に私はもう厳しいと思います。これはまあ機会あったら改めて質問いたします。

私の本日の職員採用試験の改革は2点なんです。第1点は、その前に1次試験にも改善の余地があると思っております。なぜかという、100点200点満点ではございません。年々によって違います。

ですから、一例として不合格者の方々の自分がどの位置で不合格になったのかが、説明はあっても十分納得でき得るそうした採点表になっていない、そうした点もあります。一例でございますけども、ここではもう省きます。

質問と提案の第1点は、2次試験において今回も、ことしも30名中14名が不合格となっております。1人当たりの面接時間は15分、市長と2人の副市長で行っております。

その評定はこの資料にもありますけれども、点数制でなくてA B C D Eの評定で3名の、三役の方々が一応評定される仕組みになっており、全部Aだと間違いなく合格であります。

いろいろお聞きしたりいたしますと、ほとんどがBで分かれる。例えば、Bが10名おられたって。そして10名だと。しかし、5名を採用したいっていう場合は、3名の総合評定で話し合って5名に絞られているようであります。

しかし、市長このやり方は第三者、市民から見たらわかりにくい、説得力に欠けますよこれは。点数制じゃないからですね。改善が余地があると思うんですよ。もっと議論本当はしたいんだけど、きょうは時間の関係ですね、提案でありますけども、私はいずれにいたしましてもこの評定のあり方は第三者市民、特に不合格になった方々からはこれ納得がいかないと思うんですよね。同じBなのに、一方のほうは採用された、一方のほうは採用されない。

ですから、一番望ましいのは、この評定者は第三者の方々に委託する。それがどうしてもできないならば、3名が今評定者でありますので2倍以上の7名以上ですね、つまり4名以上の方々をこの評定に加わってもらって、7名以上でこの評定を行っていくと。この評定を前提とするのであったらですね、そのことを提案したいんですよ。そうしたら一定の改革に私なると思うんです。提案と質問でありますけど答弁をしてください。

○市長（池田 孝）

面接ですので点数でどうこうというのも、可能であればまた検討をいたします。

これは人数、対応する人間をふやせということでありますがそれが適切かどうか、またこれも検討させてください。

○21番（徳峰一成議員）

検討してください。いずれにしても、現在のやり方は第三者、特に不合格になった方や家族から見たら納得できないと思うんですね。市長と副市長一番よく御存じだと思いますよ。Bで分かれてんだから。Bですね、Bの中で採用される人もいや不採用なってる人たちもあるっていろいろ伺っておりますので、これが第1点。今後、また機会を改めて検討の結果答弁してください。

第2点目の改革の提案は、市長もわずか15分での面接ですね。その中で、ことしも30名中14名が不合格なってますね、15名。15名でめがねにかなったといいますか結果としてよかった方もいるでしょうけども、しかし人間でありますからいろいろ訓練して、質疑応答含めて全ての方々が1年に1回のチャンスでありますので準備されていると思うんですよ。

余りにも受験者にとっても酷であるっていうか、ちょっと厳しいと思うんですね。実際採用されてから、やはりこの人はどうかっていう方も率直に言っていると思うんですよ。ですから、一つの提案として私は、ほかの市町村はやってないかもしれないけども、1週間がいいか2週間がいいか、3週間がいいかはいろいろ検討するとして、やはり2次試験の中に現場での実体験も加えるっていいですか。

そして、現場の課長等を含めて、方々でまた新たに、それに評価に加わっていただいて、実際現場になじむような、またそうした職員であるのかどうか、力発揮できる職員であるのかどうか含めて、面接の15分だけじゃなくってそれにプラスアルファの実体験を含めた2次試験を組み入れるべきじゃないかと思っております。少なくとも、今の面接よりはよりよいといいますか、2次試験に私はなろうかと思っております。これも質問と提案であります。

○市長（池田 孝）

同じBの人が採用と不採用になっておるとおっしゃいましたけども、これは5つの項目に、協調性をA B C D、積極性をA B C D、こう5つの項目でA B C Dをずっと評価していくわけです。同じBの人でもAを別な項目でもらっている。CをもらってBをもらっている。

そうした場合に、全体的に見比べた中でこの多いほうが合格になるということをしていっているところで、ですから平均をとると合格になったほうがやはり多いというふうになっておろうかというふうに思っております。同じBで、同じで採用と不採用になっておるちゅうことはあり得なかったんじゃないかなあというふうに思っております。

それと、2次試験で現場でできるかできないかやらせるちゆことは、それは理想だと思います。私もそれができるんじゃないかと思っいろいろ検討いたしましたけれども、今の現段階ではそれは不可能であるということでありましたから、採用をそのような方法をとっておりません。これは今後の、また勉強させていただきたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

検討したけどできなかった理由をちょっと答弁してください。なぜできなかったのかですね。

○市長（池田 孝）

まだ採用をしてないものを現場で仕事をさせる、これが不可能でありました。

○21番（徳峰一成議員）

全くできませんか、それは。法に照らしてできないんでしょうか。私たち第三者、素人っていいですか市民から見たらできないことはないと思うんですよね。どういったやり方やるかいろいろ研究しなけりゃいけないけども。

できないんだったら、できないというそういう縛りをやっぱりなくさなきゃいけませんよ。やっぱり行政も議会も市民の感覚でおかしな点は変えていくべきじゃないですか。特に今後はですね、将来にわたっては。だから、そうしたできない縛りをやはり解いていくちゅうか、そうした努力をすべきだと思うんですよ。教えてください。

○市長（池田 孝）

4月から勤めていただくことになるわけですが、6カ月間は期限つき採用といたします。その仕事の内容、また行動などが特にふさわしくない場合等は、6カ月後に本採用にしないという方法をとっているところです。

法的なものについては、わかっておったら総務課長から答弁させます。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

公務員の事務につくためには、一般職になるか職務で技術というのがありますけど、それとあと地公法にあります臨時職員、期限つき任用職員、こういう方々が職務につけるわけでございまして、雇用されてないものについては実際公務員の職務にはつけないものというふうに考えているところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

2点疑問と反論いたします。

第1点は、確かに制度としては、職員は4月以降内定して使って、これはやはりふさわしくないということで本採用しないことはあるけども、実際にできないでし

よう。この資料、データ見ても、誰一人2次試験に合格して本採用から漏れた人はいないですよ。余りにも本人にも、家族にも酷ですよ。

4月は働いて、やっぱり悪いけども採用できませんでしたっていうのはですね、なじまないでしょうだから。だから、2次試験の中でだったらより合理的なやり方じゃないかと思うんですよ。課長の今の答弁ですけども、それは地方課等にも問い合わせさせてそれは間違いない答弁ですね。

期間は私はともあれと言ったですよだから。期間や現場体験のほうほうは研究すべきだって。物事は単純化しちゃいかんですよ。本当にできないですか、あらゆる可能性を費やしても。

○総務課長（大窪章義）

今申し上げましたのは、私の私見でございます。私見ていいますか、今まで地公法と曾於市の任用に関する規則の中で、どのような方が仕事ができるのかということで判断した内容でございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

こういった大事な問題、私見じゃいかんですよ。具体的に提案してるんだから。だから、いろいろ縛りがあるかもしれんけども、それを縛りを解く形ですね、やはり研究をしていくべきだと思うんですよ。そして、どうしても縛りがあつたらそれをほかの自治体とも解いていくような取り組みを行っていくって。

いずれにいたしましても、今の15分の面接だけでふるいにかけるっていうのは、もう誰が見ても酷であります。また十分にこの、それを判断するのはなかなかこれは難しいと思うんですよね人間その人を。ですから、それを補う形で、やはり現場体験も含めて実体験といいますか、していただくっていうか。

その期間とかあり方については、いろいろ縛り等がもしあるんであつたらそれも検討しながら、調整しながらやっていくって。少なくともそうした検討はすべきじゃないでしょうかね検討は。

本日の答弁が、それ以上踏み込んだ答弁ができるんだつたら、そこを含めて市長答弁をしていただきたいと思うんですね。

○市長（池田 孝）

私も議員がおっしゃるような、できるならばその方法は望ましいと思っておりますから、これはできるかできないかを検討いたします。

○21番（徳峰一成議員）

きょうの段階じゃあ一応、わかりました。

次の最後の質問でありますけども、これは私は1回目の答弁では非常に不納得で

ございます。

前回の9月議会の質問の中で、再生可能エネルギーについては副市長を中心にチームをつくりたいって一つはあったんですね。私ももうすぐ何か、このメガソーラーなんか飛びつくってというやり方じゃない、拙速なやり方じゃなくて、我が曾於市に合った形でじっくり腰を据えてやる意味でのやはり検討が必要じゃなかったことで提案して納得できるとなったんですよ。

それで、そのためにやはり副市長をキャップとしていろいろ検討をしていかなきゃいけないと思うんだけど、副市長にお聞きしますけど全く検討されなかったんですか。対策会議は。もう厳しい言い方だけどなぜされなかったんでしょうか。この2点答弁してください。

○市長（池田 孝）

先ほども申しあげましたように、このことについてはメガソーラーがいろいろと民間のほうから調査させてくれとか、また市有地を調査させてくれというようなことなどがありました。

そのようなことで、そっちのほうを優先してやっておりましたので、この対策委員会の設置というのを私も命じておりません。ですから、これは今後また立ち上げるように努力をしてまいります。

○21番（徳峰一成議員）

その点のはっきり言ってなされなかったから、私は昨日の同僚議員の迫議員に対しての答弁も、私から見ても非常に不十分だったと思うんですね。やはりそれなりの、期間は9月10月短いですけども、副市長をキャップとしていろいろ論議と検討を行っていたら、昨日の答弁あるいはきょうの私の質問ももうこれで終わったんですね。

これはすぐに副市長を先頭にいろいろ検討を重ねていただきたいと思います。これが第1点。

なぜこのことを申し上げるかという、その中でどうしても調査研修費が必要になると思うんですよ。これを来年3月の新年度予算で一定計上すべきじゃないでしょうか。まず第一歩としてですね。

もう3月じゃ遅いんですね、もう補正予算にならざるを得ないって、こんな大事な問題が。ですから、新年度予算での必要なそうした旅費を含めた調査費を計上することも念頭に入れて、市長対応をしていただきたいと思うんです。答弁してください。

○市長（池田 孝）

前向きに取り組みます。

○21番（徳峰一成議員）

いろいろ新聞でも報道されてますように、つい1週間ほど前も薩摩川内市では、この今後の市独自の対策のための1億円の基金を、もう既にこの12月議会に補正予算として基金計上を、基金積立の計上をしてるってことは報道されちゃったでしょう。大事なことだと思うんですよ。それぞれの地方自治体で我が曾於市にとってはどういった対策が大事だかって。

つい先ほども、議会傍聴に来られていた方に昼時間にお聞きしたら、家族の1人が今宮崎県のほうで、民間のほうで火力発電所を建設していると。それは燃料は木材ちゅうかいわゆる雑木らしいんですよ、燃料として。そしてそれを使って火力発電をつくって、大型じゃもちろんないですよ。そして、それを九州電力に売電するで。実際それがもう動き出してんですよ。

そうしたのが、曾於市には適してないかどうかいろいろあると思うんですよ、バイオマスを含めて。何がいいかって。それをやはり市のほうでいろいろ検討して、我が曾於市に合ったやり方を先駆的にやはり手がけてやってくちゅうか、そうした取り組みをしていただきたいと思っております。

市長答弁でもう本日は納得いたしますので、今後見ていきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（谷口義則）

ここで質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時33分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、土屋健一議員の発言を許可いたします。

○4番（土屋健一議員）

通告しておりました4件について質問をいたします。

まず1番目の、NHKのど自慢の件でありますけれども、市制の節目、つまり市制の10周年あたりの記念事業に考えてみてはどうかと提案をいたします。答弁してください。

次に、学力の問題であります。9月議会では市町村別の結果は発表されておりました。既に12月になりました。実施されてから9カ月がたっております。報告をしてください。

また、課題と今後の対策について考えがあれば述べてください。

次に、児童・生徒の登下校の安全の確保についてでございますが、特に交通事故の報道が多く気がかりでございます。教育委員会としてどのように受けとめておられるのか。また、学校において注意、指導の実態はどうか、答弁をしてください。

最後に、財政計画、向こう10年間ではありますが、その中で学校や給食センターの統合を推進すると明文化されております。小学校、給食センター、それぞれ大まかにどのようなイメージを持っておられるのか聞いておきたいと思っております。

学校給食については、統合となりますと自校方式をどうするか避けて通れない問題ではありますが、どのように考えておられるか今日の考えを聞いておきたいと思っております。答弁をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

1番目のNHKのど自慢の招致をということではありますが、市制節目10周年でのイベントとして取り組めないかということではありますが、合併10周年は平成27年の7月以降となります。

先般、節目の行事ということで5周年記念事業を行いました。10周年も計画したいと考えております。

NHKののど自慢の招致は、NHKに希望を申請したいと思っておりますが、会場条件等もありますので、公開番組の中で条件等を見ながら申請番組を決めていきたいと考えております。

2番目の学力向上対策、3番目の登下校の安全確保、4番目の財政健全化への取り組みについては、教育委員会と打ち合わせなどをしておりますから教育長より答弁をしていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（植村和信）

それでは、学力向上対策についてということでお尋ねでございます。

まず、①平成24年度の全国学力テストにおける曾於市の結果を報告されたいということでございますので、報告を申し上げます。

平成24年度全国学力・学習状況調査は、平成24年4月17日に文科省が抽出した小学校4校の6年生、中学校2校の3年生を対象に実施したところであります。

調査内容は、小学校6年生が国語A、国語B、算数A・B、理科でございます。中学校3年生ですが、国語A・B、数学A・B、理科でございます。

抽出校の成績としましては、国語、算数、数学ともにA問題は知識に関する問題で、B問題は活用に関する問題です。理科は、知識に関する問題と活用に関する問

題を一体的に出題をしております。

調査結果でございますが、小学校の理科が全国平均を上回っていますが、ほかの教科は県や国の平均と同じか下回っている状況でございます。

ただ、正式に抽出された学校としての結果でございますが、ほんのわずかでございます。全体として、正式調査ではありませんけれども、市全体として捉えてみますと小学校は国語A、算数A・B、理科は県、国を大分上回っている状況でございます。国語のBが県と同じレベルという状況でございます。中学校のほうでは、理科が県と同じぐらいで、あとは残念ながら下回ったという状況でございます。

学力向上対策について申し上げます。課題と対策はということでございますが、9月議会でも答弁をさせていただきましたが、曾於市教育委員会学力向上対策のベースとなる考え方、子供たちの学ぶことへの意欲を高めるために、夢を持ち、夢に向かって着実に歩み進める夢実現の教育であります。

そこでまず課題でございますが、児童・生徒の学習態度の改善、教師の指導力の向上、家庭における教育力の向上であります。

1の児童・生徒の学習態度の改善としましては、主体的な児童・生徒の学習態度の育成を図るため、具体的な取り組み事項を明示して指導を督励しながら、なおかつ年間3回から4回学習のしつけ度調査を実施して、その徹底を図っているところでございます。

特に、生きる姿勢となりますはっきりと大きな声で返事をしたり発表したり応答できる態度など、学習の細かなしつけが身につくように市教委と学校が一体となって取り組んでいるところでございます。

2の教師の指導力向上としましては、曾於市の学力向上対策研究協議会、教師がお互いに指導力を高め合うことをねらいとしております教師力向上講座、けさほど新聞にも掲載されたところでございますが、こういうものを通して授業力を高める指導法、小学校・中学校・高等学校の連携のあり方、また電子黒板のさらなる活用などについて研修を行っているところでございます。

さらには、3の家庭における教育力の向上についてでございますが、家庭と連携しながら自主的に家庭学習に取り組めるように、学習の計画を児童・生徒が自分で立てて頑張れるようにしているところであります。また、中学校区ごとに、小中一緒になって家庭学習の進め方を取り入れたりしているところでございます。

このように、いろいろ工夫をしながら進めているところでございます。

次に、大きな3番、登下校の安全確保について。

登下校中の児童・生徒の交通事故の報道が多いがどのように受けとめているかという点でございますが、先日えびの市のほうでも下校中の事故について報道された

ところでございます。

特に子細は承知しておりませんが痛ましい事故であり、曾於市においてもさらに登下校中の児童・生徒の安全確保について指導を徹底していかなければならないというふうに考えております。

幸い、曾於市におきましては登下校中の交通事故は発生しておりません。ただ、小学生が帰宅してから自転車と自動車との接触事故を起こしたり、中学生が部活終了後自転車で帰宅中に通行人と衝突したりした報告は受けております。

そこで、注意の喚起をさらに強めていかねばならないと考えております。各学校におきましては、学校安全に関する指導計画に従いまして、年間を通じ、また必要に応じて児童・生徒の登下校中の安全指導を行っています。

私ども市の教育委員会といたしましても、校区安全マップ等を活用した具体的な指導がさらに徹底されるように、いろいろ督励に努めているところでございます。

特に、PTA、校区公民館、スクールガード、スクールガードリーダー等と連絡を密にして、一層強化することが大切なことだというふうに日々考えてるところでございます。

②注意喚起指導はなされているかということでございますが、登下校中の児童・生徒の交通事故対策につきましては、年間を通して計画的に、または必要に応じて指導を行っています。

年度初めに、各学校におきましては交通安全教室、校区安全マップ等を活用して安全指導に取り組んでいます。特に小学校では横断歩道の正しい渡り方、飛び出しの防止など、中学校では自転車運転のルール順守、マナー向上などを重点として安全指導を家庭と連携しながら具体的に行っているところです。

また、国の全国交通安全運動や、県教育委員会が7月と12月に行います交通事故ゼロ月間運動などと連動して、各学校に通知文も出して注意を喚起しているところでございます。

先日、えびの市の小学生が下校中に車にはねられた事故後も、当然直ちに学校に安全指導の徹底を呼びかけたところでございます。また、生徒指導主任会においても、再度注意の喚起をしました。

今後ともこのように、PTA、校区公民館、スクールガード、スクールガードリーダーなどと連携を図りながら、登下校中の安全確保に努めてまいります。

4番目、財政健全化への取り組みについてでございますが、平成24年10月曾於市行政計画5ページ、エ、施設の統合による経費削減、学校や給食センター等の統合推進をとあるが、①どのようなイメージを持っているのかということでございますが、この財政計画は平成24年度から33年度の計画を立てているところであります、

学校や給食センターの統合推進については本年度中、中学校の統合を行いました。

給食センターにつきましては、22年度岩北学校給食共同調理場を大隅学校給食センターに統合しました。平成25年度に深川学校共同調理場を財部給食センターに統合する計画であります。

学校の統合につきましては、曾於市学校規模適正化計画で第2次計画としまして平成25年度からとなっておりますが、曾於市学校規模適正化検討委員会を設置して地域の意見等を十分に聞き、時間をかけて検討していくつもりでございます。

②給食の自校方式についての考え方を伺っておくということでございますが、現在2つの給食センターと1つの共同調理場、そして末吉小学校、中学校の2つの自校方式がございまして、およそ3,100食を調理、配送しているところでございますが、末吉小学校と末吉中学校の自校方式につきましてはそれなりのよさがございまして、その大きなメリットを十分生かしながら児童・生徒の推移も考慮し、当分は現在の方法でやっていくべきだというふうにとらえております。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ここで土屋議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、土屋議員の一般質問を続行いたします。

○4番（土屋健一議員）

NHKのど自慢の件であります。市長前向きに答弁をいただきまして大変満足しております。市民にホットな話題を提供する、これとても市政としては大切なことではないかと思えます。暗いムードで市政を進めるよりかは、明るいニュースを市民に提供して、1年2年そういう目標を持って市政を展開をしていくというのはとても大切なものでありまして、NHKのど自慢に至っては1年ではできません。やはり2年か3年前から声を出さないと、採用を実はしてくれないんです。

というのは、旧財部町でNHKに問い合わせをしまして町制80周年を目標にNHKのど自慢招致を計画をしております。内諾も得ておった経験があります。そのときに、実は鹿児島県のNHK支局が心配したのはやっぱり会場でございました。

財部町が北島三郎講演を昼夜2回打って実績を上げたわけですが、そのことを報告しましたら、いや、それは問題ないですねというところまで実は進んでおりまし

た。実は末吉の総合センターで、私の勘からいいますと十分いけると思っております。

ですから、節目の10周年事業等にぜひこういう招致活動をお願いをしておきたいと、そのように思っております。もう答弁は先ほどいただきましたので、市民の気持ちがふっとこう上がるような金のかからない政策でございますので、推進をいただきたいと思えます。

市長、コメントがありましたら。

○市長（池田 孝）

私も末吉町長からさせもらっておりますけれども、やはり節目のときにということで、それ以来もうずっとNHKの鹿児島支局には行っていろんなことをお願いをしてきておるんですけれども、なかなか採択にならないということでもあります。

のど自慢でなくていいから、何でもいいからということをお願いをしております。最近ではもう県に1カ所ですので、大体のど自慢というのは。ほかのは大体BS系で地方の放送は行えておるということであります。

大隅町で1回その収録があつて、全国放送になったことがありました。曾於市になってからですね。ですので、もう今でも毎年行って支局長と会ってお願いはしておるところです。実現ができるまで絶対、これはもう毎年今後も足を運んでお願いをしていきたいと思えます。やっぱり夢は持つべきですし、できたら鶴瓶のああいいうのも本当にいいなあというふうに思っております。いろんなものをお願いをしていきたいと思えますから、どうか御指導御協力をお願いしたいと思えます。

○4番（土屋健一議員）

じゃあもう一言。ラジオ体操も（笑声）実はいいと思えます。健康づくりを目標にしたそういった取り組みというのも必要ですので御検討ください。コメントがありますか。（笑声）

○市長（池田 孝）

これは末吉町で、私町長になってから誘致して全国放送でやってもらって、もう当時はどこでもラジオ体操へ各団体、企業やってくれということで大分シーズンになったところですが、また最近衰えてきたなあというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

次に入ります。学力向上対策であります。教育長たびたび、毎回こういう一般質問になるわけではありますが、ただただ曾於市の子供たちの学力を上げていただきたいと、教育界で頑張っていただきたいとそういう願いなんですよ。

ところで、市教委として相当議論をされておるんですか。数値目標等は掲げておられるんですか。数値というのはいそをつかないわけですから、今国の平均、県の

平均、御説明がございましたけれども、これはあとで資料をいただけると思っておりますので中身には触れませんが、教育委員会の現場で相当されるものなのか、校長会教頭会でこういったことがされるものか、それを知りたいんですよ。ぜひ教えてください。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

当然、下のほうから、現場のほうから盛り上がってこなきゃなりませんので、ただいま各学校、そして経営者である校長は、自分はこういう経営をしたいということでいろいろと経営の内容を自己申告をするようになっております。

それを年間、教育委員会と力を合わせながら実現できるようにということでやってまいりますが、できる限り数値化できるものは数値化してそして達成できたかどうかをチェックしていこうということで、当然学力の数値等も学校ごとに、こういう調査があるときには何ポイント上げようというなことを相当検討して掲げている状況でございます。

そして、私どものほうもそれを受けて、指導主事等を中心にしてこの程度上げてくれるのではなかろうかということで、それに向けて指導助言ができるように、具体的な手が打てるように動いてるところでございます。

○4番（土屋健一議員）

今、衆議院議員選挙が行われておりまして、各政党が教育という問題を相当上げております。教育という問題を上げるということは、だめだから上げるんですよ。わかりますか。

男女共同参画社会を言います。男女共同参画社会でないから重点的にやるわけですね。経済が景気回復だという、景気が悪いから景気回復を言うんですよ。てことは、教育問題が選挙の公約に出てくるということは、教育問題がだめだということ各政党が思っておられるわけですよ。

私は思っていないです。とてもいいと思ってるんですよ。教育長の努力が校長の皆さんに伝わって、全国平均を上回った小学校の問題。残念ながら中学校はそうでないという。ただただ努力はしていきたい、していただきたい、そう思っています。

ところで、各議員の関心事がエリート児童をつくれないんだらうかというのが実は議員の控室で出ておるんですが、どんなものでしょうか。平均的に子育ていただくんでしょうか。それとも突出した頭のいい子供たちを、何人か重点的に育てることはできないんでしょうか。お考えがあったら聞かせてみてください。

○教育長（植村和信）

なるほど、ユニークなとかおもしろい考えだと思いますが、私どもが目指し

ておりますのはそれぞれ、100人おれば100人の子供がそれなりの能力を持ってるわけでございまして、今のところ個々に応じた個々人の能力を目いっぱい伸ばしてあげようということで、特別エリートだけを選びすぐってというような考えではないところでございます。

○4番（土屋健一議員）

教育に民間の手法を入れるべきだと思います。なぜかと言いますと、私立の小学校中学校これはかなり学力が高い、また素地のいい子供たちが入るのも一つの理由かも知れませんが、やはりエリート教育をしていくというこういった民間手法をやはり曾於市の教育委員会考えるべきですよ。

県の教委はそう言わないかもしれない。県の教育委員会は。県の教育委員会の下請じゃだめなんです。曾於市独特の、曾於市の子供は何であんなに優秀なのが出てくるんだと言われるぐらいの学校教育をつくり上げていただきたい。コメントがありましたらお答えください。

○教育長（植村和信）

ただいま各学校現場で、個別指導というのを個々に応じてやってるわけですが、ややもしますとやはりおくらしている子供に目が向きがちで、議員がおっしゃるそのエリートに当たるいわゆる理解力の高い子供、ここはややもすると放っておかれがちになるもんですから、ここをやはり見失ってはいけない、伸ばすべきはどんどん伸ばせということを助言している状況でございまして、どちらも救いたいというのが正直な気持ちでございます。

○4番（土屋健一議員）

一般質問をするというのが有線放送で流れます。どの議員がどの質問をするということで放送されますと、電話がまいます。このことをぜひ言ってくださいと。という一つの例が、複式学級で電子黒板が1つしかない。2学年一緒であれば2つほしいと。それが親御さんたちの実は小規模校のお願いでもあるんです。改善はできませんか。どうぞ。

○教育長（植村和信）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、その発想に気づいた担任が出てきまして、当然学校でやりくりをしながら3校時は3、4年生は算数で2台必要だ。5、6年生は外で体育だと、喜んで持ってきてやっている状況が出てきております。

ですから、現在統合をされて中学校の分が余ったんですが、やはりその生かし方がいろいろございまして、目いっぱい使ってる状況でございますので、当分の間は学校で工夫をしながらやりくりしながらそして広げていって、着実に使えるよう

あればまた考慮しなきゃならない問題だというふうに思っております。

○4番（土屋健一議員）

統合等もありまして、電子黒板も残ってる分もあると思うんです。足りなかったら予算組めばいいんですよ。何も遠慮要らないですよ、曾於市の子供たちのためですから。大した金じゃないんですよそういうのは。ですから遠慮なせずに、課長、電子黒板、複式学級も全部、2学年であれば2つとも、そういう教育環境をそろえてあげたいですね大人たちが。

この項の最後に、何回も申し上げますが、曾於市の子供たちはなぜあんなに学力が高いんだろう、最たるまちおこしです。ぜひつくり上げてください。教育委員会の皆さんの知恵を、そして保護者を取り込んで、ぜひつくり上げてください。大隅半島で、曾於市だけなんで頭がいいのかって、植村教育長楽しいじゃないですか。そういうふうに評価を受けるようになれば。ぜひ。この項は終わりたいと思います。

次、3番目。登下校中の安全確保についてやり取りをしたいと思います。

これは、24年5月4日南日本新聞です。登下校中事故68件、こんな大きな見出しのついた記事というのはそんなにないんですよ。ということは、南日本新聞社がこれはあえて大きく出したいという熱意の私はあらわれだと思うんですよ。68件、2011年の集計なんです。これは鹿児島県警が出した。

そのころ、ちょうどなぜ出たかといいますと、24年の4月愛知県の岡崎市、千葉県館山市、京都の亀岡市、そしてまたえびの市ですよ。もういろんな登下校中の子供たちに車が突っ込むという悲劇が起きたんですね。

そこで、実は学校リスクという表現が出されましたが、学校リスク。これは教育社会学の中に出てくるんだそうですね。子どもは全く素人ですからよくわかりませんが、その学校リスク、教育社会学の中に出てくるんだそうですね。学校周辺の環境をどうするか、集団登下校の是非論、集団登下校でなければ被害者は少ないんじゃないかという。集団登下校をさせずに個別登下校にさせれば、保護者が今度は車で送迎をする、学校周辺は車でもう大混雑が起こる。こういったのが議論になっておるんですが、そこで文科省が通学バスの必要性を認めたんですよ。そら近隣は別ですよ、近隣は別。やはり通学バスが必要じゃないだろうかということは、時代はそっちのほうに動いていくと私は思っています。

ですから、スクールバスの重要性を教育委員会が再認識をしていただきたいなあとそのように願っているんです。まず、児童数が少なくなればなるほど、これは通学バスは必要です。

それから、山間部の多いこの曾於市の小規模学校、あるいは本校から遠い地域ですね、これについては安全確保のためにも、あるいは、何ていうんですか変質者騒

動、こういったことも含めてやっぱり多いであろうと思うんです。

それと、一番市の行政とリンクするのはどういう山間部に若者が住んでも子供の養育には格差はないと、こういうものを訴えていかなければ山間部に住む若者はいなくなるんですよ。これ一つの大きな過疎対策なんです。過疎対策なんですよ子供の安全を守るということは。ですから、そういったことも含んでお願いをしていきたいと。コメントがあれば、教育長、課長、お答えください。あれば。

○教育長（植村和信）

集団下校、そしてあるいは個々の下校、いろいろ出たようでございますが、それぞれにまたよさ、課題がありますので、この件も含めてまた十分検討してまいります。

スクールバスにつきましても、また勉強してみたいと思います。

○4番（土屋健一議員）

よく関心があるものですから、いろんな記事が目につきます。通学時の事故で、国際的に世界でどこが一番事故が多いんだろうか。順位があげられておりました。1位が韓国です。通学途中の児童・生徒の事故、これは韓国だそうです。2番目がポーランドですよ。残念ながら世界で第3位が日本だそうです。子供の登下校中の交通事故は。

これは、やっぱりこういう末端の市町村の教育委員会から県の教委に上げて、県の教委から文科省に持っていかなきゃいかん。我々行政マンはややもしますと下請ですよ、農水省の下請、市町村は。市町村の教育委員会は県の県教委の下請けですよ。そんなんじゃあ個性のあるまちはつukれないんですよ。

私が申し上げたいのはこういったことですね、曾於市独特の政策、積極的なこの政策というのをどんどんどんどんやっば上に発信していく、これがまちづくりの一つにもなるんじゃないだろうかと考えておりますが、答弁は恐らくないと思いますので次にまいりたいと思います。

4番目の財政健全化の取り組みに入りますけども、これは執行部のほうにお尋ねしますが、この編集の一番中心になられた方はだれですか。執行部で。市長副市長、市長じゃないでしょうね、大体これはもう事務方ぐらいでつくられるんですが、課長ですか副市長ですか。財政計画の編集に当たられた中心の方、どなたか教えてください。

○財政課長（池之上幸夫）

財政計画につきましては、財政課のほうで取りまとめをしております。数値的なもの等についてはもちろん各課から上げてもらいますけども、財政課でございます。

○4番（土屋健一議員）

と思いました。というのは、これ23年10月ともうほとんど変わらないんですよ。数値の部分は変わっても、あと文言の部分は変わらないんです。ですから、市長も詳しく見てないんです。教育長も実は見ていないんで、これはわかってるんですよ。もういつの間にかこれが配られてきたとこれが実態だろうと思います。

そのことを責めるつもりはありませんが、ただこの中で気になった小学校、それと小学校の統合問題、それから給食センターをどうするかということでイメージを聞いたかったんですが、全くそれはないというのもわかりました。

ただ教育長、かねてお感じになっていることございませんか。小学校の問題で。例えば、学校を統合するときに旧町単位で考えていくのか、旧町境を乗り越えていくのか、行政側としてはある程度のイメージを持っておかないといけないんじゃないですか。白紙を広げて、さあ皆さん好きなようにしてください、こんな行政だったら誰でもできますよ。そうでしょう。

市町村合併は、県がどこどこやりましょうよって最初つくったじゃないですか。そういう手法を学校統合に持ってこないとやり切らんとするんですよ。いつまでたっても地域の声地域の声では強行にはできないだろうと私は思っています。

市町村合併をもう一遍振り返りましょう。地方課が曾於郡は1つというプランをつくりましたがね、2番目に、北と南と分けたプランもつくりましたがね。県下いっぱいモデルを出したですよ。その手法は行政しかできないんです実は。ですから、そういったことも含んでイメージを早く描いて問題提起をしていただきたいと思います。

そこで、私のイメージを申し上げときます。これは確定じゃありませんから教育長もお答えいただけと思うんですが、例えば末吉町の岩南小学校と大隅の岩川小学校、どうお考えですか。どうぞ。

○教育長（植村和信）

具体的に統合ということではなくて、まず中学生が末吉中じゃなくて大隅中に行けないのかというような話が飛び出したり、今までもしたことがございます。

また、今回自主文化事業でワークショップというのを大隅地域の子供たちを中心にとりうふうに考えたところでございましたが、もう歩いてこれそうな環境でしたので岩南小もどうですかということで入ってもらった経緯もございまして、やはりそこは合併のよさ、いわゆる旧町にこだわるんじゃないですよということで進めていくことになったら進めるべきじゃないかなというイメージは持っております。

○4番（土屋健一議員）

やっぱり合併したわけですから、それこそ10年目もうじきやってまいりますよ。ですから、旧町に捉われ過ぎるとせつかくの統合の考え方が霞んでいきますので、

住民世論はいっぱい出てくると思うんですよ。しかし、行政は行政としての確なや
っぱり姿勢を見せないと私はだめだろうと思います。

学校については、私が気になってるのは、もう一つは旧末吉光神小学校、財部南
小学校がものすごく近いです。通山地区になりますと、国道を挟んで末吉通山と財
部通山がある。子供がまだ少ないから問題になりませんが、ここにまた赤ちゃんで
も産まれたら当然考えなけりゃならない、いわゆるもう小学校区を考え直すという
そういったところまで踏み込まないといけないだろうと思います。

もう小学校については、旧町は余り考えなくてもいいんじゃないかという教育長
のイメージは承っておきたいと思います。

ところで、給食センターの問題に入りますけども、自校方式のよさも言われまし
た。食育の考え方からいきますと、自校方式も捨てたもんじゃないだろうと思いま
す。

センターという意味を私はよくわかりません。もう野球のセンターぐらいしか知
らないんです。総合センターというのもありますね。ほかに余り聞いたことがない
ので、ちょっとセンターの意味を教えてください。

○教育長（植村和信）

私もきちっとした答えになってるか非常に心配でございますが、当然それぞれに
ももとは自校方式でやっていた状況があるわけですが、これでは小規模校化して
きて大変それぞれに人件費等、あるいはその施設整備に金が、経費的な面が大きい
負担になりつつあるということで、もう1カ所にまとめてそして非常に合理的に子
供たちに安心・安全な給食が届けられるようにということで1カ所に集まる、数校
の学校の真ん中という意味でセンターというふうに呼んできたというふうに捉えて
おります。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

給食センターの将来像はどうでしょうか。どうぞ。センター方式というやつ。

○教育長（植村和信）

今自校方式が2校残ってるわけでございますが、この自校につきましては大規模
校でございます、食数等を考えますと今の給食センターに匹敵するような食数
を持っておりますので現在はこれでいくべきであろうが、やはり学校の統合と同じよ
うに児童数が減ってきて、近い将来は当然どっかセンターという形で曾於市全体と
しての総合的な見解で検討していく形になるのではないかなあという、かすかなイ
メージでございますが見通しとしてはそういうことも話題にしてるところございま
す。

○4番（土屋健一議員）

数カ所を1カ所に集めてセンターと呼ぶ、だろうなと私も思います。これが旧町は、財部もセンター方式をとっておりましたし大隅町もとっておりましたので、これは両センターだろうとそういうふうには思ってるんですが、私は自校方式はどうしても避けて通れない、これなくす方向にいかざるを得ないと思うんですよ。ですから、ここあたりは将来のセンター化に向けてぜひ議論を深めていただきたいと思います。

それともう一つ、センターがいいのかどうかですね。今財部に1カ所あります。大隅に1カ所。仮に自校方式が末吉がなくなったときに、2つのセンターで賄ったほうがいいんじゃないだろうかという私はイメージを持ってるんですよ。

なぜかと言いますと、2つあって都合のいいことがあると。人間もそうですよ、目が2つありますから片目を失っても社会活動はできますよ。耳も2つあります。これが頭のとっぺんに1つしかなかったら、耳をけがしたときはもう何も聞こえなくなります。片一方が聞こえると、お年寄りの会話も何とかできるようですよ。鼻もそうです。なんで2つあるのかわかりませんが、これセンター方式じゃないんですよ。口だけは実はセンター方式なんです。（笑声）これ余計なこと言わんように1つしかないんです。

ただ、口内炎になりますと、あるいは歯の治療をしますともうこれどうもいけません。もう1つあればいいなあと思えてならないんですよ。つまり、食中毒が一方で起きたときに、一方のセンターは十分機能してる。場合によっちゃ時間をかけて2つのセンター分ぐらい機能を発揮できると、こういったよさというのは曾於市に2つあって両目、両耳と一緒にですよ。可能だと私は思ってるんです。

ですから、何も1つにすることがベターではないと、2つあってしかりと思っておりますので、私のイメージを述べさせていただいてちょうど時間になったようでございますので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月10日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時29分

平成24年第4回曾於市議會定例会

平成24年12月10日

(第4日目)

平成24年第4回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成24年12月10日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第7 九日 克典 議員

通告第8 大津 亮二 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男
参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫

財 政 課 長	池之上 幸 夫	經 濟 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	神宮司 寛
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀之藪 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第7、九日克典議員の発言を許可いたします。

○2番（九日克典議員）

議員番号2番、九日です。議長の許可を得ましたので、2項目について質問します。

まず、深川駐在所の存続について質問します。

本年1月18日に深川校区公民館長、柳迫校区公民館長以下総勢12名の地域住民にて、1,422名の存続陳情書を署名を添え、鹿児島県警察本部へ要請したところであります。

深川駐在所は、国道10号線と県道500号線の幹線道路の交差するところで、交通量も多く小学校も隣接し、宮崎県都城市との県境に位置しております。鹿児島県警は、2012年駐在所再編案にて深川駐在所を廃止の対象としておりましたが、地域住民からの賛同が十分に得られていないということで、計画から外し延期がなされ、引き続き協議を継続するということになりました。

本年10月30日、深川校区公民館長、柳迫校区公民館長以下総勢25名の地域住民が防犯拠点としての深川駐在所存続要望を鹿児島県警察本部へ再度陳情を行ったところであります。その後、11月6日曾於警察署長、地域課長からの地区説明会が実施されました。曾於警察署長からは駐在所を廃止し、交番と統合した場合の長所説明がなされ、地域住民からは駐在所の長所意見が多数述べられました。

内容としては、地域住民からの存続要望が強かった説明でありました。つきましては、駐在所の存続並びに存在の重要性について市長の見解をお伺いします。

次に、学校教育環境整備についてであります。

先月、11月1日より7日まで地域が育む鹿児島教育県民週間が実施されました。平成23年は35万1,000人、県民の25.9%が学校訪問をされたそうです。私も市内

4校の学校を駆け足でありましたが参観させていただきました。その際、感じました校内の施設設備等の観点から4点ほど質問いたします。

まず初めに、電子黒板活用状況について、2010年4月から電子黒板施設が164台、1億3,346万円で導入されました。その後、3中学校が統廃合されましたが、余剰の電子黒板はどのように活用されておられるかお伺いします。

ロとして、複式学級においては教室に電子黒板が1台しか配備されておきませんが、1学年1台の電子黒板配備が先生の授業効果並びに児童の教育向上につながるのではないかと考えますが見解をお伺いします。

2番目に、各学校に車椅子の常備はできないかお伺いします。

次に、学校のトイレの水洗化率及びトイレのトイレ教育の取り組み等は実施されているのか、教育長の見解をお伺いし、私の1回目の質問とします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず1番目の深川駐在所の存続をとということですが、①の地域住民の大半は駐在所の存続を求めているが、市長の見解はということですが、現在、曾於警察署の状況は警察署と交番が3カ所、駐在所が4カ所となっております。昨年の、機構再編計画で深川駐在所も対象となっておりますが、皆さんの努力により猶予をされて現在の状況となっており、地域みずから安全安心まちづくりに御尽力をされていることに敬服をしております。

②の県境に駐在所が存在する重要性は大きいと考えるが、私の所見を伺うということですが、国道10号線は流動人口の多い地域でありますので、犯罪の抑止力や交通事故防止の常時啓発など役割は大きいものがあると思っております。

大きな2番目の学校の教育環境整備については、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

○教育長（植村和信）

教育について御質問をくださいました。冒頭、県民週間に市内の学校4校も見てくださったということに心からまずお礼を申し上げたいと思います。それでは、お答えいたします。

電子黒板は、中学校統合後の余剰電子黒板の活用状況ということでございました。実は、電子黒板は平成21年度に各小中学校の全普通学級に164台導入して配備したところでございました。この御質問の中学校統合後の余剰電子黒板、これは3学級の3校でしたので、9台ございます。その9台は、3中学校の教科を専科とする特別教室に必要がございましたので、2台ずつ配備し、残りの3台は学級増となった3小学校に配備したところでございます。合計9台となっております。

大きな2番目の口でございますが、複式学級において教室1台でなくて、1学年1台の考えはないかということで、おとといの土屋議員のほうからも同じ質問が出たところでございますが、現在市内の複式学級30学級14校でございますが、それぞれの教室に電子黒板が1台ずつ配備されております。

複式学級では、1人の担任が2つの学年の学級を同時に指導するので、電子黒板を活用しますと複式学級の授業を効果的に進めることができます。教室に1台配備されていることで、一方の学年を直接指導するときや担任がついていないもう一方の学年が、電子黒板を活用して子供たち自身で学習を進めることができます。

また、大変すばらしい考えで、2台あれば2学年一斉に電子黒板を活用することも可能です。そこで、市内の一部の学校では他の学年が体育などの学習で電子黒板を活用していないときに、電子黒板を自分の教室に移動させてきて、2台を学年ごとに活用した授業を実施しているところが、既に行っているところがあります。このように、現在の状況では担任の工夫により十分対応できているというようなことで、今のところ学年1台ずつ整備するまでとはいかないと。1台あればいいのかなと考えているところでございます。

大きな2番目の②、各小学校に1台以上の車椅子を常備できないか。

現在、学校で車椅子を配備している学校は5校でございます。これは福祉団体などから寄贈されたものや備品購入されたもので、児童生徒がけがや来賓者で自分で歩くのに支障があるときに利用されているところでございます。利用頻度は少ないと聞いております。学校長の意見等を聞きながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に③、小学校におけるトイレの水洗化率とはということでございますが、市内小学校20校、中学校3校、計23校あるわけでございますが、その便器がトータル585基でございます。うち、557基が水洗で95%の水洗化率でございます。まだ、水洗化されていない物は、体育館のトイレ、校庭内にある外トイレ、プールのトイレ等が主であります。

最後に④でございますが、トイレ教育とは何か伺いたいということでございます。

学校教育において、トイレ教育という言葉はその基本になっている学習指導要領とかいうもの等には使われておりません。ただ、トイレに関する教育という観点から考えて見ますと、次の2つの内容があるというふうに捉えております。

1つには、児童生徒に正しい排尿、排せつの仕方を発達段階に応じてしつけとして身につけさせる保健的な指導でございます。このことは、人として生きるために必要不可欠なことであり、とても重要でありますので、特別活動の中に学級指導、保健指導などとして位置づけて一生懸命指導に取り組んでいるところでございます。

2つ目でございますが、教師や児童生徒の人間の修養のために、自分たちが使用している学校のトイレを美しくなるまで徹底して磨く、NPO法人トイレから国づくり人づくりの会という会がございますが、その会が提唱しておられるトイレ掃除を通じた教育があります。多分、このほうは議員も耳にされたことがあるんじゃないかと思っておりますが、これは道徳はもちろん、学級活動の清掃などの当番活動の役割と働くことの意義の理解という内容や、家庭科での清掃の仕方と関連づけて行われる体験的な学習であり、心の教育の一環というふうに捉えているところでございます。

以上です。

○2番（九日克典議員）

1回目、壇上で述べましたように地区説明会におきましては、大半の地域住民が駐在所の長所を述べられたわけです。

そこで、県警本部長の県警のホームページの中で、本部長が地域社会との連帯を基本理念として継承するというふうに述べられております。平成13年にピークだった刑法犯罪認知件数が平成21年までに約35%減少し、治安は回復基調にあると言われております。精強な第一線の地域警察官の現場執行力を強化して県民の安心安全を提供するとございますが、市長のこの地域社会との連帯という考え方の見解をお伺いするところであります。

○市長（池田 孝）

駐在所の役割というのは、地域に本当に特段の効果があるものというふうに思っております。防犯という面でも駐在所があると予防になりますし、また地域住民が犯罪を起こさないということも大変効果があるものと思います。そしてまた、あそこに駐在所があるからということで、交通違反の抑制というの、防ぐことができるんじゃないのかなというふうに思っております。

ですから、駐在所というのは県下あらゆるところにあったわけですが、今回の機構再編によって県内全域でいろいろ取り組みがなされたということになります。深川の駐在所によっては先ほども申し上げましたように、10号線という大きな通りである。そして都城に近い地域であると。そのようなことから、この役割というものには大きかったものというふうに認識いたしております。安心安全なまちづくりということで、大変大事な駐在所であったというふうに思っております。

○2番（九日克典議員）

私は、地域社会との連帯という本部長の言葉もありますが、この地域社会との連帯というのは最前線は、一番駐在所とその地域住民とが、一番の最前線だと考えております。この点については市長がどのように考えるかお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおりだというふうに考えております。

○2番（九日克典議員）

連帯というのをちょっと広辞苑で調べましたところ「結び連ねること」、もう一つ「二人以上が連合して事にあたり、責任をともにすること」というふうに載っております。こういうことで、今の深川駐在所においてはまた後ほど述べますけれども、非常にこの連帯が、結びつきが大きいんじゃないかなというふうに考えます。

次に、深川駐在所近辺ですが、現在地域振興住宅等で建設いただいております。今度も9戸ほど24年度建設をいただいております。その中には、市外からの住民がそこに居住できる権利といたしますか、そういうものに該当する人が入居されるわけですから、混住化が進むわけでありまして、そして、その結びつきというか、そういったものが希薄化されるのは十分考えられるところでありまして、そういうことも考えられますし、幹線道路が通っておりまして、車社会の進展で非常に交通量も多い500号線と10号線が交差する地点に隣接していますので、そういった面からいきますと、県警によりますと犯罪の多様化、車社会のスピード化、そういったものが懸念されます。

深川駐在所はそういったことで、地域振興住宅とか建設させていただいておりますが、近辺は都市部と思われるか、市長の見解をお伺いします。

○市長（池田 孝）

都市部といえるかということではありますが、人口が今の駐在所付近、住宅等もつくっておりますし人口増につながっていく地域であるというふうに思っております。

しかし、あそこを駐在所が所管している全体的なものを見ると、そうともいえないんじゃないのかなというふうに思います。だけど、先ほどから言いましたように、交通量の多い場所である。そして、これまでも犯罪が幾つか発生している。そのようなことを見ると、駐在所のそうした方面への抑止力というのは大きな効果があったというふうに考えております。

○2番（九日克典議員）

私も都市部とはいえないと思うんですね。田舎です。私も住んでいるところです。地域警察運営規則というのがあるそうですが、これによりますと駐在所は原則として都市部以外の地域に設置され、1人の駐在制の地域警察官によって運営されるとあります。この点については、どのような見解をお伺いしたいと思います。

（「都市部じゃなくて、駐在所はそれ以外に設置されるのが原則だということですので、都市部じゃないので駐在所は」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

交番の役割、また駐在所の役割それぞれあろうかというふうに思いますが、私そこまで個人的に勉強しておりませんが、総務課長わかったら。総務課長、わかっていないということでもあります。そうした中で駐在所が廃止されていく中では、もっともそのような人口減にはつながっていない地域であるというふうに認識いたしております。

○2番（九日克典議員）

次に、地域警察官の任務遂行にあたっては地域を担当する自覚と責任を持って地域住民に対する積極的奉仕を行い、市民と良好な関係を保持することが重要な任務というふうに警察官の任務にはこのようにうたわれております。

今の駐在所の安藤警部ですけれども、ことしの4月に赴任されまして、まさに1人駐在制というのは家族と一緒に駐在所に隣接する官舎で、それぞれの任務としての奉仕、地域への奉仕並びに友好的な関係を保つということですね。4月に赴任されてから、非常にこの点をまさにそのとおりの勤務を、地域警察官としての任務を遂行されているというふうに私は思っています。まず、地域の会合や地域の行事等への積極的な参加がなされております。

先日も、柳迫校区は非常に館長以下活発な活動行事をなされております。野菜品評会も実施しまして164点ほどの出品がありまして、5万数千円ほどの売り上げもいたしております。その中で、この駐在の奥さんは前日から仕込み、200食近い食事の準備をされております。振舞っておりますが、その中で野菜品評会の準備とか、料理の準備とか非常に地域に溶け込んだ活動をされております。非常に言われてる地域警察官の任務どおりやっておられると思っております。

それから、柳迫地域には子ども見守り班が結成されていますが、その見守り班の駐在所は拠点となっているわけですね。そこを、毎日じゃなくてもそこを拠点として今の警部との見守り、防犯活動を行っているのが現状でございます。そして、主要交差点10号線があります。県道500号線の交差点でもありまして、幹線道路の子供の道路の警戒活動も、非常に熱心に交差点で立哨されて警備なり見守り活動をしていただいているということで、今駐在所の前も奥さんが出られて、朝あそこを通学する子供がいます。その子供の見守り活動もやっておられるような状況であります。夫婦してですね。そして、警部は毎朝7時にはミニパトを交差点の空き地に駐車して赤色灯を回して、そして朝は7時から夜も5時ごろにもう暗くなりますが、そこでもパトの有効的な活用をされております。

こういったことが、交番になってそういうことが対応できるかなという地域住民の不安もありますし、安全安心の確保、そして平穏な生活を我々に提供していただ

いておるといのが現状であります。そういった意味から、非常に駐在所の存在というのは大きいんじゃないかなというふうに考えます。

それから、県警はやはり駐在所の再編の中に駐在所の建物も老朽化すると、そういったところを重点的に統合していくということも指針の中にうたわれているようですが、まだ非常にがんとしているような駐在所であります。ですから当分、数十年、まだ二、三十年は十分に利用できる駐在所であろうと思います。相談室機能も整っておりますので、そういったこともあります。

去年の今の段階でも私、この存続について言ったわけですが、四、五年前は2人駐在が今度1人駐在になって、そしてまた廃止ということは、非常に2人駐在のことはそれだけの存在理由があったんじゃないかなと、重要性を認識されたんじゃないかなと思われるものが、四、五年もしないうちに廃止というようなことになっておりますが、今の深川駐在は非常に立ち寄りやすいところであります。これも県警のほうでは駐在所は立ち寄りやすく、交番でもですが立ち寄りやすいところ、そして今の安藤部長、任務としては非常におまわりさん、非常に昔からいうおまわりさん、地域警察官として存在が非常に身近に感じられる存在であります。

これは、非常に気軽に安藤部長の性格もあろうかと思えますけども、そういったことで非常に身近に感じられる存在であるということで、我々の安心安全な生活、平穏な生活を確保していただいているという深川駐在所であります。私からの一方的なことですが、鹿児島県警察は日本一安全で安心して暮らせる鹿児島県を目指していると、安心鹿児島の4つの柱を立てて、安心鹿児島の創造プログラムをつくられておりますが、その中で紹介させていただきますと、日本一犯罪の少ない鹿児島づくり、日本一交通事故が少ない鹿児島づくり、子供が安心して安全に暮らせる地域社会づくり、大規模災害時等への的確な対応と、この4つの柱を掲げております。

ここですね、私たち犯罪を起こさせない地域、犯罪が起きにくい地域社会づくりというのを目指しているということでございますので、我々深川校区公民館、それから柳迫校区公民館ともども地域住民の方々は、こういった目標に向かって一体となって協力していきますので、駐在所の存続について市長の支援をいただき、県警への要請、存続できるよう地域住民のために働きかけていただきたいということを考えますので、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（池田 孝）

今、議員がおっしゃったような役割でできた特に駐在所というのはそこに家族ぐるみで住んでいらっしゃるから、やはり住民から見ると24時間体制である、そして住民との生活と密着した形でいつも頑張ってもらっておると思っておりますが、署長の説明を聞きますとそれは違うんだと、警察官というのは8時間勤務体制

なんだと。そこに住んでいても夜は勤務時間じゃありませんよと、犯罪が起きてもやはり交番なりまたは警察署から走っていくんですよというようなことを言われたのを記憶いたしております。そのようなことを考えると、警察署としては24時間体制で派出所のほうやら、または警察署の署員を多くしていざといったときは数名で行って、即座に対応するというこのようでありました。

しかし、私としてはやっぱり住民の気持ちとしては、そこに住んでいらっしゃるということは安心感が強い、また駐在があるということで黙って動かなくてもその抑止力というのはあるんじゃないかなというふうに考えております。ですので、引き続きこの抑制と申しますか、駐在所の存続についてはまた要望をしていきたいというふうに考えております。

○2番（九日克典議員）

ぜひとも地区住民は存続の希望が多いので、市長からの後押しというものをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、県警における地域警察の体制強化に向けた再編整備計画が出ています。その中で警察が取り組むべきことに主眼を置いたものに見直すとあります。このことは、深川、柳迫地域に配慮した取り組みを願うものでありますので、この点もあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校の教育環境整備について移らせていただきます。

電子黒板の活用状況は、もう全て164台フル活動しているということでございます。この活用状況については2010年4月から導入されまして、この導入後の先生の何らかの調査は実施されたかお伺ひします。

○教育長（植村和信）

電子黒板を導入させていただきまして、要はそのときに問題になりましたのがどの程度使いこなせるのかというようなことで非常に心配をかけたところでございましたが、そうならないように私どもは何とか操作できる、いわゆる触る状況、それからなるほど便利だなというのに気づく段階、便利さに気づいて使っていたら、ちょこちょここれはどう処理すればいいんだろうとってわからないことが出てきて困る。そして、その困ったことをさらに挑んで解決して使っていく、最後に5の段階としてもうほとんど困ることなくて上手に使いこなしていますよという、この5段階で導入した次の年、平成22年度、23年度、24年度というふうに調査をしております、大変すばらしい結果が出ております。

以上です。

○2番（九日克典議員）

十分に使いこなせている、一つ懸念されたことはもう電子黒板のある学校から、

県内で最初に電子黒板を導入されたわけですので、電子黒板のない学校から曾於市に異動された場合に、その使いこなしを短期間で、まあ優秀な先生が多いですので、そういった心配はないわけですが、そういったものもちょっと懸念されるなどということもございまして、ちょっと心配しているところでありましたが、そういったことで有効に活用されているということでもありますので、結構いいんじゃないかと。

それと、受ける児童生徒を対象にしたアンケートというか、そういった調査はされているかどうかお伺いします。

○教育長（植村和信）

職員ほど段階を捉えて調査ということはやっておりませんが、頻繁に学校を訪ねまして授業の様子を見まして、むしろ教師より子供たちのほうがなれが早くて、子供が時には先生役で先生に、市外から入って来られた先生方にちょっと手伝いをしているような状況等も学期初めはございまして、子供たちは電子黒板で学習ができることをほとんどの子供たちが楽しんでいる状況で、心配はないというふうに捉えております。

○2番（九日克典議員）

非常に電子黒板で低学年はゲーム感覚で非常に使いこなす。高学年はいろんな操作でシミュレーションをこなして、その場その場の状況というか、そういうものを電子黒板で利用されているというふうに聞いております。

そこで、2番目の1教室ではなく1学年に1台ということを次に言いますが、私の体験的なもので、私のころは当然、もう板書、黒板だけでしたが、決算委員会でも申し上げましたけれども、私の中学校だったかなと思うんですが、板書をされるんですね、先生が。そうされるとすぐ消す先生もおられました。あと、この問題は試験に出すから、となると小さいながら敏感になりまして、もう板書をとることに、ノートに書き写すことが一生懸命になって、そういった先生もおられました。

今、電子黒板になるとなぜ1学年1台というふうにかということ、移動式で持ってくる。先生もその学年学年で消していくわけですね、画面をですね。じゃないかと思うんですが。そうすると、1学年1学年でやっていったことを電子黒板に残しておく、それで学習できると思うんですね。板書もできると、いや板書じゃなくて手書きでノート写しもできるというふうに考えます。

そういった意味から、私は先生の準備も大変だろうと思うんですね。電子黒板にやる授業のカリキュラムというか、そういったもののよくわかりませんが、そういった先生の準備も1台では大変じゃないかと思うんです。ですから、1台1台やっておくとそれで消さなくても画面画面で学年ごとにやっていける。複式で

1台あると、学年変わるとまたこっちのほうに画面を変えていかななくちゃいけないという、先生の苦勞も非常に多いんじゃないかなと思って、私はそういった意味での1学年1つがいいんじゃないかというような提案をしたところであります。

それは、先ほど土屋議員のほうからも言われましたとおり、1台当たり簡単な計算でいきますと80万円ちょっとですね。もし機械自体だけだったら安いと思うんですね。ですが、学校の子供の学力向上に努めるんだったら安いものだと思います。その導入も提案されました。使われなければ非常に高価なものであるというふうに考えますので、こういった面も今は移動式、固定式ではありませんから、移動式の電子黒板ですので教室を移動できますけども、できればそういった先生の手間とかそういったものを省いて、学習に専念できるような体制づくりも必要じゃないかと思っております。そういうことで、そういった電子黒板の増の検討もお願いしたいと思っております。その辺はまた伺いたいと思っております。

○教育長（植村和信）

前の段階で、使いこなしの状況をちょっと調べておりましたので参考までに申し上げておきますが、小学校は7割の先生はもう使いこなしている。中学校で6割の先生が使いこなしている。もうほとんど心配なく使っているという、レベルが相当上がっているという状況でございます。

それを受けまして、実は導入のときに非常に高額でございましたので、非常に心配をしながらこの厳しき財政の状況の折に申しわけないなという気持ちもありながらお願いをして入れもらっておりましたので、あるには越したことはないということで、今そういう視点から確かに導入の段階では、もうこの忙しい中にまた電子黒板どん入れて、その操作を覚えるのに大変な負担だがというような考え方をした教職員もおりました。しかし、実際使いこなしていくともう今やなくてはならない、曾於から外に出て電子黒板のない学校で日々教職の活動に打ち込んでいる職員から、曾於はありがたかったですと、準備も非常に効率的でということで、すばらしい声が届いておりました。

そういう視点からいきますと準備という点から、あるいはまた消さない、各学年のために板書が最後の最後まで残るといふ点からいけば、非常にありがたい状況ですので、そういうふうに市民の皆様が非常に御理解が上がってくれば、また前向きに前向きに考えていかなきゃならん問題ということで、大変うれしく思ったところでございます。検討してまいります。

○2番（九日克典議員）

次に、2番目の車椅子のことですね。常備できないかということで、5校ほど常備しているという回答でございました。私は、その今地域が育む鹿児島県の教育とい

うことで行ったところ、光神小学校に行ったんですね。そしたら、光神小学校はこの福祉団体の寄附とかそういったものでの常備があるかどうかお伺いします。

○教育長（植村和信）

ちょっと学校名がわからなかったですけど。

○2番（九日克典議員）

光神小学校。

○教育長（植村和信）

光神小学校のほうは、私どものほうでは寄贈とかそういうのは聞いておりません。5校はそれぞれあるんですけども、そんなに使っている状況ではないということまで聞いております。

以上です。

○2番（九日克典議員）

この車椅子でちょっと私が行ったところ、上学年の女子児童だったと思いますが、ちょうどパソコン室から車椅子が出てきたのを見たところで、これにも関連して当然また聞きますけれども、非常にこの車椅子がなかったのかな、保健の先生は探すのにちょっと難儀したという話もちょっと聞いたものですから、そういった意味で子供はいつけがをするかもわかりません。これは、あってはならないことですが、自己責任で自分たちで車椅子を用立てるかとか、そういうことになろうかと思えますけれども、これに関連した関係ですね、選挙管理委員会が投票区の統合というものを言われております。

そこで、投票区は小学校区を基準とするというような統合が言われています。その中で選挙立会人が自治会長たちがよく選ばれますけれども、その自治会長さんから非常に段差もあるところで、柳迫でしたが、難儀して足を不自由にして投票をされたということで、この投票所においてもそんなしょっちゅうあることじゃないけれども、車椅子を置いたらいいんじゃないかという意見、話がありました。ですので、この投票区の統合というものも全協の中で説明をいただきましたけれども、もう1回説明をいただければと思いますけども、どちらが。選挙区統合。

○議長（谷口義則）

通告外になりますので。

○2番（九日克典議員）

総務課長のほうから説明、これはあそこの全協で説明いただいたのは、小学校区を基準とするということになりますと、44選挙区を28カ所に統合するという説明があったと思います。そうすると、500人以下の有権者のところは全て統合して小学校に、小学校近辺、公民館、公共施設を使うということになっております。そうな

ると、やはり小学校区の中で20ありましたが、中学校を合わせて計算、見てみますと7校区が小学校の体育館とかそういったところで投票がなされるということになるようです。500人以下の投票区の方々は全て近いところの投票区に統合するというので、非常に投票区の有権者の数字がばらつきがあるというふうな説明があったかと思います。

そこで、やはりそうなると今三十数%の高齢化率ですが、我々団塊の世代はいずれ4割以上が高齢化していく、そして選挙に行きたくても足が不自由であればいけない。自分のうちから車に乗るのは割と簡単に行けるんじゃないかと。しかし学校は広いです。広くて投票区も、それぞれの公民館も大きいところ、広いところがありますので、そうなるとやはり高齢化率が高くなる。そうすると、やっぱり体の不自由な方、投票に行きたくてもいけない。歩くのが大変だということで、自分たちの投票の権利を放棄するというようなこともないともいえないというふうに考えますので、そういった意味でバリアフリー化も考えていると。固定式スロープなり、移動式スロープなりそういったものを設置しておく、いるということも説明の中であったと記憶しております。

そういった意味からも、学校に1台以上の車椅子を設置して管理も学校のほうでやっていただくと。そうすれば、非常に車椅子の有効活用もできるんじゃないかと考えまして取り上げたところであります。小学校の校区で、この5小中学校に常備されているということですが、せめてこの小学校の7つの学校が投票区にあるという計画がありますので、せめてこの7校区だけでも、7小学校だけでも車椅子の常備ができないかお伺いします。

○教育長（植村和信）

かねての学校生活の中では必要なときに社協等から借りてくる生活をしている状況でございますが、使用頻度というのはそうないわけですが、学習で車椅子をどう使うのかとかいう学習をしたりする場合もございますし、またいつ何どき必要が生じるかわかりません。あればそれに越したことはありませんので、また関係者と相談をしながらいい方向になるように検討してまいりたいと思います。

○2番（九日克典議員）

古いトイレの水洗化率の問題に入ります。23年の第3回で八木議員が、公共施設トイレは水洗化率92%、和式割合74%、洋式26%ということで公共施設トイレは回答がありましたけれども、またそれから1年ほどたっておりますので、またそれぞれ改善はされていると思います。

小学校の、この問題は平成24年ことしの10月29日、学校でも排便をしようという南日本新聞の特集があったわけです。この中から、29日でしたので11月、私は6日、

7日に学校訪問しました。この点も参考にして見て回ったわけですが、その中で先ほど教育長も言われましたプール、体育館等のトイレはくみ取り式が多いということです。非常にこの洋式化の、もちろん水洗化になっていないわけですので、洋式への変換計画は今後状況を見てやるということですが、この点はまたどのように考えておられるかお聞きします。

○教育長（植村和信）

学校のほうも非常に課題が大きゅうございまして、順次必要なものからやっていく状況でございますので、当然洋式のほうに切りかえてあるいは水洗化していくということで、できるもの、必要なものについては前向きに考えて、そしてできるだけ早くということに努めてまいりたいと思います。

○2番（九日克典議員）

この学校のトイレというものを、ちょっとインターネットで調べて見ますと、5Kだと。学校の便所ですが、汚い、くさい、暗い、怖い、壊れている、この2つについては荒れているような学校が多いと。主にこの3K、汚い、くさい、暗いということで、この29日の新聞にも出ているように、小学生の半数が我慢していると。学校の便所を使わないと、以上のようなことがあってですね。6割は和式に戸惑いというのが載っております。小学校で排便を我慢する理由、恥ずかしい54%、和式トイレが苦手35%、トイレがくさい28%、トイレが汚い25%、排便したくないとか、そういったものが特集で出てきております。

そこで、教育現場ではトイレにいけない症候群というふうに捉えているようでございます。その中でも先ほどからありますが、光神小学校の女子生徒が車椅子であって、もちろん洋式でないといけないと思うんですね。そして、その光神小学校は私ちょっと見てもらったんですけども、男子トイレしか洋式がないと。ですから、洋式に女子生徒が行くと、相当な勇気がいると思うんですね。

私、宮原ドライブイン、パーキングエリアにちょっとバスで行ったとき、おばさんたち連中、おばさんたち連中とは失礼ですけども、おばさんたちが並んでいました。ずっと。そこで、みんなで行ったら怖くないよなという話もありましたけれども、実行には移されていないと。それほどの年配の女性でもそういうことがあると、また感受性の強い小学生が男子トイレに行くというのが、そこは17名ですかね、そのうちの10名が女子生徒です。小規模校であって家族的な雰囲気のある学校環境であっても、これはやっぱり非常に大きい、精神的に苦痛の伴うものじゃないかと思っておりますので、こういったところの考え方というか、対応の考え方をよろしく願います。

○教育長（植村和信）

御指摘がありましたとおり、年度ごとに子供たちの性別の数が違ったり、いろいろ状況も変わってきたりすると思いますので、早急に簡単に簡易のトイレをつけたりとかいうような方法等もあつたりすると思いますので、これにつきましては総務課のほうと学校のほうと十分話し合いをしながら、子供たちが困らないように検討していく必要があるんじゃないかと思いますので、そのように努めていきたいと思っています。

○2番（九日克典議員）

学校は、今度の地域が育む鹿児島県の教育という中の行事もちょっと見てみますと、非常に地域の開放がなっているということで、高齢者と非常に触れ合う場が多いです。末吉小学校でも昔遊び体験、1年生が地域の高齢者と昔遊びを通して一緒に楽しむ活動とか、この行動が計画されております。それから、高齢者との触れ合い活動、お世話になっている高齢者の方々を招待し、昔の遊びをしたり、学習発表会で一緒に歌の発表をしたりする活動とか、こういったことで非常に高齢者と触れ合う活動の学校が、この行事の中で非常に掲載されております。

ということは、今は小学校、中学校でも地域の拠点になっているわけですね。学校の。ということは、地域の方々、高齢者、少子化高齢化になっておりますので、非常に地域開放になっているということは、高齢者の方も非常にトイレ環境といえますか、こういったものを利用されるということになるかと思います。

私も、末吉小学校に昔遊びということで、そこでもう1年生で百数名おられました。三十数名の方が高齢者の方、私も行きましたけども学校で2時間ほど昔遊びの体験をしました。そうすると、やはりトイレというものは生理現象ですから、そういったものを利用する場合、非常に家庭内では洋式がふえてきているということです。そういった面からも和式を洋式化にやっていただきたいというふうに考えますので、検討方をお願いいたします。

そして、やはり小学校は災害時の避難所としても指定されている。こうなるとやはり、地域住民がみんな来るとやっぱり用を足すところが非常に必要なこともあろうかと思います。電気等がとまったらどうなるかということは論外としまして、そういった必要に迫られる非常時の地域住民へのサービスというのも非常に大事なことじゃないかというふうに考えますので、この辺の対応方もよろしく願います。

それから、調べていきますと、教職員の切実な声ということで、学校で子供のために改善が必要な場所はということで出ておまして、学校の校舎の耐震化よりも、このトイレの改善というのが非常に教職員では多いということが出ております。そういった意味で耐震化工事は順次されております。ということで、耐震化工事も終わりつつありますので、こういった水洗の改修のトイレ環境の改善を図っていく考

え方というのは、もう先ほど順次やっていくということではありますが、もう1回教育長のほうからの考え方をお願いします。

○教育長（植村和信）

御指摘のとおりいろんな意味からトイレの必要性というのは十分認識しているわけございまして、耐震等でやり直しがきく場合は当然男女別に配慮できたりとか、確かに私も調査したことがあります。高学年になりますと男子がなかなか大の排せつを勇氣を持ってできないと。中には現在、もう大も小もわからんような男子用のトイレもつくって対応しているとかいうような話もあるようでございますので、耐震等でこれからのところはそういうふうに工夫改善していけばいいし、耐震と改善の計画がないところにつきましても、必要に応じてはまた財政的な裏づけ等も必要でございますので、当然関係者との打ち合わせ、検討を十分重ねてできるだけ期待に沿うような学校の施設になっていけばいいなと思っているところでございます。

以上です。

○2番（九日克典議員）

次、トイレ教育ということで、これも私もよく学校の中にはないということでありましたけども、新聞等でトイレ教育というのを出ておりましたので、マニア的な問題で失礼ですけども、そういったことをちょっとお聞きしたわけでございます。

トイレ教育ということで、この問題を取り上げたところ、ひたすら日本を美しく今トイレ掃除で学校がよみがえると冊子をいただきまして、これは大川内議員が掃除に学ぶということで、あの先生はイエローハットの社長さんだと、元社長さんですかね、人がやって、末吉にもこのシステムというか、存在、末吉ブロックがあるということで、鹿児島掃除に学ぶ会、その中の末吉ブロックというのがありました。こういったことの中に、非常に小学校でこのトイレ教育というか、これに取り組んでいる学校が非常に多いということで、これは今度から学校が主体となってこういうトイレ教育に取り組むということも紹介されております。

その中で一番汚い、先ほど言いました5Kのトイレということで、子供たちがそれに取り組んだときに、トイレを2時間くらいかけて、トイレを掃除するんじゃなくて掃除から学ぶじゃなくて、掃除の学ぶ会ですね、掃除に学ぶ会ですね、掃除を学ぶ会じゃないということをお教えいただいたわけですが、掃除に学ぶ会で子供たちがやった後の感想文が出ております。それを終わった後の小学校高学年ですけども5年生とか、そういった体験で成長したような感覚の体験、経験をしたということと、責任感、達成感、自立心の芽生え、向上ができたというふうに書いています。それに取り組むまでには、非常に抵抗があったり、肯定的にやってみようかということのこともありますし、まずは教員、先生みずからが体験して、それから子供に

そういう教育をやっていくということも大事ではないかということも、この本の中に記されております。

そういった意味からも、教育長のほうはそれぞれのことがあろうかと思えますけれども、先生の立場とかありますでしょうけれども、そういった取り組みというのはどのように考えておられるかお伺いします。

○教育長（植村和信）

当然、トイレ大事なところでございますので、かねての清掃活動の中でももうこの学校も小規模校化しまして、なかなか手の届かない状況にはなっておりますが、極力やはり心を配るべき場所であるということ、そして人の嫌がりそうなことを率先垂範して行える教師、子供たちということで、非常に大事にしている状況でございます。

こういう運動として行われている部分を取り入れられればもう最高でございますが、かねてもその取り組みと似たような状況でトイレ掃除には取り組んでいる状況はありますということは申し上げたいと思いますが、さらに強化して単なる清掃活動じゃなくて、議員のおっしゃっているのはその清掃活動を通して心が磨かれると、つまり一番大事なことは小学校でいう道徳心、道徳心の欠如した子供たちも最近ふえていますよ、だからいじめも出てくるんですよというような問題等にもつながっていくかと思いますが、本当にこの清掃を通しての学びというのは、今御指摘のあったとおり数え切れないくらいの効果があるようでございますので、できるだけそういう場をつくって趣旨を理解をさせて進めていければすばらしいことだなというふうに思っております。

○2番（九日克典議員）

そういうことを実施された子供は、低学年から感謝されるということで、非常に成長が目覚しいというふうに言われております。それから、この紹介の中にも警察官と暴走族と一緒にこういうトイレ掃除をしたら、暴走族がすぐ解体したと、解散したという事例も紹介されております。そういった面もありますので、非常にこのトイレ掃除はさせられない学校の理由、学力強化を優先させるとか、衛生上の問題とかいうことで取り組みがなされていない学校もあるようですが、それぞれの理由はあるかと思えますけれども、こういった一つの面からも学校教育というものを子供の心の成長というか、そういう心を磨ける成長の学習というのも必要じゃないかと思えます。それぞれまた教育長の考えのほうで、新たな取り組みをされていきますと、このひたすら日本を美しくということで掃除に学ぶ会ということのブロックに入っていられる方も身近におられますので、早速意見を聞いて参考にさせていただければなと思えますので、検討方よろしくお伺いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、大津亮二議員の発言を許可いたします。

○18番（大津亮二議員）

18番、大津亮二です。本定例会最後の質問者となりますが、しばらくおつき合いをお願いいたします。今回、私は3項目について質問をさせていただきます。

1項目めは財政計画についてであります。

曾於市も誕生し8年目を迎え、旧3町の均衡ある発展と豊かな自然の中で命の鼓動を感じる町、また思いやりのあるまちづくりを目指して鋭意努力され取り組まれているところであります。また、平成23年度の決算も認定をされましたが、その数値を見ても健全な市政運営ぶりがわかるところであります。市当局のこれまでの努力に心から敬意を表したいと思えます。

しかしながら、今後とも厳しい視点に立って市政運営に臨んでいかなければならず、油断のできない状況であることには違いがないのではないかと思います。今後も、健全財政を目指し運営されることを期待するところであります。

そこで、①の質問はさきの10月に平成22年度に策定された財政計画の見直し計画が公表されておりますが、改めて財政状況をどのように分析されているのか報告してください。

②番目は、10年後を見据えて今後市政運営をする上で、何か大きな問題点とか課題はないか。

③番目は、10年後の目標数値は大変厳しい数値と思われませんが、市政運営は余裕のある運営ができるのか、今回の計画で10年後のまちづくりは大丈夫か見解を求めたいと思えます。

次に、2項目めの防災対策についてであります。

昨年、3月11日の東日本大震災は日本国民にとって未曾有の大災害として人々に大きな心の傷として残っているところであります。被災地の早期の復旧復興を祈るところであります。災害は備えをしても避けられないものもありますが、被害を最

小限にとどめるためにはあらゆる手段を講じていかなければならないと思うところ
です。そのために、防災対策はあらゆる方面から議論をされ、対策が講じられてい
るのだろうと思うところです。そこで、曾於市の防災対策について伺ってまいりま
す。

最初の①は、曾於市の防災計画についてであります。防災計画の中で、特に重視
されている点、されてきた点は何か。

②番目に、曾於市は陸地であり海に面してはいなく、津波の心配はないので南海
トラフ地震は本市への影響はないと見ておられるか。

③は、災害には爆発、噴煙、豪雨、山林崩壊等々の災害が想定されますが、現在
の防災計画で備えは大丈夫なのか。

④は、避難所も指定され設置されていますが、現在の避難所の場所だけで大丈夫
と思われるか。

⑤は、自主防災組織についてであります。自主防災組織の組織率と今後の推進対
策はどのように考えておられるか。

⑥は、その自主防災組織が設立されているところは、定期的に防災訓練はなされ
ているのか、実態報告をお願いいたします。

⑦は、自主防災組織は現在公民館単位を中心に設立されていると思いますが、自
治会単位とか複数の自治会単位の組織が設立されているとは思いますが、それを充
実させ推進させるべきではないかと思いますが、現状はどのようになっているのか。

⑧は、家庭での住宅用火災警報器の設置状況についてであります。いよいよこれ
から寒くなると、火災発生の確率が高くなり、心配をされる場所でもあります。そ
こで、活躍する一つが火災警報器であります。平成23年6月には消防法の改正によ
り、家庭での住宅用火災警報器の設置が義務化になっていると思います。これまで
に、消防団、自治会長等の協力をいただきながら推進をされてきたと思うところで
ございます。そこで、住宅用火災警報器の設置状況を報告してください。

⑨は、住宅用火災警報器の今後の推進体制はどのようにして取り組まれていくの
か見解を求めます。

次に、大きな3項目めは、再生可能エネルギーの取り組みについてであります。

これについては同僚議員2人より同質の質問があり、一定の回答も得ております
が、通告をしておりましたので質問をしてまいります。この問題は、次代を担うエ
ネルギーとして研究が進められてきましたが、東日本大震災で原子力発電所が大き
な被害に遭い、その後代替エネルギー問題がさらに大きくクローズアップされ、再
生可能エネルギーが国民的な取り組みとして話題になり、官民一体となった施策と
なっているところだと捉えております。

そこで①の質問は、県内でも太陽光発電施設をはじめ、さまざまな動きが報道をされており、また、本市内でも動きがあると聞いているところです。そこで、現段階での再生可能エネルギーの取り組みについて民間ベースでの設置計画、周知に対して、また民有地での計画をそれぞれ報告してください。

②は、太陽光発電施設の市有地への誘致計画を公表できる範囲内で報告ください。

③は、太陽光以外でも水力とかほかの再生可能エネルギー発電の計画はないのか、あれば報告をしてください。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、1番目の財政計画についてということですが、①の平成22年度に策定された計画の見直し計画が公表されたのであるが、財政状況はどのように分析しているのかということですが、本市の財政状況については、平成23年度決算の各財政指標とともに健全な財政状況であるところです。

平成17年の合併以降は、合併に伴う国や県からの交付金や合併特例債、合併算定がえによる普通交付税の特例交付分を活用して市道や教育施設等の整備、住民福祉の向上や地域経済の発展等の分野に重点的に投資しているところであります。

しかしながら、国や県からの合併特例交付金等は既に使い終わり、合併特例債は平成32年度まで延長されましたが、起債の総額は変更なく、また合併算定がえによる地方交付税の特例交付は平成27年度で終了し、平成28年度以降は普通交付税が段階的に減額されていくため、将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、さらなる徹底した行政改革や政策的分野の選択を行う必要があると考えております。

②の10年後を見据えた市政運営をする上で、何か大きな問題点はということですが、平成24年度までの7年間で徹底した行政改革により職員の人件費の削減をはじめとした事務的経費の削減を図ってきたところですが、今後も厳しい財政の中でも地域活性化に向けた重点的分野への取り組みや投資は当然行う必要があり、既存政策分野の行政改革を行いながら、財政調整基金をはじめとした各種基金を活用し、安定的な財政運営を行ってまいります。

国の政局は、先般の衆議院の解散及びその後の新党の乱立に見られるように混乱しており、来年度予算の編成についても予断を許さない状況であります。しかしながら、本市の発展に向けては将来にわたって、持続可能な財政運営を行う必要があります。本市の財政運営においては、合併後10年が経過する平成28年度以降に、普通交付税が段階的に削減されることが課題であります。

③の10年後の目標数値は大変厳しい数値と思われるが、市政運営は大丈夫かとい

うことではありますが、今回改定した財政計画においては国県の状況や本市の現状を分析し、今後10年間の計画を立てているところでありますが、本市の財政は国県の状況に頼るところが大きく、特に本市の歳入の約40%を占める普通交付税は、平成28年度から合併算定がえによる特例交付分が次第に減少し、平成33年度になると平成24年度に対して約13億円程度減額となる見込みです。

そのため、今後の経済情勢や国県の状況を見極めながら、さらなる行財政改革も視野に入れて市政運営を行う必要があるところです。

大きな2番目の、防災計画についてであります。

①の市防災計画で、特に重視されている点は何かということではありますが、曾於市の防災計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災行政の推進を図り、防災に万全を期するために定められているところであります。

曾於市は、幸いに津波による災害は考えられませんが、地形、地質条件から風雨による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害や河川の氾濫による災害、特に近年の風水害は予想を超える豪雨、または局地的な豪雨により災害が発生している状況でありますので、特に風水害に対しての計画は重視しているところであります。

②の南海トラフ地震は、本市への影響はないのかということではありますが、南海トラフ巨大地震については、曾於市の最大予想震度は6弱、志布志湾への津波の到達時間は36分が想定されております。津波の心配はありませんが、地震による曾於市の影響は山崩れや耐震性の低い建物では壁や柱が壊れたり、耐震性の高い建物でも壁、柱などに亀裂が生じる可能性があり、生活に支障が生じることが予想されます。

③の爆発、噴火、豪雨、山林崩壊等の災害が想定されるが、現在の防災計画で備えは大丈夫かということではありますが、現在、風水害に備えての対応は気象情報等により災害の発生が予想される場合は、防災関係機関の担当者が登庁し、気象情報の収集を行います。

気象状況の収集としては、鹿児島県及び気象庁からの情報並びに鹿児島県土砂災害情報システムによる雨量及び河川の増水状況を確認します。その後の気象状況が悪くなるようであれば、防災計画に定めてある基準等を考慮しながら、状況に応じて災害警戒本部を設置し市営放送で広報をしております。

災害警戒本部設置後は、各対策部長、消防団長及び各方面隊へ連絡を行い、災害時に備えるように指示し、状況に応じて登庁してもらいます。気象がさらに悪化してきた場合は、災害対策本部へ切りかえ、各対策部は災害に備えた人員配置を行い、消防団には警戒、巡視態勢をとってもらいます。その後の状況で避難勧告等を発令

した場合には、消防団、警察署と連携をとりながら、避難所への誘導を行い、安全の確保に努めております。

また、災害は予防が大切ですので、治山事業や道路改良、排水対策など整備に努めてまいりたいと考えております。

④の避難所は現在の場所だけで大丈夫かということではありますが、現在避難所は曾於市内に32カ所設置してあり、収容人員は3万1,880人となっています。最近の避難所の開設は台風の接近及び大雨により土砂災害が発生しやすい状況になった場合には、末吉地区は末吉総合体育館、大隅地区は大隅支所別館、財部地区は健康福祉センターを開設している状況です。場所につきましては、学校など公共施設を中心に設置していますので、現状で大丈夫と思われれます。

⑤の自主防災組織の組織率と今後の推進対策はということですが、現在の自主防災組織率は24公民館単位のうち、23公民館と公民館で設置していないところで、自治会が設置しているところの戸数を単純に換算しますと、12月1日現在99.7%となっています。今後は全ての公民館に組織が設置されるようお願いをしております。また、既存の自主防災組織の活動が、地域の防災に対して活性化できるように対策を講じてまいりたいと考えております。

⑥の自主防災組織が設立されているところは、定期的に訓練がなされているかということではありますが、現在、校区公民館単位で組織を設立していただき、活動に対して補助金を支給しています。今年度の活動計画では、ほとんどのところが避難訓練、初期消火訓練等の計画をされ活動されています。

昨年より活動をお願いしており、まだ今から継続的な取り組みをしていただかなければなりません。今後活動状況を見ながら検討していきたいと考えております。

⑦の自主防災組織は現在公民館単位を中心に設立されているが、自治会単位とか複数の自治会単位の組織も充実させ推進すべきではないかということではありますが、平成23年より校区公民館単位での組織設立をお願いしています。

それまでは、自治会単位での設立を推進していましたが、高齢化が進み自治会によっては設立の難しいところなどがあるため、市では校区公民館単位での設立をしていただき、組織の活性化を図るため、3年間補助金を支出することにしていきますので、まず校区公民館の自主防災組織の充実を図りたいと考えております。

今までありました既存の組織については、公民館の組織の下に入っただき、引き続き活動をしていただければありがたいと思っております。

次の、家庭での火災警報器の設置状況ではありますが、火災警報器の設置状況につきましては、平成23年4月現在でおおよそ1万4,600戸のうち8,300戸が設置されており、設置率は57%であります。

⑨の今後の推進体制はということではありますが、火災警報器の設置推進については、市政説明会での自治会長への説明や消防団からのチラシ配布など連携し推進しています。また、市報12月号では、火災警報器の設置の啓発を掲載したところでもあります。今後も火災警報器の法的義務化や、設置することにより火災発生時の早期避難による安全対策の必要性をさらに周知し、市内からの火災による人的被害が出ないように推進に努めてまいります。

大きな3番目の再生可能エネルギーの取り組みについてということではありますが、①の本市の再生可能エネルギーの設置計画ではありますが、まず財部地区について財部正部の民有地、財部大迫地区の市有地、次に大隅地区については市有地の大隅北中学校跡地、次に末吉地区については大東電子跡地の民有地、南之郷平沢津地区農村公園の市有地です。ほかにも民有地への計画がなされているようでもあります。

②の太陽光発電施設の市有地への誘致計画を公表できる範囲以内で報告をとということではありますが、市有地に立地を打診されている企業が財部、大隅、末吉に各1社あるとことです。財部地区、末吉地区への事業者はリニューアブルジャパン、本社は東京であります。大隅北中学校は、ワールドパブリック株式会社、本社は福岡県であります。現在、九州電力へ申請の手続がされているところです。

本市としましては、これら打診をされた事業者と前向きに調整を行っているところです。具体的には、九州電力等への申請が認可され次第ではと考えております。

③の太陽光以外の再生可能エネルギー発電計画はあるのかということではありますが、太陽光以外の再生可能エネルギーについては、今のところ検討はしておりません。

以上で終わります。

○18番（大津亮二議員）

それでは、順次項目を追って質問をさせていただきたいと思います。

まず、財政計画についてでございますが、健全な財政運営がなされていると私も捉えておりましたけども、市長のほうからそういう的確な答弁もなされているところですが、今回この財政計画を立てる上で、やはり当然市長の政策、また曾於市が総合振興計画、過疎計画等計画をされている各種方面の計画があると思いますけども、この計画書を見ますと、パークゴルフの関係とか後は先日土屋議員が質問された給食センターの関係とか、学校の関係とかが少しは触れてありますけれども、どこまでが考慮された計画になっているのかなと少し疑問に思ったところですが、そういう中でそれぞれ各課会議を踏まえながら財政課のほうで調整されてこの計画書をつくられたと思うんですけども、どこら辺まで検討された計画書、ローリングの今回のこの計画見直しになっているのか答弁いただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

今おっしゃったように、また土屋議員のときでしたかね、申し上げたとおり各課に、まず出すようにということでお願いをし、財政課のほうでまとめた分であります。収支の計画を持っておりますから、それに合わせたような形で見直しをいたしたところでもあります。

私の政策的なものといえば、今のところそう大きなものもありませんけれども、学校の整備計画、またパークゴルフ、フラワー公園、そうしたものが大きなものがありますが、今後また後に見直しをやりながら取り組んでまいりたいと思います。

財政課長に、ほかについては答弁させます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

この財政計画につきましては、今回の場合は23年度の決算をもとにいたしまして、今の段階で大体状況把握ができる分につきましては、今後10年間を予測したものでございます。ただ、先ほど言われましたようにそれぞれの課のほうについてはこちらのほうで完全に掌握できませんので、それぞれの課のほうに数値等はいただきまして上げてもらうと。ただし、それも限界があるとは思いますが、それを全体のプロジェクト会議というのがございますので、そこを経まして今回公表したというようなところでございます。

市長のほうの大きなもの等につきましては、今言われたとおりでございますが、合併特例債等が延長になりました。この分等につきましては触れてもありませんけれども、全体額がふえたということではございませんで、期間がふえたということでございますので、そういったところ等については予定通りいきまして、あとの延長された分については平準化していくといったようなこと等で盛り込んだところでございます。

合併特例債の借り入れ可能額とか、あるいはまたほかの基金等の基金造成等につきましても、ここまで上限額というのは決められておりますので、そういった範囲の中で今回計画をいたしたところでございます。

以上でございます。

○18番（大津亮二議員）

それでは、それぞれ各課の意向等も十分配慮された中で、この計画も立てられているという形で捉えていきたいなと思っておりますのでございますが、それではちょっと具体的に小さいところはもう省いていきたいとは思いますが、この財政計画の3ページにございます財政計画の数値目標を出されているところですが、平成24年度から平成33年度という形で、この収支数値目標の3年後の計画なのか、それと

もこの数値は10年後の計画なのか、この目標数値の年度を教えてください。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

この分につきましては、23年度と22年度の状況が書いてありまして、そして例えば経常収支比率でありますと87.5を目標とするということが明記してありますが、これは一年一年をローリングしていますので、一年一年で状況も変わってまいりますけれども、そこを含めまして1年後と、最短では1年後ということで考えていただければありがたいと。

ただ、この経常収支比率が23年度87.8に対しまして87.5となっております。ほとんど公債費比率、実質公債費比率、将来負担比率等につきましても、全体の中では大分もう達成している分もありますけれども、ただこれを崩さないようにということで、この目標を設定しているところでございます。ちなみに、昨年度出しました目標数値とここは変わっていないところでございます。

○18番（大津亮二議員）

23年度の1年後の数値がということですので、24年度の目標数値がこの87.5という形で捉えればいいわけですかね。

それと、それでは10年間の計画を出されておりますので、概算で10年後のそれぞれの4指標がどの程度になっていくのかはコンピューター上ではじき出されるんじゃないかと思いますが、どのような数値になるのか、把握されていれば報告願います。

○財政課長（池之上幸夫）

この分につきましては、直近のものだけしかわかりませんで、将来のことについてはこの数値は具体的にははじき出していないところでございます。

○18番（大津亮二議員）

それでは、10年間の計画でありますので、数が一番高いというか悪い時期、この年度はピーク時の年度ですかね。何年度になるのかをお知らせください。

○財政課長（池之上幸夫）

この数値につきましては、何年度で一番高くなるかというのは数字的には示しておりませんが、ただこの例えば公債費の関係でありますと、最も大きくなる年度が平成30年でございます。

また、地方債等の最も大きくなる年度が24、25年度あたりでございます。それから、特定目的基金の残高見込み等も最も大きな年度は平成27年度、平成27年度といいますと、交付税等の特例措置等が28年度以降は徐々に減っていくということでございまして、最終年度といいますか、27年度でございます。

それから、地方債年度末の残高、これが最も大きくなるのが平成27年度でございます。これは、全体を特別会計等も入れましても27年度というふうになっています。個々の指標については出しておりませんが、今申し上げましたこういったもの等が大体ベースになってくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○18番（大津亮二議員）

それでは、2番目に移りたいと思いますが、10年後を見据えて何か大きな問題点はないかということで質問させていただきましたが、平成28年度以降に普通交付税が削減することが一つの課題だということですが、やはり国——地方の自治体はどうしても国、国県に頼る財政運営をしないといけないわけですが、しかしながら自主財源を高めるということと、経費節減をするという大きな課題があるわけですので、小さいところを少しこの財政計画にのっかって質問をしてまいりたいと思いますが、住民税や使用料等の自主財源の確保をするということで記載をしておりますので、財政計画の4ページにも歳入確保の方策がそれぞれ記載されているところでございます。具体的には未利用財産を売り払いしていくという計画が出されているところですが、積極的に売却を進めていくと書いてございます。具体的な目標計画も立てられているのではないかと思います、立てられていれば報告をお願いしたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

未利用地等の売却につきましては、財政計画の中では余り大きな数値ではございませんけれども、ただ施策といたしましてたくさんの未利用地を持っております。したがって、ことしも予算化をさせていただきましたけれども、専門業者を入れましたこういったもの等を入れていただきまして、売却をするというようなことを今取り組んでいるところでございます。そのほか、広報等に力を入れますが、ただ広報等につきましてはその前の段階で、この未利用地の価格評定委員会を開いていただきまして、まず金額をどの程度の金額で売ればいいのかと、そういったところ等もまずもんでいただいて、先ほど申し上げました専門業者へもお願いをしないとイケませんので、そういったところ等も拾い上げまして、今もう何回かしましたけれども、さらに最後の詰めをしているところでございます。

以上でございます。

○18番（大津亮二議員）

それでは、これからだという形でとられておきたいと思います。

次に、定住分譲の促進ということで振興住宅を今どんどん進めているところでございますが、この中では定住の見込める地域には積極的に定住分譲を進めていくと

いう形で記載されているところですけども、年々地域振興住宅も増加してきつつあって、特定の地域に一応集中してきていると思うんですが、市長としてこの記載どおり特定の地域に限定して進めていくつもりなのか、曾於市全体にも希望があればどんどん進めていく考えか、それとも一定のところで歯どめをかけるのか、そこら辺の見解を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

人口の動態も見極めながら進めていきたいと思います。しかし、市外からの分をやはり歓迎しないと交付税にもやはり影響もあるわけで、人口がふえていくとそれだけ交付税もふえていくという形ですので、これは取り組みを継続しながらいきたいと思います。

また、一定のところに、地域に集めてやるのかという御質問だったと思いますが、これは希望される地域を考えたいというふうに思っております。1戸建てというのはちょっと無理がありましようけれども、二、三戸でもその地域にお願いしたいと、住みたいということであれば、それは考慮していきたいというふうに思います。過疎の中の過疎地域を、やはり振興住宅で補うことができれば、その方向でも進めたいと、両方の考え方で進めてまいりたいと思います。

○18番（大津亮二議員）

希望のある地域ということで進めたいということと、過疎の中の過疎地域等はなかなか希望というのが少ないわけですけども、そこで一定の施策というのをやっぱり打たないといけないような状態になってくるんじゃないかなと思うんですよね。そういうところもやはり考慮してこういう財政計画等にも何らかの計画を進めていただきたいなと思うところでございます。

次に、施設使用料の見直しでは、無料施設の有料化を進めていきたいという形で書いてございますが、無料施設の有料化ということですので、具体的な施設の検討もなされているんじゃないかと思っておりますけれども、その辺も具体的に示される施設があれば示していただきたいと思っております。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

この件につきましては、具体的にこの年度からこの分を有料化しますという、今決まっているものは持っておりませんが、いろんな自主財源的なものをふやしていくには、やっぱりここいらあたりを手をつけていかなければならないんじゃないかなということで、その方向性を示したところでございます。

○18番（大津亮二議員）

具体的なものは持っていないということでございますが、やはり市民サービスの

面というのも非常にありますので、できるところはしないといけないんだろうと思いますが、やはり無料化というのも非常に大事でありますので、ぜひ内部じゃかなり検討して進めていただきたいと思います。

次に、広告収入の取り組みということで、以前私も一般質問で民間の広告を取り入れて封筒とか、そういうものも提案もしたところですが、封筒については積極的に取り入れていただいて、収入確保していただいているところですが、その取り組みとして今回は公用車にも広告とございますけども、これまでの成果、これまで取り組んだまず成果を伺いたいと思います。どの程度経費節減になったかということですね。

○財政課長（池之上幸夫）

これにつきましても、具体的な数字はありませんけども、今申されましたように封筒は広告等を入れまして、こちらのほうで市のほうで負担する分ができるだけないようにということで、業者のほうに広告等をとっていただきまして、実際それを24年度からもう使っているところがございます。これは、大封筒、中封筒ありますけども、それぞれまだ100%ということではございませんけども、そういったところ等を今取り組んでいるところがございます。

それから、いろんな業者からの相談もございます。これは、直接的に幾ら負担が軽減されたということにはならないかもしれませんが、今ちょうど1階のほうに掲示板みたいなのがあります。こういったもの等も業者のほうに宣伝等をとっていただきまして、そしていろんな公共施設、あるいは曾於市内の地図等に主だったところを載せてございます。これは業者のほうでされるわけですが、その負担等については設置費、いわゆる設置費と電気料、こういったもの等についてはこちらの負担というのではなくて、業者のほうで負担をしていただくというようなことになっておりますので、そういったもの等も数字は出しておりませんが、幾らかはためになってきているのかなというふうには感じております。

○18番（大津亮二議員）

数字は出していないということですけども、やはりこうやって計画を出す以上は、具体的な数字を出しながら、実践した結果こういう効果があがったんだという数字を見せることによって、やはり取り組む側も非常に取り組みやすいというか、いうものがあると思いますので、ぜひまた検討していただきたいと思います。

それと、公用車というのも書いてありますが、また以前提案した施設への命名権等々については検討され、どのように進めていくのか、公用車って書いてありますので、公用車、具体的にどういう広告を出すのか示していただきたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

ほかのところ等で固有名詞、その市のいろんな名称等を入れたりしているところもございしますが、果たしてそういったものを入れていいのかどうか、あるいはまたPR的なものを入れていいのかどうか、ここらあたり非常に難しいところでございます。そこらあたりを取り組みというのについては余り進んでいないところでございます。

○18番（大津亮二議員）

昼休みが来ましたが、この項だけ終わらせてください。御協力をお願いします。それでは、具体的には進めていないということでもありますけど、また検討いただきたいと思えます。

それと、やはり収益を上げるためにはやはり曾於市のまちづくりは農業、そしてまたいろんな特産品を販売する施設もできていますよね。第三セクターも道の駅もできている。依然、市民の結集のいろんな方々の努力のたまものだろうと思えますけども、収益が上がったことによって寄附をしていただいたりとかしているわけですので、やはりそういうものもやはり市民一体となった収益を上げる方策というものも、やはり検討していくべきだろうなと思うところでございますので、ぜひ別な組織ですけれどもそういう一体となった取り組みというのをしていただきたいなと思っているところでございます。

それと、歳出の削減の中で少しお聞きしたいところですが、先ほども申し上げましたけども、学校や給食センターの統合を進めるという記載があって、先日の土屋議員の質問では、給食センターは現状のよさを生かしながら当分はこのままと、小学校は平成25年度より時間をかけて検討するという、統廃合を検討するのかなという捉え方をしたところですが、ここをどう捉えればいいのかなど。

教育委員会の答弁でございましたので、教育長の答弁でございましたので、この各担当の施策と財政当局との見解というのが少し捉え方が違うのかなと、少し思ったところでございます。私がこういう施設を統廃合を勧めているというような勘違いをしてほしくはないわけですが、財政では進めると。教育委員会は、現状を生かしながら、当面はこのままだと、財政計画とはどうなっているのよという捉え方をするわけですよね。そこら辺はどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。市長なり、財政課長なり、教育長でもいいですが、誰でもいいです。

○市長（池田 孝）

25年度に深川の給食センターを、財部の給食センターのほうに統合するという考えであります。そして、2校自校式がありますが、この2校の自校式を統合するときにはさらにもう一つ踏み込んだ形の統合も、いわば市に1つという形の方向でい

くときがくるのかなと、また施設の老朽化、いろんなものを考慮しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○18番（大津亮二議員）

今、市長の答弁と先日土屋議員に対しての教育長の答弁とは、少しニュアンスが違うわけですね。教育委員会としては、現状のよさを生かしながら土屋議員の話ではいろんな事故が起きたときに対応するためには複数あったほうがいいんじゃないかという考え方で、市長としては、経費節減のために一本化したほうがいいという、踏み込んだ形でやっていきたいという答弁であるようですけれども、ぜひいろんなまた研究をしていただいて進めていただきたいなと思います。

次に、補助金、負担金の見直しということで、補助金も終期設定を行うと以前から言われているところですが、なかなかこれは非常に難しい、補助団体との関係もあって難しい状況でありますけれども、実際具体的にされますか、どのような形で、書いてありますので、具体的にどのような形で進むのかをお聞かせください。

○財政課長（池之上幸夫）

今ちょうど来年度の当初予算の編成時でございます。今ありましたように、補助金というのはなかなかカットというのは難しい面もございます。しかしながら、各課のほうにお願いしましたのは、繰り越し等が多かったりあるいはそれほど必要性がなかったり、ここにもありますように年度を限定しまして、何年間とその効果等も見てというようにしておりますが、非常にやっぱり今査定をする中で、副市長を中心として今副市長の査定の段階ですけれども、なかなか難しいなというふうには思っております。まだ、全部まとまっておりませんので、果たしてこちらあたりがどのように動いていくのかちょっとわかりませんが、取り組みだけはしているところでございますが、実を結ぶかということそこらは難しいところでございます。

○18番（大津亮二議員）

慎重にぜひ対応していただきたいなと思います。この項の最後の10年後の目標数値は大変厳しい数値と思われるがというところでございますが、このやはり財政計画の11ページとか12ページとか見させていただきますと、積立金が平成29年度からほぼできなくなると、また建設事業費が平成28年ごろからは、平成27年度までは40億ほど建設事業費があるわけですが、パークゴルフの関係も少しはありますけど、それとは少し、それだけではないなと思うわけですが、平成27年度までは40億円、しかしながらその後は25億円と大きな建設事業費の減額になってくるわけでございます。現在から見ても非常に厳しいまちづくりへの投資かなと思うわけですね。この数字を見ると、10年後のまちづくりはどうかかなということを考えてしまい

ますが、こういう数字になっていく現状というのをお知らせいただきたいと思いません。

○財政課長（池之上幸夫）

財政計画をつくります中で、後ろにいけばいくほど言葉尻は悪いんですが、つじつまが合わなくなってくる。なぜかといいますと、歳入の予測と、歳出の分とそこにギャップが出てまいります。しかし、計画をつくる以上は歳入と歳出を合わせなければならぬ。そうしますと、先ほどおっしゃったように後ろのほうの数字が苦しくなるものですから、歳入については同じような金額が後ろのほうにいくほど、同じようなものもが並んでくると。そこは、将来が見通せないということ等もありまして、そのようになっているわけでございます。

普通建設事業につきましても、大きなもの等についてはそれを計算に入れておりますけれども、財政規模の10ページにも示してありますが、いろんな起債等もいいものを使うというふうにしておりますけれども、やはり大きなもの等を除きますとなかなか普通建設事業費もぐっと減ってくると、果たしてこれでいいのかといったような疑問もございますけれども、財政計画上はこれが一つの目標でございまして、これをもとにやっていくと。ただ、申し上げましたように一年一年で見直しをしていきますので、この状況等は少しずつは変わっていくとは思いますが、大きな変更等を迫られることがあるかもしれません。しかし、今の段階ではこの財政計画にのってやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○18番（大津亮二議員）

非常に、厳しい状態かなというような気もしますけれども、やはり我々議員、そしてまた市を預かる市長を初め、市当局の皆さん方もやはり10年後のまちづくり、やっぱり曾於市はどうなっているのかなという想像図をやっぱり大体描く、描きますよね。そのためにいろんな施策を打っていくと思うんですよ。そのときに、この財政計画を見たときに、曾於市の10年後がどうなっているのかなという、先ほど言いましたように積立金がない、建設事業基金、事業費は大幅にカットされていくということを考えたときに、曾於市の10年後のイメージ、そういう曾於市の町のイメージがなかなかさらに今より苦しいのかなというようなイメージを持ってしまいますけれども、そうならないためにいろんな計画を打ちたてていかないといけないわけですので、いろいろとまたぜひ内部で検討していただいて、いい計画を10年後もよかったというようなまちづくりをやっぱり立てないといけませんので、この項の最後で市長より10年後の曾於市のイメージを、この計画を立てられた後のイメージをぜひ述べていただいて、この項の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

10年後のイメージ、非常に厳しいわけであります。交付税が減っていく中でありますが、有利な起債という方法でやはり合併特例債がもう5年間は延長をされたものの、金額は据え置かれたままであります。これを今、九州の市長会、全国の市長会でも継続になった分を金額もまた考慮してほしいと、見直しをしてほしいという要望も出しておるところであります。

また、過疎債もこれも期限がありますので、そうしたものも継続でということでは要望等いたしております。そうしたものは、安定できればまたいろいろと10年後も今のような状況の中で進めたいというふうに思いますが、国のほうの景気がどうなっていくのか、非常に気になるところであります。また、曾於市においても景気というのが非常に重視されてくるというふうに思っております。ですから、厳しいものと思いながら、10年後を見据えた計画を立てたということではありますが、やってみるとわからんというのが事実であります。一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため大津議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時15分再開いたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 12分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、大津議員の一般質問を続行いたします。

○18番（大津亮二議員）

次に、通告しておりました防災対策に入らせていただきたいと思いますが、その前にやはり財政計画について先ほど質問させていただきましたけれども、市長答弁そしてまた教育長答弁と少し食い違う面もございますので、当局におきましてはしっかり詰めをしていただいて、やはり計画ですので、長期計画でありますので、しっかりとしたつじつまの合うような回答をしていただきたいなと要請しておきたいと思っております。

それでは、防災対策について移りたいと思っております。

防災計画について重視されている点はということで質問させていただきましたけれども、基本法にのっとって防災計画は立てられて、特に風水害等を重視されているということでございましたが、やはりあらゆる方面から検討されて計画を立てないといけないと思っておりますが、昨年度、東日本大震災というのが本当に起こりまして、

全国の人々が痛みを分かち合い、そして多くのボランティアの方々が支援・復興に力を注いでこられたと思います。本市からも多くの職員の皆さん方がボランティア等に支援に参加をされて、曾於市としても支援してきたところでございますが、日本人のよさというのが改めて確認をされたなと思っているところでございます。

このような災害というのを、この教訓というのを多くのところで生かしていかなければならないと考えるところでございます。私も機会がございまして、5月にボランティアで1回参加をさせていただきました。雨靴を履きながら、スコップを持ちながら、山元町というところ、観光ボランティアではございましたが、海岸端をスコップで掘り上げながら多くの人々がともに汗を流して復興に力を、微々たるものでございますが、実際被災地を見て感覚的にどういうものであるかということをやっぱり感じるとということが非常に大事だと思いましたので、自費ではございましたが参加して、何らかの後で糧になればなと思って参加をしたところでございます。

またその後、商工会の視察でも参加させていただくことがございましたので、いろいろと感ずるところがあつて、今回防災対策についてということで質問させていただいたところでございます。そこで、多くの職員がボランティアで参加をしていただきましたけども、市長、課長なり三役なりこの被災地というところに足を運ばれたかどうかわかりませんが、実際聞いたことはちょっとわかりませんが、実際足を運ばれたのでしょうか。

○市長（池田 孝）

私は行っておりません。ほかはちょっとわかりません。中山副市長は行ったということですが。

○18番（大津亮二議員）

防災計画の担当になるでしょうけども、総務課長はどうですか。

○総務課長（大窪章義）

行っておりません。

○18番（大津亮二議員）

やはり、やっぱりこれだけの大きな大災害が起きたところでもありますので、いろんなところに教訓というのが当然出てくるんじゃないかなと思いますが、当然被災直後は行政、また議会もそうですが、余り仰々しく参加すると非常に向こうにも迷惑をかけるんじゃないかということで参加をしていないというのが実情だろうと思いますが、やはり実際見るとということが非常に大事ななと私は思いますので、ぜひまた機会があつたら足を運んでいただきたいなと思っているところでございます。

そのようなことで、防災計画に生かさないといけないということですが、職員の皆さん方の、ボランティアで参加された職員の皆さん方の意見というのを、そして

またこの防災計画に参考にされているのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思
います。

○総務課長（大窪章義）

27名の方に行っていただきましたが、参考といいますか、集まって協議というの
はまだやっていないところでございます。

○18番（大津亮二議員）

個々の参加者の報告はそれぞれ市長なり三役の皆さん、報告があつてそしてまた
ビデオなり報告があつて聞いていらっしゃると思いますけども、やはり個々だけで
はなくて、やはり1回参加された方々を一堂に会して、曾於市のためにどういう対
策がとれるのかということの会議というのがやっぱり必要になってくる、するべき
じゃないかなと思うんですよね。やっぱりすることによって何かがまた、市民の命
を守るということにつながってくるのではないかと思いますけれども、やはりこの
件についてはどう考えられますか、市長。

○市長（池田 孝）

私も行こうと思って日程調整などしたんですが、特に大船渡市に職員を派遣して
おりましたので、当時行こうと思っていろいろ日程調整したんですが、非常に交通
の便の当時悪いところで行けなかった。断念したところでありました。職員は帰っ
てきたときに全員がそれぞれ帰ってまた写真を提示したり、いろいろ反省を聞いた
ところであります。一堂にしてそのような会をまだ持っていないということなので、
今後早目に段取りしてそのようなことにしたいと思えます。また、この前は、
大船渡市の市長さんも曾於の市役所までお見えになっていただいて、お礼等も言っ
ていただいたところであります。

○18番（大津亮二議員）

ぜひ、貴重な体験をした職員でありますので、体験をまちづくりに生かしていただ
きたいと思えます。

次に、南海トラフ地震は本市への影響はないのかということで質問させていただ
きましたが、最大震度6弱と、また志布志へ津波が36分後に到来という報告でござ
いました。また、この地震によって山崩れとか、建物とかそれぞれ起きるんじゃない
かという想定で、想定というか報告でございましたが、このような南海トラフ地
震も想定した防災計画を立てられているのか、そこら辺はどうなったのかお聞かせ
ください。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

南海トラフにつきましては、第2次報告ということで東日本から日向灘沖までの

大きな切れ目といいますか、そこが揺れたときにどうなるかという想定が今、検討中でございます。最終的な報告というのはまだちょっと聞いていないところですが、それぞれのケースに応じて数値は握っております。大きな地震が最終的には起きればくるんじゃないだろうかということですが、鹿児島県と宮崎県の被害予想というのは思ったより低くて、特に鹿児島県は低かったわけですけど、しかし曾於市は都城盆地に位置しているということで、その数値は宮崎県を見たほうが確率は高いのかなということで、6弱というのは鹿児島県側5強から5弱あたりが普通なんですけど、曾於市だけが宮崎県よりで数値があらわれてきております。

こういう数値が今からも次から次と塗り変わって出てまいりますので、ここあたりは参考にしながら計画を進めていきたいと考えているとことです。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

いろいろ検討されているようでございますが、やはり曾於市は陸地だから津波は心配いらぬという、そこで気の緩みというのが出てきそうな感じもしますけれども、やはり津波だけでなく、やはり曾於市は山間部があつて、河川等も危険な箇所もあるわけですが、あらゆるシミュレーションをしておく必要があるかと思いますので、ぜひいろいろ協議いただきたいなと思います。

次に、③番目、もろもろの災害が想定されるが、防災計画で備え大丈夫かということで質問させていただきましたけど、組織体制はしっかり組まれているようでありますので、しっかりとした組織系統で動けるような体制を組んでいただきたいと思いますが、ただ防災計画の中に曾於市の場合は危険箇所というのがあらゆるいろんな面で提示を、分野で提示をされているところでございますが、土石流の危険箇所が106カ所、急傾斜地の崩壊危険箇所が150カ所、砂防指定地区が188カ所、山腹崩壊危険地区が505カ所という具合に大体書いてあるようでございます。そしてまた、交通途絶予想箇所というのも14カ所、そして河川で危険と予想される河川が5カ所と、この防災計画には書いてございます。この数字を見ると、すごい危険箇所がたくさんあるなと改めて実感するわけでございますが、このような危険箇所が市民にどれだけ周知されているのかなと。

例えば急傾斜とか、砂防指定地区とか県の指定地区になっているところは看板がよく見受けするんですが、曾於市独自でこういう危険箇所の表示が市民に対して危険ですよと、告知看板みたいなものが表示されていないような気がしますが、どうなっているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（大窪章義）

総務課の災害担当で独自で危険箇所を立てている注意事項はございませんが、市道等におきましてはここは危険であるよというようなのが数箇所立てられているということでございます。

○18番（大津亮二議員）

今後どうされるかお聞かせください。

○総務課長（大窪章義）

現在、防災マップが少し大まかなものが3地区ございます。これにつきまして今、当初予算の途中でございますが、もう少し詳細なものがないかということで、地図情報を使ったマップの中に落とし込みをやるという計画を立てております。

この計画で、地域の裏山の危険なところ、道路の危険な箇所、こういうことを落とし込んでいきますので、この計画と同時に今御提案がありました危険箇所の表示とか、そういうのを検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

検討するというのでございますので、ぜひ進めていただきたいと思います。それと、この防災計画の中には橋梁とかトンネル、トンネルもないわけではございませんが、それらの危険箇所の表示はないわけですが、曾於市はこの関係は大丈夫と捉えてよろしいでしょうか。

○建設課長（高岡亮蔵）

橋梁につきましては、橋梁長寿命化計画をつくりまして調査をいたしました。そして、その結果に基づきまして本年度より旧町1カ所ずつの橋梁の補修をする予定で予算をいただいております。今調査をしまして、今後発注をしていくということになるかと思っております。トンネルにつきましても、今度のトンネルの崩落事故等がございまして、調査等はいたしておりますが、危険箇所としてのトンネルはないということで認識いたしております。

○18番（大津亮二議員）

トンネルは危険箇所はないと、そして橋梁の場合は長寿命化計画の中で点検され

て計画がなされているようではありますが、ただ地震が来た場合、どの程度の地震とかそういう災害に対応できるものになっているのか、そういうものがやはり把握してこういう防災計画等に載ってないと、今後今総務課のほうで防災マップを作成されると、危険箇所も表示するという話でありますので、ある程度の危険な事態が起きたときには危険ですよというある程度の把握というのが必要になってくるかと思いますが、建設、土木、耕地も含めて連携するべきじゃないかなと思いますが、総務課長なり、建設課長なりお答えください。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

先ほど議員が申されました各危険地区の件数、これはそれぞれの主管課からいただいでつくってあります。防災計画をつくる中でお互いの課で協議しますので、その中で再度検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷口義則）

橋梁は、橋梁関係。

○建設課長（高岡亮蔵）

震度の関係で申しますと、まず曾於市の建築物の耐震改修促進計画というものを24年度に策定いたしております。その中で曾於市における地震規模の設定ということでは、全国どこでも起こり得る直下の地震ということで、マグニチュード6.9度の地震を発生した場合を想定ということで、建築物、建物等にかかけましても耐震化が木造の場合47%、非木造は90ですが、平均しますと48%ということで、その耐震化を上げていこうということで、耐震の補助制度も診断、それから工事等も昨年から予算をお願いしておりますけど、なかなか実績のほうは上がっていかないところでございます。

橋梁につきましては、地震に対しまして確実にその橋が落橋をすとか、そういうものについては国道であるとか、県道であるとか通行が非常に重要な路線につきましては、国県のほうで落橋をしないような措置というのは今どんどん進められておりますけれども、市道に関してはまだそこまでの重要性がないといえますか、交通量とかそういった面ですね、そういった面ではちょっと今のところその耐震化という、今橋梁の長寿命化の関係で対応できる分はそういったことも含めて対応したいと考えておりますけれども、その耐震というよりはその長寿命化のほうは今力を置いてやっているところでございます。

○18番（大津亮二議員）

全ての橋梁について点検、市が管轄する橋梁については把握しきれないような感

じではありますけども、やはり事態を考えたときにはいろいろ点検すべきだと思いますので、いろいろと研究していただきたいなと思います。また、いろいろと総務課のほうでも周知の方法を検討されているようでありますので、ぜひ検討されて再点検をされて記載するべきところはぜひしていただきたいなと思います。

次に、④の避難所関係についてでございますが、防災計画にも書いてあり、一般的には旧町で1カ所ずつの避難所を設置し、そしてまたそれぞれ校区で学校なり体育館なりを指定された表示もあるわけですが、曾於市の特徴というか、起伏が激しかったり、校区によっては大きな河川をまたいで避難所に行くのにも、はっきりいって避難所に移動するのに危険だという箇所もたくさんあるんだらうと思うんですよ。私の高岡もだし、山間部に位置する櫛もそうでしょうけど、この前、3年前ですかね、起きた中谷の災害でもそうですよね。非常に危険なところがあると思うんですが、そのような意味でこの避難所が現状のままでいいのかなと、地域にあったようなやはり校区一つではない、また地域にあったような避難所の第3の、第1弾、第2弾、第3の避難所というか、そういう位置づけも必要になってくるんじゃないかなという、そういう趣旨で今回質問させていただいておりますが、そこら辺までは把握はされていないか答弁を求めます。

○総務課長（大窪章義）

避難所の場所の問題でございますが、今、末吉が13地区、それから財部が8地区、大隅が11地区、合計32でございます。避難所につきましては、市長が申しましたように学校等を中心に行っているわけですが、耐震性、それから河川の影響を受けないところ、そういうところが主なところになっておりまして——済みません、財部と大隅地域、全部回っておりませんので位置関係がちょっとふなれではございますが、今ちょっと財部の支所長に聞きましたところ、見直しのものは必要であろうというふうにおっしゃっております。また、末吉が13カ所、ほとんど学校でございますが、このあたりにつきましては、全体的に早目に避難を呼びかけていただくという手法をとっております。もう嵐が吹きまわる、大雨の最中にはできるだけ移動しないよということ、早目の警戒本部を設置して避難を呼びかけますので、ここあたりは場所の選定を再度確認を、調査しながら避難体制をどうしていくかということ、本部のほうでも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

避難体制、本当に段階段階に応じて研究しないと、本当に先ほど言いましたように避難するうちに被害に遭うということになりますので、ぜひ研究していただいて、また防災組織、また消防団等ともいろいろ連携しながら研究していただきたいなと

思います。

5番目の自主防災組織の関係であります。99.7%は組織をされていると。公民館単位になるということですが、以前は小さい自治会単位とか、複数の自治会単位でという感じでされて、公民館単位に今、改めてつくり直しているという考え方であるようではありますが、今公民館単位を改めて再結成をさせようという動きで、今動いている最中ではあるんだろうと思いますが、実際公民館単位で自主防災組織ができたときに、校区民がいざ事が起きたときに、小さい単位のほうが実際機能するのかなと私は個人的に思うんですけども、市長の答弁では公民館であって、下部組織的な自治会単位の組織が望ましいと。当然そうだろうと思います。そこをどうやって機能させるかというのが、非常にこれからの課題だろうと思いますが、このための具体策というか、どのような計画で動かしていくのか答弁を求めたいと思います。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

組織体系につきましては、今公民館長さん方を御集合いただきまして話し合いなどをするわけですが、ことしもまたしていきますが、その中で今まであった組織をやはりどうするかという質問がございました。先ほどの答弁のとおり傘下の、今の公民館の傘下のもとに置いてくださいということは話しましたが、実際話をしてみますとなかなか今までは形だけのものであったというのが現状でございます、下部がですね、下部の傘下に入るものが。実際活動がなされていたのかというと、一部でしかなかったということも聞いております。

そのために、ことしあたりは下部組織の育成と今までできたところをないがしろにせずに、同じ組織の中に入れてくださいということをお願いしようかというふうに思っております。ただ、自治会の現状は皆様も御存じのように、非常に高齢化しておりまして、人を運ぶのにも高齢化が進み運べないという状態もありますので、このために要援護者等の組織等も使いまして、新たなそういう組織と一緒にした形づくりを考えていかなければならないものというふうに考えておるところです。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

今総務課長が言われたように、今までの本当に組織というのが、組織化はこの計画の中でもされているけれども、実際実働的に訓練した経過も、実際自治会に住んで、私のところの自治会も書いてありますけど、このような訓練をしたことがないなど、いつしたのかなというようなことで思うところがございます。実際がそうなんじゃないかなと思うんですね。やはり公民館単位でも公民館周辺の自治

会は訓練に参加ができるけども、公民館周辺ではない自治会の方々は、実際そういう訓練に参加するという、なかなかないんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺をどう対応するのか、やっぱりいろいろ研究、これも研究すべきだと思います。小さい単位でするにしてもいろいろ防災マニュアルというか、避難訓練の道筋というか、この6番、7番にも関連していくかと思いますが、やはり訓練そしてまた自治会ごとの組織を充実させるためにも、いろいろなマニュアルというか、そういうものをやっぱり検討すべきじゃないかなと思いますので、いろいろ研究していただきたいと思います。

次に8番目、住宅用火災警報器の設置状況ということで、1万4,600戸のうち8,300戸、57%の普及率と。昨年、23年の4月ということですので1年前ですかね、1年前の、1年半前の実績で報告があったところですが、その後いろいろと地域に入るとこの火災警報器の話もう立ち消えになっているかなというような感じがするわけですね。50%ちょっと強でありますので、2軒に1個は設置がされていないと、見方によっては半分しか設置されていないわけですので、やはり喫緊のこれも大きな課題だなと思います。

法で決まっているのに設置をされていない、推進体制が甘いんじゃないかなと思いますが、この数字を見て市長なり、総務課長はどう思われますか。

○総務課長（大窪章義）

設置率が悪いということでございます。これは、消防署とタッグを組みましてやっているところなんですけど、22年度に推進員を置きまして、各家庭を3支所とも回っていただきました。その22年度の最終結果ということで、今のさっきの数値を申し上げたところでございます。その後、推進をいたしますのは消防団の春と秋の警戒、このときに全戸査察をいたしますが、そのときにこういうチラシを持ちまして、全戸にお願いに回っているところです。これと、ことしの先ほど出しました12月の広報紙の中に設置していただくような1ページを割きまして載せてあるところです。

ただ、どうしても進まないというわけの一つに高齢であり、なかなかそういう高所のところに手が届かないというような御家庭もあるようでございます。消防団等に行っていただくときには、そういうときには極力協力をしてくださいということをお願いを申し上げておりますが、一つネックになっておりますのが、市が業者を斡旋できないと。一つの業者だけにここの業者ののを使ってくださいませんかということもいえないということで、非常にそこが消防署とも話し合いましたが、ネックになっておりまして、消防署といたしましては各自治会の自治会長さんに、もしみんなで買うのなら買う方法論を考えますので呼びくださいということで、昨年度そういう事業をやったところですが、なかなかそれも結果が得られないというの

が現状でございました。

今後、推進していかなければなりませんので、もう少し何かアイデアを出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

実際調べれば57%じゃなくて、まだ実際は高いのかもしれないと思うんですよ。私もうちで設置はしていますが、実際設置していますかという調査がいつあったけねっていうことで、うちの女房とも話をしたところですが、実際そこら辺のチェック、設置確認というのが実際はされていないような気がせんでもないんですよ。そこら辺は実際どうだったのかなと。また、だから改めて自治会長なり、そしてまた総務課長が今言われた高齢者でどうしても設置できない世帯については自治会長を通じて消防団の皆さん方に協力いただいて、設置を進めるとか、やっぱそういう具体的な手段というのをどんどん進めていっていただきたいなと思っているところです。

やはり火災ちょっとした、台所にはつけなくてもいいですが、台所につけるとすぐ火災報知器になります。うちの女房もすぐ失敗してなったって失敗しますけども、ただそれだけ感知がいいということですよ。ということは、やはりつけないといけなと。寝るところと階段だったですかね、そういうところにはつけないといけなということになっているようですので、ぜひ積極的に推進していただきたいなと思います。やはり備えがあれば憂いなしといいますので、積極的に進めていただきたいと思います。

次に、大きい3項目めに移りたいと思います。

再生可能エネルギーの取り組みについてということで、先ほど設置計画等々把握されている数字について報告がなされたところでもございました。5カ所ほどだったですかね。民有地も含めて、そしてまた太陽光については3カ所ですかね、会社名も報告をしていただきましたけども、それではこの太陽光等について3カ所ということでございますが、迫議員の質問ともダブるかもしれませんが、改めてその予定面積、2カ所は大隅北中の跡と、平沢津のものは報告があったと思いますが、もう1カ所の財部のところについては報告がなかったような気がしますので、改めて3カ所の予定面積と計画パネル数また電力見込み数ですかね、わかれば報告をいただきたいと思います。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず財部の正部——申しわけございません、市有地でしたですね。財部は大迫地

区に市有地1.5haございます。ここはまだほかの詳細についてはまだわかっておりません。面積は5町歩ぐらいあるそうですので、そのうちの1.5町歩ということで、1.5ということですね。

それと、大隅の北中学校は先ほども言いましたように、1万2,500m²ということでございます。ここは約900kWということで、パネルの枚数が4,280ということで、それと南之郷の平沢津、ここは約3ha、発電量が2MWと、パネルの枚数が8,200ということでございます。これも、いずれも年明け着工、それと発電といたしましうか、その予定をされているところでございます。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

財部のものについてはまだ1.5haだったのですかね、1.5町歩が計画をされているようではありますが、詳細についてはまだわからないということではありますが、それで大隅、末吉の分をあわせて迫議員の答弁では3,000戸分の対応ができる計画になっているということで捉えていいのですかね。この財部はわからないわけですので、この2カ町分でこの実績ということでいいのですかね。確認を。

○企画課長（岩元祐昭）

対象戸数ということで捉えて申し上げますけども、大体1MWで200から300戸数の発電量と平均ということで私ども伺っているところでございます。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

それでは、市のメリットというところでちょっとお聞かせいただきたいと思えます。この再生化のエネルギーを取り組む、どうしてもこの時代でありますので積極的に推進していかないといけないわけですが、曾於市としてのメリットは土地の賃貸借分だけということによろしいのですかね。そのほか、例えば会社が本社をおこして、こちらにおこしてその会社の収益が、所得税等が入ってくる可能性もあるのか、それとも先ほど土地の賃貸借分だけしかないのかお聞かせください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず賃貸借になるか、希望されておりますので、賃料が曾於市には入ってくるといことで、あと機械というか発電の、ですので固定資産税関係が発生するのかと思っております。それと、雇用についてはもう草刈り程度ですので、臨時的な方のお願いしかないと考えております。あと、法人税等については事業所がこちらに設置されれば、そういった事業所の税金というか、そういうのが入ってくる可能性もあるということと理解しております。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

固定資産税とか、法人税とかこの見込みを立てるのはなかなか難しいんですけど、ざっとどれくらい入るような計算になるかわかれば報告をください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

今、この3カ所につきましては進行中ですので、経済産業省なり、九州電力のまだ認可といいましょうか、申請中ですのではっきりとしたことをまだそこまで計算していないところでございます。

以上です。

○18番（大津亮二議員）

わかりました。また、いずれわかってくるのかなという気がいたしますけど、また見守っていきたいなと思っております。

それと、市有地について特にいろいろと今決まっています大隅北、また平沢津、正部ですかね、市有地であって処分する、当然積極的に処分もしていかないといけない。処分というか、有効活用していかないといけないと私は思いますが、ただそこには長年培ってきた住民という、協力していただいたりいろんな面でその地域を愛して、特に大隅北であれば中学校跡ということで、また平沢津の皆さんでいけばグラウンドゴルフをされたりとか、いろんな面で地域の人たちが愛着を持っている地域でありますので、やはり地元住民の意向を十分に酌んでいただいて、1回設置すると表面上パネル板がぱつという形でありまして、足を踏み込むこともできない。また住民が触れ合うこともできないような状態で、どっちかといったら異様な光景といえば異様な光景があるような感じがするわけですよね。そこらはしっかりと住民の意向を酌んでいただきたいなと思っておりますが、いろんな要望等についても対応していただきたいと思っておりますが、市長の見解を求めたいと思っております。

○市長（池田 孝）

地元説明会を開いたところもありますし、またこれからのところもあるところで。ですから、そのような要望等を受けながら、また市で対応できるもの、また業者をお願いするものあろうかというふうに思います。迷惑をかけないように、その地域が活性化できるように進めなければなりませんので、弱体するといけませんので、その気持ちを持って対応してまいりたいと思っております。

○18番（大津亮二議員）

それでは、最後の太陽光以外の再生可能エネルギー発電計画ということで、今のところ検討はないというか、把握はされていないような感じではありますが、水力と

か、風力とか、地熱とか、火力とかいう話になるでしょうけれども、一番小型でできるのが水力発電というのものないわけではない。また、風力も対応できないわけではないという、曾於市の場合はそういう感じがいたしますが、特に水力でとんとできるのかできないのかというのはちょっと別個の問題として、曾於市には畑かん施設が2カ所ありますよね。全然所管外、農水省の事業でしょうけれども、そこには大きな水がパイプラインでどンドン引かれてくるという、そのパイプラインの水を利用して水力発電はできないのかなという、小さい小型の水力は井堰ですかね、用水路等についてはなんかできそうな感じは見受けたんですが、そういうパイプラインに等についてはこの水力は活用できる可能性があるのか、それとも絶対不可能なのかお聞かせいただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

以前、末吉町時代に東部の中岳ダムからファームポンド、そこらあたりをお願いしたところでしたけれども、全く不可能であるということでありました。常時ダムからファームポンドに落とすわけじゃない。ファームポンドに優先して持って行って余ったのをダムに持っていく、今度はファームポンドが足りないときに使うということで、ちょっと不可能であるという答えが出たことがありました。

北部においては自然流下でダムに行くんですが、今度はファームポンドにはポンプアップで上げるという形になっておりますからちょっとこのダム、国営の畑かん施設についての水利用による電力発電は難しいかというふうに思っております。

そして、用水路関係でずっと以前調査をされております。それで2カ所可能だということであったんですが、今その業者も今のところこちらに見えていらっしゃいませんし、全くそのような状況がつかめない状況であります。できるならば水力が24時間発電しますので、稼働しますから一番いいのかなと思っておりますが、今のところその見通しがついていない状況であります。

○18番（大津亮二議員）

なかなか現実的には無理なような話もいたしますが、いろいろと次代を担う再生可能エネルギー対策でありますけれども、また企業が行うものもございますし、また一般家庭がまた独自につけていくものもあって、売電価格が今いいということでいろいろと推進がなされている。またこの価格というのが、いつまでも同じような価格かといったらまた疑問かなという気がするところでございます。

そのようなことで、それぞれ自治体でも支援をしたりとか、そういう動きがなされているんじゃないかなと思うんですよね。そういうところで、やはりいろいろ自治体の政策としてどうするのかというのを同僚議員等もいろいろと質問をするところであろうかと思っておりますので、ぜひいろいろ研究していただいて、曾於市ならではの

のこういう再生可能エネルギーへの施策としての対応を積極的に対応していただきたいなと思います。

以上、大きく3項目について質問してまいりましたけども、やはり10年後の曾於市、将来の曾於市に住んでる人々が本当に元気で、一人一人が本当に光輝くようなまちづくりをしていかなければならないと思うところがございます。そのような意味で財政計画、防災対策、再生可能エネルギー対策というのを大変重要なことでもありますので、当局一丸となってまた我々議会も議論をしながら、10年後に本当にあのとき議論してよかったなというようなまちづくりを進めていかないといけないと思いますので、そのためにトップリーダーである市長、首長がいろいろとまちづくりの思いというものを出して、かじ取り役をしていただきたいなと思いますので、最後に決意をお聞きしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（池田 孝）

御意見を3つの項目でいろいろと示していただきました。ありがたく受けとめて今後のまちづくりに生かしていきたいと思います。まず、安心安全、そして災害のない町、そしてまた経済の向上、いろんな面で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日11日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時57分

平成24年第4回曾於市議會定例会

平成24年12月11日

(第5日目)

平成24年第4回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成24年12月11日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 議案第63号 曾於地区介護保険組合理約の変更について

第2 議案第58号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

（以下4件一括議題）

第3 議案第59号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）

第4 議案第60号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）

第5 議案第61号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）

第6 議案第62号 指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）

（以下2件一括議題）

第7 議案第64号 曾於市の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第71号 曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（以下5件一括議題）

第9 議案第65号 曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第66号 曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第11 議案第72号 曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第12 議案第73号 曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

第13 議案第74号 曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

(以下5件一括議題)

- 第14 議案第57号 団体営土地改良事業の施行について(立馬地区)
第15 議案第67号 曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
第16 議案第68号 曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第17 議案第69号 曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
第18 議案第70号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
第19 議案第75号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について(第4号)

(以下3件一括議題)

- 第20 議案第76号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について(第2号)
第21 議案第77号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について(第3号)
第22 議案第78号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第3号)

(第5号の追加1)

第1 議案撤回の件

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 今 鶴 治 信 | 2番 | 九 日 克 典 | 3番 | 八 木 秋 博 |
| 4番 | 土 屋 健 一 | 5番 | 山 下 諭 | 6番 | 原 田 賢一郎 |
| 7番 | 山 田 義 盛 | 8番 | 大川内 富 男 | 9番 | 西 川 熊 則 |
| 10番 | 大川原 主 税 | 11番 | 吉 村 幸 治 | 12番 | (欠 員) |
| 13番 | 渡 辺 利 治 | 14番 | 海 野 隆 平 | 15番 | 久 長 登良男 |
| 16番 | 五位塚 剛 | 17番 | 漆 間 純 明 | 18番 | 大 津 亮 二 |
| 19番 | 迫 杉 雄 | 20番 | 坂 口 幸 夫 | 21番 | 徳 峰 一 成 |
| 22番 | 谷 口 義 則 | | | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

- 事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男
参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

- 市 長 池 田 孝 教 育 長 植 村 和 信

副市長	中山喜夫	教育委員会総務課長	安田徒務
副市長	末廣光秋	学校教育課長	森山勇
総務課長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	小濱義洋	市民課長	切通宏
財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	大隅支所保健福祉課長	迫田雪春
財政課長	池之上幸夫	保健課長	大休寺拓夫
税務課長	山口十蔵	経済課長	富岡浩一
会計管理者・会計課長	精松実隆	耕地課長	吉田誠得
		畜産課長	神宮司寛
		大隅支所産業振興課長	野村春夫
		建設課長	高岡亮蔵
		水道課長	福岡隆一

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。
最初に、本日の仮議長に久長登良男議員を指名いたします。

日程第1 議案第63号 曾於地区介護保険組合規約の変更について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第63号、曾於地区介護保険組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第63号、曾於地区介護保険組合規約の変更について

については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第58号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第58号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）を議題といたします。

ここで議長席を仮議長と交代します。

（議長交代）

○仮議長（久長登良男）

地方自治法117条の規定によって、谷口議長及び渡辺副議長の退場を求めます。

（谷口議長、渡辺副議長 退場）

○仮議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので順次発言を許可します。まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

通告に基づきまして具体的に、まず4点質問いたします。

ユズの搾汁センターの指定管理者の指定についてでございますが、質問の第1点は、市長に質問いたします。

これから後で提案される議案も幾つか含まれておりますが、今回の12月議会では指定管理の議案が幾つか出されております。

質問であります、この指定管理を指定するに当たって、最も大事な一つは言うまでもなく、1年間の指定管理料を幾らで定めるかであるかと思っております。指定管理料の重要性と申しますか、指定管理を指定するに当たっても、最も大事な一つであると思っておりますが、この点で市長の認識、見解を求めます。これが質問の第1点。

それから質問の第2点目は、この搾汁センターの現在の組織体制、役員、職員を含めて、どういった組織体制になっており、あわせて年間の運営は金額を含めて、どれぐらいの年間の運営がなされているか。これが質問の第2点目。

第3点目は、今回の指定管理者指定の提案に至った経過についても説明してください。具体的には、入札の形態はどういった形態、例えば競争あるいは随意契約を含めてどういった経過があって、そしてその中にはほかの団体が、あるいは業者がどういった団体等が入札に関与したか、参加したかを含めて経過を説明してください。

第4点は、搾汁センターの一応提案でありますけれども、1年間の指定管理料は

幾らでこの団体とは、一応合意に達しているのかどうか。

以上、4点です。

○市長（池田 孝）

「ゆず搾汁センター」の指定管理であります。これは旧末吉町からユズの推進を図ってきたところであり。以前あったものが古くなり、2年前でしたか新しく改築も行い、そして機械も新しく入れたところでありました。

そしてまた植えつけの量もふえておりますし、収穫量も今後ふえていくものというふうに思っております。これが第三セクターの食彩センターに指定管理をしてきたところでありましたけれども、今回も、やはりこれまでのユズの加工、開発、そしてまた販売までやってきておるわけですが、引き続きこの同じ業者にやらせたほうがいだろうというふうに考えておるところであります。

そのようなことから、無料という形で、まだそう採算が軌道に100%乗った状態ではありませんので、そのようなことで考えております。ほかについては経済課長より答弁させます。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

ちょっと質問内容が私把握できませんけども、とにかく曾於市として今後もユズは推進していきたいというふうに思っております。そうした中に、基本的にこれまでやってきた会社のほうでしっかりとこれを運転していただきたいというふうに考えております。

ですので、いろいろなこの管理を指定するに当たっては、私は入っていない指定管理の委員会のほうで協議はなされております。そこで無料ということが決定をなされておるわけですが、私はそこで、口出し等を一切行なっておりません。そのようなことで、先ほど申し上げたことで御理解を賜りたいというふうに思っております。

○経済課長（富岡浩一）

次の御質問で、組織体制、運営を含めたものということでございますけれども、ユズの搾汁につきましては10月から11月にかけて、農家からユズを集荷いたしまして、一次加工として搾汁と皮の処理を行なっておるところでございます。果汁につきましては18ℓ詰めをいたしまして、皮のほうは10kgずつダンボールのほうに詰めて、いずれも冷凍保存をいたしまして、保存はメセナ食彩センター、指定管理者でございますけれども、こちらのほうの二次加工等に出荷を行っているところでございます。

現在の組織体制といたしましては、親会社でございますメセナ食彩センターの職

員の方が、正職員の方を2名、そしてパートの方々を、ことしにつきましては6名の方を募集いたしまして、計8名体制で搾汁をしてきたところでございます。

運営につきましては、市のほうの予算といたしましては、収入はもう全くない状況でございますが、災害保険料ということで1万1,000円余りを出しているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○経済課長（富岡浩一）

あっ、役員体制でございますか。ここはメセナ食彩センターからの職員の派遣ということで、その母体といたしましては、食彩センターの体制ということになりますので、それでよろしいでしょうか。

メセナ食彩センターの役員につきましては、会長以下6名の役員の方と幹事が2名いらっしゃいます。そして、そのほかに職員といたしまして正職員が5名、1年契約の方が8名、そして南畜より出向が2人おられます。そしてまた臨時職員の方が2名ということで、母体となります食彩センターは17名の職員で対応しているところでございます。

続きまして、今回の指定の経過等でございますけれども、今、申し上げましたとおり搾汁センターにつきましては第三セクターでございますメセナ食彩センターと業務連携が不可欠ということで、過去5年間の食彩センターの業務内容や事業実績を継続していくことが必要と判断いたしまして、非公募という形で指定をさせていただきたいと思っております。

それから、指定管理料のことでございますけれども、この指定管理料につきましては搾汁センターにつきましては、指定期間を5年ということで、年度協定も行ってございますけれども、その内容につきましては指定管理料はゼロということでお願いをいたしているところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。再度、市長に質問いたします。

今回のこの議案に限らず、全ての曾於市の指定管理を指定するに当たっての、行政のトップとしての市長の見解について伺いたいです。

具体的には指定管理を指定するに当たっては、いろんな要件があると思うんです。例えば指定管理料だけではなくて、本当に指定管理を指定したとして、市が期待しているとおりにやってくれるかどうかの能力等を含めて、いろいろ要件はあろうと思うんです。

そうした、いろんな指定管理を指定するに当たっての考えられる幾つかの要件の

中の一つとして、指定管理料は大きな位置を占めるのじゃないのかと、私は思っております。市長も同じ考え方、認識であるのかどうか、確認を含めた所見を伺いたいんです。

そうした基本的なトップの考え方というのが、本日提案されている以外の指定管理者を指定するに当たっても、非常に私は大事じゃないかと考えているから、そうした立場での質問なんです。これが第1点。

次に、具体的には担当課長になろうかと思いますが、質問をいたします。前後いたしますけれども、今回は課長、いわゆる非公募だから随意契約になりますね。この随意契約に至った理由は、今話がありました。一つのもちろん考え方だと思っております。

そして指定管理料がゼロということでもあります。無料であるということでございます。これまでも課長、無料でありましたね。無料でありましたら予算措置は必要ないわけですね。ですからここでは一応質問いたしません。

無料にした理由について、先ほど市長から答弁がありましたけれども、重ねて大事な問題でありますので、整理した上で無料とした理由について、もう一回答弁を、市長でもどなたでもよろしいですので答弁してください。

というのは、指定管理を指定するに当たっては通常金額は大小はともあれ、指定管理料をもちろん定めた上で、そしてやっていただきます。しかし無料というのはいわば例外ですね、特例措置です。ですから無料とする場合は、客観的に第三者市民から見ても納得と理解を得るような、そうした理由づけが必要だと思うんです。

その点で、先ほどの市長答弁と重なりますけれども、重ねてこの搾汁センターについては、今後5年間指定管理料は取らないと、無料とした理由について、再度大事な問題でありますので、答弁をしてください。これが2点目であります。

それから、付随的な質問の第3点目でありますけれども、搾汁センターは課長答弁だと食彩センターの、いわば考え方としては親会社、子会社の子会社に当たるといふ、課長、認識捉え方でいいわけですね、課長。

そうした場合に、この搾汁センターの1年間の運営について、先ほど質問いたしました具体的には、例えば23年度決算ベースでもよろしいんですが、どれぐらいの年間で金額的に運営がされているのでしょうか。その収支を含めて答弁してください。

なぜかと言いますと、先程は指定管理料は無料であるということと深くかかわりがなければならぬし、あるからでございます。その点でこういった経営環境に搾汁センターの場合は今現在、そして今後5年間は無料ということでもありますので、無料とするための運営状況が、今実際どういった形でなされているかというのを

聞きしたいんです。

その点で、指定管理料無料との関連の中でそれを念頭に入れて、課長でもよろしいですけど答弁、説明をしていただきたいと思っております。

以上、大きくは3点です。

○市長（池田 孝）

指定管理をお願いするに当たりましては、まず、指定管理者選考委員会というのを開いていただきます。そこでもろもろ協議の上に決定をするわけではありますが、ここばかりじゃなくして、ほかの施設もということではありますが、指定管理を行う施設というのはどっちかちゅうと経営が成り立たない管理というのが多いようであります。

そうした施設まで、ほとんど指定管理を行っていくという形ではありますが、この施設におきましては、先ほどから言ってますように、「ゆず搾汁センター」のこの会社が、これは子会社じゃありません、直接運営するという形になりますので、今とんとんになったり、赤字になったりということではありますが、もし、ここを有料にするならば、ユズを安くで買って、そして向こうのほうで加工をしていかないと経営が成り立たないという形になるんじゃないかというふうに思っております。

ですので、この施設においては、どっちかちゅうとユズ同好会、できたはなには、もうあそこで搾汁して会社に納めておったというふうに思っておりますが、それが「食彩センター」のほうに、もう全て任せるという形になったところでもありますので、生産者のほうも経営が安定してきておるんじゃないかなというふうに思っております。

管理に当たっては、ほかの施設もいろんなもろもろの問題を協議をしながらしていくわけではありますが、例えばもう管理費をこちらから与えてお願いしていくという施設もあるわけがあります。そういったものについては、やはり経験がどの程度あるのか、信頼性がどれだけあるのか、そしてサービスがしっかり行き届くのかといった問題、そうしたものを参考にしながら選んでいるという状況であります。

○経済課長（富岡浩一）

さっきの質問でございますけども、この指定管理料はもらう、一般的には普通の施設といたしますのは収入が余りなくて、その管理費のほうが大きいというようなことで、その不足部分を市のほうが指定管理料という形でお支払いすると、その団体に。これが一般的な形態かと思えます。黒字施設の場合はそうでない部分もございますけども、一般的にはそういうふうなものだと考えております。

このユズ、ここの管理に当たりましては、実際、メセナ食彩センターのほうが、私どもは指定管理料ということでお支払いはしておりません。そして、またその搾

汁センターを運営するための費用、これは実質的にかかるわけですが、これが水道料あるいは電気料、あるいはその搾汁される方の人件費、こういったものがあるわけですが、これは食彩センターのほうで支払っているというようなことでございます。

(何ごとか言う者あり)

○経済課長（富岡浩一）

今、搾汁センターに限って言いますと、この光熱水費あるいは人件費を合わせました決算額が279万円ほどになります。そして、収入につきましては、これは食彩センター全体の収入の一部という形になりますので、この部分については、食彩センターの全体売り上げという形でしかつかないところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

課長もなったばかりでありますので、今後の教訓にさせていただきたいと思っております。

3回目の質問であります。やはり、ここは単独のまとまった搾汁センターという、はっきりした施設の5年間の指定管理の指定の提案ですね、課長。ですから、やはり総体として捉えながら私も質問しているつもりでありますので、お答え願いたいと思うんです。

つまり、この搾汁センターは無料にしたいということでありました。であるならば、じゃ、どれぐらいの1年間の維持管理を含めた運営の形になっているのかを私は知りたかったんです。それを知った上で、今後5年間は無料でいたし方ないということになったら納得できるんです。ですから1年間の収支はどうなっているんですかという質問なんです。

ですからそこを、細かいことはいいですので、答えていただきたいんです。どういった厳しい運営状況かを、ある意味で知りたいんです。それが第1点であります。

それから前後いたしますけれども、一般に例えば公民館等の施設であったら、全くこの収益はないですので無料ということも考えられますけれども、基本的には、これは公民館とは施設は違うと思うんです、性格形態は。やはり収益を上げるための施設でなければいけないし、あろうかと思うんです、現状はともあれとして。ですから、そうした現状が厳しいから指定管理料を公民館と、あるいは図書館と同じようにゼロにするという考え方も一つの主張、考え方だと思うんです。

しかし、若干性格が違いますので、収益を目指すための施設でなければいけないし、現状はともあれ。その場合に指定管理料をゼロにするか、これも一つの考え方です。しかし、やはりゼロでなくても金額はともあれ、金額は大きくない、少ない額でいいと思うんですが、一定額やはり指定管理料をいただくという形も一つの考え方だと思うんです。どちらを取るかは、先ほど再三申しましたように、トップと

しての市長の考え方が非常に大きな位置を占めると思うんです。

これは離れて申しわけないですが、後ほど提案される、例えば市の施設を無償譲与するか、金額はともあれ一定のお金を取るかにもかかわりがあると思います。その点でお聞きしたんです。

蛇足になりましたけど、質問の第2点目ではありますが、この提案については一応随意契約であるということでありました。これははっきりいたしました。最終的には何月何日に搾汁センター側と市は、これは仮契約書になりますか、を取り交わしたのか。

当然、これは付託されるであろう建経には提出しなければならないし、されると思うんですが、何月何日に最終的な契約を結んだ。その中で指定管理料は無料であるということは、はっきり明記されておるわけですね。これは確認いたします。そして搾汁センター側の代表はどなたになっているんですか。以上の大きな3点質問をいたします。

○経済課長（富岡浩一）

収入につきましては、先ほどちょっと申し上げましたとおり、単独で搾汁センターの単独の収入というのは見ておりませんでした。と申しますのは、結局そのまま原料で買い入れて、そしてそれを加工いたしまして販売するという形態をとっていることから、そこだけの収入というのを振り分けるというのは、なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○経済課長（富岡浩一）

搾汁センターにかかわる支出につきましては、先ほど申し上げました279万円というふうに調査の結果なっております。

それから、仮契約はどうなっているのかということでございましたけども。

これはまだ契約というような形ではございませんで、ことしの10月の19日に指定管理者の選考委員会というのがございまして、その中で指定管理先は食彩センターという形で決定をいただきまして、契約につきましては基本協定、そして年度協定につきましては、今後、今から作成して3月議会等でのまた報告になろうかと思っております。

それから、搾汁センターの代表者はということでございましたけれども、特に、ここは代表というような形では持っておりませんで、食彩センターの職員の方が行っていたいただきまして、そこで操業をしているというような状況でございます。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

食彩センターの代表者は鬼丸博文、南畜の社長であります。

○仮議長（久長登良男）

次に、五位塚剛議員の発言を許可します。

○16番（五位塚剛議員）

質疑に出しておりました公募の状況と指定管理までの経過については、今、徳峰議員のほうに報告がありましたから、角度を変えて質問をしたいと思います。

まず第1点、曾於市の「ゆず搾汁センター」というのは、あくまでも公共的な市の施設であって、会社では私はないというふうに思っているんですけど、その確認が第1点。

今回出された提案というのは、このユズの搾汁センター施設に対して、どこが管理をするかということでの提案であるのではないかと考えております。その確認です。

第3点目、電気料、水道料279万円は、株式会社メセナ食彩センターが基本的には歳出をしているというふうに私は認識しているんですけど、それでいいのか。全く市の施設なんだけど、市のほうは出してないというふうに思っておるんです。その確認。

それと、この施設の修繕料についてはどういうふうになっているのか。今までは大体、指定管理をしたところが、受けたところが30万円ほどの修繕費を市からまた出して、その相殺をするということになったんだけど、基本的にはどういうふうになるのか。その確認を求めたいと思います。

以上です。

○経済課長（富岡浩一）

まず、搾汁センターはやはりこれは市の施設でございまして、その搾汁等の運営等を食彩センターのほうにお願いするという基本的な立場でございます。

それから、光熱水費等についてですけれども、これは市のほうからはもう全く出しておりません。食彩センターのほうから負担をしていただいているところでございます。

それから、修繕料の取り扱いでございまして、これにつきましても、小規模なものは当然指定管理者のほうで行っております。ただ、やはり結構多いのが落雷とか、そういった大きな施設被害等がございまして、それにつきましては市のほうで対応と、保険を使った対応がほとんどになるかと思っておりますけれども、そういうような形で対応をいたしております。

○16番（五位塚剛議員）

指定管理者となる団体の住所は、末吉町ニ之方371番地の3となっておりますけ

ど、これは南畜の敷地内にあるメセナ食彩センターがありますけど、ここの事務所がこの管理団体の所在地であるのか、これの確認が第1点。

あと5年間の指定管理でございますけど、仮に今後のほかの人たちともかわりがありますけど、途中で2年間で指定管理をやめたいというふうになったときに、それに対する相手方の責任についての項目も、この指定管理の契約に入っているのか、検討されているのか確認を求めたいと思います。

○市長（池田 孝）

メセナ食彩センターの事務所の所在地ですが、南畜のポーシヨン工場の一角と考えていいのか、これは食彩センターの土地となっております。

これは会社をつくるときに、施設は市が末吉町で出資して土地は南畜が提供という形になっております。ですので、あそこですけれども、南畜の敷地内ではないという独特のものであると考えていただきたいと思います。

そして、途中で解約ということがあった場合はということですが、これは市と南畜が出資し、そしてまたほかの団体が少しずつ出資してでき上がった第三セクターであります。ユズが曾於市にある以上は、これはしっかりとした形の中でやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、これは管理は、もう赤字であっても「メセナ食彩センター」が管理していただければならないと、もう義務づけていくという形になろうかというふうに思っております。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

先程おっしゃった形の運営であります。2つありますけども、搾汁センターというのは、ただ施設だけであって、ここは会社はないと考えていただきたいと思いません。

（何ごとか言う者あり）

○仮議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○仮議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第58号は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

谷口議長及び渡辺副議長の入場を許可します。

（谷口議長、渡辺副議長 入場）

○仮議長（久長登良男）

ここで、議長席を議長と交代いたします。

（議長交代）

- 日程第3 議案第59号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
日程第4 議案第60号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）
日程第5 議案第61号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）
日程第6 議案第62号 指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第59号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）から、日程第6、議案第62号、指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）までの、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので順次発言を許可します。まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

議案の59、60、61、62号は関連がありますので、まとめて質問いたします。

第1点は、各施設の1年間の事業内容について説明をしてください。第2点目は、今回の指定管理の指定を行った理由、入札の経過等を含めて説明してください。

先ほどは随意契約でありましたけれども、そういったことを含めて説明してください。

第3点目の質問は、それぞれの施設の指定管理料を含む指定管理の内容等を、仮契約を含めて結んでいるのかどうかを含めて、内容等について説明をしてください。以上3点です。

○大隅支所保健福祉課長（迫田雪春）

まず、通告がありました議案第59号、曾於市立恒吉地区診療所につきまして、まず、第1点目の年間の事業内容等について答弁をいたしたいと思えます。

曾於市立恒吉地区診療所は市民の健康づくりを推進し、市民の健康保持に必要な医療を提供するため設置されまして、患者の診察、診療を行い病気等の早期発見に努めておるところでございます。また、年間の診療日数は74日で、毎週水曜日と第一・第三土曜日の午前中に診察を行っております。

2つ目の指定管理を行った理由と経過につきまして申し上げます。

曾於市立恒吉地区診療所は、これまで曾於郡医師会立病院に指定管理をお願いし

ておりまして、医療を通じて地域に貢献されておられます。これまでの実績と特殊性、地域性に鑑み、継続して指定管理をお願いするところであります。

3つ目の指定管理料等の内容等につきましては、市民の健康保持に必要な医療を提供するために、診療所の管理運営を適切かつ円滑にすべく管理する物件、また指定管理期間、業務の範囲、利用料金、手数料の徴収・収納、管理業務の事業報告等につきまして、それらを基本協定に定め、また年度協定におきまして、指定管理料を年間450万円と考えておるところでございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○大隅支所保健福祉課長（迫田雪春）

いや、仮契約は結んでおりません。今回の今、議案をお願いしておりますが、議決をいただいた後、あとそれぞれ契約等につきまして準備をいたしまして、4月1日付で、きょうですと郡の医師会立病院との締結ということになるところでございます。

○保健課長（大休寺拓夫）

議案第60号の「そお生きいき健康センター」の指定管理についてお答え申し上げます。

まず、1番目の1年間の事業内容でございますが、市民の健康と福祉の増進及び交流を図るために、各種の健康診査、疾病予防、健康教育、健康相談及び福祉相談等を実施いたします。来年4月1日がオープンということで、利用時間は午前8時30分から午後10時までで、毎週水曜日が休館となります。

2点目の指定管理への理由・経過、入札の状況でございますが、済みません。

今回、この健康センターにつきましては、トレーニング機器の大幅な充実を図ったところであります。御存じのとおりにメセナ福祉会館とメセナ会館と合体をいたしましたので、そのトレーニング室の大幅な充実。

トレーニング機器の利用に当たりましては、健康運動指導士などの専門的な知識、資格を有する指導員が必要なことと、あとトレーニング室を核とした健康教室、イベント等を行っていただいて、利用者数の増やサービス充実を図るためにスポーツクラブ、フィットネスクラブ等の専門業者に指定管理をお願いするというものでございます。

公募の状況でございますが、10月の10日から10月の17日に公募を行ったところであります。結果、2社、株式会社メルヘンスポーツ、鹿児島市でございます。有限会社オールフォア、都城市。この2業者が。

(何ごとか言う者あり)

○保健課長（大休寺拓夫）

有限会社オールフォアです。都城市にありますスポーツクラブであります。この2社がありまして、選定委員会の結果、メルヘンスポーツに決定させていただいたということになります。

それから、指定管理料を含む中身であります。

まず、人員配置としましては施設全体の管理・運営・経営を行っていただく管理員1名、それからトレーニング室の指導等を行っていただけるトレーニング指導員1名を常時配置をすると、8時半から10時までということで、指定期間は3年間、指定管理料については年間1,190万円を一応予定をしております。この金額につきましては電気、水道、下水道、そういう光熱費等は、今1年目ですので全然ちよつとまだわかりませんので、光熱費等を除いたところの金額でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

議案第61号、第62号の施設の年間の事業内容についてですが、まず、61号の図書館は生涯学習の基盤とも言える読書活動を推進するために、住民が身近に利用できる生涯学習施設としての役割があります。また、近年では住民の多様化、高度化するニーズに応えるため、ディファレンシャルサービスの充実や印刷媒体等、インターネット等を組み合わせた電子媒体の導入、多様な学習機会の提供等が求められております。

そこで、曾於市立図書館では、本がつなぐ地域のきずなづくりの推進をモットーに、図書館での本の貸し出しや、「さんぺい号」による本の貸し出しはもちろんのこと、ディファレンシャルサービスの充実、CD、DVDなどの視聴覚教材の充実を図るとともに、毎月の「おひぎで読んで」など、子育て支援読み聞かせや百人一首、シネマシアターの取り組み、七夕飾りやクリスマスなど季節に応じた展示、子ども読書週間や図書館祭り、読書週間などによる読書キャンペーンの実施、「チャイハナ」や「トトロ」など読書ボランティア活動による読み聞かせ、図書館だよりや有線放送による広報などを行ってきております。

歴史民俗資料館は、市内の貴重な歴史的資料を保存し展示しております。日常的には展示のみですが、学校や市民からの申し出により、それらの資料の解説や紹介を行っているところです。また、昨年、三館にある資料を整理して登録を行いました。今後は歴史民俗資料館・郷土館だより等を利用してその紹介やイベント等を行っていきたいと思っているところです。

2番目の、今回指定管理を行った理由、経過等についてですが、図書館、分館及び歴史民俗資料館、郷土館は平成22年度から指定管理に指定してきておりましたが、

来年3月31日で終了いたします。この3年間で貸し出し冊数の増大やサービスの向上など、大きな成果を収めてきたところであります。そこで、継続して指定管理を指定することにしたところであります。

経過としましては8月、9月に財政課と協議して方針を定め、10月に副市長とも協議して、平成24年10月3日から12日までの10日間、曾於市の掲示板及びホームページで公示しました。公示期間中に現場での説明会を開催したところ、2社が参加し、結果的にその2社が応募してきました。

10月19日の第1回指定管理選定委員会で書類審査を行い、10月29日の第2回指定管理選定委員会でプレゼンによる審査を行って決定し、今回の提案となったところであります。

3番目の指定管理を含む。

(「課長、2社の名前を」と言う者あり)

○社会教育課長(中峯健一郎)

はい、応募者はシダックス、大新東ヒューマンサービス株式会社、もう一社は株式会社図書流通センターであります。

3番目の、指定管理を含む指定管理の内容等についてですが、基本的な方針として曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例及び曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例を遵守し、施設の役割を十分認識するとともに、利用者の平等な利用の確保に努めることにいたしました。

また、次のような内容で指定管理を依頼しております。まず一つは、指定管理者の創意工夫による特色ある施設運営の実現をもって、満足の高い利用者サービスを提供すること。2つ目、個人情報の取り扱いに当たっては、曾於市個人情報保護条例を遵守し、最大限の注意を払うこと。3点目に、安全管理に十分配慮し事故、危険防止に努めるとともに、施設の効果的・効率的運営により経費の削減に努めること。4点目、職員は希望する者は引き続き雇用すること。シルバー委託についても地元雇用の活性化のため、引き続き委託をお願いしたいこと。給与・賞与、福利厚生については、現在の金額待遇を保障することといたしました。なお、指定管理者料金は3,300万円を予定しておるところです。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○社会教育課長(中峯健一郎)

61号、62号を合わせて3,300万円です。

○21番(徳峰一成議員)

2点質問いたします。細かい点は文厚に付託になろうと思いまので、そこで質問

いたします。

第1点は前後いたしますけれども、議案が61号と62号分かれています、課長。分かれた議案提案だから、指定管理料も別個にそれぞれ指定管理を決めなきゃいけないでしょう。物事の考え方として。だから合算で提案されてはないわけでしょう。全然もうこの物件が違うわけだから、だから分けて議案として提案されているわけですよ。

ですから、指定管理料もそれぞれ分けて指定管理料を一応内定というか決めているわけでしょう。そうでなければいけないですよ。基本の基本だから、だから分けて2回目答弁してください。基本的な問題だから、これは。

質問でありますけど、どなたでもいいんですが、59号から62号、ある意味じゃ幸いと言いますか、指定管理料が幾らであるということで答弁がありました。

質問の第1点は、この予算措置がまだ取られてないわけですね。ですから、これは以前の本会議でも何回かやり取りをいたしました。そのときは指定管理料をまだ決めてない提案だったために、共産党議員は全部反対いたしました。

指定管理料は指定管理指定の中の要件の中で、選ぶ理由の中で、大きな部分を占める。その肝心の大きな部分を占める指定管理料が、まだ議案提案時に提示できないというのはおかしいことじゃないかということで納得できませんでした。

今回は幸い、それぞれ指定管理料は幾らであるという説明がなされました。これはこれでいいと思うんですけども、その前提となる予算措置がまだこれからですね。恐らく来年の3月の新年度予算の中で予算提案されるんじゃないでしょうか。

ですから、予算提案がまだされてない、予算が決まってないのに指定管理料を決めると、これは素人的に考えるとおかしいと思うんです。お金の財源の保障がないわけです。保障がないまま、いわば金額を提示して、そして本会議で提案し、説明するというのは、物事の考え方としてこれは成り立たないんじゃないかと私は思うんですけども、そのあたりわかりやすく、どなたでもいいから説明をしてください。

以上2点です。

○副市長（中山喜夫）

選考委員会の一応係をさせていただいております。その関係で答弁をさせていただきたいと思います。

今回の議会上程というのは、前のときも申し上げましたけれども、要件としては公の施設の名称と、それから指定管理者となる団体の名称、それから指定管理者となる団体の住所、指定の期間、これだけを議会の議決を求めなさいというふうに法令ではなっているわけでございます。

だから、どのまちもこれでお願いしていると思います。去年の議会でも額が決ま

らんとおかしんじゃないかと言われましたけれども、まず、業者を選考しなさいという仕組みになっております。

そこでいろいろ今議論がありましたけども、そういったものを参考にしながら選考委員会では出された業者の中から、この業者がいいだろうということで、これは得点なんかで評価しまして、きょうに至っているわけでございます。

予算というのは、今、金額を申し上げましたのは、あくまでも指定管理の業者のほうから、私はこのくらいで受けますよという意思表示でございますので、それなら基準がございまして、最も安いところ効率的に事業ができるところ、それから責任を持った体制で職員を管理できるところ、そういった条件がございまして、議員が言われるようなこれは入札じゃありませんけれども、最も安いところが一番ベターだということで、そういったところを判断して決めて、きょうのこの議会に上程しているところです。

したがって、この後これをもとにして、「お宅に決まりましたよ」と、そこと基本協定、あるいは年度協定を結ぶ中で額を確定していくわけでありまして、当然予算の中では3月の議会でその額が提示されて、それを含めてまたお願いすると、予算の承認をいただくと、こういう手はずになっているところでございますので、その辺はどうぞ御理解をいただければと思います。

以上であります。

○社会教育課長（中峯健一郎）

図書館、分館とそれから歴史民俗資料館、郷土館は同じ建物内にあり、管理上は一体化してやっておりますので、指定管理は1社にお願いしたいということになります。

（何ごとか言う者あり）

○社会教育課長（中峯健一郎）

金額は合わせて一緒です。

○21番（徳峰一成議員）

議案が別々なんだから、指定管理料は別々というのは当たり前でしょう。物事の考え方として。

もう一回考え直して、本日は答弁いいですから。あくまでもこれは市長、副市長含めて考えていただきたいんですが、課長の考え方答弁というのは便宜的でしょう。建物は一緒に相手方も指定管理の同じ人だから、合算で指定管理は幾らって、それぞれ足して合算で幾らって話わかるんだけど、あくまでも現象だけ見ての便宜的な発想での答弁だからこれはおかしいです。行政のありようとして根本問題として。それを指導するのが副市長であり、市長だと思っんです、私は。もう一回これは会

期中に考え直していただきたいと思います。これは全ての問題です。

もう一緒だったら議案も一緒でいいんです。そうでしょう。最初から議案を一つの議案としてまとめたら話はわかるんです。まとめられないから、別個だから当然、協定書の内容は別々でしょう。協定書の内容は別々だったら指定管理料も別々に定めたほうが基本の基本でしょうが。もうこれ以上くどくはいけません。ちょっと頭冷やして考えてください。

それから、副市長の答弁も、私ははっきり結論から言って納得できません。例えば一例として、くどいようですが先ほどから、縷々、指定管理を決めるに当たっての大事な、全てじゃないけど、要件の一つは指定管理料でしょう。指定管理料が幾らであるかと。

ですから、これまでも例えば私が知り得る財部の温泉センターだけじゃないんですが、温泉センターを含めて公募を行う、そして何社か参加して、その中の一つに指定管理料は年間どれくらいできますかという項目が必ずあったでしょう。その指定管理料を含めて、いわば採点表がありまして、市としてどこを選ぶか。結果として一般的には指定管理料の安いところが決まります。

しかし、指定管理料が全てじゃないから、指定管理料の少なくないところが決まった例も幾つかあります。例えば何年か前の旧末吉町の清寿園もそうであります。細かいこと言って申しわけないんですが、指定管理料の安かったのは、「すみよしの里」やったけども、高かった「輪光無量寿園」が指定管理の指定を受けて現在に至っております。

全てじゃないけど、しかし全体のいわば100点満点の中での指定管理の占める割合というのは、これを30%にするか幾らにするかで本会議でもやり取りしたでしょう。それが全く今回の4つの議案には、今回提案するに当たっての準備の過程の中での指定管理料の扱いが全くなくなっているという。これはおかしいじゃないですか。そして議会の議決を経てから3月に向けて指定管理料をいくらにするか決めていくという。これは全くおかしいと思いますよ。これも国がどうあれ、県がどうあれ全く関係なく。我が曾於市の場合はどうするかっていう点でですね。

だからもとに戻りますけども、やはり指定管理を指定するに当たっては、重要な要件の一つである指定管理料を参加する業者、団体が幾らで請け負うつもりであるのかを、その中に入れるという、入札の競争の中に。そしてそれを含めて最終的には決めて議会に提案すると。

その場合は当然前提として予算措置があるのが前提です。予算措置を伴うというのは前提ですよ。ですから今の12月議会にははっきり言って物理的に言って難しいと思うんです。これは3月議会にしなければいけない。

どうしても3月議会でできなかつたら、12月議会でやる場合に法律上も予算措置の関係で問題がないかどうか研究して、問題なかつたらそれやったらいいと思うんです。ただし、その場合も繰り返しますけど、指定管理料は必ず選考の中に入れるというか。副市長、私の考え方は間違っていますか。ことを含めて答弁してください。

○副市長（中山喜夫）

この業者の選定をする場合にその指定管理料の額というのは、重要な要素だと言われましたけども、まさしくそのとおりだと思います。

ですから、私は幾らでこの施設を請け負いますというような、そういった意思表示を業者はしてきます。我々はそれを見て、最も安い、しかし会社もしっかりしていると、今までも経緯も経験も十分有していると、こう言った業者を選定するわけでありまして、これは点数で。

その中で、これは入札ではありませんので、最もベターな業者を選ぶことというふうなことになるわけで、これは、だから仮契約とかそういうものはないわけでございます。

しかし、議員も言われたとおり、2度目に指定する場合は、市が当然指導しなければならない施設だから、その競争原理を働かせて、次の業者が今までよりも人件費を安く見積もってくれば、私どもとしては有利なわけですが、議員も言われたとおり、その雇用を守る意味での指導をせよということでございましたので、我々はそこあたりをやっぴり今までどおりのものを下げられないんだらうということで、こちらからその分は提示して、この額で人件費は見積もってくれということを申し上げましたので、そういったところを改善しておりますので、当然、ある程度の額というのは見なければならぬと、安いところに落ちるといふことにはならないということでございます。

ですから、入札制度じゃなくて、これはやっぴり委任行為でございます。行政行為の。ですから、その辺は考えて判断をしていただきたいと思っております。予算も、まず業者を決めなさい、その後はその業者と市が納得する協定を、金額を決めなさいと、それを予算化してお願いするということになりますので、どうかその辺は指定管理制度自体を御理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、五位塚剛議員の発言を許可します。

○16番（五位塚剛議員）

議案の60号についてだけ質問をしたいと思います。

今回は、「そお生きいき健康センター」という形での提案でございますが、旧福祉会館と言いますか、商工会が管理していた「メセナ会館」を、それは今回、健康施設と一体化したということでの提案でございますが。

私はちょっと疑問を感じるんですけど、この施設は4月から市の職員、保健師の方々を含めて常駐する施設で、健康診断を含めてやるはずだと思っておりますけど、それを、株式会社メルヘンスポーツに管理委託をするということですけど、その整合性がどうなのか確認を求めたいと思います。

それと、温水プールについては、別な施設として指定管理がまた期間が満了になったら、提案はあるのか、これの確認を。2点だけお願いしたいと思います。

○保健課長（大休寺拓夫）

1点目の、保健師の常駐ということですが、保健師の常駐は考えておりません。それぞれ各市内、末吉地区であれば総合センターなり体育館なり、そういう施設を借りて各種検診、健康相談をやっておりましたが、その場所を健康センターに移すということで、保健師の常駐は考えておりません。しかしながら、例えばの話ですが、1週間に1回、時間を決めて保健師を健康相談ということで常駐させるということも、今検討はしております。

そういう関係で、施設の収入等の収受、それから予約等を行えばいいわけですので、先ほど申し上げた施設全体の管理人1名と、トレーニング指導員1名常駐で可能だと考えております。

（何ごとか言う者あり）

○保健課長（大休寺拓夫）

済みません、2点目の市民プールとの関係でございますが、こちらとは別途考えて、今回は指定管理をお願いしたものです。しかしながら、同じ敷地内にありますので、同じ健康スポーツ施設ということでもありますから、2市に業者がございまして、メルヘンスポーツのほうは市民プールとの連携、相乗効果そういうものが非常にメリットが高いということで、そこの指定期間が若干違っているんですが、そこはまた別に、今考えております。

○16番（五位塚剛議員）

この施設は、今の答弁だと保健師は常駐はしないということでございました。

私は、当初の計画はここに市の職員、事務を含めているような市民からの健康相談を、やはり窓口を受ける一本化する核になる施設だというふうに、建設の段階からの提案で、そう認識をしておりました。

それは、私の認識が間違っていたということではないんですかね。そういうふうに説明を私は受けていたんだけど、私の説明は認識を間違っていたというふうに確認してよろしいのでしょうか。

○保健課長（大休寺拓夫）

当初から、ここに保健師を常駐させるということは、申し上げていないところであります。

はい、職員を置くということは考えておりません。

ただ、社会福祉協議会が、その管理室に入りますので、要は今、福祉センターのほうに社会福祉協議会末吉支所が入っておりますが、そちらが管理室のほうに入ると、それは常駐ということになります。

○16番（五位塚剛議員）

そういう説明ですので、私の認識が間違っているのだらうと思います。

基本的には保健師の常駐はしないけど、一定期間はいることはあるけど、しかし、市の職員がそこで働いているのに、それを民間の会社がその全体の施設を管理委託をしていくわけですけど、それは業務については、指導権はないというふうに確認してよろしいでしょうか。

○保健課長（大休寺拓夫）

あその業務につきましては、健康増進、福祉向上に関すること、要は市が直轄でやる分もありますし、言えば各種検診、集団検診、個別検診、それから予防注射等がございます、そういうものは直営でやりますので。

あと、指定管理にする意味についてはトレーニング室、ここは市の職員ではできませんので、そういうノウハウを民間に求めて民活をすると、あわせて利用者増を図るということで、市の職員ではこれは到底できませんので、そこをお願いしたいということです。

金につきましても、利用料の収受と予約のみですので、そう大きな業務ではないと思っております。一番この指定管理の目的で、一番重要なのはトレーニング室を核とした、どちらかというと公設民営型のスポーツクラブと、そういうものに持っていきたい。

当然、市がやる直轄の健康事業については全て優先をしますので、その他の時間

を利用して、そういう市民の方々に対する健康増進事業をやっていただくということとであります。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第64号 曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第71号 曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、議案第64号、曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第8、議案第71号、曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件を、一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。まず、徳峰一成議員の質問を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

議案の64号について質問いたします。

私は、この64号というのは非常に、今後の曾於市のこの種の問題を扱うに当たっては、重要な意味を持つと思っております。10年、20年、30年という長期的な立場で考えた場合。質問であります。今回の条例改正の提案をされた理由とか内容等について、まず、説明をしてください。

第2点目は、譲与と譲渡というのが条例上あります。譲与と譲渡の定義についても説明してください。

それから、質問の3点目、今回初めて曾於市の場合は、いわば新たにこの条例を改正して譲与というのが、もっと踏み込んで条例改正がなされておりますが、これは具体的には南之郷中学校を含めて、視野に入れての提案でありますけども、ほかの市町村においても、この種の類似した似通った問題でも、条例を改正して行っているところが、近隣の市町村で見られたら具体的に説明をしてください。これが第

3点目の質問であります。

第4点目は、具体的にこの説明書の19ページの中で、(5)、(3)についても言えるんですが、(3)の中で、例えば公共団体、公共的団体、ここまで話は分かるんですが、その他の団体と。その他の団体というのは非常にこれは市長、副市長、曖昧模糊としておりますよね。公共的団体と言ったら、まあ、それなりの私たちも想像ができます。その他の団体と言ったら、全く曖昧模糊としておりますよ。

19ページ、5のア、イ、ウの中のその他の団体、その他の団体においても、市長が特に必要と認める場合は、もう物件、市の財産を相手にただであげますよということです。これは土地、建物を含めて、金額の大きい、小さいも含めて極端なところ1億円であっても10億円であっても、議会で議決は必要でありますけれども、ただであげますよって、こういった曖昧模糊としたその他ということでいっしょくたにして、文言の中で条例を改正していいのかどうかというのが、はっきり言って個人的にひっかかるんですよ。

その点で、その他の団体というのをわかりやすく説明をしていただきたいと思っております。この点が曾於市のこの種の関係の条例の中で、ある面ではコペルニクスの転換をしようとしている提案であるからでございます。これは南之郷中学校云々の問題ではないんですよ。ですから、この点で説明をしていただきたいと考えております。

次に、もう3回しか質問がございませんので申し上げますが、譲与について。私は個人的には譲与については非常に慎重でなければいけないと思っております。例えばこれまでも答弁がありました。課長答弁で、この種の譲与を行う場合、議会の議決が必要なのは金額にして2,000万円以上、面積にして5,000m²以上、その2つを備えていたら議会議決が必要でありますけれども、それ以内に収まったたら市長の裁量で、議会に提案も必要なく、言葉は悪いですが、市長の判断で勝手に相手方にただであげることができるんですよ、今の条例では。縛りがないんですよ。これでいいのかどうか。もう1,000万円だったら議会の提案も必要ないんですよ。議会が知らんまんま、別に予算提案も必要ない、無償だから。そうした、今回は条例改正なんですよ。ですから、私はあえてコペルニクスの、やはり条例の改正ではないかと申し上げたんです。

ですから、もしこれをどうしてもつくるんだったら、やはり規則を含めて明確に定めるべきですよ。議会との関係において。例えば条例をつくりまして、そして2,000万、5,000万の法律は別にして、そして一定の議会がかかわりを持つような、あるいは関知できるようなシステムを、どうしても無償譲与するんだったら、私は無償譲与をすべきではないとは言っていないんですよ。もしするんだったら、そう

したこともやはり整備すべきですよ。その点も準備されておりますか。

最後に申し上げますけども、次の質問、少なくとも私は建物については、いつまでも使えるわけではなくて、古くなったら今度は譲与を受けた本人、団体が改築をしなければいけないから、まあ、まだましとして、土地については、やはりこの規定から外すべきだと思いますよ。

曾於市の市民の共有財産である土地を、市長の裁量でもって議会にも諮らなく、そしてただであげるということは、これは絶対やってはならないと思います。特にその他の団体、非常に曖昧模糊としている。議会としてのチェックするそうしたことができないんですよ、今の条例等の中においては。

ですから、ここで建物はともあれ、土地については無償譲与は行わないということとを明確に、何らかの形で規則を含めて、これは明記すべきではないかと思います。

以上、5点でありますけど答弁をしてください。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

64号でございますが、譲与と譲渡の違いということですが。譲与につきましては100%やるということですが、譲渡につきましては部分的に、ここでは減額ということになっておりますので、100%の譲り渡しではないということでございます。

それから、その他の団体ということですが、その他の団体につきましては非常に範囲も広いわけですが、私どもとしましてはボランティアでありますとか、そういった団体を考えているところでございます。

それから、議会への上げ方でございますが、議会に付すべきという条文がございますけれども、これにつきましては、この条例がありますときは、この条例で事足りると。しかし、この条例がないときは、やはり議会へ付すべき案件も備えているということで解釈をいたしております。

それから、規則をとということですが、これにつきましては条文を見ていただきますと分かるんですが、まあ、市長が特に認めるときということでございますけれども、その中にいろんなものがございます。ア、イ、ウということで、このア、イ、ウの理由にこういったものに沿った形で、この中で市長が特に認めるときということとをうたったところでございます。

それから、このア、イ、ウがそれぞれほかのところでもあるのかというのがありましたけれども、これもあるところとないところがございまして、あるところについては何団体か、それを参考にさせてもらったところでございます。そして、地域経済の活性化に資すると、これは南さつま市を参考にしております。

それから、地域の福祉、これにつきましては県の条例を参考にいたしましたところで

ございます。それからウの公共団体、公共的団体、私人がということにつきまして、薩摩川内ほか2自治体がこういった文言を使っておりましたので、これを入れさせていただいたところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（池之上幸夫）

入っております。その他の団体ですね。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

答弁が不十分ですよ。今度は正確に答弁してください。

まず、申し上げますと規則はつくっているのかどうか。つくっていなかったら、これは絶対つくるべきだという質問であります。

2点目は、関連しまして、なぜつくるべきかというのと、その他の団体というのが非常に曖昧模糊としております。これは100人が100人、議員を含めて当局を含めて、その他の団体の捉え方は違うと思うんですよ。一番範囲を広げれば、ごく普通の市民が、場合によっては市外の国民だってただであげることはできますよ、この条例だと。金額も極端なところ1億円であってもできますよ、これは。規則で縛らんといかんでしょ。これが質問の第1点であります。

第2点目は、議会の議決が必要なのは2,000万円以上の物件、あるいは面積が5,000m²以上の面積、これを2つとも備えたのが議会の議決が必要ですよね。課長、そうですね。2つとも備えなければならない、一方だけではだめですよ。

これで、今提案されているのが、民間の人にただでもあげますよというのを、それ以下だったら議会の議決も必要ないという、これはどう考えてもおかしいのではないですか。恐らく議員の皆さんも、誰一人として納得できないと思うんですよ、これははっきり言って。

ですから、規則等を含めてあるいは条例の中で、やはり独自の整備を行うべきですよ。その他の団体というのを、もし入れるんであったら。その考えはないのかどうか。そうでないととてもはっきり言って賛成できません。これは南之郷云々の問題ではないですよ。これは議会人としてどなたも考えていきたい問題であります。チェック権を有する。これが第2点目。

それから、第3点目、私は建物はともあれ土地については、この条項から外すべきではないかと思うのですよ。その他の団体、一般の市民あるいは市外を含めてできますよ、これは。市外の国民を含めて、ただであげる、土地をあげる。小さな土地もあれば何haという土地だってこれはできますよ。2,000万円以内だったら。その縛りがありませんね。

土地については永久的に存在するから、建物と違って。今の段階で、十分な研究も吟味もしないままいっしょくたにして提案するのは、私は拙速だと思いますよ、土地については。ですから、土地についてはとりあえず、この本会議において、これは別扱いにするということを明確に、市長は答弁をしていただきたいと思います。以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

最初の質問で、ちょっと舌足らずでございましたので、もう一回申し上げさせていただきます。

第3条の普通財産の譲与また減額譲渡について定めたものでありますが、普通財産を譲与し、また時価よりも低い価格で譲渡することができる場合を、第1条から4号まで定めておりますが、今回は、市長が特に必要と認めるという場合、その項目を1号追加するものでございます。

その中身としては、地域経済の活性化に資する場合、あるいは地域福祉の向上及び市民の健康づくりを目的とする場合、学術、技芸または産業等の保護・奨励等を目的とする場合等であります。

第4条は、同じように普通財産の無償貸付または減額貸付について定めたものでありますが、普通財産の。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

はい、まあ、同じような形でつけ加えたものでございます。

規則をつくっているかということでしたが、これはつくっておりません。

それから、建物についてもと、土地は外すべきではないかと、その2,000万円のところですが、先ほど解釈を申し上げましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例がございませぬ。

これは、自治法の第96条第1項の5号と及び8項の規定に基づき定められたものでございますが、各地方公共団体では条例で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に、又は処分に関する規定を定めております。なお、財産の取得及び処分に関しましては、第8号では前2号に定めるものを除くほかと規定していることから、6号の規定に基づき制定されておれば、財産のいわゆる交換、譲与、無償譲与等に関する条例があれば、議会に付すべきこのものに当たらないと、本条例で定める予定価格、基準面積等の制限は受けないということで、考えているところでございませぬ。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

法令に従って、やはり土地というのも先ほど言いました、このア、イ、ウの状況の中にあれば、やはり提供しなければならないこともあり得るというふうに思っております。

だけど、今回の南之郷中学校の問題では土地は入れないということにいたしております。

○21番（徳峰一成議員）

南之郷中に入れる入れんの問題の次元で私は質問をしているわけではないんですよ。やはり、ここは条例改正ということで、池田市長の代だけじゃなくて今後10年、20年後の条例の解釈と運用に耐えうる議会審議でなければいけないんですよ。大局の立場から提案しなければいけないし、私も質問しているつもりなんです。ですから、今のは法律違反ですよと、私は課長、一言も言っていないんですよ。

我が曾於市の場合に、いわば今回の条例が、もし改正されたら土地を含めて何千万、何億円の単位であっても無償で市長が判断したら、先ほど課長が言った一般論的なもっともだ、もっともだといった内容だったら、市長の裁量でもって、ただであげることができるんですよ。だからそれでいいのかどうか。

だから一定の条例での縛りというか、歯止めは必要じゃないですかという質問なんですよ、シンプルな質問なんですよ。だから答えていただきたい、必要ないならなくて。だけど納得ととてもできませんよ。

第2点目は、土地についても、建物とは全然性格が違うでしょう、土地は。建物だったらいつかはそれはなくなるもので、しかし、土地は永久的なものですよ。面積が多い土地もこれは条例の適用ができますよ、金額の大きなもの。それを市長の裁量でもって、無料で相手方に譲与してもいいのかどうかということを問うているんですね。

ですから、私は土地については例外扱いするような条例改正なり規則をこれはつくべきではないかと思えます。あるいは、どうしてもそれができなかつたら、考え方は違うでしょうけれども一つの考え方として、規則の中でそれもうたっていくというのが、私は妥当な考え方ではないかと思えます。10年、20年と長い目で見て、あるいは大きな大局の立場から、この問題を大切な市の財産を扱うという意味においては、必要ではないかと思っております。

3回目の質問でありますので、一応、的を得たというのは失礼かと思えますけれども、的確な答弁をしていただきたいと思っております。南之郷中学校云々の問題ではなくて、大きな観点で考えていただきたいと思うんですね、これは。

○副市長（中山喜夫）

今の問題にお答えしたいと思います。

今、財政課長からあったんですが、この議会の議決を得ないでやる方法、これはまだ月野とか、それから恒吉こういったところもあるものですから、今後のこともいろいろこの条例で考えていかなければならなかったりしましたので、こういう形になりましたけれども。

先ほどあったア、イ、ウというのは、本来は規則に持ってこようかなと思ったところでございましたけれども、市長が特に必要があるというこの条項を。しかし、規則よりも、ここにうたったほうが、はっきりするだろうということで、ア、イ、ウというのを譲与の場合も、譲渡の場合も、ここに入れたところでございます。

そこで、土地については外すべきじゃないかということでございますので、その辺は私どもも十分考えておりませんでしたので、この後、規則でその部分はうたえば、そちらで定めて縛りをかけたいと考えております。

それまでに、いろいろと議会には、この処分については、全協あたりでもいろいろ出して、御意見等は伺う予定でありますけれども、何億とするものを市長が簡単には無償で譲与するというようなことなどもできないとは思いますが、今、はっきりせよと言われますので、そういったものは、法令上、そういった措置をとっていきたいというようなふうに考えております。

○議長（谷口義則）

次に、山下諭議員の発言を許可します。

○5番（山下 諭議員）

今の徳峰議員と重複する点があるかもわかりませんが、通告いたしておりますので質疑をいたします。

この条例を見ましたときに、我々議会の権限は、本当縮小される条例だなというふうに感じました。なぜ議会の議決があるのに、その議決をしないですという本意がわからないわけでございます。

そこで質疑をいたします。

今の質疑を聞いておまして、この条例は、関係法令が改正になって、つくられたということではないようでございます。市独自でつくられた条例と解釈をいたしております。

であるならば、県外でもよろしいです。近くでもよろしいです。こういう条例をつくっている市はどこにあるのか、どこのを参考にされたのかということが、第1点目でございます。

それから、現行にもこの条例がございます。その条例に追加をされるわけでございますけれども、現行の条例を見まして、非常に厳格に規定をされております。それぞれ各号のいずれかに該当するときは、譲与あるいは減額譲渡、あるいは貸し付

けができるとなっております。

けれども、今回の条例は、市長の裁量に全部委ねると。特に、市長が必要があると認めるときは、できますよというようなことになっております。

ということは、もう、池田市長がそうされるちゅうことではないんですけれども、今後、ずっと続く市長は、市長の勝手にできると。極端なことを申しますと、前の阿久根市長なんかは、こういうそういったものをどんどんやっていくんじゃないかなというふうに考えます。

そういうような条例になっておりますが、なぜ市長の裁量権をこんなに拡大したのかと。もうほとんど自由裁量です。特に必要と認めるときというのであれば、市長がこうなってるんだがと言われりゃ、反論の余地がないわけでございます。

それで3番目に、今もありましたけども、この条例の中に、公共的団体というのは、これはおわかりですよ。曾於市もそうだし、隣の志布志市も公共的団体、あるいは都城市も、いわゆる地方自治体、県を含めて公共的団体でございます。済みません、公共団体です。

それから、その公共的団体というふうになりますと、我々が今まで聞かせてもらったのは、農協さんとかそういう森林組合さんとか、そういう市長の総合調整権が及ぶ団体ということになっているようでございます。

さっきも質問ございましたけれども、この中にございますその他の団体とはどういうのかと、財政課長の質問、答えでは、ボランティアということでした。ボランティアだったら全部になる、すごい団体ですよ。なぜ、こんなにその他の団体まで入れたのか。

さらに、この第4条には、私人というのがございます。私の人ですね。個人、私人ということで書いてございますが、この具体的にどういうのがこの私人に該当し、そしてまたその他の団体に該当するのか。公共団体、公共的団体以外のその他に該当するのか、具体的に説明していただきたいというふうに考えております。

それから、現在の方法としましては、一番最初に申しましたように、もう議会の議決を求めないような方法でやるというような考え方のようにございますけれども、現在でも議会の議決に付すべき契約及び財産と。特に財産の取得というの、また処分というのがございますが、さっき、徳峰議員のほうからは、2,000万円と5,000m²という2つの条件言われましたけど、ちょっとこれ私と解釈が違うんですけれども、土地を除く財産は2,000万円以上は全部だと。土地については、2,000万円以上して、かつ5,000m²でなければいかんというふうに解釈をいたしております。

こういうのがあるわけですが、これと整合性をどのように検討されたのか。議会には、このような、これに該当するときには議決を求めなさいということがあ

るんだけど、今の条例からいくと、市長の権限だけだというふうに考えます。

特に、今、議会のほうでは、全員で議会問題の基本に関するということと、今、特別委員会ができていますけど、その中で「二元性代表」という言葉をよく使われます。両方とも市民から選ばれたということで「二元性」ちゅうことですが、私は二元性じゃないと、市長の権限が非常に強いんだと、今の法体制は強いんだと考えております。

それを近づけるとというのが、このような条例だと、議会の議決を付すべき契約等というような条例だというふうに考えておりますので、その辺も、どのような整合性をとられたのか。

それから、さっき言いました2,000万と5,000m²、これは当局はどのような解釈をされるか。どんな財産も全て両方とも該当しなければ、議会の議決に付すべきじゃないというふうに考えていらっしゃるのか。

それと、今回は、今の質疑を聞いておりますと、私、この附則のところに、25年1月1日から施行すると、何でこんなに急ぐのかなと思っと思ったんですけども、南之郷があるから、25年1月1日から施行されるんだというようなようでございます。

そこで、この前に、旧財部南保育所がありまして、これ今、民間のほうにNPO法人ですけども、運営を無償貸し付けでされていると思うんですが、この南保育所を無償貸し付けにされた、決定されたという根拠の条例、経緯というのはどうだったのかと。関連がございますので、以上、5項目を質疑をいたします。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、山下議員の質疑を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、山下議員の質疑を続行いたします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず、市独自の改正であるかどうかということですが、関係法令等が変わったわけではございませんので、独自の改正であると考えております。

ただ、しかしながら、ほかのところも参考にしておりますので、そこを申し上げますと、まず、南さつま市、薩摩川内市、いちき串木野市、指宿市、こういったと

ころ等を参考にいたしております。

特に、ア、イ、ウのウのところでは、学術、技芸、産業等の保護・奨励のためのこと等に、あるいはまた私人等については、今、申しあげました薩摩川内、いちき串木野、指宿市、こういったところが同じ文言を使っているところがございます。

それから、市長の裁量が非常に大きいということですが、確かに市長の裁量権というのが、今度の改正では大きくなっているところがございます。

あと、その他の団体というのがございます。これにつきましては、株式会社でありますとかボランティア団体、こういったところ等が考えられると思います。また、公共団体については、言われましたように、市長の指揮監督権を受けますが、株式会社は受けないといったようなことで、ですからそういったことで公共的団体ではないと、その他の団体だということがございます。

あと私人についてということがございますが、この私人については、具体的なものはありませんけれども、地域のすぐれた技術とか技能等、こういったもの等を持っていらっしゃる方が、製作をされるようなそういった場に、貸してほしいといったようなこと等を考えているところがございます。

実際にこれはございません。今のところございませんけれども、そういったのが考えられるということがございます。

それから、25年の4月1日からでなくて、25年の1月1日からということがございますが、いろんな、実際、この日からということではないんですが、いろんな打診等があります。そういったところ等を考えて、早いほうがいいのではないかとということで、早い段階で期日を設けたところがございます。

それから、議会の議決に付すべき条例との整合性はということがございますが、議会に付すべきこの契約及び財産処分に関する条例の中では、財産の取得又は処分でございますが、土地の場合と建物の場合でございますが、土地の場合につきましては、予定価格2,000万円以上、そしてまた、1件5,000円以上ということを書いてあります。

(「5,000m²」と言う者あり)

○財政課長（池之上幸夫）

5,000m²と、以上ということになっておりますので、こちらはどちらも要件を満たさなければならないと。

しかし、建物については、この5,000m²以上というものではなくて、予定価格2,000万円以上のということで、こちらが該当すれば、これがありますと、議会に付さなきゃならないといったようなことで解釈をしております。

あと、非常にこの条例の追加については、ア、イ、ウといったようなことで、い

ろいろ書いてございますけれども、市長のほうが特に必要と認める時ということですので、いろんなケースが考えられると思いますが、そういったこと等を勘案して、特に必要があるということのために、「特に」ということを入れたところがございます。先ほど申し上げました、ほかの条例等を参考にしたところも、この「特に」というのが入れてあるところもありますし、そうでないところもありますが、私どもは、この「特に」というのを入れたところがございます。

以上でございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

それでは、旧財部南保育所の無償貸し付けは、どのように決定されたかと、根拠条例をとということでございましたので、お答えを申し上げます。

旧財部南保育所につきましては、旧財部北保育所とともに、昨年4月1日より特定非営利活動法人恵昭会に、無償貸し付けをしているところでございます。

この根拠条例につきましては、本条例、曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を根拠といたしておりますが、その内容について申し上げますと、本条例第4条第1項に、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき、これは、普通財産の無償貸し付けができる」というふうに定められております。

そこで、ここでいう公共的団体の解釈についてでございますが、先ほども話が出ましたけれども、公共的団体につきましては、農業協同組合、あるいは青年団などとともに社会福祉法人、これも公共的団体に該当するというふうにされております。

この恵昭会につきましては、NPO法人、特定非営利活動法人でございますが、特定非営利活動促進法という第1条、これに目的がございますが、ここに、「公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定により」と、「公益の増進に寄与することを目的とする」というふうにあるところでございます。こういうところからいたしまして、特定非営利活動法人は、公共的団体であるとみなしたところでございます。

次に、「公用若しくは公共用または公益事業の用に供するとき、無償貸付ができる」とされておりますが、このうち、公共用というところ、これに供するということはどういうことかといいますと、「保育所あるいは公民館等に供される場合をいう」というふうにされております。

以上のことを勘案いたしまして、旧財部南・北保育所への無償貸し付けにつきましては、本条例に該当すると判断して、無償貸し付けをしたものでございます。

以上でございます。

○5番（山下 諭議員）

市独自でつくったということです。参考にしたのは、今、言われました南さつま市等4市ですか、あったわけでございますけど、これを制定しなけりゃ、仕事ができないという理由をお聞かせ願いたいと思います。

私ども、1つの例としまして、南之郷中学校跡地を利用しての、今申請がされて、そっちのほうに持っていくと、これ、誰にも、誰も反対はしてないと思うんですよ。これをつくらなきゃならない理由、これをつくらなければ、当局の仕事は前進しないという理由をお聞かせ願いたいと思います。

と同時に、この1つの財産の一定限度を超えれば、議会の限度ですね、一定の条件に該当すれば、議会の議決は得なきゃならないわけですけども、この議会の議決を求めることに何か不便があるのかということですよ。

この今鶴議員の一般質問につきましては、2,000万円以上かつ5,000m²というようなことで、該当しないということで、ちょっと今の答弁と保健課長の答弁とは、一般質問のあれが違っておるといような気がしますけれども、今鶴議員の答弁に対して違っておりゃ、当然、訂正すべきだと思いますが、もうそれはそれでおきまして、そのそういうことがなければ仕事は進まない、あるいは議会の議決に付すべきことに何か不便があって、自由裁量的なこのようなものをつくられたのかという点でございます。

それが1点目でございます。

それから、その他の団体に株式会社が含まれるという解釈のようでございますけれども、ボランティア団体は1つの皆さん方の集まりですから、広い意味でいえば団体かもわかりませんが、株式会社が団体に該当するんですかね。

これは1つの目的を持った事業に、皆さん方がお金を出し合ってそこでするのは、株式会社だろうと思います。と同時に、この「私人」という表現がございます。これは法人は含まないわけですよ。限定してあります、私の人と限定してありますから、どうもこのその他の団体、私人という表現が、何か特定の人を、特定の者を指すんじゃないかなというふうに疑わざるを得ません。もう一回、団体に株式会社が含まれるというその解釈を、もうちょっと詳しくお聞かせください。

それから、この私人のほかに、人の中には自然人と法人とあって、法人は今さっき言ったようなことなんです、私人というふうに限定してありますから、法人は含みませんので、会社組織の方々が、このような、今想定されているようなことを希望する場合には、これは該当しないと私は思うわけですが、この法人についての考え方、お願いしたいと思います。

それから、土地と建物については、今、おっしゃったから、ちょっとさっき言いましたように、今鶴議員の一般質問についてのときの答弁と違ったような気がしま

すので、その辺も、もし違ったのであれば、同じだったということであれば、もう訂正のしようがないと思うんですけども、違っておったのであれば、正式な訂正が必要じゃないかなというふうに考えております。

それから、南保育所、これ、私は南保育所だけだと思ったら、南、北も今の南保育所を経営しているところ、北はどこかわかりませんが、貸してあるような答弁でございました。

土地も建物も無償で、何年間借りているかわかりませんが、そのような方法であったと思います。合法的にされておるのであれば、かつまたこのいわゆる議会の議決に付すべき金額以下のものであれば、そのようなことは言われると思うんですけども、評価は南のほうはどれぐらいになっているのか。

今鶴議員の一般質問の中で、「登記所の評価」という表現があったようですが、私も初めて聞いた言葉だったんですが、登記所はどのような評価をするのか、これはわかりませんが、評価はそういう機関がするのであればそれでいいです。

初めて聞いた言葉でありましたから、その南保育所なんかの無償貸し付けだろうと思うんですけども、この議会の財産に関する条例、この処分の中にやっぱし貸し付けも入ると思いますから、この辺は、いわゆる予定価格2,000万円以下だったというふうに解釈されておるのか、この辺を再度、お伺いをいたしておきます。

もう1点、この議案を発案というかな、このほうがいいですよというふうに市長のほうに提言されたのは、担当課長を、担当課を教えてくださいたいと思います。

○財政課長（池之上幸夫）

まず、公共的団体、この株式会社がこの公共的団体でなくて、公共的団体じゃないということで、そのわけはということで、公共的団体は、市長の指揮監督を受けるけれども、株式会社は受けないと。

したがって。

（「その他の団体に、株式会社が入ってくる。だから、どういう理由で入るんですかと、公共的団体ではなくて、その他の団体」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

まああの、公共的団体に入らないわけですので、その他の団体のほうに、この株式会社が入ってくるというふうに考えているところでございます。

それから、私人でございますが、私人というのは、公人、私人の対立語としては公人というのがありますが、こういったのは、例えば、地方公務員等を除く一般の会社員でありますとか、そういったもの等を想定しているところでございます。

それと、この私人の実際のじゃあ、どんな人たちがいるのかということで、別に具体的にあるわけではないですが、個人的に地域のすぐれた技術や、あるいは技能

等を持っていらっしゃる方々等が、そういった施設を使って、場を使ってお願いするような場合は、この私人に当たるのではないかと考えているところでございます。

それと、この議会に付すべき、ああ、失礼しました。今回、この条例改正をしなければ、不便があるのかということでございますが、これにつきましては、今、いろんな普通財産等で、いろんな業者とかそういったところからアプローチがあるところでございますが、そういったこと等に対応していくためには、この条例の整合性といいますか、この整備を図ったほうが、今後の場合に対応しやすいんじゃないかということでございます。

もちろん、中身はいろんな対応がございますので、また相手もあることでございますので、いろんな対応が出てくるかと思いますが、これに対応できるようにということで、今回、お願いをしたところでございます。

以上でございます。

○保健課長（大休寺拓夫）

先般、行われました、今鶴議員への答弁についてちょっと誤りがありましたので、訂正を申し上げたいと思います。

土地、建物についても、2,000万かつ5,000m²と申し上げましたが、大変申しわけございません。土地については2,000万かつ5,000m²以上ということで、建物については2,000万円以上ということで、申しわけございません。訂正をお願いいたします。

○財政課長（池之上幸夫）

1つ抜けておりました。この条例の発案はどこがやったのかということでございますが、これにつきましては、普通財産の所管課であります財政課でございました。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

旧財部南保育所の評価額についてお答えいたします。

評価額につきましては、旧財部南保育所につきましては、土地が1,650万943円、建物が364万8,919円、合計で2,014万9,862円でございます。

なお、この評価額はこのようなものでございますけれども、先ほどから話題になっております2,000万以上5,000m²以上のもの、これにつきましては、財産の取得又は処分に関する条例ということでございまして、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いに関する条例でございますので、貸し付けの場合は、ここには該当しないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○5番（山下 諭議員）

3回目でございます。総務委員会に、総務委員会ですね、付託になるだろうと思

います。

今までの当局の説明を聞いていまして、議会とは何ぞやということは痛切に感じさせられました。この条例を認めることは、我々の認められている、いわゆる自治法上、認められている権限、それに基づいて、特例としてつくっている条例が、この議会に付すべき条例、それから現行にある財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例でございます。

現行にある条例は、それぞれいずれかに該当するというので、さっき申しましたように、非常に厳格に解釈して適用しなさいということになっておりますけれども、今回の場合は、市長のほうで、次のいずれかに該当する場合で、特に必要があると認める場合ということで、無限大にしても、これ、いわゆる2,000万以下とか、そういう議会に付すべき条例以下については、無限大に権限が与えられるような気がいたします。

市長、これ、今のままではどうも私、これ、賛成しかねるんですけども、市長、この条例を市長がそれはいいことだということで提案しなさいと言われた、本当の意味をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（池田 孝）

ほかの自治体の条項等も見ながら制定、つくったということでありましたので、そう大きな意味を考えませんでした。

ですので、この不備においては、再度、条例ですので条例の文章はあれですが、規則等を委員会に出したいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと、失礼。

○16番（五位塚剛議員）

総務委員会に付託されるようですけど、詳しいことについては、委員会で審議をしたいと思います。

質問の第1点です。先般、財部南中学校が、企業に対して無償貸付をいたしました。これは条例上、地方自治法に基づいて問題はないということで、無償貸付がされたと思っております。その根拠は、それを求めたいのと。

それと、今の提案の中で、企業は、その他の団体に入るとことをはっきりと言われました。で、本市にある曾於市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例で、先ほども福祉課長が述べられました、普通財産を貸し付けするところの第

1項は、ここにはその他の団体というのは、ここには文言がないんですよ。現にある条例では、その他の団体というのが入ってないんですよ。だけど企業に貸し付けをしました、これとの整合性はどうなっているのか、この2点をお答えください。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。南中のほうに貸し付け、企業に貸し付けをしてあるということでございますが、まだ、ここは今からでございます、4月1日以降に貸し付けはするところでございますので、まだ、その貸し付けをしたということにはならないんじゃないかなと思います。

そうしますと、今、2番目のここも、貸し付けはまだしてないということになります。

○16番（五位塚剛議員）

貸し付けはしてないということですけど、貸し付けを前提として、企業を具体的に名前を出して、この間、予算措置もしました。実際、貸すのは4月の1日からですけど、現条例において問題はないということだったんですね。

だから、現条例において問題はないということは、その他の団体というのは、現条例にこれ、載ってないんだから、それ前提としてやった、提案したということは、おかしいんじゃないかと思うんですけど、どう考えるんですか。

それと、先ほどから出ています私人の問題、私人があるということは、これ、一個人の問題なんですよ。で、個人であるんだったら公の人が必要なんですよ。で、公の人と公共団体とはまた別なんですよ。で、その整合性が何かあるのか。

それと、土地については、徳峰議員の質問に対して、土地については規則を設けて検討したいと言われた。そこまで考えてなかったと言われました。ということは、土地については、基本的には無償譲与はしないということに、この条例の改正は。

譲与はそういうふうに確認していいのかですよ。この条文、この提案は、土地は無償譲与というのはあり得ないというふうに確認していいのか、ちょっとはつきりさせていただきたいと思うんですよ。

その規則で縛ると言われたけど、規則で縛れる問題じゃないと思うんですよ。条例で縛らんといかんと思うんですよ。それだったら、これの再提案をしなきゃならないと思うんですけど、そのあたりは、委員会に付託となったら、当然、これを前提として審議していきますよ。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（池田 孝）

まことに申しわけありません。議案第64号につきまして、ただいま審議中ではありますが、この第64号については不備がありましたので、後ほど撤回の申し入れをさせていただきたいと思っております。そのようなことで御了承賜りたいと思っております。後に申し入れを行います。

○16番（五位塚剛議員）

第64号については、不備があったために条例の撤回をさせてほしいという申し入れですので、基本的には、それは不備があるわけですから、そのようにしたほうが良いと私も思います。

ただ、1点だけちょっと確認をしたいと思っております。

先ほど私の質問の中で、現条例において財部南中学校に対してD I Oジャパンとサイバーウェブの2社が、企業誘致という形で予算も出しながら事業が進んだわけですが、契約はしてないということの説明でございましたけど、これは契約もしてないで予算を出して進んでいるのか、これ、非常に問題だと思うんですけど、そのあたりのことをはっきり説明だけしていただきたいと思っております。

○企画課長（岩元祐昭）

御説明申し上げます。

9月の補正だったかと思っておりますけれども、D I Oジャパンの進出について補正の審議いただきまして、施設改修については提案どおり御承認いただいたところでございます。

それを待ちまして、私ども9月の28日に、当企業と立地協定というようなことを行っております。それを受けて、私ども、立地協定の中には、やはり企業と市とやはり相互協力というようなことをうたっておりますので、それに基づいて行ったところでございます。

また、先般、9月の議会であったんですけれども、無償貸し付けについては、私も曖昧なところがございましたので、今回、この地域経済の発展に寄与するというような形で、無償貸し付けができるというような形で御提案申し上げたところでございます。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

無償貸し付けについては曖昧な点があったために、今回、こういう改正をすることですから、当然、現段階の条例と地方自治法では、企業に対する無償貸し付けはできないという、この改正のその他の団体が入らないとできないという形での認識でよろしいのでしょうか。

そうでなかったら、企業誘致はできますけど、無償貸し付けが前提となった予算の提案をしたわけですから、それは非常に問題になると思うんですね。だから、それは、基本的にはそういう認識でいいんですか。現段階ではその他が入ってないからおかしいという認識でよろしいんですか。

○企画課長（岩元祐昭）

そのとおり御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第9 議案第65号 曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第66号 曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第72号 曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第73号 曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第74号 曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、議案第65号、曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、議案第74号、曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についての以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

議案第66号の質問に入る前に、先ほどの五位塚議員とのやりとりの中で、だから、現在の条例では、これ以上、前に進むことはできんから、一応、企画課長はストップしなけりゃいけないですね、それだけは一応、確認をしておきたいと思います。

議案第66号でございますけども、まず、質問の第1点は、条例制定の経過と内容等について教えてください。

それから、第2点目は、これら4つの施設の土地の面積、並びに建物の床面積について説明をしてください。

議案の第72号について、質問の第1点は、第72号の対象となる施設の数、施設の数が幾つになっているか答弁をしてください。

それから、議案の第73号について、同じく第73号の対象となる施設の数について報告をしてください。

次に、議案の第74号については、これ、私の受けとめ方としては、この議案提案の当局としての順番の問題ですけども、この議案の第74号はありますように、地域密着型サービスの事業者、並びに介護予防サービスの事業の指定に関する基準、条例の制定でありまして、私の受けとめ方じゃ、これを最初に議案として、つまり若い議案として持ってくるべきじゃないかと思うんですよね。

その後で、だから、今の第72号についても、第73号についても、その後で議案として持ってくるのが本来じゃないか感じがするんですが、第72号、第73号を持ってきて、この第74号を後でもってくるというのは、順序としておかしいんじゃないか感じがするんですけども、これあたり十分検討はされたんでしょうか。

第74号を前提として、中身の問題で第72号と第73号になろうかと思うんですよね、そのあたりはどうなんでしょうか。

法律や条例上おかしいということじゃなくて、この順番の扱いの問題が、ちょっと違うんじゃないか感じがしました。一応、答弁をしてください。これが第1点であります。

それから、この第74号の中の第3条で、示されている法人の定義について説明をしてください。

以上です。

○社会教育課長（中峯健一郎）

議案第66号について、条例制定の経過と内容についてですが、ことし4月に財部北中学校、財部南中学校が財部中学校に統合され、南之郷中学校が末吉中学校に統合されたことに伴い、それぞれの施設や跡地の利用が検討され、体育館や運動場、夜間照明施設等の運動施設が、地域の社会体育施設として活用することになったところであります。

そこで、旧財部北中学校、財部南中学校及び南之郷中学校の運動施設と、それらと同規模の財部中谷地区の運動施設をあわせて、曾於市地区運動施設として条例を制定することにしたところであります。

なお、これに伴い、曾於市財部中谷地区体育館の設置及び管理に関する条例を廃止し、旧財部北中学校、南中学校の夜間照明施設の管理を規定している、曾於市財部城山総合運動公園運動施設等の管理に関する条例の一部を、改正することとしたものであります。

土地の、床面積等は、総務課長のほうから報告していただきます。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

今回、対象となる施設の面積でございますが、まず、南之郷中学校関係の体育館でございますが、600m²でございます。運動場用地が7,237m²でございます。それから、財部北中学校の屋内運動場が725m²、それから運動場用地が6,370m²でございます。そして、財部南中学校でございますが、屋内運動場が725m²、それから運動場用地でございますが7,915m²でございます。

まことに申しわけございませんが、中谷地区の体育館等の面積は、ちょっと今、資料を持ってきておりませんので、いましばらく調査、今、調べて、また御報告させていただきますと思います。

以上でございます。

○保健課長（大休寺拓夫）

それでは、保健課のほうから議案第72号、第73号、第74号についてお答え申し上げます。

先般、議会開会前に、平成24年度第4回曾於市議会議案参考資料ということで、別冊でお配りしていると思いますが、その中の2枚目になりますが、1ページのほうをごらんいただきたいんですが、2項目めの対象となるサービスということで、8サービスございます。

その一番下のところに参考ということで、平成24年11月末現在の市内事業者数ということで、③、認知症対応型通所介護、いわゆるデイサービスです、これが

2カ所、あと④の小規模多機能型居宅介護、これが2カ所、⑤の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームです、これが11カ所、⑦の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特老ですが、これが3カ所になります。

あと、議案第73号のほうの市内業者でございますが、ページ数で3ページでございます。項目3のところの(1)対象となるサービスということで、①の介護予防認知症対応型通所介護、要支援1、2の方のデイサービスになりますが、こちらが2カ所、それから②の介護予防小規模多機能型居宅介護、これが2カ所、③、介護予防認知症対応型共同生活介護、これが11カ所、以上でございます。

あと第74号でございますが、こちらのほうが、一応、法人という縛りをしております。これについては、今まで介護保険法の中で、介護保険法の第115条の12の第2項で、そこで縛りを持っておりましたので、前段、72と73がありますが、これは指定の基準でありまして、本来の介護保険法で法人を指定しておりますから、そこを条例で定めなさいということでしたので、別途定めたということでございます。

手法としましては、指定基準がありますが、その中に入れるという手法もあったんですけども、そうしますと、厚生労働省令で示しております基準と比較が非常に難しくなっておりますので、基準のほうは厚生労働省令どおりに準じて直して、これまた別個にきておりましたから別個に定めたということでもあります。

あと法人の考え方がありますが、民法でいわゆる法人、有限会社なり、あと株式会社、NPOとかありますが、そういう民法上でいう法人であります。

で、間違われますのが、特別養護老人ホームとかそういうものについては、また社会福祉法で社会福祉法人という縛りがありますので、それでやっております。

以上であります。

(「順番はこれでいいわけですね」と言う者あり)

○保健課長(大休寺拓夫)

はい、順番はこれで結構です。

○21番(徳峰一成議員)

第72号は順番の後で質問いたします。

先ほど質問すればよかったんですが、その学校関係は後ほど質問いたします。で、第72号、第73号、第74号は若干関連があるんですが、まず、質問の第1点は、これまで法改正に伴って、今回、こうした条例制定を含めて、一応、市のほうに地方自治体のほうに一定の権限を移管したということで、課長、ありますよね。

これまでは、今、提案された施設の提案された内容については、どの機関が、鹿児島県かどうか、どの機関が管轄していたんでしょうか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、第72号からずっと読む限りにおいては、これをこの条例のとおり、市がしっかりと今後、この各施設について条例に基づいて対応するためには、1つは、一定の人間といいますか職員の確保が必要でありますね。

そうでないと、中途半端なやり方で、あるいは書面を中心とした型どおりのやり方で、対応をせざるを得ないというか、その点、私、非常に心配しているんです。その点で、第72号以下、これが条例が制定されたとして、新しい年度からこれをしっかりと対応するためには、職員が今の職員の体制で対応できるのか、これが質問の第1点であります。対応できなければ、これはもう絶対にとといいますか、しっかりと職員を確保しなければいけないと思います。

いろいろな理由がありますが、これまでも私、本会議で再三、取り上げているようにいろいろな理由があります。例えば1つの例として、そこで入所されている方々が、本当に法律条例どおりに介護サービスを受けているかどうかをしっかりと見るためには、この条例に基づいた、しっかりとした対応が必要であるからであります。

2点目は、これも本会議で再三取り上げていますが、そこで働く従業員、労働者の給与を含めた労働条件が問題がないのかどうか。全国的に言われているように、一定改善はこの間、法律上もされましたけども、非常に、実際の厳しい労働条件に比べて給与体系が悪いといいますか、いうのが指摘されております。

そうであってはならないわけですね。その点で、やはりせつかくこの条例が制定されて、市が一定かかわりを持つということができるようになった以上、そうしたこの職員の身分保障の問題についても、しっかりと実態を調べながら、問題点があったら改善を指摘していくちゅういうことは、これは絶対してほしいと思います。これは、もう市民全体が私は望むところだと思うんですよ。

この2つの点、職員の人的体制は大丈夫なんですかというのが第1点と、大体トータル的に、今、数ある施設、15から十七、八施設を上げられましたけども、これらを年間を通して指導監督する場合に、大体実質的に職員が何人必要ですか、何名ですね、いうことを含めて、当然、検討された上での議案提案であると思いますのでお聞きします、これが質問の第1点。

第2点目は、いずれにいたしましても、その職員は人数が確保されるだけでなく、一定のこの力量というか、知識を含めて体得しなければいけないと思うんですよ。その点で、現状で大丈夫ですか。

やはり一定のこの研修を含めて、この相手のある施設をいわゆる指導監督するわけですから、一定のやっぱり力量が必要でしょう。その点で大丈夫なんです。大きくは、この2つの点について、一定の目的姿勢を持って、これは今後、しっかりとやっていただきたいと。

市民どなたもが、とにかく私は、強くこの点は望む、もともと望んでいたから歓迎いたしますけれども、くどいようでありますけれども、その2点について答弁をしていただきと思っております。

あとはもう具体的に所管で質問を申し上げます。

先ほどの学校関係はわかったですかね、答弁してください、これも所管でありますので。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答え申し上げます。

この基準の今までの管轄はどこかということではありますが、地域密着型の指定については、何ら本質は変わっておりません。平成18年から介護予防が始まったわけですが、平成18年の3月14日に厚生労働省令が出ておりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、それから要支援1、2の方の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これも同じく平成18年3月14日の労働省令であります。これが、これをもとにやってきたわけですので、事務的には一切変わっていないところです。

これを今度の地域一括法において地方に権限を一部与えるということございまして、それに伴って条例化をなさいと。ことし1年間かけて条例化をなさいということでしたので、今回、条例化をお願いしたということ、実務的には、今までは全て、この地域密着については、市のほうで指定なりをやっていたということでありまして、人的体制も今後、変わることはありません。事務量も変わるところはありません。

それから、労働条件とかあと身分保障、そういう問題点、そういう解決ということがありましたが、指導、監査につきましては、市町村がするようになっておりましたので、それぞれ入っておったところです。そこに職員が2人入って、それぞれ丸1日かけてそれぞれ監査をしておりました。

これが、来年4月1日から、社会福祉法人については、市内に事業所がある法人については、全て市のほうで指揮監督が移譲されましたので、そちらのほうで詳しく給与面とか財政上の問題、税制上の問題、全てのことに対して監督をやっていくということになります。

それについては、また新たな人的体制とかそういうものは、4月以降、あろうかと思いますが、また県のほうでも、それに向けての研修とかそういうものを組まれておりますので、それで準備をしていくということでもあります。

以上申し上げましたが、この基準については、今まで厚労省令でやっていたもの

を市町村条例でそのまま持ってきておりますので、ほとんどのものを持ってきておりますので、変わるところはございません。

以上であります。

○社会教育課長（中峯健一郎）

中谷地区の運動施設ですが、体育館と運動広場がありますけど、体育館が582m²、それから広場のほうが5,377m²であります。

○21番（徳峰一成議員）

保健課長に再度、くどいようでありますけど確認方々質問いたします。

第72号を中心として、第73号もそうでありますけど、基本的には、これまで市が対応していたことであり、大きな違いはないということではありますが、ただ、この指導監督については、来年の4月1日以降、市職員が踏み込んだというか、形で指導監督に入れるようになったということで、受けとめていいんでしょうか。そのための今後の研修を含めた、そうした手だてが必要であろうかということであるんでしょうか、これが質問の第1点であります。

第2点目は、それにいたしましても私が知る限り、この市の施設、一定の違いがあるのはこれは当然でありますけども、まだまだこの条例等から見ても違いが、いいほうじゃなくて、改善が必要な意味で違いがあるんじゃないかと思っておりますが、もっともっと踏み込んで指導ができる点は、私は指導を強化したほうがいいんじゃないかって受けとめ方もありますけども、条例の今回の制定等の関係で、そのあたりはどうなっているんでしょうか、この1点だけお聞かせください。

特に私は、担当課長とトップのこの点では、位置づけが非常に大事じゃないかと思えます。今後、ますますこの市の施設がふえて、市民の中でも直接利用する人、これを支える意味での家族の方々も、非常に大きな人数的にもウエートを占めておりますので、非常に大事な点じゃないかと思っておりますので、その立場からの質問であります。

○保健課長（大休寺拓夫）

市内の社会福祉法人についての市の監督でございますが、これは来年の4月から。今までは、介護事業所、指定事業所の指導監査、指定基準に関する監査、あるいは介護報酬、介護サービスに関するところに限られておりましたので、それが来年の4月1日から、社会福祉法人の全般を監査するということになります。結構、強化されるということでもあります。

それから、市内の業者、介護事業所で申し上げますと、いろいろ温度差があるということございまして、そのことに関して、それぞれの指定基準なり、その介護サービスのケアプランの立て方とかそういうものについては、指導監査の要綱、項

目がございますので、全項目を同じ事業者でやっておりますから、それについてはアンバランスはないと思っています。

しかしながら、その事業所の特徴もございますので、いろんな接待とか、そういうところも若干はあるのかなと思っています。とにかく、全項目にわたって、指定サービスについては同じ監査をしておりますので、そこは努力をしていると思っております。

○議長（谷口義則）

次に、山下諭議員の発言を許可いたします。

○5番（山下 諭議員）

現況を知りたくて質疑通告をいたしております。議案第66号で、この施設、南中、北中、南之郷中学校の統合後の施設の利用についての方法をこうしますということが出てきましたけども、統合前といいますか、3町統合前の旧大隅町時代に中学校は統合されて、市のほうに合併になっております。

旧大隅町時代のいわゆる月野とか恒吉とかいうそれぞれの中学校跡地は、現在、どのようになっているのか。このような体育館とか広場というのはあったんじゃないかと思うんですけども、そのようなものはどのようになっているかというのが、この第66号に対する質疑であります。その次の号もですか。次のやつもですか。

一連でございますから、ここのこれ、議案の第67号から第73号まで、それぞれ関連があるわけですから、議案としては最初に第67号が出てきておりましたので、これで通告を出しておるんですけども、各議案に、まだ付託には、議題になってないやつもあるわけですが、この議案に提案理由のところ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、これに基づいて、このような条例を制定しますよと、今まで省令であったやつを条例事項になりましたよというようなことの、それぞれの提案理由でございます。

それで、この今、申しました法律の概要、どのような法律になっているのか。地方分権ですか、国の事務を市町村におろしてくるという内容であろうとは推測されますけれども、概略でよろしいですから、御説明を願いたいというふうに考えます。

それから、今回、このような条例が制定されておりますけれども、ほかにこの今、申しました地域の自主性を、ずっと今、そこの法律に基づいて、ほかにまだ、本市としても制定すべき条例があるのか、もうこれで終わりなのか、これが2点目でございます。

それから、これを通読しまして全部のこの67号から73号までですが、今も質問にありましたように、非常に市の責任が大きくなってきているんじゃないかと思えます。そして量的にも、今、保健課長のあれでは、実質変わらないということでござ

いましたけれども、量的にもふえてきたような感があるわけですが、これ、職員の体制を含めて市長は、こういう条例の改正に対応するために、どのようなことを受けとめて改正案をつくられたのか、今の現体制でやっていこうということだろうと思いますけれども、しかし、あとの条例で特に水道課等のあれをみますと、資格要件等があるようでございます。

この管理者と技術者においては、資格を持っていないといけないというのが出てきているようでございますけれども、このような点について、今後の職員体制になりますのでお聞かせ願いたいと思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

議案第66号でございますが、旧大隅町の統合後の中学校の管理についてということでございますので、私のほうで答弁させていただきます。

旧大隅町の3中学校につきましては、閉校後、地域振興課のほうにおいて維持管理は行っております。それぞれ3中学校の維持管理につきましては、毎年度、建物やグラウンドに関する光熱水費、施設修繕、敷地内の伐採作業等は、行っているところでございます。

以上でございます。

○市長（池田 孝）

今回の条例制定及び一部改正につきましては、事務量がふえることはないと思っております。今までの法律の基準が市の責任において執行されますので、各課執行に当たっては、これまで以上に注意を払うこととなるのではというふうに思っております。そのようなことから、十分注意をして執行するように注意してまいります。

○総務課長（大窪章義）

お答えをいたします。

今回、各議案に付されている法律の経過といいますか中身でございますが、国におきましては、現在、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするため、地域主権改革が進められてきております。

国におきましては、平成21年、地方分権改革推進計画を策定しており、及び平成22年に地域主権戦略大綱が制定されているところです。この改革の中では、住民に、より身近な市町村の役割が重視され、可能な限り多くの行政事務を市町村が広く担うため、この法律が制定されました。

この法律の制定の目的は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るた

めでありまして、法律の義務づけ、枠づけが見直されたところでございます。

第1次につきましては、42法案が整備され、第2次では、県の権限移譲47法律、それから条例制定権の拡大が160法律が整備されております。その中で、曾於市が対象となるものを上程しているところでございます。

条例は、各省令の基準を踏まえまして作成することとなっております。それぞれの法律に定められた内容により、基準に従うもの、基準を参酌するものなど、その文言によりまして各整備するものでございます。

それから、今後、この法律に基づいて制定するものがあるかということですが、第2次で、今、決まっておりますのが、曾於市に関係ありますものが、道路法の一部改正に伴う市道の構造の技術的基準と案内標識の基準、それから河川法の一部改正による準用河川管理施設構造の技術的基準、それから都市計画法の一部改正による公園の設置規模の技術的基準と設置基準、それから高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく省令の中の特定公園の設置基準などが、今、考えられているものがあります。

また、国におきましては、今、2次までですが、第3次一括法というのを提案してございますけど、今、選挙ということで議会がとまっておりますので、これがまだ、少し先行きが見えないところでございます。

それから、今までも本案を提案しておりまして、今までこの法律による上程議案は、ことしの3月議会に上程しました、曾於市営住宅条例の一部改正での入居者の基準、曾於市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正での公民館運営審議会委員の任命基準、それから曾於市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正での図書館協議会委員の任命基準の制定を、今までお願いがしてあるところでございます。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

運動施設のこの第66号議案でございますが、私が聞いたかったのは、南之郷とか、財部北とか財部南、このような施設はないのかと、そのような施設はないのかということでございます。あったら、一緒に地域振興課と社会教育課でしているから、なかっただろうと思うんですけど、その辺をひとつ確認をいたしておきます。

それから、この総務課長の答弁で、今後も、道路法と河川法、都市計画法、それから高齢者の身障者ですか、こういう法律の関係はまだ残っているということでございますが、この期限はいつまで、そういう改正をしなきゃならないというふうなことになっているのかという点と、それから、このようなことで地方に身近なところの事務は、身近な市町村へということになるわけでございますけども、財政的

援助というんですか、財政的支援というのは特別なものか、この点だけをお伺いいたしておきます。

○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。

旧大隅町の3中学校については、体育館、運動場はなかったのかということでございますが、いずれも運動場、体育館は、現在でも存在をいたしております。

ただし、大隅北中学校につきましては、体育館につきましては老朽化ということで、今、使用できない状況でございます。それと、運動場につきましては、現在、太陽光発電の話が来ている状況ではございますが、現在は、まだ利用されているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（大窪章義）

お答えいたします。

残りのものにつきましては、3月議会の上程を考えております。また、財政的支援につきましては、国の法律下におけるものはございません。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第57号 団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）

日程第15 議案第67号 曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について

日程第16 議案第68号 曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第69号 曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

日程第18 議案第70号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、議案第57号、団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）

から、日程第18、議案第70号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

まず、議案第57号について、質問の第1点は、対象となる地域の地権者は何名で何筆であるのか。で、わかっていたら、この地権者の平均年齢についても教えてください。

質問の第2点目は、地権者は全て曾於市民であるのか、これが第2点目。

それから第3点目は、全て所有権登記がされている土地であるのか。もし、されてなかったら何筆がされていないのか。

で、質問の第4点目は、地元負担が、つまり曾於市と受益者の市民が7,001万円となっていますが、その地元負担の内訳についてが書いてないようでありますので、教えてください。市が幾ら、そして受益者といいますか、が幾らということです。

それから、議案の第67号について、質問の第1点は、対象となるこの住宅の施設の数、それから第2点目は、この第8条では「規則で定める」ってありますけども、規則の有無を含めて規則の内容について、簡単に説明してください。

それから、議案の第68号、質問の第1点は、「入居者の資格のうちで、収入基準の裁量階層の対象者と金額」とありますが、この言葉の説明ですけども、この「裁量階層」と表現がありますね。これはどういったこの解釈でいいのでしょうか。

「収入基準の裁量階層」とあります、これ、初めて聞く文言でありますので。

それから、議案の第69号、質問の第1点は、これまで、これはどこの機関が監督管理に当たっていたのか。

それから、質問の第2点目は、これまでのこの水道工事は、全てこうした法律で定められた資格を有した業者が、あるいは資格者が施工していたのか。所管が変わっただけのことであるのかの確認を含めた質問であります。

それから、質問の3点目は、今後、市のほうでいわば対応することになりますけども、例えば、平成23年といった場合に、この法に照らして曾於市の水道事業は、幾つの業者が仕事を行っていたのか、この監督、一定のこの資格を持った業者が仕事を行わなければならないわけではありますが、23年度では、曾於の場合は、何個の業者が仕事を行ったのか、一応、報告してください。

それから、議案の第70号であります。下水道の条例改正です。これも同じく質問で、第1点は、これまでどの機関がこの検査に当たっていたのか。

それから、第2点目は、単純な質問でありますけれども、これまで本市では、こ

の対応上、問題はなかったのかどうか。今までは、この条例改正前は、この対応が若干違ったかもしれませんが、その点はわかりませんが、これまでの対応では、本市としても問題がなかったのか。で、それに加えて、今回の条例改正に伴う新たな対応として理解しているのかどうかでございます。

以上です。

○水道課長（福岡隆一）

ただいまの質問であります。まず、第69号のほうですが、どこの機関が管理されていたかということでもあります。この条例制定前は政令によって定められておまして、この条例と同じ文言が政令にあります。そういったことから、政令を遵守することによって、条例が定められても今までと変わらないということでもあります。

それから、2点目の水道工事の業者はということですが、この条例制定によりまして、業者側の縛られるものは今までと全く変わらないわけでありまして、水道事業者、市側の資格取得年数を定めるものであります。

それから、3番目もそういうことから、水道工事業者のほうは特に関係のないところでもあります。

で、第70号であります。これはもうどの機関がということですが、これにつきましても、この技術上の基準につきましては、政令で定められておまして、その基準に基づきまして、浄化センター、それから排水施設を設計・施工しておりますので、これにつきましても、問題のないところでもあります。

2点目の本市では問題ないかでございますが、これにつきましても、今までどおり、今までもその法令を政令を遵守して工事をしてまいりましたので、何も問題ないところでもあります。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

まず、お尋ねの1番目でございます。地権者は何名かということでございます。地権者、霧島市が6名、曾於市が35名、合計41名でございます。で、その筆数でございますけれども、霧島市が6筆、曾於市が83筆、合計89筆ということでございます。

それと平均年齢でございますけれども、66歳というふうに調査いたしております。全部、曾於市民であるかということは、今の答えで理解していただきたいというふうに考えております。

あと、この所有権の問題につきましては、今、ここでちょっと把握しておりませんので、もしわかりましたら、後ほど説明させていただきたいというふうに考えて

おります。

それと、地元負担でございますけれども、まず、市の負担が6,660万円でございます。これは内訳は、霧島市が395万6,000円、それと曾於市が6,264万4,000円でございます。それと、受益者の負担分は、合計いたしまして231万円ということでございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、第67号でございます。対象となる施設の数はということでございます。これは市営住宅に関する整備基準ということございまして、市営住宅が市内54団地、1,018戸あるところでございます。

それから、規則の有無ということでございます。規則につきましては、今回、この新旧対照表及び関連規則ということで、別途お配りしております資料の中に規則を添付いたしております。

また、その規則の説明としまして別途説明資料を1枚添付いたしまして、その規則の内容、これは規則が評価方法基準の等級等を満たす措置ということの中身になっておりますので、その具体的な内容等を別紙で添付いたしておるところでございます。

それから、第68号についてでございます。入居者資格の中で、裁量対象者のその意味はということでございます。

条例の中の15万8,000円以下の方々を本来階層と申しまして、本来入居するべき方々といった等で本来階層と、本来入居する階層ということによっておりますけれども、その人たちに加えまして、この改正する条例の中の第2号の中で、アで、大きな片仮名のアの中でこう規定いたしておりますけれども、その中の小さいアでいいますと、アの中の（ア）、そこでいいますと、障害者基本法にのっとっての障害のある方、それから戦没者の方、それからこれは原子爆弾等の被害を受けた方、それから海外からの引き揚げ者、それからハンセン病の関係の方々の療養等のあった方々、そのうちまた、この障害の程度で1級、2級という定めがあるわけですが、そういった方々。

それから、（イ）が60歳以上の高齢者、かつ同居者のいずれもが60歳以上、または18歳未満、それから（ウ）のほうで、小学校就学の始期に達する者。あと（エ）のほうで、その激甚災害等に関する入居に関する方々でございます。この方々のことを裁量階層と申しまして、収入の上限をこの方々については21万4,000円まで認めようということでの内容となっております。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

議案の第57号で、1点だけ、もう質問をいたします。

この地域は、いわゆる佳例川地域でありますけれども、この質問の第1点は、菱田川の上流に当たりますけれども、菱田川の本川といたしますか支川といたしますか、これも河川改修の中に入っているのでしょうか。入っていないと思うんですけども、これが第1点であります。

第2点目は、この支川に枝川が小さくありますけれども、このあたりは、この河川改修の工法では、魚といたしますか、水生生物といたしますか、に配慮した河川工法をとるのでしょうか。このあたりが、この説明の中では、そのあたりも配慮するようなことが書いてありますけれども、お願いしたいと思います。

この地域は、私も四、五十年前から知っている地域なんですが、昔は魚とかいっぱいいた地域なんです。で、残念ながら、あそこに限らんですけども、今はもうほとんどいなくなっておりますけれども、そのあたりの河川改修の工法については、どういった配慮を今回はしたいと考えているのか。

以上です。

○耕地課長（吉田誠得）

まず、先ほど第1回目の質問で、所有権の登記の件が質問ありましたけれども、11筆の、死亡の方がいるのが11筆ということでございます。

それと今、質問のあった件でございますけれども、菱田川上流の河川改修は計画に入っているか。これは計画に入っていない状況でございます。

それと、枝川の河川の工法でございますけれども、この地区につきましては、用水路等については、パイプラインを用いるということでございますので、地下のほうに埋設をして、維持管理等が簡単になるように、そういった工法等を用いるということでございます。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

第69号と第70号も、まとめて質問したいと思います。

今、説明あったように、この条例改正は、業者ではなくて当局のほうの問題であるようでございます。要するに、一定の大学を含めて出て、その後の経験が必要だということが明記されているわけですが、現在でも同じ今の条例で、そういうふうに対応しているということで、問題はないということではございましたが、しかし、ここまで条例が明記されると、役所のこの水道技術者、公共事業のこの技術者をやっぱり育てるという意味では、非常に重要な役割があると思うんですけど、市長、やっぱり技術者については育てるのと、その部署に一定期間以上、せめて5年以上で配置しないと条例違反になるおそれがありますけど、このあたりについて十分対応できるか、確認を求めたいと思います。

○水道課長（福岡隆一）

お答え申し上げます。

今までも、そのように政令を遵守して、その資格に見合う技術者を配置していただいております。今後もそういった形で配置してもらいたいというふうに思っています。

あと、水道技術管理者につきましては、厚労省の厚労大臣が認める団体が行う資格取得講習がありますけども、これを受講すれば、資格要件に当てはまるということでもあります。

あと、布設工事監督者につきましては、この条例で定める年数が必要だということになります。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、山下諭議員の発言を許可いたします。

○5番（山下 諭議員）

この議案は、私どもの委員会に付託になりますので、十分に委員会で審議したいと思いますが、ぜひ全議員で認識しておってもらいたいことがあったから、質疑通告をいたしました。

まず、この議会に議決を求める意義というのを当局はどのように考えておるか。この土地改良法によりますと、その第96条に、土地改良事業を計画する場合にも、あらかじめ当該市町村の議会の議決を得なさいということになっていますから、なぜ議会に議決を求めているかという、その意義についての当局の考え方をお聞きしたいと思います。

2番目に、今、申しましたことは、この計画書を見てみますと、何年度に実施するんだという議決の計画書に、議案にはそれ、出てないわけですね。私は、これを

議会運営委員会の際に、議案としておかしいのじゃないかということ、総務課長を通じて申し上げたんですが、当局のほうは、参考資料のところをそれを年度を入れたようでございます。

これから見ますと、議会の議決はいつでもしていいんですよと、その仕事はいつでもしていいんですよと、特定されてないから、議決以降は来年しても再来年してもいいんですよということになるようです。参考資料はあくまで参考資料ということでございますので、なぜ、その実施年度をこれに入れられないのか、その理由をお伺いしたいと思います。

それから、これ、霧島市とまたがっておりますので、今のさっきの質問で、戸数とか筆数はわかりましたけれども、この面積、水田の面積は9.3haですけども、これは本市と霧島市と、どのような面積になっているかということをお伺いいたします。

それから、これ、霧島市との協議というのはどうなっているのか。本市が勝手に霧島市の農地を工事するということにはならないだろうと思いますので、霧島市との現在の協議の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○耕地課長（吉田誠得）

お答えいたします。

まず、1番目のこの意義でございますけれども、市町村営事業における議会の議決、これは市町村営事業を行うという旨を包括的に議決するといった考えで、その議決をもらうんであると。で、この場合には、計画の概要、あるいは資金計画等必要な書面を明示した上で、議決することが適当であるというふうに考えているところでございます。

それと、2番目の問いでございますけれども、実施年度がない、その理由はということでございます。

今の御指摘のように、例えば、私どもの計画では、25年から29年まで5年かけて、この事業を実施するという考えでいるところでございます。実際、この実施をする場合には、御存じのように、まずこの議決を得た後に法手続を経て、その異議申し立て等がなければ事業施行申請に至っていくと。

で、現段階では、県の最終ヒアリング等を受けております。しかし、この文書での確約等はまだいただけていない状況でございます。補助金と県の予算の確定も、実質、4月以降になってくるであろうということでございます。

これは県のほうに問い合わせをしますと、地域自主戦略整備計画なるものがありまして、これに記載、登載されて確定していくと。事業を確定して、この事業は、例えば25年度に実施できるんだというふうに、もう確定、そういった採択が行

われるということのようでございます。これが4月以降になるであろうと。

あるいは、国からの補助金、交付金ですけれども、この確定がありまして、大隅の地域振興局のほうに、この配分が参るのが、24年度でも6月であったということでもあります。

私ども、まず、受益者の同意ですか、異議申し立てがまずない、あるいはこういった県の補助金がまだ確定してない中では、この決定、実施年度を今の段階で明記しなければならないのか、もちろん明記したほうがいいというふうに考えておりますけれども、この実施年度を記載することが、採択要件の必須じゃないということから、私ども、この調査をいたしましたけれども、県下の中でも、ほとんどの地域が実施年度を明記せずに、議会のほうに提案しているというのが実態であるようでございます。

それと3番目でございます。

面積でございますけれども、9.3haのうち曾於市と霧島市の面積でございますけれども、曾於市が8.7ha、霧島市が0.6haでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○耕地課長（吉田誠得）

申しわけありませんでした。協議につきましては、霧島市とはことしの10月中旬までに3回ほどの協議をいたして、10月中旬で最終協議を終えているという状況でございます。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第75号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第19、議案第75号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

4点、簡潔に質問いたします。

まず、説明書の4ページの繰越金4,495万4,000円、質問は単純な質問であります。前年度からの繰越金が、もうこの12月議会でありますけども、出されたのは、これはもう12月でないとやはりまとまらなかったのか、たしか旧町時代では9月議会あたりで、もう全部、前年度の繰越金は集計されていたんですね。現在は、この本年度を含めてもう12月まで待たなければ、やはりまとまらないのかどうか、余りにも遅すぎる感じもいたすんですけども、質問であります。

次に、質問の第2点目は、21ページの地上デジタル、今回、562万円が新たに計上されておりますが、質問の第1点は、荒谷地区の受益者の対象戸数が何戸であるのか。

それから、質問の第2点目は、この財源内訳が一般財源が減少しておりますね。で、補正予算自体は増額をしておりますけども、その他の項目がふえているために、これはどうしてこの財源の内訳の変更事情があるのか、これ、質問の第2点目であります。

それから、3点目は関連いたしまして、この事業の財源の負担割合、一般財源を含めて、どういった財源の負担割合に、そもそも、もともとなっているのか。

次に最後、第4点目は、今回の補正を含めて、これで前年度とかを含めて、全部で曾於市では何、幾つの地域が整備されるのか。そして、トータルでこの何世帯にそれでなるのか、わかっていたら旧町ごとに分類して報告してください。

次に、質問の第3点目は、31ページの地域生活支援事業の中で、この相談支援事業についてであります。細かい点は文厚でお聞きしますけれども、この予算が現額がゼロで、今の段階で新たに、ある意味では新規の事業が提案されているって。もうわずか残りは3カ月しかないんですが、十分な予算執行の対応ができるのかどうかを含めて、この相談事業の中身について説明をしてください。

次に、最後に、46ページの森林林業振興事業、これも同じ観点の質問で、予算現額はゼロであるのに、今回、1,020万円が予算計上をされておりますが、この事業の中身を含めて予算執行ができるのかを含めて答弁をしてください。

そして、事前に担当課長から関連する件の条例等もいただいたんでありますが、この補助が説明にありますように10分の5となっておりますが、この10分の5の根拠は、県の条例あるいは要綱のどこの部分に当たるのか、ちょっと見当たりませんので、あわせて説明してください。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

それではお答えいたします。

前年度繰越金についてということでございますが、今回、4,495万4,000円を計上いたしておりますけれども、申されましたように、例年でありますと7月ないしは遅くとも9月までに、全ての繰越金は使い終わっているような状況でございますが、ことしは今、この予算計上でありましても、残りがまだ1億1,488万7,000円、これがまだ残があるということで、補正等でこの分はまだ使えなかったということでございます。

（「理由は何ですか」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

理由はまあ補正が少なかったということでございます。

○企画課長（岩元祐昭）

21ページの地上デジタル関係について御説明申し上げます。

今回は、大隅の荒谷地区、関係戸数が16戸でございます。一般財源が減っているということでございますけれども、平成24年度、末吉の坂元、檜、そして財部の須賀の事業を行っております。

ここが補助金等が確定したために、一般財源、これは市の補助を単独補助をやっておりますけれども、その分の減額でございます。今回は、国庫補助分等にかかわるものが主なものでございます。

続きまして、負担割合ということですが、国庫補助が3分の2、これが平均してでございます。NHK補助が1件当たり10万ということです。と、あと県の補助がありますけれども、これは事業費から差し引いて出た場合に県の助成というふうなことです。地元負担は1件当たり7,000円ということで、また、残りの部分については市の補助を行っているところでございます。

これまでの実績です。平成21年度から書いておりますけれども、財部地区が5地区、23年度までの実績でございます。関係戸数が103戸、大隅16地区、190戸、末吉3地区、121戸となっているところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

31ページ、相談支援事業等の内容につきまして御説明を回答を申し上げます。

今回、807万9,000円の追加をお願いいたしておりますが、これにつきましては、障害者の相談支援体制の強化を図るものでございまして、2つに分かれております。

一つにつきましては、当初予算で計上いたしまして、今回、追加をお願いするものでございますが、87万9,000円でございます。

内容につきましては、相談件数の増加等によりまして、曾於地区2市1町を範囲とする、曾於地区障害者相談支援センターというのがございますけれども、ここが本年4月より人員体制の強化を図ったところがございますけれども、業務が平準化したことにより、その全体経費の見込み額が提示されまして、曾於市分の負担割合が決定されましたので、その追加分をお願いするものでございます。

もう一つが新規事業分になります。県の100%の補助事業によりまして、障害者相談支援体制充実強化事業720万円を新規に追加するものでございます。

内容につきましては、障害者の必要に応じまして、適切な障害者、福祉サービスにつなげていかなければならないということがございますが、そのような相談支援事業というのは、非常に重要視されております。

今回、県の補助事業によりまして、市内の障害者福祉施設である6事業所が、この事業に取り組むことになったことによるものでございます。

なお、対象事業は、相談支援事業の充実強化を図るというものでございますので、自動車の購入、訪問等の自動車の購入、あるいはパソコン、ファクシミリなどの事務用機材の購入が対象となるものでございまして、1事業所当たり120万円を限度とするというので、6事業所分720万円をお願いいたしておりますが、最後に質問のございました、1月から3月までで執行は大丈夫かということがございますけれども、先ほど申しあげましたとおり、物品の購入が対象となりますので、支障がないものというふうに思っております。

以上でございます。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、46ページの森林林業振興事業の中の予算の内容等についてでございますけれども、まず、この補助金につきましては、木材集出荷販売施設整備のためのものでございまして、今回、伊万里木材市場が市場に集められました原木の仕分け、あるいはトラック積み込みに使用いたします、グラップル付きのバックホー1台の導入を計画いたしております、その購入に要する経費の2分の1を国が補助するものでございます。なお、残りの2分の1は、受益者負担となっているところでございます。

今回、この補正で上げましたのは、この申し出が、新年度になってからということがございます、事前協議等を済ませまして、県のほうで内示をいただいたということで、今回、御提案申し上げているところでございます。

それから、2分の1の根拠でございますけれども、この事業につきましては、国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱を受けまして、鹿児島県のほうで、森林整備・林業木材活性化推進事業（ふるさとの森再生事業）ということで、

この事業を導入いたして、その中で、高性能林業機械等の導入というのを該当させておきまして、この実施要領によりまして2分の1となっているところでございます。2分の1の根拠については承知していませんのでございます。

なお、今後のこの執行の見込みでございますけれども、議決をいただければ3月までには事業は完了すると見込んでおります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

それぞれ流れはわかりました。細かくてなんですが、経済課長、もう1点、確認。

2分の1の根拠は、この掌握してないわけですかね。それはおかしいと思うんですね。トンネル事業であっても、やっぱり正式に議会に提案されている以上、その予算の根拠については、何に基づく予算であるということでお答え願いたいと思うんですよ。

私がいただいた資料を見る限りにおいては、この10分の5というのが明記されていないようにありますので、単純な質問でありますけれども、単純に申し上げたわけでございます。何に基づいてのこの10分の5であるのでしょうか。

○経済課長（富岡浩一）

鹿児島県のお渡しいたしました資料の中に、鹿児島県森林整備・林業木材活性化推進事業（ふるさとの森再生事業）高性能林業機械等の導入、それから力強い木材産業づくり事業（木材加工流通施設等整備）、かごしま木づかい推進事業（木質バイオマス利用施設等整備）実施要綱というのをお渡ししているかと思えますけれども、この中で後ろのほう、4枚目裏表になっていきますかね、裏表の資料になっておりますでしょうか。

（「何条の何ということでもいいです」と言う者あり）

○経済課長（富岡浩一）

条文ではございません。失礼しました。第3条関係で、別表第1というのがございますけれども、その中で、2番目に、ふるさとの森、大きな2番目でございますけれども、ふるさとの森再生事業というのがございますかね。

（何ごとか言う者あり）

○経済課長（富岡浩一）

この中に、県の要領で2分の1以内という表示がされて表の中にございますので、それを適用したということでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

先ほどの地デジの関係、ちょっと私、足し算を間違っていました。ちょっと訂正

させていただきたいと思います。

今まで、23年度までの実績、財部が6地区で115戸、大隅地区は16の190戸、末吉が3地区、100戸ということで訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（谷口義則）

次に、五位塚剛議員の発言を許可します。

○16番（五位塚剛議員）

それでは、46ページの伊万里木材の補助金でございますが、今回の場合は、国からの2分の1補助でトンネル事業でございますが、今までも地元企業誘致という形みたいな状況の中で、地元の人たちを雇用し直しているわけですから、やはり一般財源の幾らかの補助というものは考えられなかったのか、これが第1点。

それと、企画課長には、ここは雇用について、やはり企業誘致と同じような支援をすべきかということも言ってまいりましたが、検討はされなかったのか確認を求めたいと思います。

次、47ページ、花房峡憩いの森の問題でございますが、今回は管理棟及びシロアリ駆除でございますが、なぜ、当初の予算の提案じゃなくて、こういう12月ぎりぎりになっての予算の提案なのか。

それと、もし可決になった後、これは入札をするのか随意契約するのか、確認を求めたいと思います。

次に、67ページで、教育総務費の中で、小学校空調設備工事が出ておりますけど、420万というのが出ておりますが、これは財部小学校の仮設教室についてたやつをどこにか持っていくようでございますけど、中身を説明してください。

次に、68ページ、中学校で、末吉中学校太陽光パワーコンディショナーの取り替え工事、661万5,000円というとんでもない工事が一般財源で出てきておりますけども、なぜこんなことをするのか説明を求めたいと思います。

以上です。

○経済課長（富岡浩一）

それでは、まず、森林・林業事業のほうの人的雇用補助の件でございますけれども、この事業は、昨年12月から、この市場のほうは事業を開始いたしております。そのときに、そういういろんな協議、事前にできなかったのか、そういった話があったかということは、ちょっと私も把握していないところでございます。

私どもも、何らかの補助がないか、ちょっと探してみたいんですけども、林業関係の事業においては、この対象となる事業対象が、造林や保育、伐採及び作業路の開設等に従事するというような事業であれば、新規参入促進ということで新規就労

支援支度金の助成事業とか、もうこういったものはあるんですけども、どうしても対象となる事業がないということで認識をいたしているところでございます。

それから、憩いの森のシロアリ対策事業でございますけれども、このシロアリが発生がわかったのが、ことしの夏でございました。その蟻道、アリの道ですけども、それが管理棟に何筋か、柱を伝って天井のほうまで上がっておるのを発見いたしておりまして、とりあえず自分たちで、そのそこのところのアリの道、そこを削りとりまして、そして市販の殺虫剤等をそこに塗布いたしまして様子を見ておりました。

そしたら、やはり10月か11月、10月くらいだったと思いますけど、また再度、そこ、ちょっとまた違ったところに、そのような状態がわかりました。

したがいまして、ちょっともう素人では対応できないというようなことで、あそこは大きな建物でございまして、その内部の状況等も把握しにくいようなことから、大きく被害が広がっていた場合が懸念されましたので、少しでも早く駆除をすべきと判断いたしまして、今回の補正予算でお願いしたところでございます。

それで、入札か随契かということでございましたけれども、指名願の出ております財政課のほうでそのあたりを聞きまして、入札というような形で基本的には考えているところでございます。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。雇用助成ということでお伺いしたところでございます。

曾於市には、工業開発促進条例というのがございます。この中で、工場の新設、増設等あるわけですけども、製造業が主、それと研究開発、それと流通業施設というようなことでありますけれども、伊万里木材様におきましては、一応、私どもの雇用助成の対象になる企業には該当しないということで、雇用助成のほうについては負担はしていないところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

説明資料の67ページでございます。小学校の空調設備工事費420万円であります。この工事は、財部中学校の管理教室の改築工事の際、仮設教室に設置しておりました天つりの大きな空調4基と、それから閉校となりました3つの中学校と、それから財部中学校の旧保健室の空調4基を小学校のパソコン教室、図書室、校長室に移設する工事費でございます。

ちなみに、財部中の仮設教室の4基でございますが、この4基は、岩北小学校のパソコン室、憶小の図書室、岩川・末吉小学校の校長室に、そして旧保健室の空調機4基は、菅牟田小のパソコン室と憶、深川、岩北小学校の校長室に移設するもの

でございます。全部で8基を移設工事するものであります。

ちなみに、非常に高い金額でございますけれども、末吉小学校のほうが電力、電気のほうが動力電力を引かなきゃならないということから、キュービクルから引き込みをしなきゃならないということから、若干、このように高額になったところでございます。

それから、68ページの中学校管理費でございますが、末吉中学校の太陽光のパワーコンディショナー取り替え工事661万5,000円でございます。

末吉中学校の太陽光は、平成16年度、50kwを設置されたものでございますが、ことし7月、落雷により太陽光が被害を受けて発電がされないことがわかりまして、太陽光のメーカーであります京セラに調査を依頼した結果、基礎基盤となっておりますパワーコンディショナー5基、これを新品に取り替えなきゃならないことから、今回、大きな補正額をお願いするところでございます。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

まず、伊万里木材についてですけど、やはり曾於市に大分のこういう木材会社が来て、地元の木材を買い取って、それで、いろんな地域活性化になっております。

私は、当然ながら、こういう人たちが、本市において頑張っているわけですから、国からの補助事業は一応いただくとしても、せめて100万ぐらいの市としてのやっば支援ができないかという、そういう気持ちが私は大事じゃないかなと思ったんですよ。

農業分野では、いろいろ工面、努力しながら補助やるのに、何でこんな木材企業に対してもしないんですか。やっばやるべきじゃないでしょうかね。今後は、これ、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、雇用の問題ですよ。雇用についても、木材業は対象でなかったから対応できなかったって。対応できるように条例改正をすればいいじゃないですか。今までも、輸送業とか冷蔵庫業とか、企業が来るために条例なかったら、そのために条例改正してやっていますがね。

ここでも、また今、何人の方は募集を新たにしていますから、やはりそういう努力が全然足りないんじゃないですか。お答えがあったらお答えください。

あと、シロアリについてはやむを得ない処置だと思いますので、おきます。

次に、教育委員会の仮設工事に伴った残りがある。また、使わなくなった岩北小学校のパソコンのところもありまして、私もわかっておりますが、8台を移設するのに、今、大体、5馬力から8馬力、配管工事を伴って移設、外して取りつけても、10万あれば私たちはできるんですよ。8台やったら80万ですよ。

キュービクルから動力を引っ張るって言いましたけど、それだって電源の材料と人件費見たら20万もあればできますよ。何でこんな予算を出すんですか。

建設課長、教育委員会は当然、建設課のほうで誰かに見積もりをさしたと思うんですね。これ、このまま随意契約するんじゃないですか。もうちょっとこの中身を見た見積もりはできないんですか。

もう、今までも何度も指摘していますけど、全く改善されていませんがね、業者の言うとおりの見積もりを出してきて、最小限の予算で最大限の事業をしようけど、全くなってないじゃないですか。

次にこれ、中学校の太陽光の問題、落雷による故障であると言いました。それはまあわかりました。この落雷による故障というのも、私たち議会には1回も説明がないですよ、教育長。わかったら、すぐ説明すべきじゃないですか。

それと、落雷やったらこれ当然、保険の対応で、これ、保険で適用するんじゃないですか、お答えください。そのあたりもちゃんと説明すべきじゃないですかね。どうぞ。

○経済課長（富岡浩一）

雇用に対する補助事業を、市単独でもできないかというようなことでございましたけども、現在、このような事業はやっておりません。ただ、我々も本当に市外からこうやって来ていただくということは、非常にありがたいことだと思っております。

私のこの立場で今、即断はできませんので、今後、上司とそのあたりは検討をさせていただきますと思います。

以上です。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員のおっしゃいました工業開発補助金等の条例ですけれども、この条例につきましては、国のそういう租税特別措置法等の改正に伴って業種等を変更いたしております。その中で、私どもも議員から1回、おっしゃられましたので、何かこう当てはめられるものはないかということで、検討はしたところでございます。

当てはまるのは倉庫業かなど。資材置き場というか木材置き場ですので、大きく考えて倉庫業というのは考えたときに、これについては市有地、開発公社の土地を所有、譲り受けたときに限るということになっておりますので、該当しなかったということです。

今後については、いろんな相談をこういった企業の進出ということがあれば、私ども窓口を持っていますので、一応、こういった補助金の説明とかしてまいりたい

と思っております。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

その見積もり額が課題ではないかということでございます。建設課のほうで金額をはじいたんだと考えておりますけれども、一応、もうこういった修繕、それから専門的なことに関しましては、確かに見積書をとりますけれども、それはそれを基本として単価とかそういったものにつきましては、また、これは3社以上の見積もりをとって、またその最低限の価格を使うと。

また、それに関しましては、一定の掛け率がございますので、県の施工状況等を勘案しながら、そこは査定しながら単価の決定をいたしまして、そういった金額をはじくわけでございますので、高いとおっしゃいますけれども、私どもとしては公共事業として適切な積算をしているというふうに考えております。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

説明がなかったということでありまして、その点については、おわびを申し上げたいというふうに思います。

なお、事故の発生したのは7月の1日でございますが、7月の電気の点検で、発電されていないということが判明いたしまして、点検業者のほうから報告をもらったところでございまして、その後、すぐメーカーのほうに、また、そのパワーコンディショナーを製造しておりますところの業者のほうに、一緒に調査をしていただきまして、9月の下旬だったと私も記憶いたしておりますが、そのときに、判明したところでございます。

その点、このような時期の流れでございましたので、報告がおくれたことにおわびを申し上げたいというふうに思います。

それから、保険の適用でございます。もちろん、その適用を利用したいというふうに考えているところでございます。この事故があつてから、期間、余り長くなりますと、またおかしいことにもなろうかというふうに思いますので、急いで工事を進めたほうがよかろうということで、今回、補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○16番（五位塚剛議員）

企業誘致を進めるというのは、非常に困難な時期にもう入っているんですね。だから、企業誘致を努力しながら頑張っていたきたいのと、この今ある曾於市内の事業所が、1人でも2人でも雇用を伸ばす、そういう方々にも、やっぱり支援をすべきだと思います。

それと、このような形でわざわざ曾於市に来て、多額な投資をして地元の人を雇

用するという、そういう人たちに対して、この林業の方々にも、このグラップルつきのバックホーを買うのに、市が1円も出さないという情けない話ですが、やっぱり市としても頑張してほしいということで検討すべきですよ。

また、雇用についても、どうにかして雇用についても支援をできるように、市単独ですりゃいいわけですがね、だから、これはもう問題提起したいと思います。

あと、エアコンの取り付けの費用については、県の単価の計算であるからと言われてきましたけど、県の単価は関係ないんですよ。あくまで参考にすりゃいいのであって、これ、全部一般財源ですよ、これ。市民の税金ですが、市民の税金を今の現状の状況を見て判断して、どれぐらいの費用がかかるかというのは、すぐわかりますがね。わかるように技術、勉強しなきゃならないんじゃないですか。わかってないですがね。

予算を出せば、議会が全部認めてくれるような、そんな安易な考え、あるんじゃないですか。まあ予算は通るでしょうけど、全くそのとおりで入札をしたら。だけどみんな420万というふうに、これ予算出ているから、それで高いところをみんな出してきますよ。もっと中身の濃い予算を出していただきたいと思います。

あと、この中学校の太陽光の問題も、保険会社とちゃんともう打ち合わせはできているんですかね。これはもう間違いなく保険で出ますよというのがあるんですか、お答えください。

○市長（池田 孝）

伊万里木材ですけれども、こちらに進出されるときに来られまして、曾於市の林業農家の木材は、一切買いませんということでありました。ですから、曾於市に何も迷惑はすることなく、自分たちでやっていきますということで言われたところがあります。そして、雇用なんかについては雇うと。

しかし、これは南九州、鹿児島、宮崎を中心とした国有林の木材を大体集めて、販売していくんだということでありましたので、こちらの小さい企業がスタートするわけでもありません。曾於市の森林組合の何十倍と大きな企業でありますから、そのようなところには目をつけられなかったといいますか、要求もされていらっしやいませんで、自分たちでしっかりとやっていける力を持っていらっしやるというふうに思っております。

そのようなことから、このような形で補助を出しておりませんが、御理解を賜りたいというふうに思います。

ほかについては、それぞれ担当課長より答弁させます。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

保険会社のほうには事故報告をいたしまして、一応、向こうのほうからは、了解

というところまではなりませんけども、既にそこあたりの承認はしているところがございます。確認はしているところがございます。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第76号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）

日程第21 議案第77号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第3号）

日程第22 議案第78号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第20、議案第76号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第2号）についてから、日程第22、議案第78号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時18分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第19条の規定により、市長から議案撤回の

申し出が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案撤回の件

○議長（谷口義則）

追加日程第1、議案撤回の件を議題といたします。

本件について撤回理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

議案第64号の撤回について、議案第64号曾於市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について不備がありましたので、これを撤回させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

3点になると思うんですが、簡潔に質問をいたします。

第1点は、撤回というのは、旧末吉町時代を含めてなかったと思うんですが、やはり今後に生かさなけりゃいけませんけれども、これから十分考えていただきたいんですが、今の段階で答弁ができたなら、今後の教訓点について、市長のほうで出していただきたいと思うんですね、これが第1点と。

それから、第2点目については、先ほど若干申し上げましたけども、現在のこの条例においては、例えば財部の南中等に対する無償貸与については、できないというふうに理解をしなければいけないと思うんです。ですから、これに関する問題については、新たな条例改正が成立するまでは動けないということになります。これまで、それは曖昧な形で動いてきたこと自体に、本来、問題があるわけで。ですから、新たな条例改正が成立するまでは、これに関する内容項目については動けないということで確認をさせてください、これが第2点目。それから、第3点目については、いずれにいたしましても、今後、南之郷中学校についての建物等の扱いの問題が出ようかと思うんですけれども、これはこれで解決しなければいけないというのは、議員の共通した気持ちだと思うんです。しかし、今回の提案には問題があったということで、今後、市としては、時間的な問題を含めて、どういった形でいつ

ごろに、新たな条例改正の提案をしたいと考えておられるのかについて伺います。少なくとも、先ほど申し上げましたが、土地については、分ける形でやるべきじゃないか。あと2,000万と5,000m²の扱いについても、市独自の、ほかの市町村はともあれ、やはり議会との関連において、独自の条例をつくって、そして議会が納得いく形でのこの条例改正の内容を期待したいんですけれども、そのあたりを含めて、今後の流れについて、今の段階で答えられる範囲内で答えていただきたいと思います。

以上3点ですが。

○市長（池田 孝）

おっしゃるとおり、末吉町時代から私も初めてであります。このようなことが発生したことにおわびを申し上げ、これを教訓とさせていただきたいと思います。

財部南中学校の問題については、おっしゃるとおり、これは条例が成立するまでは動けないという、動けないんじゃないな。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

契約をしないというふうに考えております。

末吉の南之郷中学校については、この条例が成立後、制定後、交渉を行ってまいります。

それぞれの議案を分けるかどうかということだったと思いますが。

（「今後のことを含めて言ってください」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

それは、今後、課題とさせてもらって検討をさせていただきたいと思います。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

確認をいたしておきます。

再度、今回、撤回されたと同様な条例改正を出すということのようでございます。私は、質問しましたように、自由裁量を市長に与えること自体が、我々議員の権利というんですか、議員としてのそういう権限がなくなるわけでございますから、反対ということを申したんですけど、やはり法律で認めている以外のものについては、単行議決ですね。例えば、南之郷では南之郷中学校を無償で貸しますよ。あるいは低価で譲りますよ。南中も、財部南中もそうです。いうのを単行で条例出せば、議員の方が、その都度判断するから別に問題はないと思うんですが、やはり市長としては、その条例を、今日のとつ条例をもうちょっと中を吟味して、再度、提出す

るという考えでありましょうか。

○市長（池田 孝）

徳峰議員にお答えしましたとおり、分けるなり、また、どのような方向がいいのか、検討をさせていただいて、また、考えた後に、提案なりそのままに置くかしたというふうを考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案撤回の件は、これを承認することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案撤回の件は、これを承認することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月21日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時25分

平成24年第4回曾於市議會定例会

平成24年12月21日

(第6日目)

平成24年第4回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成24年12月21日（金曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

第1 発言の取消について

第2 議案第58号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）
（建設経済常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

第3 議案第59号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
第4 議案第60号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）
第5 議案第61号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）
第6 議案第62号 指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）
（文教厚生常任委員長報告）

第7 議案第71号 曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

第8 議案第65号 曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9 議案第66号 曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第10 議案第72号 曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第11 議案第73号 曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
第12 議案第74号 曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について
（文教厚生常任委員長報告）

(以下 5 件一括議題)

- 第13 議案第57号 団体営土地改良事業の施行について (立馬地区)
第14 議案第67号 曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
第15 議案第68号 曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第16 議案第69号 曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
第17 議案第70号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(建設経済常任委員長報告)
- 第18 議案第75号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について (第 4 号)
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長)

(以下 3 件一括議題)

- 第19 議案第76号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について(第 2 号)
第20 議案第77号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について(第 3 号)
第21 議案第78号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について (第 3 号)
(文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)
- 第22 発議第 6 号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書案」

第23 議員派遣の件

(第 6 号の追加 1)

第 1 閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・議会運営委員長)

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1 番	今 鶴 治 信	2 番	九 日 克 典	3 番	八 木 秋 博
4 番	土 屋 健 一	5 番	山 下 諭	6 番	原 田 賢一郎
7 番	山 田 義 盛	8 番	大川内 富 男	9 番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	(欠 員)
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成

22番 谷 口 義 則

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男
参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	神 宮 司 寛
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	堀之蘭 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開議 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

最初に、本日の仮議長に久長登良男議員を指名いたします。

日程第1 発言の取消について

○議長（谷口義則）

日程第1、発言の取消についてを議題といたします。

お諮りします。五位塚剛議員から12月6日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、五位塚剛議員からの発言取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第2 議案第58号 指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第58号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）を議題といたします。

ここで議長席を仮議長と交代します。

（議長交代）

○仮議長（久長登良男）

地方自治法第117条の規定によって、谷口議長及び渡辺副議長の退場を求めます。

（谷口義則議員、渡辺利治議員 退場）

○仮議長（久長登良男）

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了しております。

建設経済常任委員長長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

建設経済常任委員会に付託された議案9件を12月12日に委員会を開き、執行部の

出席を求め慎重に審査した結果、議案9件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第58号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）。

本案は、曾於市ゆず搾汁センターの指定管理を株式会社メセナ食彩センターへ指定するものであります。

株式会社メセナ食彩センターは、資本金5,000万円（曾於市3,100万円（62%）、南九州畜産興業株式会社1,650万円（土地）（33%）、生産者250万円（5%））の第三セクターで、現在、ゆず製品の加工、販売（24種類でございます）に特化されており、平成23年度は2億5,168万円の売り上げであります。ゆず搾汁センターと会社の製品の加工販売、従業員体制は一体となっております。

なお、本市の平成24年度、ゆず栽培面積は93haで、715tの収穫、695tが搾汁されております。

以上、本案については現地調査を行い、審査を終え、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○仮議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

数項目質問いたします。本来だったら先日の議案提案時に質問すべき内容もありますけれども、私も勉強不足、準備不足でありましたので、それを含めて数点、委員長に質問をいたします。

質問の第1点は、指定管理制度のあり方につきましては、市ももちろん条例があります、そして規則等もございます。条例によりますと、条例の2条におきまして、市長は、指定管理団体の指定に当たっては公募を行うことを当然のことながら原則といたしております。しかし、今回は、先日の議案提案の質疑でもありましたように、議案第58号は非公募でございます。原則外でございます。このことについて条例では、公募を行うことについて特別の理由、特別の理由があるときにはつまりこの限りでない、非公募でもよろしいと規定しております。質問であります、今回のこの議案第58号の非公募とした理由です。条例に照らして特別の理由。特別の理由について当然のことながら委員会審議がされていると思いますので、何をもって具体的に非公募とされたのかお答え願いたいと考えております。これが質問の第1点であります。

質問の第2点目、先日の議案提案の質疑でも若干質問いたしましたけれども、この議案第58号の指定管理の指定に当たって当然当局としては条例に基づきまして選定委員会を開いているわけですが、これは何月何日に開かれたのか。そし

て、基本的にはこういった選定委員会の議論がされたのか。議論について質疑がなかったら少なくとも何月何日に開かれたのかを報告してください。これはもう基本でありますので。

それから質問の第3点目、指定管理に関する施行規則です。施行規則の2条によりますと、指定管理を受けたい法人ないし団体は、当局にあらかじめ、一つは事業計画書、二つ目は収支計画書を提出することが義務づけられております。これも当然のことだと思います。質問であります、委員会審議の中では、この基本の基本となる事業計画書並びに収支計画書の提出を委員会として求めて、そして審議されたのかです。これも基本じゃないかと私は思っております。この点で報告をしていただきたいと思います。

それから質問の第4点目でございます。曾於市も無数と言っていいほどのいろいろな形でのほかにかわる契約があります。その契約のもととなっているのが条例では契約規則でございます。これも例規集にあります。この点に関しまして、その前に質問の4点目でありますけれども、非公募でありまして提案されている食彩センターに一応管理を指定したいということでございました。当局としては、これまでに食彩センターに指定管理を指定する予定である旨の文書でもっての通知がされているのかです。通知がされているのかお聞きをいたします。当然この間の流れから見まして何らかの形で文書でこれは絶対に通知すべきだと思っております。今の近代国家の地方自治体における法の本来のあり方から見て通知がされているのかどうか、これの確認を求めます。

契約について、そして次の質問であります。先ほど申し上げましたように、全ての具象といいますか問題点につきまして市当局は相手方と契約を結ぶことに当然なありますが、それも条例規則で定められております。この場合、これまで議会に提案するに当たりまして、議案第58号の議案を、何らかの形、例えば仮契約の形で食彩センターとの間で市は協定を結んでいるのか。私は結論から言いまして結ばないといけないと思っております。結んでいるのか、結んでいないのか、これも基本の基本であります。委員会でも審議がされていると思っておりますので、お聞かせ願いたいと思っております。

以上5項目の質問でございます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

委員会の中で審議された点のみを御報告いたします。

まず1番目の公募をしない理由ということでございます。特に公募をしない理由はなぜかということの質疑ではございませんでしたけれども、報告いたしておりますとおあり、このゆず加工センターと食彩センターは一体となっておりまして、加工

センターがなければ食彩センターもないし、食彩センターがなければゆずの搾汁もできないというような体制に当初からなっているようでございます。それで委員の中から指定管理よりか、むしろゆず加工センターそのものをメセナ食彩センターのほうに出資ちゆんですか、そういうふうな方法でやったほうがいいんじゃないかというような意見もありました。これは来年の末に完成します冷凍施設もそのようなことでございます。そのようなことで、もうとにかく加工センターとゆずの搾汁センターは一体化となっておりますので、特別に公募しない理由ということの論議ではございませんけれども、そのような論議があったということは報告いたしておきます。

それから、選定の委員会の開催日でございますけど、これは10月19日ということでございます。

それから、事業計画書、収支計画書は提出義務があったがということでございますけれども、昨年度の決算等については質疑がありましたけれども、これについては課長のほうより全協のほうで報告したとおりでございますということで、皆さん全協のほうで加工センターのほうの収支予算等はごらんになられたと思うわけでございます。

それから4番目のおたくを——食彩センターを指定者とする文書通知があったかということ、5番目の仮契約が結ばれておりますかというようなこと、これは委員会の中では特に意見として質疑も出ておりません。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

指定管理のあり方について言えば、当局含めて、私たち議会含めてお互い今後より発展させる立場から考えていきたいものでございます。もともと曾於市だけではございませんけれども、地方自治体におけるあらゆる法人団体とのいわゆる契約、入札を含めてです。これはもう昔から一つの確立された体系といいますか方法があり、そのもとでの法律なり条例がございまして。指定管理制度が発足したのがつい10年来のことでございます。指定管理も曾於市における全ての法人団体との契約の中であるいは入札の中ではまだまだごくわずか、そして例外的であり非常に日が浅い、そうしたまだ経過がございまして。

ですから、ちょっと話が変わりますけれども、合併後の指定管理団体の議案の提案採決に当たりまして共産党議員団は、いろいろ問題点はあるけれども最初だから言わば目をつむった形で賛成し、問題点は次回から改善してくれということを経験済み本会議ではそう言って全て賛成した経過がありますけれども、2回目、3回目の議案提案でありますので、チェック機関の議会としては、これは共産党議員団に限

らずお互い議員は、指定管理、その制度を今後内容改善を深めていく立場からやはり議案第58号を含めて議論していきたいものでございます。そうした立場から私は2回目の質問に移ります。

曾於市の多くの契約におきまして、契約の規則でありますけれども、この規則におきましては、市が締結する売買、それから貸借、請負その他の契約に関する事務の取り扱い、つまり全ての契約については、取り交わしについては規則で定められておりますが、その中で規則の30条には仮契約という項目があります。本来だったら市長を初めとして委員長も例規集を見ながらその点で先ほど申し上げましたようにお互い内容を深めていく立場から私は議論したいんです。ですから開会前に委員長にも申しわけないけれども本日は例規集を一応準備された上で答弁してくださいということをお願いしていただんです。持ってきておられますか。

これは市長や副市長を含めてですよ、しょっちゅう申し上げてですね、私は批判のための反対をする気持ちはさらさらないんです。具体的な問題点を提起方々しているわけでございます。ですから耳だけで取ったって幾ら万能の市長や副市長であってもこれは理解に限度がありますよ。質問者に対して失礼なんですよ。例規集も見ないまま聞くというのはですね、そうじゃないですか。今からでも、議長、持たせてください。これは本会議だから。議長、どうですか。

○仮議長（久長登良男）

後でまた見られると思いますので。

○21番（徳峰一成議員）

それだけやっぱり能力ありますか、失礼ながら。もうこれは市長や副市長の責任でもって、はい、お互いですね。契約規則の仮契約30条……

○仮議長（久長登良男）

徳峰議員、ペットボトルを下に置いてください。

○21番（徳峰一成議員）

よろしいですか、30条におきまして、契約担当者は議会の議決を経なければならない契約、つまり、指定管理も文書上では協定書ですけれども客観的に形としては契約でしょ、指定管理もですね。後ほど協定書、そこに契約もする。つまり議会の議決を経なければならない。指定管理もそうです。契約を締結するときには議会の議決を経た後に契約を締結する旨を落札者に告げると。つまり落札者に告げるということは前もって文書で通知するということですよ、先ほどの質問の。そして仮契約を締結するものとするがあります。ですから仮契約を結んでいるんですかって。先日の議案提案の質疑の中でも仮契約かそれに類するものが必要ではないかと私は提起も含めて当局に質問したがそういった点があるんですよ。ですから仮契約を結

んでなかったら市の条例規則に違反するんじゃないですかということが、委員長、私の2回目の質問なんです。それは審議してないじゃ私は済まされないと思うんです。議会の恥さらしになるから。私は条例に基づいて質問してるんだから、それが審議されてないということは答弁しないでください。もう委員会審議の弱さを露呈するような報告、答弁にならざるを得ないんですよ、客観的には。厳しい言い方で申しわけないですけど。

質問であります、仮契約を結んでおりますか。これが質問の第1点。その前提となる前後しますが、食彩センターに文書で通知がされましたか。この2点の報告をしていただきたいと考えております。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

この2件につきましては、さっきも申しましたように委員会の中では特に質疑はありませんでした。

○21番（徳峰一成議員）

厳しい言い方で申しわけないけれども、この条例規則に私は違反しているんじゃないかと思うんです。仮契約を結んでなかった、あるいはその前提として文書で通知してなかったということはですね。それでもってやはり賛成はしてほしくないんです。委員会では賛成されたとしても、本会議で反対に回ることは当然できるわけですから、これも法律上ですね。ですから、やはり契約、この規則等に照らして仮契約等が締結されてなかったら、これは議案については、とりあえず今回は内容以前の問題、手続上の問題として、私は全会一致でこれは反対するべきじゃないかと思っております。委員長の見識ある答弁をお願いいたします。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

私個人の見解というのはありますけれども、これは委員長としての立場でございますから、申しましたようにこの2点については委員会の中では質疑もありませんし、ということは当然当局のほうの答弁もございませんので、質疑ないということでの答えしかできません。

○仮議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○仮議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、以下の質疑の経過に照らしまして内容以前の問題として最もこの議会審議、議案審議で基本となる法律、条例等に照らして甚だ不十分な形、内容の中での今回の当局の議案提案じゃないかということで、これは反対いたします。

○仮議長（久長登良男）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○仮議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○仮議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○仮議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第58号、指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）は、原案のとおり可決されました。

谷口議長及び渡辺副議長の入場を許可します。

（谷口義則議員、渡辺利治議員 入場）

○仮議長（久長登良男）

ここで議長席を議長と交代します。

（議長交代）

-
- 日程第3 議案第59号 指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）
日程第4 議案第60号 指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）
日程第5 議案第61号 指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立財部分館）
日程第6 議案第62号 指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第59号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）から日程第6、議案第62号、指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）までの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案11件を12月12日、13日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案11件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第59号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）、2、議案第60号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）、3、議案第61号、指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）、4、議案第62号、指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）、恒吉診療所、図書館及び各分館、歴史民俗資料館及び各郷土館は、これまで指定管理していた各施設について、指定期間が平成25年3月31日をもって満了となることから、引き続きそれぞれの団体へ指定管理者を指定する内容であります。

そお生きいき健康センターは、管理事務所、集団健診室、診察室、栄養指導室等を備えた施設を現在建設中であり、平成25年4月1日からの運営開始に伴い新たに指定管理者を指定するものであります。指定管理者候補の選考経過については、公募の結果、2社によるプレゼンテーションが行われ株式会社メルヘンスポーツに決定されたという趣旨の説明がありました。

なお、各施設の指定管理者の指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

指定管理者の指定に関する議案の提出方法について、指定管理料や協定書の内容などを各団体と十分協議した上で議会に提出すべきではないか、3月の定例会での提案では支障があるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、公募により指定管理者が変わる場合、議決後の期間が非常に短期間となるため引き継ぎなどについて不安が残るという趣旨の答弁がありました。

今回の指定管理に関する議案の審査過程において、委員より、指定管理料や協定書の内容が不明確な上での審査であり、提出の仕方については今後十分検討が必要であるという趣旨の意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、議案第59号について採決の結果、賛成多数で可

決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号について採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号について採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号について採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

大川内委員長に質問したいと思います。基本的には議案第59号から議案第62号は同じですので一括して質問したいと思います。

今の報告の中で指定管理料や協定書の内容が不明確な中での審査であるということ報告されましたが、この四つの議案について指定管理料が具体的に全て提起されたのか、指定管理料が提起されたのか、これが第1点。

それと、話し合いがされて各四つの所が相手方に指定管理をするという仮契約がされているのか、これが当局から示されたのか。

それと、議案第62号ですけど、歴史民俗資料館と図書館の金額が提案のときに一緒の中に入っているとされましたけど、これについて委員会の中で指摘があつて分けられたのか、そのあたりを報告していただきたいと思います。3点です。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

お答えいたします。

まず、1番目の指定管理料であります。提案するときに指定管理料が示されていないということで毎回委員会でも審議の焦点になるんですが、この件については指定管理料は示されていないと思います。

それから、仮契約が結ばれているかということでありましたが、仮契約は結ばれてないという答えでありました。

それから3番と4番の管理料は分けてあるかということについては、委員会ではなかったと、そういうふうに思っております。

以上であります。

○16番（五位塚剛議員）

指定管理をするに当たって、予算が当然来年度の予算審議の中で具体的に出てくるわけですけど、本来ならば予算を伴って提案が一番理想ですけど、当局はこれを

されない中での指定管理者の提案であります。指定管理料が基本的には相手方と見積もりをとって実績を伴ってこれぐらいですよという、この金額が示されない。また、仮契約もされてない。図書館と民俗資料館もいわばチャンポンで指定料を出すような状況というのは、やはり条例から見て間違っているというふうに私も認識いたしますけど、委員長、この条例の提案です、当局の提案の仕方はやはり間違っていると思うんですけど、そのように委員会の中で指摘がされたのかお答え願いたいと思います。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

指定管理料の問題ですけれども、指定管理料は指定管理者との契約ではなくて協定であるといった答弁があります。そのために指定管理料はしなくても次の、ここで指定者を決めて、管理者を決めて、後で協定の中で決めていくと、そういうふうに伺っております。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第59号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

議案第59号の反対討論に移りますけど、その前に、2回目のただいまの委員長の報告答弁の中で協定書は契約とは違う旨の報告がありましたね。これは何をもって契約と協定書は違うというのでしょうか。指定管理料の条例規則等の中で契約とは違うという文言は見たということは一言もございません。ですから、これは率直言って委員会でありますけれども、十分な報告答弁じゃないと考えております。後ほどお互い勉強したいと思います。

議案第59号でございますけれども、共産党議員団は反対いたします。引き続き郡医師会病院に恒吉で診療していただくことになることはまことに喜ばしいことあります。共産党議員団ももちろん喜んでおり安堵をいたしております。しかし、手続上、行政として次に述べる問題点をはらんでおります。これは後ほどの議案の議案第60号、第61号、第62号でも同様の指摘ができますけれども、はらんでおり反対であります。

私たちは一般に日常生活を営む中で、例えば商品を買ったり家を買ったりあるいは建てたり、従業員に給料を払ったりなどなど全ての日常生活の営みの中で中心となるのはもちろんお金であります。家を建てる場合も例えば幾らで建てることのできるかで業者を決めるのがこれが基本となります。ところが、提案されました議案第59号議案は、指定管理料が明確でございません。このために予算措置が今現在とられておりません。今回の議案は予算措置がないまま指定管理団体のみが提案されております。これではとても納得できません。議案第59号に反対せざるを得ないこれが最大の理由であります。

そもそも行政の運営は、指定管理を初め全ての運営が私たち一般市民の日常の営みを土台、ベースにすべきではないか。本来このため全ての法律から条例に至るまで市民の日常の営みや市民の感覚をベースにすべきではないかと言えます。法律や条例を優先するのではなく、市民の日常の営みや市民感覚をベースにそれに合わせる形や内容で本来法律や条例はつくるべきだと言えます。この点で指定管理団体の指定につきましても、まず指定管理料を明確に定める、そしてこのための予算提案と予算の議決を行うことがまず先決ではないかと言えます。そうした上で指定管理団体の指定の提案と議決を行うことが本来ではないかとも言えます。これが行政のとるべき私は王道ではないかとも言えます。

この点から言いまして指定管理料が明確に決められていない、このための予算措置がとられていない議案第59号は、市民の日常的営みや市民感覚からかけ離れた議会への提案となっております。つまり、本来ならこの議案は来年の3月市議会ですら予算提案とセットで行うべきだと言えます。

恒吉の診療所の診察に郡医師会病院に引き続き担当していただくことはまことに嬉しいことであり、このことに反対する人は恐らくいないし、もちろん共産党議員団も賛成であります。以下述べたような理由により議案第59号には反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第59号、指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）の討論を行います。反対の討論はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、さきの第59号議案と大きな点では同じ立場で、つまり指定管理料を初めとした予算措置がとられていないという大きな問題点があるために反対をいたします。

次に、補足的な問題点としては、もちろん仮契約等も結んでない点もございませうけれども、委員長報告の中、公募により指定管理者が変わる場合、議決後の期間が非常に短期間となるために引き継ぎなどに不安が残る、そうした表現がありました。果たしてそうでしょうか。

例えば、平成25年4月以降の指定管理を指定するに当たって準備期間としては、これまで同様10月からでも11月からでも早め早めに抜かりなくしっかりと指定管理を指定するための準備にかかったらいいんですよ。そして、一応最終的にその指定が当局として内定したら通知を出す、文書でもって。そして一定の指定管理を含めて仮契約を結ぶんです。本来、最も契約の中で大きい、また件数も多い請負議案についてはそうした通知を行って、そして押印もお互い押しているわけです。

もともと指定管理団体の指定を受けたいなら嫌々ながら受ける法人はいないと思うんです。望むべく申請しているわけです。ですから、その仮契約の段階でしっかりと相手方に通知して仮契約を結んだら応募された指定を受ける予定のその法人なり団体も喜ぶわけです。歓迎すべきことです。ですから、当局だけじゃなくって相手側もむしろそのほうが望ましいと思うんです。そうした仮契約をしっかりと結んだ上で、ただ予算上12月議会じゃ提案できない、ですから3月議会で提案すると。そうしたことが技術的に不可能ですか、全く不可能じゃございませう、これが。

話が飛びますけれども、曾於市を含めて全てのあらゆる契約、特に施設管理については直営、直接当局が運営するのがこれが基本であります。もちろん今でも。例外的につい最近から指定管理制度が補足的に生まれたと。一方においては、多くが今でも給食センターに代表される委託契約に基づいてやはり契約がなされて、そして委託管理が行われている。これも当たり前の現象でございませう。形態でございませう。

す。これは当然のことながら3月の予算措置をもって委託契約を毎年結んでおります。何ら支障はないでしょ、これまでも。それを行ってない。厳しく言ってさぼっている、当局は。ですから、そうした点に当局の説明に、ややもすると本来の目を失いがちになり、そしてこの議案が非常に短期間となるために引き継ぎに不安が残るといふ、こうした誤った、間違った判断にならざるを得ない点も出てくるのじゃないでしょうか。

その点で特に当局については、本来の契約のあり方に立ち戻って、やはり今後は指定管理についても、これは中身内容以前の問題として提案すべきじゃないかと考えており、共産党議員団は提案された議案には反対であります。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する常任委員長報告は可決であります。本案は常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第60号、指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案第59号、第60号と同じ立場で議案第61号にも反対をいたしますが、加えて委員会審議の中でお手元の資料にありますけれども、この審査過程の中でもやはり今後改善すべき大きな問題点があることがはっきりいたしております。

公募した場合は当然選定委員会によりまして一定の基準等に基づきまして選定を行います。それがお手元の資料でございます。

例えば、市立図書館の場合が、9名の委員の方々による総合点が一応指定管理をする予定である大新東ヒューマンサービスの場合は777点、そして図書館流通センターの場合が679点ということで約100点の大きな差が出ております。ちなみに先ほどの生きいき健康センターの場合は40点でございます。なぜ100点も出たのか。本当に図書館流通センターはヒューマンサービスに比べていろんな点で落ちるのか。いや、そうではございません。この図書館流通センターは、今行っている実績、鹿児島県内でも数カ所の図書館、鹿屋市を含めて行っております。しかし、ヒューマンサービスは我が曾於市だけでございます。また実績やいろんな面で一般的な見方としては図書館流通センターが全国的にネットワークを持っており手広く行っております。しかし、この評価では100点前後の差が出ております。

2枚目の資料を見ていただきたいのですが、この中、特に委員会の中で私だけでなく同僚議員が目をつけたのが、審査委員の中の10番目の方、10番目の方は管理を安定して行う能力の項目については、ヒューマンサービスについては10点満点を与えております。ところが図書館流通センターの場合ゼロ点ですよ。今申し上げましたように一般的には管理能力は私は図書館流通センターのほうがすぐれているか少なくともヒューマンサービスとは同等であると思っております。ところが10点、一方は0点。0点というのは全面否定ですよ。全面否定。2点、3点でもない。0点というのは。10番の方は何を基準として0点としたのか。こういった採点のあり方が許されるのか。また、こうした採点をそのままそっくり合算して足して、そして最終判断する今回のあり方が本当に妥当であるのかどうか、これは当局を含めて考えていただきたいものでございます。もっと厳しく言って、図書館流通センターに対してこれは失礼な採点ですよ、0点というのは。ですから、これはいろんな点で私は改善点問題点をはらんでおります。

幾つか改善点がありますが、一例考えていきたい点は、こうした10名、9名で評価した場合は、やはり余りにも差が大きい委員については2人ぐらいは一応総合点から外すという、そうしたやり方が民間を含めて一般に行われている私は基本的な選定のあり方じゃないかと思っております。余りにも差が開けるのは、特に差が大きいところは除外するという、これを定式とする。選定の定式とする。特に副市長は考えていただきたいんです。10名中10名全部を入れるというやり方は本来的じゃないといえますかね。こうした点を含めて中身内容においてもやはり大きな問題点があります。こうした点なんかを含めて賛成していいものか、とても賛成はできません。共産党議員団は反対いたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第61号、指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、指定管理者の指定について（曾於市歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

これも、るる、第61号までの問題点を含めて、先ほど五位塚議員が指摘いたしました議案第60号とごっちゃに管理料を考えていると、基本の基本の間違いじゃないかと思っており反対であります。質疑以前の問題でございます、これは。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、議案第62号、指定管理者の指定について（曾於市

歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館) は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第71号 曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、議案第71号、曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案2件を12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案2件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第71号、曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準を条例で定めることとされたため、曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定をするものであり、その主な改正の内容は、同条例第3条の次に、（技術管理者の資格）、第4条、廃棄物処理法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格の基準、第1号から第11号までの規定を追加するものであるとの説明でありました。

以上、審査を終え、本案については、特に意見・討論もなく、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第71号、曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第8 議案第65号 曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第72号 曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第73号 曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制

定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第65号、曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12、議案第74号、曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定についての以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

5、議案第65号、曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、平成25年4月1日から深川学校給食共同調理場の業務を財部学校給食センターへ統合することに伴い、給食共同調理場が大隅学校給食センター及び財部学校給食センターのみとなることから、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、題名及び名称の変更、配食する学校の変更であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

財部学校給食センターの現在の規模及び老朽化を考慮した場合に処理能力は十分であるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、老朽化対策と処理能力の向上を図るため、施設の一部を改修済みであるという趣旨の答弁がありました。

また、統合のメリットについて質疑がありました。

これに対しましては、維持管理費の節減、食材購入に当たってのスケールメリットなどが考えられるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

6、議案第66号、曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

本案は、旧財部北中学校、旧財部南中学校及び旧南之郷中学校の運動施設と財部中谷地区運動施設を曾於市地区運動施設として一元的に管理するための規定を整備し、新たに条例を制定するものであり、これに伴い、曾於市財部中谷地区体育館の設置及び管理に関する条例を廃止し、曾於市財部城山総合運動公園運動施設等の管理に関する条例の一部を改正するものであります。

旧南之郷中学校については、委員より、校舎跡に福祉施設が開所するに当たり、福祉施設が利用する部分と地域住民が運動施設として利用する部分を明確に示す看板等を設置するなど十分に配慮すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

7、議案第72号、曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、8、議案第73号、曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、9、議案第74号、曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、以上3議案は、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型サービス等事業者に関する基準をそれぞれ条例で定めることとされたため、これまで各厚生労働省令で定められていた国の基準を参考に条例を定めるものであります。

条例制定に当たり参考とする国の基準は、議案第72号及び議案第73号の条例については、国の基準と異なる内容を定めることは許されず条例の内容を直接的に拘束する「従うべき基準」、省令の標準を基準としつつ地域の実情に応じて標準と異なる内容を定めることが許容される「標準」、自治体が十分参酌した結果で地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」に、議案第74号の条例については「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に分類されております。

議案第72号については、「従うべき基準」及び「標準」については省令どおりとし、「参酌すべき基準」のうち記録の整備に関する基準については、介護報酬の過誤請求等において適切な対応ができるようにするため、省令においては「完結の日から2年間」としているところを曾於市においては「完結の日から5年間」とし、設備の基準については、入居者の費用負担や入居希望者の意向等を踏まえた柔軟な対応を可能とするため、省令においては「1人（必要と認められる場合は2人）」としているところを曾於市では「4人以下」とし省令と異なる基準としたとの説明がありました。

次に、質疑の概要を申し上げます。

省令では居室の定員は1人となっていたが、条例では4人以下としたことにより、これまで1人部屋を利用されていた方が4人部屋に押し込まれる懸念はないかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、省令では個室を原則とするが、個室と多床室はそもそも介護サービスの利用料が異なり、ほかにも居室面積の基準等について細部にわたり定められているためそのような心配はないという趣旨の答弁がありました。

議案第73号については、「従うべき基準」及び「標準」については省令どおりとし、「参酌すべき基準」のうち記録の整備に関する基準については、議案第72号と同様の取り扱いとしたとの説明がありました。

議案第74号については、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」とともに省令どおりの基準としたとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会は、議案第72号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第65号、曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第65号、曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第66号、曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第72号、曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のお

り可決されました。

次に、議案第73号、曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第73号、曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第74号、曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第57号 団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）

日程第14 議案第67号 曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について

日程第15 議案第68号 曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第69号 曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

日程第17 議案第70号 曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第13、議案第57号、団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）から日程第17、議案第70号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第57号、団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）。

本案は、曾於市大隅町坂元地区内8.7ha、霧島市福山町佳例川地区内0.6haの立馬地区の水田9.3haのほ場整備を、5カ年計画で団体営土地改良事業として総事業費2億3,430万円で実施するためのものがございます。

次に、質疑の概要を申し上げます。

本地域同様10ha前後の水田で、ほかにほ場整備の要望があるのかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、同様地域は山間の迫田であるため、また、高齢化と後継者問題もあり、現在のところ、他の地域からの要望はないが、要望があれば対応するという趣旨の答弁がありました。

以上、本案については現地調査を行い、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第67号、曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について。

本案は、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅及び共同施設の整備基準を条例

で定めるためのものです。

次に、質疑の概要を申し上げます。

本案第8条において、「住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない」と規定しているが、防犯上、屋外での監視カメラの設置は考えられないかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、プライバシーに配慮しなければならないことはもちろんであるが、防犯カメラを設置した場合、その装置の管理と運営について検討すべき課題が多く、現状において導入は困難であるという趣旨の答弁がありました。

なお、本条例第9条において公営住宅及び共同施設の整備基準が1戸の面積が25m²以上と規定されておりますが、現在、本市の市営住宅の最低床面積は28.9m²であります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第68号、曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

公営住宅法の一部が改正され、入居資格のうち、収入基準の裁量階層の対象者とその金額及び本来階層の金額を条例で定めることとされたためのものです。

なお、公営住宅法の改正により、入居資格の特例に関する一部が改正されましたが、本条例案では、これまでの入居資格の基準をそのまま継承しており、現在の入居者に影響を与えるものではないとの説明でありました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第69号、曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について。

本案は、水道法の一部が改正され、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について条例で定めることとされたためのものです。

次に質疑の概要を申し上げます。

本案により条例が改正されることで、本市の水道事業に大きな影響はないかとの質疑がありました。

これに対しましては、本市の水道技術者は2名いるが基準に適合しており、また、現在の水道課職員以外にも有資格者が1名いるので特段の問題はないという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第70号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準について条例で定めることとされたものであります。

なお、本市の施設は、本案の基準にも適合しているとの説明でありました。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、議案第67号であります。本来だったら当初予算提案時の段階で全ての議員に対して、第67号では、条例を補う意味での規則があるわけでございまして、規則提出が当たり前のことであるんですが、少なくとも委員会審議の中で提出されて審議がされているかと思しますので、確認をさせていただきます。これが質問の第1点であります。本来だったら今からでもこれは全議員に当然配付すべきでございます。

それから、質問の第2点目でございますが、この法令の改正に伴っての条例の制定でございますけれども、条例にあるいは規則に抵触する違反する内容部分があった場合は、これはどうなるのかでございます。これが質問の第2点目でございます。

例えば、9条によりますと、具体的に面積25m²基準あるいは2項では水洗便所も設置しなけりゃならない等も書いてありますが、こうした要件を満たしていない場合は、つまり抵触する場合はどうなるのか、罰則あるいはペナルティといいますか——を含めて法律上、条例上はどうなっているのか明確にされておきませんので説明をしてください。ペナルティ等のない条例だったら余り意味がないといいますか、スローガン倒れに終わるといいますか——ことになりかねない点があるからでございます。

それから、質問の第3点目、いろいろ素人的に考えましても、これでは十分でないやはり点があるかと思えます。項目ごとに。例えばどこの市町村でも、曾於市の場合もそうでありますが、非常に古いといいますか、老朽化している、そして耐用年数を過ぎている、超えている住宅も少なからずございますが、その点の項目基準——条項がございません。それを前提としてのやはり間取りなり面積なりいろいろだろうと思うんです。その点で質疑の中でそうした大もととなる老朽化した住宅についての条例の項目がないけれども、それについては質問がなかったのかどうかです。やはりこれは本来だったらうたうべきだと思うんです。どこまでペナルティを設けるかどうかは別にいたしましてですね。その点で率直に質問をいたします。

次に、議案第69号です。先日の議案提案でも、——2回目以降に質問します。以上3点でございます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

まず、条例の施行に伴う規則はということでございます。配付されました。

それから、違反の場合のペナルティについては規定がないが、これについての特に質疑はこれについてはありませんけれども、市のほうの義務を課した条例でございますから違反することはないということで質疑がなかったと思います。質疑はありませんでした。

それから、老朽化の対象でございますけれども、これは附則の所に書いてございますとおり、来年の4月1日から施行するということになっております。2項の所で現に存する物については従前の規定、この条例の規定にかかわらずなお従前の例によるということになっておりますので、そのままにしまして、老朽化した物が改築されるときには、この条項が全て守られていかなきゃならないというふうに条例の説明ではありました。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

第67号について2回目の質問に移ります。

この老朽化等の問題については、やはり条項にですね、ほかの市町村はともあれ、しっかりと入れるべきじゃないかと思うんです。やはりこれは当局の問題でありますけれども、法律改正あるいはその内容がもちろん土台になりますけれども、それが全て曾於市から見て正確であるとは言えない場合があると思うんです。それを土台にしながらも十分研究した上でこうした大もとの条例を制定するわけでございますから、やはり不十分な部分については新たに挿入等を含めて、あるいは取り消し等を含めてやはりしっかりした、より内容のしっかりした条例をあるいは改正案を議会には提案するべきじゃないか、その点で住宅が古いかどうか、これが大もととなろうかと思っておりますので、そうした点については項目にしっかりと入れて、そしてそれをどうするか基準に基づきまして提案するというのが本来じゃないかと思っております。

その点で、ただいまの委員長報告にありましたけれども、古い物で不十分な点については附則の2項に書かれてあるということでございますけれども、これでも不十分じゃないかと思っております。これは一般論的なやはり表現なんです。市営住宅等を現に新築・増築・改築・移転云々については条例の規定にかかわらず従前の例にするということですね。何年度をめどにとかいうのを含めて規定がなくて一般論的でしょ。つまり、ざる法的な内容の古い施設についても対応をしても黙過されるといいますか、黙認されるようなそうした表現じゃないでしょうか。その点で再度の質問でありますけど、踏み込んだ質疑等が行われていたらお聞かせ願いたいと

考えております。

次に、議案第68号でございます。先日の議案提案でも質問した点でございますけれども、例えば、質問の第1点でありますけれども、裁量階層の対象者あるいは本来階層の対象者等についての質問であります。曾於市の場合はそれぞれの対象者が何戸あるいは何名おられるのかどうか、これが質問の第1点でございます。質疑がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

質問の2点目でありますけれども、委員長報告の中に法律の改正には入居資格の特例の改正があったけれども、本市の場合はそれは採用してない。関連して質問の第1点は、この特例の内容について説明をしてください。それから第2点目、曾於市の場合は従来の従前のやり方を一応踏襲するというところでございますけれども、この法律の改正についてやはり強制力がなかったのかどうかです。一つ法律の改正というのは地方自治体について一つのひな形を示したものです。その点で別に取り入れなくてもよい、そうした内容の法律改正であったのか、表現ではそのようにならざるを得ないんですが、その点も確認をさせていただきます。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

第67号で老朽化した住宅等についての経過の書き方が不十分じゃないかということでございますが、特に、この附則については当局の説明を今申し上げましたような説明であっただけでございまして特別な質疑がなかったわけでございますが、申し上げますように入居する方々を縛る条例じゃなくて、個々の住宅をつくる時のあるいは入らせるときの市のほうが守るべき基準でございますから、今後老朽化した物を改築する場合においては、この条例に基づいての対応がなされていくというふうに考えております。

それから、第68号のことでございます。本来階層とそれから制限があるやつですが、説明によりますと公営住宅というのは、いわゆる低所得者を対象にしたのが原則であるということでございます。本来の方々の人数あるいは超えてる方々の人数というのは特に質疑いたしておりません。

それから、特例の内容でございますけれども、原則が15万8,000円でございますけれども、これを超えて21万4,000円でございますが、この条件でございます。申しましたように、15万8,000円についてはいわゆる低所得者対象、これを超えた場合に入居を許可するものはどういう資格かちゅうのは改正条例にございますとおり、簡単に申し上げますとアです。いわゆる障害者等のことが書いてございます。それからイで60歳以上の高齢者のことでございます。それからウで小学校の就学、いわゆる小さい子供がいる場合のことが書いてございます。それからエで災害時のこと

が書いてございまして、この4項目に該当する場合においては、この条件に該当する場合においては15万8,000円を超えておっても21万4,000円の方々については、これは入居させることができるという規定でございます。

それから、もう一つ、3番目に、強制力があるのかということでございます。当然、法律というのは強制力が、これは審議では聞かなかつたんですけども一般的な見解としては法律は条例よりか上位ということで私は理解をいたしております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第57号、団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第57号、団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第67号、曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第68号、曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第69号、曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第70号、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第75号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第18、議案第75号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第4号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第75号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）、審査過程では、主に次のような質疑応答がありました。

初めに、財政課の歳入では、前年度からの繰越金現計予算1億358万9,000円に対し、今回4,495万4,000円を補正し、補正後の予算額は1億4,854万3,000円となります。

繰越金について質疑があり、なぜ12月補正なのか、繰越金は9月時点で判明していなかったのか、9月補正ではできなかったのかとの問いに、例年は9月あたりまでに補正をしており、ことしも9月時点での繰越金の額は把握していたが、補正は歳出に見合った財源を充当するわけで、9月補正では繰越金を充当する歳出がなかった。今回充当する歳出が出てきたので12月補正になったとの答弁でありました。

委員より、もし財源にする歳出がなければ3月まで持ち越して3月補正になるのかとの問いに、このような状態でいくと3月まで持ち越すということになる。この繰越金を歳出に充てる場合、歳出で明確に何に支出するということではなく、例えば基金に積むという方法、あるいは昨年のように繰り上げ償還などを行うのかは今後の課題であるとの答弁でありました。

また、委員より本来、前年度繰越金は財源として翌年度で当然消化すべきものである。これだけの財源を残していくのであれば、もう少し早い見通しがついた段階で各課に要望を取り、どうしても今年度で処理したい事業はないか等を指導すべきとの意見がありました。

また、繰越金を多く積み立てたほうが良いという行政の事情ではなく、市民や市の全般に向けて予算を効率よく使っていくというのが健全な財政であるとの意見がありました。なお、歳出の普通財産管理費について、旧末吉町清寿園跡地利用を進めるべきとの意見がありました。

次に、総務課関係では、自治公民館建設補助金について質疑があり、この補助金はこれまで公民館建設に対しての補助であったと思うが、公民館の瓦塗装の改修や増築・改築も補助対象になると条例・規則に規定しているのか、事業費は幾らから補助対象になるのか、また補助率はとの問いに、塗装を認めるという特定した言葉はないが、増築・改築が補助対象になると規則に規定しており、業者に依頼して50万円以上の事業費が補助対象になり、事業費に対して補助率3分の1で改修事業も補助の対象になるとの答弁でありました。

次に、企画課関係では、家庭用に太陽光を設置した場合の補助をどのように考えているか。また、現在原発事故における放射能対策や施設における活断層等の問題もあり、今後若い人たちに電気に対する積極的な考え方を推し進めるためにも補助制度を検討すべきではないかとの問いに、現在、リフォーム・廃屋解体に対する補助を進めており、家庭用の太陽光設置に対する補助制度を導入する場合はリフォーム事業補助で対応しなければならないと思っているが、今の段階では補助制度を検討課題に上げていないところである。エネルギー問題については重要視するよう言われているのでトップと協議して今後検討していきたいとの答弁でありました。

次に、市民課関係では、旅券取扱事務費について質疑があり、パスポートの手続

は県内どこの市町村でもできるのか、県内の業務開始の状況、手続期間はどれくらいかかるのかとの問いに、県内のパスポートの手続の業務開始については、平成24年度は43市町村中27市町村、平成25年度は5市町村加わり32市町村が業務を開始することになっているとの答弁でありました。

委員より、パスポートの手続の流れはどうなっていくのかとの問いに、パスポートの手続については、申請者本人が3支所のいずれかで午前8時30分から午後5時15分までの間に申請することになる。本庁では申請された全てを確認してから全部をまとめて簡易書留で県民交流センターに送付する。パスポートができたら県民交流センターから簡易書留により本庁に送付され、ICチップが埋め込まれたパスポートを専用機器で確認した後に、申請した各支所において本人に受領していただくことになる。新規発給の場合、約10日の期間が必要となる。また、標準処理期間等については、取扱要領の中に規定しているとの答弁でありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

10、議案第75号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）。

所管分の審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、身体障害者福祉費の相談支援事業87万9,000円の増額の理由について質疑がありました。

これに対しましては、医療法人左右会が運営する2市1町の相談を一括して受け付けている曾於地区障がい者相談支援センターが志布志市志布志支所内に設置されており、これの運営に要する経費を2市1町で負担しているところであるが、今回、相談員を3名から5名に増員し相談支援の体制を強化したことにより、負担金の追加負担が生じたためであるという趣旨の答弁がありました。

また、相談支援体制充実強化事業720万円の事業内容について質疑がありました。

これに対しましては、県の100%補助による事業で、すみよしの里など6事業所へ相談支援業務を委託するものであり、相談支援活動のために使用する自動車、パソコン等の購入及び研修等に要する経費を補助対象としており、体制の充実強化を図ることを目的とするものであるという趣旨の説明がありました。

身体障害者福祉費の介護給付費5,995万2,000円の増額については、当初予算で

7億4,292万2,000円を計上していたが、介護保険法の改正により施設の入所者も生活介護サービス（デイサービス）の利用ができることとなったため、生活介護サービスの利用が大幅に伸びていることが主な理由であるとの説明がありました。

保健課関係では、老人福祉費の地域密着型サービス施設整備補助金86万4,000円の増額については、小規模多機能ホーム「より愛さかもと」のスプリンクラー設置によるものであるとの説明がありました。

教育委員会総務課関係では、小学校管理費の工事請負費420万円について質疑がありました。

これに対しましては、財部中学校校舎新築工事に伴い旧校舎に設置していた仮設空調設備4台と保健室で使用していた1台、また、旧財部北中学校、旧財部南中学校、旧南之郷中学校の各1台の合計8台を、岩北小学校など6小学校の校長室、図書室、パソコン室に移設する費用であるという趣旨の答弁がありました。

また、事業費の積算については建設課に、入札は財政課に依頼しているとの答弁があったことから、建設課より担当職員の出席を求め審査いたしました。それによりますと、移設に要する工事費は基本的には動力盤からの配線延長により異なるが、一部は高圧受変電設備（キュービクル）から直接配線する必要があり配線延長が長くなるため、各小学校別の設計額には大きな差異が生じているという趣旨の答弁がありました。

なお、このことについては、委員より、技術職員を教育委員会にも配置すべきである。また、各学校において空調設備の有無にばらつきをなくし平等に配置すべきであるとの意見がありました。

中学校管理費の工事請負費661万5,000円の増額は末吉中学校の太陽光パワーコンディショナーの取替修理費であります。この施設は平成16年度に設置し約8年が経過しており、落雷により故障したため修理するものであるが、修理に要する費用については保険が適用されるとの説明がありました。

社会教育課関係では、保健体育施設費の施設修繕費は末吉総合体育館大競技場トイレ修繕41万9,000円、大隅運動公園の体育館、研修館及び運動公園屋外照明設備ランプ取替等59万9,000円が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第75号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）でございます。

所管に係る歳入については、県補助金1,037万6,000円、雑入102万6,000円の増額、市債130万円の減額であります。歳出については農林水産業費583万3,000円、商工費108万7,000円、土木費354万4,000円、災害復旧費60万6,000円の増額であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

経済課関係については、森林・林業振興事業において、株式会社伊万里木材市場南九州営業所に森林整備加速化・林業再生事業費補助金として支出する計画であり、現地調査も行いました。

事業所概要について同営業所所長に求めたところ、昨年12月に従業員は所長以下6名で開設され、主に原木の仕入れと販売を行っており、年間3万6,000m³の目標に対し、現在のところ3万8,000m³に達しようとしている状況であり、販売価格については市場を開設していないため、需要業者と年間契約等で設定しているという趣旨の説明がありました。今回の補助金によりグラップル付バックホーを導入する予定であるが、これは新規導入ではなく、更新であるとの説明でありました。

次に、建設課関係についてですが、交通安全施設整備事業に“ゾーン30指定に伴う区画線等設置工事”とあるが、この事業の概要と設置場所はどこかという趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、警察からの要望により、市道の速度制限時速30kmの区域を設定し交通安全を図るもので、今回は末吉小学校北東側、専徳寺周辺の市道に設定するものであるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 11時56分
再開 午後 1時00分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

総務委員長に2点、委員長報告に従いまして質問いたします。

委員長報告の中で繰越金のあり方についても委員会で審議をされたことが報告されております。先日の議案提案の中でもこの点については質問いたしましたけれども、財政課長の答弁では報告にありますように、また先日の本会議でも同じ趣旨の答弁がありましたけれども、なぜ9月時点で補正は提案できなかったのかといった問いに対して、9月時点での繰越金の額は把握していたが補正は歳出に見合った財源を充当するわけで、9月補正では繰越金を充当する歳出はなかったということでございますけれども、表面上はそうでありまして、やはり当局の責任者といえますか現場での――としては、こうした観点からのやはり捉え方、そして議会答弁というのは私は厳しい言い方ですけどもお粗末過ぎると思っております。やはり、これはもうどう考えてもお粗末過ぎると思っております。

当然毎年9月あたりに最終的な前年度からの繰越金のはっきりわかることはもう毎年当たり前のことでありまして、また金額も非常に億単位になることも当然でございますけれども、それをどのように今後に回すかです。そのための基金、特にそのための財政調整基金があるわけですよ、財政調整基金が。だから、前年度が剰余金が出てきたら財調に回したらいいわけですよ。それを使う用途がないから12月に延ばすって、これは素人の素人的な私は発想であり考え方ではないかと思っております。

ですから、本来だったらやはりその点は厳しく委員会でも議会でも指摘をして、やはり財調を初めとした基金に繰り入れて、本来のオーソドックスなやり方でやるように委員会として意見を付すべきだったと思うんです。意見はいろいろだと、同意できる意見であるんですが、やはりもっと委員会として強い意見を今後そうした観点で財政的な基本的には対応しないように付すべきだったと思うんですが、そのあたりの強い意見はなかったのかどうかです。大事な問題でありますので、確認方々お聞きをいたします。

それから、第2点目の企画課サイドでの家庭用太陽光を設置した場合の補助を含めたあり方ではありますが、個人的には私は9月、12月議会でも一般質問でも取り上げ、9月議会でも太陽光の家庭用についても提案方々指摘をいたしましたけれども、これに対する委員長報告の中での担当課長の考え方も上のほうからというか市のほうからもエネルギー問題については重要視するように言われているのでトップと協議して今後検討していきたいという答弁であります。これはこれで当然で大事なことであるんですが、やはり大事なのは当局にとっても議会にとってもエネルギーの今後の活用のあり方についてはやはり腰を据えてしっかりと整合性を持って行っていくことが大事じゃないかって。そのためにももちろん担当課で個別に対応することは必要であり大事なことでありますが、担当課だけに市当局は任せるんじゃない

くて、やはり総合的な捉え方の中で個別的にも対応をしていく意味で今後市長はやるということでありますけれども、副市長をキャップとして、そして対策検討委員会の中でこれらの個別的な問題もやはり検討を重ねていって、そしてあわせて並行して担当課でも具体的に考えていくという、そうした大もとの捉え方がやっぱり組織運営上も大事じゃないかと思っております。特にエネルギー問題では。そのあたりについては、この委員会審議の中では出されなかったのか、その点も率直にお聞きをいたします。

次に、建経委員長に1点質問をいたします。

従来だったら通常12月議会あたりでも、どうしても年度途中で必要な市民から寄せられた行政需要をもとにした一定の予算を組んだ、そうした補正予算が少なからず出されていることが多かったのじゃないかと思いますが、今回はほとんどそれが少ないあるいは見られません。特に財政上も先ほど言ったように使い道の使途が定かでない、このために12月に延ばした1億円を超える繰越金もあるんです。お金がないわけじゃない。一方、市民の行政需要は満ち満ちております。その点で大きなやはりチェック機関としてあるいは市当局に意見を言う、そうした立場からの議会として建経委員会ではもっと12月議会でもどうしても必要な行政需要については補正で対応すべきじゃなかったのかといった大きな捉え方からの意見は出されなかったのかです。予算計上されてないという意味において率直に質問いたします。

以上です。

○総務常任委員長（吉村幸治）

総務委員会に2点質疑がありましたので、報告もさせてもらったとおり、繰越金については、9月が12月になった経過も載せてあります。それからまだ繰越金の残がありますので、当然それは従来であれば最後のほうにまとめたとおり基金か昨年のような繰り上げ償還を行っていくという答弁でありましたが、委員会としては意見ということで付してありますように、前年度繰越金は財源として十分やっぱり活用すべきだ。市民サイド、市のほう含めて活用すべきだということです。今の段階でも市民から要望があった事業等についても予算がないということでなかなか進まないということで、早急に繰越金を把握して、もうちょっと事業として活用すべきだということを意見を付したところであります。徳峰議員が今おっしゃった基金については従来の考え方でやろうと思えばできるんだろうけど、それ以上のことについて意見を付したところであります。

それから、太陽光については、事業の項がありませんでしたけど、やっぱりお隣、志布志、大崎も設置補助を出しておりますので、曾於市としても、一般質問でもあったとおり、積極的に補助制度を検討すべきじゃないかということで委員会で質疑

して、今の現時点での担当課の答弁ということでありましたので報告に載せさせてもらいました。

以上です。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

委員会としましては、予算審議に入る前に現況の課題ということで委員の方々から自由討議的な格好で話が出まして、それを当局のほうにこういう話が出たということをお願いしました。

内容としましては、現在、畜産の飼育農家がどんどん減っていくと。いわゆる生産牛が減っていくのじゃないかと。これについてもうちちょっと積極的にやるべきじゃないかということでもございました。これにつきましては、畜産課長のあれでは今予算を要求してまだ査定も終わっていないから具体的にはこれでいきますということじゃないけれども意見は意見として伺って、いわゆる畜産振興協議会という所で事業を執行しているようでございますけれども、そういうところ等で農協等と話をしながら25年度の対応をしていきたいということでもございました。

それから2点目に、御存じのように全共があの様な総合2位という結果に終わったわけでございます。これについてもやっぱりあと5年したらまたあるわけでございますから対応すべきではなかろうかというお話が出まして、畜産課長のほうから知事と市長との意見交換会というのがございまして、これを曾於郡から、曾於郡区のほうです、志布志と行っているようでございますけれども、これについては知事との意見交換会についてのテーマとして出すということ。

それから、もう一つは12月5日に県のほうで議会での質問があったわけですが、これに対して農政部長が答弁した概要について資料をいただきました。とにかく畜産の中心地でございますから全共についても考えるべきではないかというような意見を委員会としては執行部に申し入れたという、正式な申し入れではございませんけれども、このような方法でありましたということで申しました。

それともう1点は、環境保全型直接支払い制度というのがございまして、これについても委員会としましてはもうちょっと、そこで生産された作物、農産物が何かメリットがあるのかということでもございましたけれども、特にそのような環境保全型のいわゆる無農薬、減農薬で生産された品物ですよという表示も何もないから今のところそれを取り入れた方に対しては特別な恩恵というのはないけれども、やはりこういう環境保全型農業というのはやるべきであるから、もうちょっと強くそういう制度等を含めてすべきではないかというふうな意見は申し入れております。

ところが、三つとも農家のほうから、住民のほうから直接上がってきたということではなくて、委員の方々がそれぞれかねての活動の中で見聞きした点を出された

ということでございます。

以上でございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑ございませんか。

○16番（五位塚剛議員）

文厚の委員長に質問したいと思います。

67ページの所ですけど、提案のときにも質問いたしました、小学校空調設備工事ということで、8台分420万という大きな予算でございますが、私は、機械は入ってないから材料費、人件費だけですから、1台当たり10万円あれば十分だというふうに認識を持っておりますけど、これについて当局から見積りの内容が示されたのか確認を求めたいと思います。

それと、68ページに中学校費の中で九電——九州電力の申請手数料というのがありましたので、私は空調機の移設のための申請料かなと思ったんですけど、そうではないような感じがありますけど、委員長、わかっていたら報告していただきたいと思います。

建経の委員長に1点だけ質問したいと思います。これも47ページですけど、花房峽憩いの森の事業の管理費で質問いたしました、シロアリ駆除の委託料ということで金額が出ておりますが、当然これは委託料となっておりましたから入札か随意契約かということを確認しましたら、入札を考えているというふうに課長から答弁があったと思うんですけど、委員会の中でこれについては予算が通った後、曾於市内の業者に競争入札みたいに見積もり、競争入札になると思うんですけど、それが前提になるのかわかっていたらお答え願いたいと思います。

以上です。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

お答えいたします。

今、五位塚議員の質問に対しまして総括質疑のときにも質問がありました、そこで報告書にも書きましたですけども、担当職員の出席を求めて設計書の設計見積もりを出していただきまして、その中で設計見積もりの中で合計がそのときは工事費と経費まで入れて470万というのが出ておりましたんですけど、それから議案提出までには査定がありまして50万を圧縮されて議案には420万が提出されております。その中で経費がいろんなことで、天つり型と2種類ありまして、それから壁かけ式の2種類の空調機がありますが、その中で一番高い物にしましては141万と、これは470万のときの設計でありますので141万、一番安いのは19万6,077円と、そういうような設計金額を出させていただいて、それがいろんな工事費の配電盤か

らその設置場所までと、それと遠近によって設置の金額が違うと、そういうふうに伺っております。

それから、中学校管理費の10万円の件なのですが、これは太陽光発電の売電、それから売る、買うときの機械だそうですが、余り詳しいことは分かりません。機械だそうですが、それを換えなきゃいけないと、そういうことで2万円が5基の合計10万5,000円となっていると聞いております。

以上であります。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

花房峡憩いの森のシロアリ駆除の予算でございます。商工費で出ております。これについての質疑が23年と24年の利用者についての質疑がございました。23年については9,706人、24年については11月末現在でございますけれども1万549人ということでございましたが、その質疑にありました入札の方法です。これについては質疑がございませんでしたけれども、当然市の条例規則に基づいて執行されるものと思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第75号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第76号 平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）

日程第20 議案第77号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第3号）

日程第21 議案第78号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第19、議案第76号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第2号）についてから日程第21、議案第78号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、それぞれの常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

議案第76号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）。

歳入については、主に緊急通報システム設置事業に関するものであり、歳出については、緊急通報システムの利用者の増による設置委託料の増額と介護報酬改定に伴い、平成23年度に実施したシステム改修に係る入札残の精算による介護保険事業費補助金の償還金であります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

議案第77号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第3号）。

今回の補正は、下水道浄化センターの設備修繕に伴う追加が主なものであります。

歳入については繰越金130万2,000円を追加し、歳出については、下水道浄化センターの設備修繕や水中ポンプの購入等により施設管理費を130万2,000円追加するものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）。

今回の補正は、収益的支出であり、水道事業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費ともに、今後の施設修繕を見込んだ修繕費の追加が主なもので、営業外費用については、企業債の利息を追加しています。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第76号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第2号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第76号、平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正（第2号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第77号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）について、討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第78号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第3号）については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第22 発議第6号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書案」

○議長（谷口義則）

次に、日程第22、発議第6号、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○3番（八木秋博議員）

発議、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書案」。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第

1号) 第14条第1項の規定により提出します。平成24年12月21日、曾於市議会議長谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員八木秋博、賛成者、山下諭議員、同じく九日克典議員、同じく原田賢一郎議員、同じく西川熊則議員、同じく大川原主税議員、同じく迫杉雄議員。

提案理由、複数の都道府県でつくる広域連合に国の出先機関の仕事や職員を移す特例法案が、さきの閣議で決定され、出先機関の廃止がなされようとしております。地域主権という基本的流れは理解できるものの、大きな自然災害対策や国民の安心安全を守る社会資本の整備管理は、国が責任を持って行うことが、憲法上の責務であり、安易な出先機関改革等を進めることのないよう、国に対し意見書を提出するものであります。

意見書についてはお目通し願います。

なお、提出先氏名及び提出日につきましては、新政府組閣の後明記ということにしております。

以上、御賛同のほどお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案

は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第6号、「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書案」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案1件が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第23 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第166条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり、議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は、議長において措置することと決しました。

ここで追加日程配付のためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第111条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出が別紙のとおり提出されました。これを

日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 閉会中の継続調査申出について

○議長（谷口義則）

追加日程第1、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（谷口義則）

以上で本日の日程の全てを終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（池田 孝）

本定例会に数多い議案など御提案を申し上げましたが、議会においては長きにわたり御審議を賜りました。特に今回、議案第64号において不備が見つかり撤回をさせていただきます。今後このようなことが一切ないように十分反省しながら努めてまいりたいと思います。また、いろいろな議案に可決などいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

師走となりまして大変慌ただしくなっております。年末年始、交通事故等に遭わないように議員の方々も十分気をつけていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（谷口義則）

以上で今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これにて、平成24年第4回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会仮議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 1 号	曾於市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 9 号	指定管理者の指定について（曾於市立恒吉地区診療所）	賛成多数 可 決
議 案 第 6 0 号	指定管理者の指定について（そお生きいき健康センター）	賛成多数 可 決
議 案 第 6 1 号	指定管理者の指定について（曾於市立図書館、曾於市立図書館大隅分館、曾於市立図書館財部分館）	賛成多数 可 決
議 案 第 6 2 号	指定管理者の指定について（曾於市歴史民族資料館、大隅郷土館、財部郷土館）	賛成多数 可 決
議 案 第 6 5 号	曾於市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 6 号	曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 2 号	曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 3 号	曾於市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 4 号	曾於市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 7 6 号	平成24年度曾於市介護保険特別会計予算の補正について（第2号）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 7 号	団体営土地改良事業の施行について（立馬地区）	全会一致 可 決
議 案 第 5 8 号	指定管理者の指定について（曾於市ゆず搾汁センター）	全会一致 可 決
議 案 第 6 7 号	曾於市営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 8 号	曾於市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 9 号	曾於市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 0 号	曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 5 号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第4号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 7 号	平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第3号）	全会一致 原案可決
議 案 第 7 8 号	平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第3号）	全会一致 原案可決